

ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の 運用に関する意見提出者の一覧

(受付順、敬称略)

意見提出者（計 23 件）				
受付	意見受付日	意見提出者	代表者氏名等	
1	平成 25 年 8 月 24 日	個人	－	
2	平成 25 年 9 月 2 日	個人	－	
3	平成 25 年 9 月 17 日	個人	－	
4	平成 25 年 9 月 17 日	個人	－	
5	平成 25 年 9 月 19 日	個人	－	
6	平成 25 年 9 月 20 日	Z i p T e l e c o m株式会社	代表取締役社長	田辺 淳治
7	平成 25 年 9 月 20 日	日本ネットワークイネイブラー株式会社	代表取締役社長	小林 昌宏
8	平成 25 年 9 月 20 日	BBIX株式会社	専務取締役 兼 COO	福智 道一
9	平成 25 年 9 月 24 日	一般社団法人テレコムサービス協会	－	
10	平成 25 年 9 月 24 日	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	代表取締役社長	加藤 薫
11	平成 25 年 9 月 24 日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	代表取締役社長	有馬 彰
12	平成 25 年 9 月 24 日	株式会社アットアイ	代表取締役	横田 洋人
13	平成 25 年 9 月 24 日	個人	－	
14	平成 25 年 9 月 24 日	ソフトバンクBB株式会社	代表取締役社長 兼 CEO	孫 正義
		ソフトバンクテレコム株式会社	代表取締役社長 兼 CEO	孫 正義
		ソフトバンクモバイル株式会社	代表取締役社長 兼 CEO	孫 正義
15	平成 25 年 9 月 24 日	株式会社ケイ・オプティコム	代表取締役社長	藤野 隆雄
16	平成 25 年 9 月 24 日	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟	理事長	西條 温
17	平成 25 年 9 月 24 日	日本電信電話株式会社	代表取締役社長	鵜浦 博夫
18	平成 25 年 9 月 24 日	中部テレコミュニケーション株式会社	代表取締役社長	湯浅 英雄
19	平成 25 年 9 月 24 日	K D D I 株式会社	代表取締役社長	田中 孝司
20	平成 25 年 9 月 24 日	西日本電信電話株式会社	代表取締役社長	村尾 和俊
21	平成 25 年 9 月 24 日	東日本電信電話株式会社	代表取締役社長	山村 雅之
22	平成 25 年 9 月 24 日	イー・アクセス株式会社	代表取締役社長	エリック・ガン
23	平成 25 年 9 月 24 日	株式会社ジュピターテレコム	代表取締役社長	森 修一

意見書

平成 25 年8月 24 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号
住所
氏名
電話番号
電子メールアドレス

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

提出意見：

IPv6 への移行の取り組みがまるでみえてこないし、国家主導（総務省や経済産業省、内閣府）でやるのか、民間通信事業社でやるのかその枠組みをきっちりとすべきではないか。

ブロードバンドは多くの国民が恩恵をうけているが、さらなる高速通信の足枷になっているのが、ルーター・スイッチングハブなどの通信機器が、米国の「Cisco Systems, Inc. 社」「Juniper Networks, Inc. 社」等が寡占状態で技術の発展があまりにも遅すぎて、通信障害が発生する原因として、これら装置の発展が遅すぎる点にもある。ライドテレシスホールディングス株式会社や NEC、富士通と言った日本の会社が主導的な分野になる事も重要であるが、米国のこれら会社の問題も考えて行かないと駄目である。

つまり、この点を踏まえて、NTT 等の在り方も変わってくる事は明らかです。NTT 東西の問題点としては、従業員自体が大企業病に陥っているという観点もあり、柔軟な思考をもつ努力も含めて大切であると言えます。

NTT 東西が保有する電柱や局舎の在り方も今後オープンな議論が重要です。NTT 東西の局舎をデータセンター化して、他の電気通事事業者やデータセンター（ハウジング）運営会社に貸すといったサービスが可能であり、余剰スペースの活用が不十分であります。昨今は電力関係のトラブルもある事から、NTT 東西の局舎の無停電データセンター化を施し、そこに新たなサービス展開をする事で新たな産業が生まれるという点でも NTT の役割があるように思えます。例えば、地方都市においては会社のサーバー機などデータセンター機能を NTT の局舎に設置する方が安全性がたかいなどもありえます。

NTT の局舎の在り方も含めてブロードバンド政策につなげるべきではないか。NTT が保有する電柱やダークファイバーの活用、無線通信の在り方など法制度上で改善出来る点と、他事業社はやりたいが NTT にやる気がなくでいない部分の洗い出し作業は必要ではないか。

意見書

平成 25 年9月2日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号
住所
氏名
電話番号
電子メールアドレス

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

提出意見：

アベノミックスのもと、政府は経済活性化を「国全体」として進める方！ 針とのことですが、電気事業分野では地方においての携帯電話、データ通信のつながりにくさ、LTE 普及の遅れに見られるように。改善は遅く、大都市圏との digital divide は更に拡大しています。米国を含む諸外国の多くでは、ベンチャー、起業は往々にして地方から始まる。その大きな理由の一つは digital divide がさほど顕著でないからです。地方、山間部へ、安価なハイスピードネットワークを導入する「必然性」があります。

意見書

平成 25 年9月 17 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号
住所
氏名
電話番号
電子メールアドレス

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

提出意見：

N T Tを抑える活動ありきではなく、日本各地の国民がより良いブロードバンド環境を受けられるための検討をしてもらいたい。

そもそもN T Tも西と東に分かれている意味が無くなってきているのではないか。他社と同様全国で1社体制（もしくは西東の価格差の撤廃や、互いの横断による追加費用は撤廃いただきたい）としてもらいたい。

キャリアで差異が出ることは過去や戦略によって仕方がないことである。国民にとっては直接的に関係のないことであり、それらの差異についてはキャリア間で調整いただきたい。決して利用者への費用増や手続きの複雑さの負担象を生まない形にしていきたい。

意見書

平成 25 年9月 17 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号
住所
氏名
電話番号
電子メールアドレス

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見募集」に
関し、別紙のとおり意見を提出します。

提出意見：

今、私は ADSL に加入しています。月 3500 円です。(プロバイター料込 TIKITIKI というプロバイダーです。)ソフトバンクが店頭で 10 年前でしょうか、ADSL がただですよ・・と赤い手提げ袋を持って宣伝していたのを思い出します。

ブロードバンドの光回線が普及しないのは、NTT が全て悪いです。通信の独占企業ですから。

ADSL がやっと普及したのは、ソフトバンクのおかげです。

高速の 1 ギガビットの値段がいまだに 5 千円を超え、値下げがされていません。

(プロバイター料込、以下同じ)

100 メガビットの光でさえも、4,500 円位では、到底普及するはずがありません。

たって、1 ギガビットの 1/10 なのに金額の差がたかが 1,000 円ぐらいですよ。

これが企業努力の範囲内なのでしょうか。

また、光の工事もばか高く言い値です。25,000 円から 35,000 円位。

ただ、今は入会したら工事費用は無料です・・って本当の工事代はいくらじゃ・・といいたく
なります。

現在 ADSL は 12 メカですが、100 メガで 2,500 円位の光になれば(プロバイダー料込)スムーズに
光に自然と変わっていくはずですが、値段が高すぎます。

ADSL を光回線に普及させるには、インパクトのある値段だけです。

NTT にプロバイダーの権利もあげたらどうなるのでしょうか。自由競争の原理より。

AU などはプロバイダー料込で 5 千くらいで広告しています。

光と言うだけで値段が高すぎです。もっと企業努力を・・。

意見書

平成 25 年9月 19 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号
住所
氏名
電話番号
電子メールアドレス

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見募集」に
関し、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

提出意見：

都市部ばかりに、光等の高速インターネット回線が普及しており人口密度の低い市町村には、ADSLもしくはISDN回線のみで不公平極まりない。

NTTの、インターネット回線使用料も非常に高いのでは？

再意見書

平成 25 年 9 月 24 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 130-0015

(ふりがな) とうきょうとす み だ く よ こ あ み

住 所 東京都 墨田区 横網 2 丁目 6 番 2 号

(ふりがな) ジップ テ レ コ ム かぶしきがいしゃ

氏 名 Zip Telecom株式会社

だいひょうとりしまり や くしやちよう た な べ じゅんじ

代表 取締役 社長 田辺 淳治

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する再意見募集」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

意見提出者	該当部分	意見
西日本電信電話株式会社	【NGN、地域IP網及びひかり電話網について】 当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網(以下、NGN等)については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明かです(中略)。 上述のとおり、当社のNGN等にボトルネック性がないことは明かであり、また、IP・ブロードバンド時代は、各事業者がそれぞれネットワークを構築し、お互いのお客様同士が相互に通信しあう、同じ立場での接続形態となっており、当社の固定電話網を中継事業者へアクセス網として貸し出す形態が中心であった電話時代の接続とは大きく異なっていることから、当社のNGN等は、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます	NTT 東・西殿の NGN 等を第一種指定電気通信設備の対象から除外すべきではありません。NTT 東・西殿は、競争が進展している旨を主張されていますが、そもそも、競争が成立するのはNTT 東・西殿やKDDI 株式会社殿、電力系事業者など光ファイバや電柱等の設備を所有する大手事業者に限られ、弊社をはじめとした中小規模の通信事業者が NTT 東・西殿と同等の NGN を構築することは極めて困難です。したがって NTT 西日本株式会社殿の主張は現実的に妥当ではありません。
KDDI 株式会社	現行のアンバンドル機能の対象は適切と考えます。 なお、NGN のアンバンドル機能については、設備競争を阻害するようなアクセスに関する機能のアンバンドルは不要と考えます。	NGN のアンバンドルについては、開放機能の議論に例外をつくらないことが必要です。また、議論においては大手通信事業者のみで議論を行うのではなく、中小規模の通信事業者を含めた幅広い関係者による議論を行う必要があります。
ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	<アンバンドルの在り方について> 日々進化する技術を導入し、通信基盤を強化・進展させることは、情報通信分野を更に発展させ、国民の生活の更なる利便性向上、経済活性化等を実現するために非常に重要です。NTT 殿におかれましては、新しい通信基盤である NGN に関する研究開発が進められ、世界をリードしていると認識しておりますが、これは日本国内のみならず世界の情報通信の発展に多大な貢献をしてい	ソフトバンク各社殿のご意見に賛成します。NTT 東・西殿の NGN には、0AB～J IP 電話のために優先制御、および帯域制御等の機能を有していますが、これまで接続事業者に開放されておらず、現在 NTT 東・西殿のみが独占的に利用しています。弊社は NGN を活用した0AB～J IP電話を実現するため、数年前よりNTT 東西殿に対し、再三にわたりこれらの具体的要望を行い、協議をしてきました。しかしながら、NTT 東・西

社	るものと考えます。 一方で、新しい技術の導入においては、その利便性や効率性、費用だけでなく、接続事業者の接続性や公正競争を十分に担保していただくことが必要であると考えます。 例えば、現在、次世代加入者系光ネットワークの実現に向け、各所で 10Gbps 級光アクセスネットワークシステムの研究開発が進んでいるところですが、一方で、現行とは異なる分岐数での導入等、設備更改のタイミングで現行方式のように他事業者との接続を前提としない設備構築がなされ、接続事業者に多大な影響を与える可能性があります。NGN の設備更改においては「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方(答申)」(2011 年 12 月 20 日)においても記載のあるとおり、「現時点では技術的に可能でない場合であっても、その後の段階的な設備更改を経て対応可能となることがあるという点も留意することが必要」であると考えます。 第一種指定電気通信設備として指定がされているNGNは、競争事業者の接続を前提とした設備とすべきであり、設備更新をする場合は、事前に関係事業者の意見をこれまで以上に聴取し、接続の容易性への配慮や公正競争の担保が必要であると考えます。	殿は現時点においても弊社要望のヒアリングすら完了していないと主張し、この数年間、協議に関しては全く成果がありません。弊社からは NTT 東・西殿自身が提供している機能と同等のサービスを実現するために必要な機能を要望しているにもかかわらず、「具体的な要望になっていない」という理由によって協議が数年に渡り延々と進まないことは、NTT 東・西殿のアンバンドルに対する姿勢の問題だけでなく、NTT 東・西殿に接続協議の遅延を許してしまうアンバンドルの考え方(ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方)情報通信審議会答申(平成 23 年 12 月 20 日))の実効性に問題があると考えられます。「具体的な要望になっていない」ことを利用し、NTT 東西殿自身の裁量によって、接続協議が安易に遅延されることが無いよう、まずは弊社をはじめとした多くの通信事業者とともに接続協議の実態を検証していただきたいと考えます。
一般社団法人 テレコムサービス協会	機能分離は、ブロードバンドの普及とその利活用を促進するための手段であったはずですが、しかし、NGN 上でのブロードバンド利活用は、前項にも示したように必ずしも順調には進んでおらず、以前の「ひかりの道」議論で得られた「機能分離」の方針も含めて、改めて議論が必要と考えます。	NTT 東西殿のアンバンドルのインセンティブを確保するためには、構造分離等についても視野に入れた上、議論を推進すべきです。

KDDI 株式会社	1992 年の NTT ドコモ分離や、1999 年の NTT 再編成時に完全資本分離を避け、持株会社体制によるグループ一体経営の下での分離・分割に留まった経緯を踏まえれば、その際に NTT ドコモや NTT 東・西に課された公正競争要件は極めて厳格に運用される必要があります。さらに、電気通信事業法においては、市場支配的な電気通信事業者が市場支配力を濫用することによって、公正な競争環境が損なわれることを防止するため、特定の事業者に対し不当に優先的に取り扱う等を禁止する禁止行為規制が課されており、固定市場・モバイル市場においてそれぞれ圧倒的な市場支配力を有している NTT 東・西、NTT ドコモがその対象となっています。(中略) ましてや、禁止行為規制が適用されている NTT 東・西と NTT ドコモ同士が直接又は第三者を介し相互に連携することは、これまで有効に機能してきた公正競争ルールの趣旨に反し、公正競争を著しく阻害することになるため、当然禁止されるべきと考えます。 そのため、総務省においては、NTT グループによる共同的・一体的な市場支配力の行使を抑止するよう、禁止行為規制を強化すべきです。	KDDI 殿ご意見に賛成します。固定・移動体分野で圧倒的な市場支配力を持つ NTT 東・西殿と NTT ドコモ殿の連携は、競争環境を著しく歪めてしまう可能性があります。そのため、禁止行為規制については、今後も厳格に運用をする必要があります。
KDDI 株式会社	NTT 持株体制下で NTT ドコモや NTT コミュニケーションズなどがモバイル事業、ISP 事業を行っている中、NTT 東・西がモバイル事業、ISP 事業等に進出することは、NTT グループとしての市場支配力を高めることになり、競争を阻害するものと考えます。このような公	KDDI 殿及びソフトバンク各社殿に賛同します。優先制御等機能アンバンドルが開放されていない段階で、NTT 東・西殿が移動体事業や ISP 事業といった事業領域拡大は、公正競争を更に歪める結果を招きます。

	正競争上支障があることが明白である NTT 東・西による移動体事業や ISP 事業等への参入については当然禁止すべきです。	
ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテ レコム株式会 社 ソフトバンクモ バイル株式会 社	<ISP 業務やモバイル業務への進出について> 2011 年 11 月 17 日公表の「日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見及びその考え方」において、「ISP 業務やモバイル業務については、電気通信事業の公正な競争の確保に看過し得ない著しい支障をおよぼすおそれのある事態も容易に想定される」と総務省殿の考え方が示されています。この点も踏まえ、現状の法体系の下、NTT 東西殿が ISP 業務やモバイル業務等を活用業務として営むことは想定し得ない事態ではありますが、仮に NTT 東西殿にて同種の業務拡大を企図し、届出がなされたとしても、総務省殿は、すみやかに業務改善命令等により、当該サービスが提供されないよう対処すべきと考えます。	

ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテ レコム株式会 社 ソフトバンクモ バイル株式会 社	＜ONU の端末設備化＞ 現在、NTT-NGN ユーザ宅内に設置される光回線加入者側終端装置 (ONU) は NTT 東西殿の事業用電気通信回線設備として NTT 東西殿が設置し、ユーザへレンタル提供しています。NTT 東西殿は、過去、ONU のレンタル代金として月額 945 円で提供を行っていましたが、独占領域である ONU は、過去 10 年間に於いて、金額・機能等に大きな発展はありませんでした。ONU の開放の是非については、競争政策や規制・制度と密接に関わる問題であり、事業者間でのみで結論付けることは適当ではないことから、先の「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方答申 (平成 23 年 12 月 20 日)」において、「FTTH サービスにおける ONU の開放の是非及びその在り方に関しても、(中略) 技術的課題の整理等、必要な検討を行うことが適当である。」とされていることから、速やかにオープンな場で議論を開始すべきと考えます。	ソフトバンク各社殿及び BBIX 株式会社殿に賛成します。 NGN 上で IP 電話サービスを提供する場合、NTT 東・西殿は TA のレンタル料金を 0 円に設定していますが、弊社など NTT 東・西殿以外の事業者は TA をメーカーから調達した上で提供しているため、0 円での提供は不可能です。また、筐体についても、弊社は ONU と TA の筐体が分離した状態でしか提供できませんが、NTT 東・西殿は ONU と TA を一体化して一筐体で提供しています。この一体型提供は、ONU の開発・製造費用に TA の開発・製造費用の多くを組み入れ可能であること等から、上記の TA 料金を 0 円に設定できる根拠になっていると十分に考えられるものですが、接続事業者において同様の施策をとることは不可能です。すなわち、一体型 ONU の問題は、ONU を提供する独占的立場を利用した不当な競争であると言えます。公平・公正な競争確保の観点や、利用者視点に立った場合、ONU の仕様を開放し、機器メーカー等が自由に参入、販売することで、現在の家庭用無線 LAN ルータをはじめ
---	---	--

BBIX 株式会社	＜ONU の端末設備化＞ 現在、NTT-NGN ユーザ宅内に設置される光回線加入者側終端装置 (ONU) は NTT 東西殿の事業用電気通信回線設備として NTT 東西殿のみが提供しています。また、「ONU 一体型ルータ」としてルータ機能や IP 電話の TA 機能との一体化を行い、エンドユーザへ提供しています。これらの複数の機能を一体で提供できるのは NTT 東西殿のみであり、機器メーカーや ISP 等他社が参入することはできません。 先般、総務省で開催された「IPv6 によるインターネットの利用高度化に関する研究会」においても、「ONU と HGW 一体化の議論を聞いて黒電話を思い出した。一見すると便利であるが、インターネットはレイヤを分け、様々な機能を切り離したことで多様性を確保し発展してきた。一体化の件は逆戻りになるのではないかという懸念を感じた」といった議論がされたこと等からも、ONU やルータ等の一体的な提供が NTT 東西殿のみ可能である等といった問題について、議論を開始すべきと考えます。	としたネットワーク機器市場のように安価で高機能な ONU や TA の調達が可能となるべきであり、これらの環境を整えることは、ブロードバンドや NGN の利活用が促進されるために必須の措置であると考えます。
株式会社ケー・オプティコム	ソフトバンク殿の提案に基づくベストエフォート回線を用いた OAB-J 番号の IP 電話サービスについては、「従来の OAB-J 番号とは異なるものであることの利用者への周知の徹底を条件としたもの」とされていますが、安定品質が担保されないため、緊急通報が安定的に確立できない等により、人命および国民の安心・安全が脅かされ、利用者利益が著しく損なわれる可能性があります。	これまで、NGN を用いた OAB-J IP 電話は、NTT 東・西殿のみが事実上、独占的に提供を行ってきました。今回、情報通信審議会情報通信技術分科会 IP ネットワーク設備委員会にて、ソフトバンクテレコム株式会社殿が提案した方式が認められたことにより、NTT 東・西殿以外の事業者による OAB-J IP 電話市場への参入の門戸が開かれました。このことは、NG

特に、0AB-J番号の品質要件については、内閣府規制改革会議において国際先端テストの対象案件となった「市外局番(0AB-J番号)取得に係る品質要件の見直し」に関して、総務省殿より「規制を維持する必要性」として以下の見解が示されています。 (平成25年5月27日開催 規制改革会議 第7回創造等ワーキング・グループ 資料1-4抜粋) ・我が国の現行制度では、アナログ電話と同等の品質が確保されるIP電話について、アナログ電話と同じ体系の電話番号(0AB-J番号)を割り当てることとしており、その提供のため、各事業者はさまざまな技術を用いて一定の通信品質を維持しているところ ・仮に、0AB-J番号のIP電話の品質要件を廃止等した場合には、トラフィックの混雑する時間帯や、将来的にトラフィック環境の変化した場合において、IP電話による通信品質が適切に確保されず、支障の生じるおそれがある ・我が国の0AB-J番号のIP電話は、品質、緊急通報の利用、故障又は損壊の対策等の点において、アナログ電話と同等性が確保されており、そのような保証のない050番号のIP電話と明確に区別されている。IP電話の番号による識別性が損なわれた場合には、消費者は提供事業者・提供サービスごとに複雑な判断をしなければならなくなることから、品質要件の廃止等は適切ではない ・あまり知識のないお年寄り等が誤って低い品質のIP電話サービスを選択してしまうといった問題が頻発する また、当該サービスは、去年の検証結果において、「競争条件を抜	Nのオープン化に向けた政策として評価しています。 しかしながら、本提案方式は、輻輳や品質担保のためにドライカップ回線による迂回が必要になることから、事実上、大手通信事業者のみが採りうるもので、弊社をはじめとした非大手通信事業者が採りうるものではありません。 弊社をはじめとした多くの競争事業者が、NGN上において0AB-J IP電話を提供するためには、NGNの優先制御、もしくは帯域制御といったNTT東・西殿のみが使用している機能の開放が必要です。 そもそも、昨今の固定電話の利用環境やニーズは、PSTNを構築した当初とは大きく変わっており、現在の日本のIP電話に設定されている技術基準は、他国には存在しない日本独自の基準であることから、過剰かつ不必要な規制です。日本のIP電話の品質基準は、これまでのPSTNの電話サービスの概念を前提とした固定的な基準であり、IP電話がもつ発展性と多様性を大きく阻害しています。携帯電話に見られるように、固定的な基準を設定せず、顧客が通話品質を含めて自由に選択できる環境が必要です。総務省殿においては、旧来の概念にとらわれることなく、事業者が新しいサービスにチャレンジするためにもIP電話の品質に関する規制が無い環境を整えていただくようお願い致します。
--	--

	本的に変更するものではない」とされていますが、上記総務省殿見解にあるとおり、これまで、さまざまな技術を用いて一定の通信品質を維持するため、相応の設備投資を重ねてきた既存事業者が圧倒的に不利な競争条件を強いられるばかりか、利用者に対して、当該既存事業者による最適なサービスの提供が阻害されることは、固定通信市場の発展が損なわれるものと考えます。 以上のことから、平成26年の包括的な検証に向けて、利用者の利益を著しく損なうことがないか、不公正な競争環境の形成に繋がることがないかという視点にたって、審議会や競争政策委員会等の公の場で議論を尽くしていただくことを要望いたします。	
--	---	--

以上

意見書

平成25年9月20日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 100-0004

住所 とうきょうと ちよだく おおてまち1 ちょうめ8ばん1 ぐう
東京都千代田区大手町1丁目8番1号

おおてまち びる 21かい
KDDI大手町ビル21階

氏名 にほん ネットワークイネイブラー しかぶしきが いしや
日本ネットワークイネイブラー株式会社

だいひょうとりしまりやくしや ちやう こばやし まさひろ
代表取締役社長 小林 昌宏

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する再意見募集」に
関し、別紙のとおり意見を提出します。

（文中では敬称を省略しております。）

意見提出者 日本ネットワークイネイブラー株式会社

別添 1 意見提出者	該当部分	意見
BBIX 株式会社	＜現行指定の対象について＞ 弊社は東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿（以下、あわせて「NTT 東西殿」という。）の NGN（以下、「NTT-NGN」という。）上における VNE として、IPoE 方式によるインターネット接続サービスを提供しています。 IPoE 方式は、NTT-NGN において県単位で相互接続点が設置されている PPPoE 方式と異なり、東京及び大阪の 2 拠点でしか相互接続点が設置されていないことから、NTT 東西殿の県間網の利用が余儀なくされます。また、VNE との相互接続点に設置されるゲートウェイルータも同様に利用が必須となっています。 IPoE 方式は、PPPoE 方式同様に NTT-NGN 上で提供されるインターネット接続サービスであり、国民のブロードバンド利用に大きく影響すること等を考慮すれば、IPoE 接続方式を提供するために利用が不可欠である NTT 東西殿の県間網及びゲートウェイルータについても、第一種指定電気通信設備として指定し、PPPoE 方式と同様の費用負担の考え方を適用することで、円滑な利用を実現すべきと考えます。	「NTT 東西殿の県間網及びゲートウェイルータについても、第一種指定電気通信設備として指定し、PPPoE 方式と同様の費用負担の考え方を適用することで、円滑な利用を実現すべきと」とありますが、当社はこれに基本的に賛同します。 BBIX と同様に VNE 事業者である当社は NTT 東西の県間網、ゲートウェイルータの利用が必須の状況でありコスト構造に大きな影響があります。 第一種指定電気通信設備と同等に当該接続に関する設備収支の状況等を明らかにし、接続料の適正な算定をもとに VNE 事業者に対して第一種指定電気通信設備を同一条件で提供することが必要と考えます。
BBIX 株式会社	＜相互接続点の分割＞ 前項で申し上げたとおり、現在 IPoE 方式の相互接続点は東京及び大阪の 2 拠点のみであり、NTT 東西殿の本来の業務区域である県単位での相互接続点は設置されていません。このため、PPPoE 方式では可能であった、ユーザの分布やトラヒックに応じた柔軟な網設計やコスト、品質の管理ができない状況となっています。従って、ユーザ利便の観点からも IPoE 方式においても、速やかに県ごとの相互接続点を設置すべきと考えます。	「IPoE 方式においても、速やかに県ごとの相互接続点を設置すべきと考えます。」とありますが、当社はこれに賛同します。 広域 P01 だけの現状ではトラヒックに応じた柔軟な網設計の選択肢も無くコスト、品質の管理も厳しい状況にあります。 P01 分割は IPv6 普及後も安定した良質なサービスを継続提供する上で重要な位置付けと考えます。

意見書

平成 25 年 9 月 24 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 105-7310
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住 所 東京都港区 東新橋 一丁目 9 番 1 号
(ふりがな)
氏 名 BBIX 株式会社
専務取締役兼 COO ふくち 福 智 みちかず 道 一

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見募集」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

意見提出者 BBIX 株式会社

別添 1 意見提出者	該当部分	意見
西日本電信電話株式会社	当社のNGN等にボトルネック性がないことは明らかであり、また、IP・ブロードバンド時代は、各事業者がそれぞれネットワークを構築し、お互いのお客様同士が相互に通信しあう、同じ立場での接続形態となっており、当社の固定電話網を中継事業者へアクセス網として貸し出す形態が中心であった電話時代の接続とは大きく異なっていること、から、当社のNGN等は、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。	インターネット接続を提供するISP事業者等、多くの通信事業者にとって、東日本電信電話株式会社（以下、「NTT 東」とします）殿及び西日本電信電話株式会社（以下、「NTT 西」とします）殿のNGNと同等のネットワークを構築することは、資金を含むリソースの制約等から実質的に不可能です。また、FTTH市場における契約数のシェアが73.4%（平成24年度末）と依然として高いこと等も踏まえれば、NGNがボトルネック設備であることは明らかであり、引き続き第一種指定電気通信設備の指定を継続すべきであると考えます。 仮に、NGNが第一種指定電気通信設備の対象から外れた場合、NGNとISPネットワークの相互接続が円滑に行われなくなるおそれがあるなど、ISP市場の健全な発展を阻害することにつながるものと考えます。
西日本電信電話株式会社	② ネットワーク利用料の負担の公平性について ソフトバンク殿は、当社のNGNとISP接続することで、ルータによる伝送部分のネットワーク利用料を負担することなくOAB-JIP電話サービスを提供されています	現在、NGNにかかるネットワークのコストは、NGN利用者やISP、VNE等の接続事業者が負担しております。NTT西殿の主張は、IPレイヤより上位にあるサービス種別を判別し、追加の料金の負担を求めるという主張であり、IPパケットを公平に取り扱

	が、当社を含む既存の O A B - J 電話サービス提供事業者は、交換機やルータによる伝送部分のネットワーク利用料（コスト）を負担してサービスを提供しており、同じ O A B J 電話サービスでありながら、ネットワーク利用料（コスト）の負担の公平性が図られておりません。	う従来の NGN の ISP・VNE 接続の機能や考え方を大きく変えるものです。また、この主張は、サービス提供者が下位レイヤのネットワークを、また ISP 事業者が上位レイヤのサービスを意識する必要がないため発展してきたインターネットの歴史に異を唱えることでもあり、インターネット時代に逆行した意見であると言わざるを得ません。 仮に NTT 西殿がこのような主張を行うのであれば、IP パケットに含まれるデータの目的や種類によって、ネットワーク利用料を個別に設定することの正当性や実現方法を、ISP 事業者や VNE 事業者、上位レイヤに位置する通信サービス事業者、利用者、関係団体等の幅広い関係者に自ら説明した上で、オープンな議論を行うべきであると考えます。
--	---	--

意見書

平成25年9月24日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 103-0013

住所

とうきょうとちゅうおうくにはんばしにんぎょうちょう3
東京都 中央区 日本橋 人形 町 3-10-2

フローラビル 8 階

名称

いっぽんしゃだんほうじん きょうかい
一般 社団 法人 テレコムサービス 協会

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する再意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

再意見提出者 一般社団法人テレコムサービス協会

意見提出者	該当部分	意見
ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレ コム株式会社 ソフトバンクモバ イル株式会社	1 指定電気通信設備制度に関する検証 (1)第一種指定電気通信設備に関する検証 ウ アンバンドル機能の対象に関する検証 ＜アンバンドルの要件について＞ アンバンドル義務の要件としては、①「具体的な要望があること」、②「技術的に可能であること」、③「過度な経済的負担がないことに留意」の三点が明確に示されています。NGN における公正競争環境の発展による、ブロードバンドの普及促進を図る観点から、上記アンバンドルの三つの考え方について、それぞれ以下の観点を踏まえ、NTT 東西殿が適切に対応を行っているかどうかの検証を求めます。	左記のご意見に賛同します。 特に、最新のネットワークである NGN については、そのネットワーク上で様々なアプリケーション・サービスが登場するような環境が整備されることを期待します。しかし、現状では必ずしもそうはなっておらず、NTT 東西による新たなサービスもほとんど提供されない状況になっています。NGN の機能をアンバンドルすることによって、他の事業者から新たなサービスが出されるような競争環境が整うことを期待します。

意見提出者	該当部分	意見
KDDI 株式会社	1 指定電気通信設備制度に関する検証 (5)機能分離の運用状況に関する検証 具体的には、以下に列挙するような項目について、機能分離及び子会社監督の実施にあたって遵守すべき行為として具体的かつ詳細な項目・指標が規定されておらず十分な検証とは言えないため、総務省においては、NTT 東・西に対して厳格な調査、検証を実施し、それらに基づく是正措置を着実に講じるべきです。	左記の 3 社のご意見に賛同します。 いずれも、競争事業者の目から見て、これまでの「機能分離」およびその検証過程が十分ではないとの指摘と考えます。また、以前の「光の道」の議論の際には、「機能分離」は目的ではなく、ブロードバンドの利活用を促進するための手段であったはずで。その点から見ても、前項でも指摘したように、現状では最新のネットワークである NGN を十分に利活用したサービスが提供されている環境にはなっていません。 また、昨年度も競争事業者から同様の意見が出されていたにもかかわらず、状況はほとんど変わっておりません。したがって、現在の「機能分離」が当初の目的を果たせないのは明らかと考えます。ブロードバンドのさらなる利活用の促進を目指して、早急に新たな枠組みによる検討を開始するべきと考えます。
ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	1 指定電気通信設備制度に関する検証 (5)機能分離の運用状況に関する検証 NTT 東西殿が 2013 年 6 月 28 日に総務大臣殿に提出した、禁止行為規定遵守措置等報告書については、昨年度と比して、各種規程等の内容の充実化、教育研修対象の拡大、接続関連情報を持ち出す場合の明確化等に加え、公表範囲も一部拡大して頂きました。こうした変更は公正競争確保に資するものであり、評価されるべきと考えます。しかしながら、依然として以下の点については問題点が認められます。	
イー・アクセス株式会社	1 指定電気通信設備制度に関する検証 (5)機能分離の運用状況に関する検証 なお、上記の検証の結果や、本意見書のボトルネック設備利用に係る各社意見の内容を踏まえて、現行の体制に課題があると認められた場合は、同等性を図るための更なる措置(例えば、システムの物理的分離等)の実施を検討すべきと考えます。	

意見書

平成25年9月24日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課制度係 御中

郵便番号 100-6150
住 所 とうきょうと ちよだく ながたちょうにちようめ
東京都千代田区永田町二丁目11番1号
氏 名 かぶしきがいしゃ
株式会社 エヌ・ティ・ティ・ドコモ
だいひょうとりしまりやくしゃちょう かとう かおる
代表取締役社長 加藤 薫

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する再意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する再意見募集」に関して、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当社の意見を以下のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

再意見提出者:NTTドコモ

意見提出者	該当部分	再意見
株式会社ケイ・オプティコム	P1 1 指定電気通信設備制度に関する検証 (2) 第二種指定電気通信設備に関する検証 ア 指定要件に関する検証 二種指定事業者とMVNOの不公平な競争条件の是正に向けては、接続料に関する適正性・透明性の確保が特に重要であり、次の措置を含め、二種指定制度を一種指定制度並みに厳正化すべきと考えます。 ・接続約款について、現行の届出制から認可制への移行 ・接続料算定における将来原価方式の導入(MVNOの事業予見性の確保) ・接続料算定期間に起因する二種指定事業者とMVNOの原価年度のずれ解消 ・アンバンドル機能の提供義務化・拡大(すべての二種指定事業者における同一の接続メニューの提供) ・二種指定事業者のネットワーク設計値、品質、カバーエリア等について、MVNOに対する情報開示の義務化	・当社は MVNO との協議に際し、「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」に則り、真摯に対応しています。また、パケット接続料については法令に基づく適正な算定により、当社においては毎年度低減しており、2012 年度適用接続料は対前年度比 4 割超と大幅に低減しています。 ・寧ろ、MNO は MVNO に対して接続義務により広くあまねく画一的対応を求められていることが、事業者の不満に繋がっている面もあると考えられます。M2M 市場の拡大等により、今後益々 MVNO の重要性が高まると想定されることから、当社としても MVNO の参入促進に積極的な取組みに努めていく必要があると認識しています。そのためには、MNO の MVNO に対する接続義務を撤廃し、諸外国同様、卸方式による自由かつ柔軟なビジネスベースの取引が行える制度に改めることで、MNO と MVNO が Win-Win の関係を構築し、多種多様なサービスの提供を可能とすることが極めて重要であると考えます。
	P2 1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3) 禁止行為に関する検証 ア 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制の適用事業者の指定要件に関する検証	・移動体市場の競争環境の検証に当たっては、スマートフォンや LTE の普及等による OTT(Over The Top)主導のグローバル化の進展が移動体市場に影響を与えている状況等を踏まえる必要があります。OTT の台頭を踏まえれば、国内のネットワークレイヤーだけに着目した規制は見直

意見提出者	該当部分	再意見
	NTTグループは、固定通信・移動通信の両市場において圧倒的なシェアを有するドミナント事業者を抱えることから、NTTグループに対する現行規制については、引き続き維持すべきであり、NTTドコモ殿に対する禁止行為等規制の適用について、「非対称規制として維持していくことが適当」とした昨年の検証結果における総務省殿の考え方に賛同いたします。 ただし、モバイル市場においては、有限希少な電波資源の利用がもたらす市場特性、大規模な売上高、顧客基盤、圧倒的な資金力等をベースとして、上位3社の市場支配力がますます強化しているものと認識しております。加えて、上位3社を含む企業グループは、モバイル市場での売上を原資としてさまざまな事業分野に進出し、情報通信市場全体への影響力を拡大しており、それにより、市場全体の健全な発展が阻害されつつあります。 このような状況が続くことになれば、サービスの多様化や料金の低廉化といったこれまでの競争政策の成果は失われることとなり、お客様の利便性は却って損なわれることとなります。 以上のことから、情報通信市場全体での公正競争環境の確保のため、上位3社のモバイル事業者を含む企業グループの総合的な市場支配力やグループドミナンスに対して、厳正かつ包括的に規制することが必要と考えます。	しが必要であると考えます。また、産業競争力の観点で見た場合も、海外と比べて突出して厳しい規制は、国内の通信キャリアの競争力のみならず、国内の上位下位レイヤーの競争力をも奪うものであり、OTTの多くが海外勢であることを踏まえると国際競争力を高める意味でも見直しが必要と考えます。 ・国内においても、ソフトバンク殿がスプリント殿買収によって売上高で世界第4位の規模となり、端末や通信設備の調達力が大きく向上することや、KDDI殿がCATV各社との連携強化により、「auスマートバリュー」が開始後僅か一年余りで463万契約（2013年7月30日、同社決算発表）に達するなど固定側の合従連衡が移動体通信市場に影響を与えている状況を踏まえる必要があると考えます。auスマートバリューは利用者の満足度が高いにも関わらず、当社は規制により排他的な連携が禁止され、事実上こうしたサービスが提供できないことから、当社の利用者のみ、その利便性を享受できない状況にあります。 ・さらには、当社、KDDI殿、イー・アクセス殿を含めたソフトバンクグループ殿の3事業者グループがいずれも収益シェア25%を超えて近接している上、KDDI殿、ソフトバンクグループ殿についても市場支配力を有していると考えられるところであり、これらを踏まえると、当社のみに禁止行為規制を課す合理性は最早ないと考えます。
	P3 2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証に関する検証 (1) 検証の対象	・料金業務の見直しは、当社の通信サービス料金の請求・回収を効率的に実施するために、あくまで現行制度の枠内で業務運営体制を見直したものです。公正競争にも十分配慮して実施してお

意見提出者	該当部分	再意見
	① NTTグループ各社の料金の請求・回収業務の統合 NTTファイナンス殿を通じたNTTグループ各社の料金の請求・回収業務の統合は、指定電気通信設備規制や禁止行為規制等の公正競争要件に関する各種規制を形式的にはクリアしつつも、自らの論理によってグループ連携を進めていることが根本的な問題であり、市場におけるNTTシェアの高止まりの主因でもあります。このことは、これまで積み重ねられてきた、移動体通信業務分離やNTT再編の趣旨を逸脱して、なし崩し的にグループの再統合、独占への回帰を図るものです。 真に公正競争環境を確保するためには、NTTグループにおける事業運営上の全ての行為に対して適切かつ抜けのない規制をかけることが必要であり、総務省殿においては、平成26年の包括的な検証を待つことなく、不適切な共同営業行為等がなされることがないよう、適時適切に措置いただくことが必要です。 その中で、平成25年7月8日付のNTT東西殿から総務省への報告「電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等に関して講ずる措置の報告について」等が総務省殿のホームページに公開されていますが、総務省殿において分析・検証がなされた形跡はありません。NTTグループ各社の料金の請求・回収業務の統合については、総務省殿における判断基準・検証方法の妥当性についての外部検証性の確保は極めて重要であることから、NTTグループ各社からの毎年度の報告内容の公表に留まらず、NTTグループの措置が永続的に有効であるかどうか継続的に監督いただいた上で、その状況については、審議会・競争政策委員会等を通じて定期的に議論いただくことを要望いたします。	り、本見直しから一年が経過しておりますが、特段の問題は生じていないと認識しております。 ・また昨年3月、総務省から規制等の趣旨を確保する観点から講ずべき措置を要請されたことを踏まえ、措置状況を報告しておりますが、総務省の検証の結果においても、特段の問題は生じていないものと認識しております。 ・寧ろ、講じた措置の総務省報告は稼働等において事業者に過度の負担を強いるものであることから、一定程度問題が生じていないようであれば、見直すべきと考えます。
KDDI株式会社	P1-2 電気通信分野における競争状況を見てみると、固定通信分野では NTT 東・西の FTTH 契約者数シェアが 72.5%、モバイル分野では、NTT ドコモの契約者数シェアが 43.6%(電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(平成 24 年度第 4 四半期(3 月末)))と、固定、モバイル両市場において、NTT グループが圧倒的な市場支配力を有しつつけており、依然として公正な競争環境には至っていないと考えます。 これは、NTT 東・西が、「ボトルネック設備」と「顧客基盤」を公社時代から継承、保有していることに加え、持株会社体制の下、グループ各社が事実上の一体	・移動体市場の競争環境の検証に当たっては、スマートフォンや LTE の普及等による OTT(Over The Top)主導のグローバル化の進展が移動体市場に影響を与えている状況等を踏まえる必要があります。OTT の台頭を踏まえれば、国内のネットワークレイヤーだけに着目した規制は見直しが必要であると考えます。また、産業競争力の観点で見た場合も、海外と比べて突出して厳しい規制は、国内の通信キャリアの競争力のみなら

意見提出者	該当部分	再意見
	経営を行っていることに起因していると考えます。そのため、1992 年の NTT ドコモ分離や、1999 年の NTT 再編成時に課された公正競争要件に加え、電気通信事業法に規定されている市場支配的な事業者に対する禁止行為規制や機能分離等の公正競争ルールは、NTT グループ各社の圧倒的シェアに鑑みれば、今なお有効かつ不可欠なものとなっています。 特に、固定・モバイル両市場において圧倒的な影響力を持つ NTT 東・西と NTT ドコモを中心としたグループ連携が、過去の競争政策に逆行する形で認められた場合、現状の NTT グループのシェアはさらに増大し、結果的に競争事業者が市場から排除されることとなります。これにより、国民にとってサービスや料金の選択肢が狭まるといった利便の低下をまねくおそれがあることから、公正競争ルールの更なる整備・徹底を図り、禁止行為規制の潜脱防止を強化することが必要です。 総務省においては、競争政策の検証の実施にあたっては、ICT 利活用の基盤となる電気通信分野において公正な競争環境を確保できるよう、上述のような NTT の特殊性や独占性、NTT の市場支配力が市場環境に与える影響を考慮したうえで、競争政策全体の適正性を検証し判断すべきと考えます。	ず、国内の上位下位レイヤーの競争力をも奪うものであり、OTT の多くが海外勢であることを踏まえると国際競争力を高める意味でも見直しが必要と考えます。 ・国内においても、ソフトバンク殿がスプリント殿買収によって売上高で世界第 4 位の規模となり、端末や通信設備の調達力が大きく向上することや、KDDI 殿が CATV 各社との連携強化により、「au スマートバリュー」が開始後僅か一年余りで 463 万契約（2013 年 7 月 30 日、同社決算発表）に達するなど固定側の合従連衡が移動体通信市場に影響を与えている状況を踏まえる必要があると考えます。au スマートバリューは利用者の満足度が高いにも関わらず、当社は規制により排他的な連携が禁止され、事実上提供できないことから、当社の利用者のみ、その利便性を享受できない状況にあります。 ・さらには、当社、KDDI 殿、イー・アクセス殿を含めたソフトバンクグループ殿の 3 事業者グループがいずれも収益シェア 25%を超えて近接している上、KDDI 殿、ソフトバンクグループ殿についても市場支配力を有していると考えられるところであり、これらを踏まえると、当社のみに禁止行為規制を課す合理性は最早ないと考えます。
	P6 1 指定電気通信設備制度に関する検証 (2) 第二種指定電気通信設備に関する検証 イ 指定の対象に関する検証 モバイル市場においては、電波には有限・希少性があるため、設備競争によって電波を有効活用しながら市場を活性化していくことが重要です。そのため、さま	・KDDI 殿の意見に賛同致します。 ・モバイル市場の更なる発展のためには、MNO の MVNO に対する接続義務を撤廃し、諸外国同様、卸方式による自由かつ柔軟なビジネスベースの取引が行える制度に改めることで、MNO と MVNO が Win-Win の関係を構築し、多種多様なサービスの提供を可能とすることが極めて重要

意見提出者	該当部分	再意見
	さまざまな分野で強みを持つ MVNO が、MNO のみでは提供できない付加価値のあるサービスを提供し、新たな市場を創造していく環境が必要です。 しかしながら、日本における MVNO に関する現行の制度については、MNO に対してネットワークの開放義務を課す等、世界的に見ても MNO に対して特に厳しい規制が課されている状況にあります。国内の MVNO のみならず、グローバルな MVNO の展開も見られる中、我が国と外国との規制の差異が我が国の電気通信事業者に不利益をもたらすことのないよう留意する必要があります。 このような観点から、第二種指定電気通信設備の「アンバンドルすべき機能」や接続料算定ルールについては、MNO の設備投資インセンティブを損なわないよう、過度な規制にならないようにすべきです。	であると考えます。
	P6-7 1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3) 禁止行為に関する検証 ア 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制の適用事業者の指定要件に関する検証 シェア 1 位の NTT ドコモが圧倒的に強いという日本のモバイル市場の特徴に加え、固定市場のドミナントである NTT 東・西とモバイル市場のドミナントである NTT ドコモが持株体制下でグループ体経営を行っているという NTT の組織形態の特殊性等に鑑みれば、現行の NTT ドコモに対する禁止行為規制は適切です。また、NTT ドコモは 40%以上の市場シェアを長期に渡って維持しており、NTT ドコモに対する禁止行為規制適用の必要性に変わりはありません。 なお、EUにおいてもシェア 40%超の事業者に市場支配力があると認定しているとおり、現行の禁止行為事業者の指定ガイドラインにおいて、「第二種指定電気通信設備を設置している電気通信事業者が一定期間継続して40%を超える高い市場シェアを有する場合には、特段の事情が認められない限り指定」とする基準値は適切と考えます。さらに、禁止行為規制の適用事業者の指定にあたっては、市場シェアのみならず、電気通信事業者の総合的な事業能力を測定するための諸要因※も踏まえて総合的に判断することは適切です。 ※事業規模(資本金、収益、従業員数)、市場への影響力、ブランド力、製品・サービスの多様性、潜在的な競争の不在、技術上の優位性・卓越性、需要	・禁止行為規制の適用事業者の指定については、市場シェアのみではなく、ソフトバンク殿がスプリント殿買収により売上高世界第 4 位になったことや、競争力の源泉である保有周波数帯域幅(逼迫度)において当社が最も不利であること、KDDI 殿が「au スマートバリュー」で契約数を大きく伸ばしていること等も踏まえるべきであると考えます。 ・当社のシェアは毎年継続して減少し、10 年前と比べて 10%以上低下しております。昨年度においては二度も月次契約数の純減を経験し、年間の純増数においても第 3 位に甘んじていることや、OTT(Over The Top)等の様々な上位下位レイヤーの事業者が提供するプラットフォームサービス等が利用者の支持を得ていることを踏まえれば、当社に価格・品質・数量・その他各般の条件等を左右するだけの市場支配力がないことは明らかです。

意見提出者	該当部分	再意見
	及び供給の代替性、価格の弾力性、サービスや端末等の販売・流通における優位性、共同支配	
	P8-9 1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3) 禁止行為に関する検証 イ 指定電気通信設備制度における禁止行為規制の運用状況に関する検証 ＜NTT 東・西とドコモとの直接的な連携又は第三者を介してのグループ連携＞ NTT 東日本、NTT 西日本、NTT コミュニケーションズ及び NTT ドコモの電気通信役務の料金請求に係る業務を NTT ファイナンスへ移管することに関しては、2012 年 3 月 23 日に総務省より上記事業者に対して消費者保護ルール、料金規制や行為規制等の趣旨を確保するよう要請措置が出されているとおり、条件を付した内容について公正競争上問題がないか引き続き厳格な検証を行うことが必要と考えます。本施策により NTT グループ一体化の動きが既成事実化することは問題であり、今後新たに公正競争上問題のある NTT グループの統合等に係る施策が実施されることのないよう、公正競争環境確保の観点からより厳格なルール運用を行っていくべきです。 NTT ファイナンスの事例は、請求業務を第三者のグループ会社に一本化することによる排他的な連携の一類型であり、今後もこのような第三者を介した排他的なグループ連携が行われる可能性があります。さらに、グループ各社が持つ顧客データベースを統合する等して活用し、競争事業者がビジネス上組むことがあり得ないケースでの事実上の排他的な連携の可能性もあることから、現行の規制の趣旨が損なわれないよう、潜脱の恐れを回避するための措置を予め講じるべきです。	・料金業務の見直しは、当社の通信サービス料金の請求・回収を効率的に実施するために、あくまで現行制度の枠内で業務運営体制を見直したものです。公正競争にも十分配慮して実施しており、本見直しから一年が経過しておりますが、特段の問題は生じていないと認識しております。 ・また昨年 3 月、総務省から規制等の趣旨を確保する観点から講ずべき措置を要請されたことを踏まえ、措置状況を報告しておりますが、総務省の検証の結果においても、特段の問題は生じていないものと認識しております。 ・寧ろ、講じた措置の総務省報告は稼働等において事業者に過度の負担を強いるものであることから、一定程度問題が生じていないようであれば、見直すべきと考えます。
	P9 1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3) 禁止行為に関する検証 イ 指定電気通信設備制度における禁止行為規制の運用状況に関する検証	・「不当な差別的取り扱い」等の事業法上の規定に抵触するものではなく、NTTグループ会社間の内部相互補助等も行っておりません。

意見提出者	該当部分	再意見
	＜日本電信電話ユーザ協会（第三者を介したグループ一体営業事例）＞ 1976 年の公社時代に設立された日本電信電話ユーザ協会は、事実上、公社時代からの会員基盤をそのまま継承し、NTT 再編前の形態のままで運用されています。さらに、NTT グループの OB が同協会の役員に就き、現役の NTT 東・西、NTT ドコモ、NTT コミュニケーションズの役員・法人部門の長が、同協会の諮問機関である「評議員会」のメンバーとなっている等、NTT グループが協会運営に直接関与しているものと思われます。 また、同協会は、商工会議所や地場企業等の会員に向けて、ブロードバンドセミナーや講演会等を開催し、NTT グループ各社の商品・サービスの紹介や NTT グループ各社の商品・サービスに係る割引、地場企業にとって有力な宣伝ツールとなる電話帳（公社時代から継承する顧客基盤を基に作成）の広告割引等を行っており、NTT グループ各社の営業の場となっていることが懸念されます。 このような活動は、自己の関係事業者と一体となった排他的業務に該当するものであり、第三者を介して禁止行為規制を潜脱する行為と考えます。そのため、総務省においては、日本電信電話ユーザ協会の事例のような第三者を介した間接的な連携について調査・検証を行い、実質的な共同営業が行われないようにすべきです。	
	P10 1 指定電気通信設備制度に関する検証 （3）禁止行為に関する検証 イ 指定電気通信設備制度における禁止行為規制の運用状況に関する検証 ＜ISP を介した NTT 東・西と NTT ドコモの連携＞ ISP が、NTT 東・西のフレッツと NTT ドコモの携帯電話の同時加入で、高額のキャッシュバックを実施している事例がこれまでも存在していたところですが、これは、NTT 東・西と NTT ドコモの商品・サービスをセットで販売する排他的な一体営業と考えます。 このような営業活動は、事実上、自己の関係事業者と一体となった排他的業務に該当するものであり、第三者を介して禁止行為規制を潜脱する行為と考えます。そのため、総務省においては、直接的な連携だけでなく第三者を介した間接	・ご指摘の事例は、ISP が自らの経営判断で行っている販売促進施策であり、当社と ISP との取引関係においては何ら排他性があるものではなく、公正競争上の問題は生じていないと認識しております。

意見提出者	該当部分	再意見
	的な連携についても調査を行い、公正競争上の問題がないか厳格に検証し、実質的な一体営業が行われないように禁止すべきです。 P10-11 1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3) 禁止行為に関する検証 イ 指定電気通信設備制度における禁止行為規制の運用状況に関する検証 ＜くらし快適サービス NTT tabal について＞ NTT ファイナンスが提供している「くらし快適サービス NTT tabal」は、NTT グループの料金請求・回収業務に加え、他社の料金請求・回収業務を手掛けるサービスですが、本サービスは NTT ブランドを前面に出してのお客様訴求となっており、子会社である NTT ファイナンスによる提供であることを明示すべきです。 本サービスで付与される「tabal ポイント」は様々な景品と交換できるようですが、NTT グループ各社によるポイント原資の補助等、実質的に排他的な割引サービスを行っていないか継続して調査を行い、問題が見つかれば必要な措置を講じるべきと考えます。	・当社から NTT ファイナンス社に対して、料金業務の移管についてポイント原資の補助は一切行っておりません。「tabal ポイント」等ポイント還元の提供については、NTT ファイナンス社の経営判断で行っているものと認識しております。
	P11-12 1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3) 禁止行為に関する検証 ウ 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証 特定関係事業者制度の趣旨は、第一種指定電気通信事業者に対し禁止行為規制の適用による対処のみでは公正競争の確保に十分でないと考えられるものについて、特定関係事業者の指定を行うことにより、厳格なファイアーウォールを設けるものであり、こうした趣旨の下、現在 NTT コミュニケーションズが第一種指定電気通信事業者である NTT 東・西の特定関係事業者として指定されていると理解しています。 しかしながら、NTT ファイナンスによる統合請求や県域等子会社によるドコモショップ兼営等 NTT グループ間の連携が顕在化しており、第一種指定電気通信事	・当社はこれまでも法令を遵守し、適時適切に業務を行っております。また、NTT ファイナンスへの料金業務の移管については、総務省要請を踏まえ、公正競争にも十分配慮して実施しております。したがって、当社および NTT ファイナンスを特定関係事業者として指定する特段の必要性は存しないものと考えております。

意見提出者	該当部分	再意見
	業者と密接に関係がある事業者がこれまで以上に増えている状況にあることを踏まえると、NTT コムのみならず、NTT ドコモも特定関係事業者と規定すべきと考えます。 また、NTT ファイナンスについては、昨年の検証結果において、「電気通信事業者ではない NTT ファイナンス等には、現在の事業法においては、特定関係事業者として指定する対象となるものではない。」との考え方が示されているところですが、NTT ファイナンスによる統合請求の事例については、NTT 法、累次の公正競争要件、電気通信事業法等の趣旨を確保する観点から、NTT ファイナンスを介して第一種指定電気通信事業者と密接に関係のある事業者が連携して反競争的な行為を未然に防止するために一定の条件が付与されたと理解しています。 これに照らせば、NTT ファイナンスも第一種指定電気通信事業者と密接に関係していると言えることから、特定関係事業者と規定すべきと考えます。 なお、今後もコスト効率化の観点等の理由により NTT ファイナンスの事例のような非電気通信事業者や関連会社等を活用し第一種指定電気通信事業者である NTT 東・西が関連したグループ連携が行われる可能性があることは否定できないことから、第一種指定電気通信事業者が関連している電気通信事業者以外を活用した NTT グループの連携や業務統合に関係する事業者についても特定関係事業者の対象とすべきと考えます。	
ソフトバンク BB株式会社 ソフトバンク テレコム株式会社 ソフトバンク モバイル株式会社	P8-9 1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3) 禁止行為に関する検証 イ 指定電気通信設備制度における禁止行為規制の運用状況に関する検証 (イ) 「NTTID ログインサービス」、「NTT ネット決済」等、グループ内の排他的業務 「NTTID ログインサービス」や「NTT ネット決済」は、NTT ドコモ殿とエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下、「NTT コミュニケーションズ」という。）殿のID、決済の排他的な連携サービスであり、共同ガイドラインにも事業法第30条第3項第2号の事例として示されている「自己の関係事業者と一体となった排他	・当社が NTT ID ログインサービスに提供している認証を行う仕組みや、NTT ネット決済に提供している料金回収代行サービス等は、他事業者から要望があれば同様に提供を行っているものであり、「自己の関係事業者と一体となった排他的業務」に該当する事実はありません。 ・なお、NTT ネット決済については、本年3月にサービス提供を終了しております。

意見提出者	該当部分	再意見
	的業務」に該当する可能性が高い事例であると考えます。 当該行為に対し、NTT ドコモ殿及び NTT コミュニケーションズ殿は、「「自己の関係事業者と一体となった排他的業務」に該当する事実はありません」との主張をされていますが、サービス名称の通り、NTT グループ以外の競争事業者がサービス提携を行なうことは実質困難です。また、本サービスの報道発表資料（2010 年 5 月 13 日発表）（別添資料2）からも分かるとおり、後述の「NTT おまとめ請求」と同様に NTT 持株殿が主導となり、グループの連携を推進しており、このような連携が益々強まっている状況をも踏まえると、総務省殿においては、電気通信事業法第 30 条第 3 項第 2 号及び「移動体分離の際の公正有効競争条件」(2)を事実上潜脱していないか、当該サービスの検証を十分に行い、公正な競争環境を確保するために必要な措置を講じるべきと考えます。	
	P9-10 1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3) 禁止行為に関する検証 イ 指定電気通信設備制度における禁止行為規制の運用状況に関する検証 (ウ) NTT グループカードによるセット割引の恐れ NTT ファイナンス株式会社殿（以下、「NTT ファイナンス殿」という。）が提供する「おまとめキャッシュバック」サービスについては、NTT グループカードに入会することで、NTT 東西殿、NTT ドコモ殿、NTT コミュニケーションズ殿等の NTT グループ会社等の通信サービス料金からその利用額に応じ、一部キャッシュバックされるものです。当該行為は、共同ガイドラインにも事業法第 30 条第 3 項第 2 号の事例として示されている「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」に該当するおそれがあると考えます。同サービスは、NTT のブランド力を前面に押出しており、また NTT グループ以外の提供企業は、大手 ISP2 社（NEC ビッグロブ株式会社殿及びニフティ株式会社殿）のみという状況から、一部の電気通信事業者に対する実質的な優先的取扱いが解消されたとはいえません。このような状況を黙認することは、NTT グループ企業とフレッツサービス提携企業により、NTT グループの市場シェアを利用した割引サービスを実質的に認めるものであり、NTT グループ殿の独占性を推進することに他なりません。	・当社から NTT ファイナンス社に対して、「おまとめキャッシュバック」の提供にあたり割引原資等の補助は一切行っておりません。当該サービスの提供については、NTT ファイナンス社の経営判断で行っているものと認識しております。

意見提出者	該当部分	再意見
	ん。総務省殿においては、電気通信事業法第 30 条第 3 項第 2 号を事実上潜脱していないか、十分に検証を行い、必要に応じ措置を講じるべきと考えます。 (エ)「NTT tabalポイント」によるセット割引の恐れ NTT ファイナンス殿が提供する「くらし快適サービス NTT tabal」において、インターネットサービスプロバイダの料金をはじめとした様々なサービスの料金のお支払いを、NTT東西殿の固定電話やフレッツ、若しくはNTTドコモ殿の携帯電話の請求にたばねることで、「NTT tabalポイント」が付与されるものとなっています。ポイントは、電話やフレッツ、携帯電話等の料金のお支払いに対しては付与されないことから、直ちにセット割引の実施等、電気通信事業法第 30 条第 3 項第 2 号等に該当するものではありませんが、今後該当することのないよう、引き続き注視すべきと考えます。	
	P11-12 1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3) 禁止行為に関する検証 ウ 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証 後述の NTT グループ統合請求等、NTT グループ企業や代理店を介した事業連携が益々進展しています。当該事象等は、NTT 再編時の趣旨を形骸化させるものである一方、NTT 東西殿に対する禁止行為のみでは対処しえない事象であると認識しています。類似の事象を防止するルール策定の他、2014 年を目処に実施される予定の包括的検証に当たっては、特定関係事業者制度が現状では十分に機能していないことを踏まえ、脱法的なグループ連携を防止する規制整備等の検討等を行うことが必要と考えます。	・当社はこれまでも法令を遵守し、適時適切に業務を行っており、当社を特定関係事業者として指定する特段の必要性は存しないものと考えております。なお、NTTファイナンスへの料金業務の移管については、総務省要請を踏まえ、公正競争にも十分配慮して実施しております。
	P15-16 2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証 (イ) NTT グループ統合請求 昨年度より、NTT グループの料金の請求・回収業務等の統合が開始されています。本施策の問題点は、NTT グループの延べ 1 億 3 千万人に上るユーザ、合	・料金業務の見直しは、当社の通信サービス料金の請求・回収を効率的に実施するために、あくまで現行制度の枠内で業務運営体制を見直したものです。公正競争にも十分配慮して実施しており、本見直しから一年が経過しておりますが、特段の問題は生じていないと認識しております。

意見提出者	該当部分	再意見
	わせて8兆円を超える料金債権がNTTファイナンス殿へと集約されることであり、また、NTT 持株 殿の元に「ヒト・モノ・カネ・情報」というグループの経営資源が統合され、NTT グループの組織の再統合・独占回帰をより加速させることにあると考えます。 総務省殿においては、「NTT東西に課されているユニバーサルサービス確保の責務に係る規定、各事業会社に課した累次の公正競争確保のための措置、事業法により各事業会社に課されている料金規制及び消費者保護ルール並びに市場支配的な電気通信事業者に対して課されている行為規制等の趣旨が引き続き確保されるよう、適切な措置を講じ、またはNTTファイナンスに講じさせるとともに、講じた措置の内容について毎年度報告することを要請」しており、NTT グループの組織の再統合・独占回帰に係る懸念は払拭しきれないものの、公正競争環境は一定程度確保されたものの考えます。当該要請に基づき講じた措置の報告については公開し、総務省殿は、競争事業者も同等のサービスが実施できるようになっているか、また不当な競争環境が惹起されてないか等の視点から、十分に報告を検証すべきです。なお、総務省殿の検証については、判断基準・検証方法も公開することで、外部検証性を確保すべきと考えます。	・また昨年3月、総務省から規制等の趣旨を確保する観点から講ずべき措置を要請されたことを踏まえ、措置状況を報告しておりますが、総務省の検証の結果においても、特段の問題は生じていないものと認識しております。 ・寧ろ、講じた措置の総務省報告は稼働等において事業者に過度の負担を強いるものであることから、一定程度問題が生じていないようであれば、見直すべきと考えます。
	P17 2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証 (エ) NTT グループ会社間の役員等の人事異動禁止 本年度においても、NTT 持株殿を中心とした NTT グループ内における役員の配置転換が複数見受けられます。このような戦略的な人材配置については、なし崩し的なグループの再統合を誘引し、独占への回帰を図る動きと捉えることが可能であり、先述の NTT グループ統合請求事案や、NTT 東西殿及び NTT コミュニケーションズ殿の共同営業行為事案に示唆されるように、公正競争環境に著しい悪影響を及ぼす懸念があります。今後、包括的な検証を実施するに当たっては、論点として盛り込むべきと考えます。	・役員の選任については、出身に関わらず、電気通信事業に精通している者、あるいは当社が必要としている高度な専門知識を有するものの中から、人格、識見に優れ、役員として最も適任と思われる候補者を選定しており、公正競争上問題ないと考えます。 ・さらに、役員の人事異動に際し、退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付ける等の取り組みを実施しており、公正競争の確保に配慮しております。
イー・アクセス株式会社	P4 1 指定電気通信設備制度に関する検証 (2) 第二種指定電気通信設備に関する検証 ア 指定要件に関する検証	・ソフトバンクモバイル殿とイー・アクセス殿は本年1月より同一企業グループとなっており、両社は以下の通り、相互のリソースを共有しシナジーを生かした事業展開を行う等、まさにグループ体

意見提出者	該当部分	再意見
	■指定基準の現状維持 二種指定制度については、接続協議において強い交渉力を有す事業者による、優位性を背景とした不当な差別的取り扱いを懸念して規定されたことを鑑みれば、二種指定事業者とは事業規模や顧客基盤の異なる当社のような新興事業者を指定対象に追加することは、当該制度の形骸化に繋がると考えます。そのため、指定基準の端末シェア10%は現状維持が適切であると考えます。	経営を行っております。 (1) ソフトバンクモバイル殿がイー・アクセス殿のLTE 網を利用できる「ダブルLTE」では、無線設備を共用し、イー・アクセス殿の基地局を自社設備と同列に扱っている。他方で、ソフトバンクモバイル殿の接続約款には、当該接続に係る規定は明示されていない。 (2) イー・アクセス殿がソフトバンクモバイル殿の3G 網を利用した音声ローミングを提供している。 ・一方でイー・アクセス殿は第二種指定電気通信役務を保有する事業者として指定(以下、二種指定)を受けておらず、接続約款の届出・公表や接続会計の整理・公表義務を負っておりません。なお、両社の間では3名の取締役が兼任しており、上記の通り、二種指定を受けているソフトバンクモバイル殿と二種指定を受けていないイー・アクセス殿が、まさにグループ体経営を行っております。仮に両者の間で不透明な取引が行われることとなれば、二種指定を受けていないイー・アクセス殿を通じた規制の潜脱に繋がりがねず、公正な競争が歪められる事態になりかねません。従って、透明性確保のためにもイー・アクセス殿を二種指定すべきであると考えます。また、指定するまでの間はソフトバンクモバイル殿とイー・アクセス殿との間で不透明な取引が行われていないか、審議会等の公の場において検証すべきであると考えます。 ・また、現状、第二種指定電気通信設備制度は、事業者単位の指定により運用されているところですが、事業体が企業グループ単位でシナジーを

意見提出者	該当部分	再意見
	P6-7 1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3) 禁止行為に関する検証 ウ 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証 ■特定関係事業者制度の指定対象の見直し 特定関係事業者制度は、禁止行為規制の適用による対処のみでは公正競争の確保を十分に担保し得ない場合に、役員兼任の禁止といった厳格なファイアウォール措置を設けるものであり、現在、NTTコミュニケーションズ殿がNTT東西殿と業務委託関係があることや、共同営業が行われやすい土壌があることから、指定対象になっていると理解しております。 この点を踏まえると、「ドコモショップにおけるフレッツ商品販売」や、「県域等子会社におけるNTTドコモ殿の携帯電話販売」のように、NTTドコモ殿についても県域等子会社や業務委託先を通じて、NTT東西殿と営業連携が行われているところであり、これら事例により、公正競争環境を阻害する虞があると考えます。 従って、前述の通り、NTT東西殿とNTTドコモ殿の営業連携により、圧倒的な支配力の行使が懸念される点も考慮し、NTTドコモ殿を特定関係事業者に追加することが必要と考えます。 また、NTTグループの排他的な連携については、「NTTファイナンスへの料金業務の集約」のように、禁止行為規制や特定関係事業者の適用対象外である子会社を通じて、業務の集約化を進める事例も存在し、今後も新たな施策が行われる可能性があります。 これら事例についても、公正競争の担保が必要であることから、NTTグループが新たな業務集約化等を行う場合は、その実施が既成事実化する以前に、実施の適否について議論すると共に、「NTTファイナンスへの料金業務の集約」の際の2012年3月23日付の総務省殿要請事項のように、禁止行為規制や特定関係事業者制度等の公正競争要件の趣旨を担保する措置（役員兼任・在籍出向の	生かし、競争上優位な立場に立っていることから、同一市場においては、企業グループ単位での規制に見直すべきと考えます。 ・当社はこれまでも法令を遵守し、適時適切に業務を行っております。また、NTTファイナンスへの料金業務の移管については、総務省要請を踏まえ、公正競争にも十分配慮して実施しております。したがって、当社を特定関係事業者として指定する特段の必要性は存しないものと考えております。

意見提出者	該当部分	再意見
	禁止、情報の目的外利用防止に必要なファイアーウォール措置等)を予め整理しておく必要があると考えます。	

以上

意 見 書

平成 25 年 9 月 24 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 100-8019

じゅう 住 しよ 所 とうきょうと ちよだくうちさいわいちょう 東京都千代田区 内幸町 一丁目 1 番 6 号

し 氏 めい 名 かぶしきがいしゃ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

代表取締役社長 ありま 有馬 あきら 彰

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する再意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見提出者 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	(P11) 1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3)禁止行為に関する検証 ウ 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証 後述の NTT グループ統合請求等、NTT グループ企業や代理店を介した事業連携が益々進展しています。当該事象等は、NTT 再編時の趣旨を形骸化させるものである一方、NTT 東西殿に対する禁止行為規制のみでは対処しえない事象であると認識しています。類似の事象を防止するルール策定の他、2014 年度を目処に実施される予定の包括検証に当たっては、特定関係事業者制度が現状では十分に機能していないことを踏まえ、脱法的なグループ連携を防止する規制整備等の検討等を行うことが必要と考えます。	NTTファイナンスにおける通信サービス等料金の請求・回収業務に関しては、あくまで、お客さま利便の向上と通信サービス料金の請求、回収業務の効率化を目的として、業務運営体制を見直すものであり、総務省からの要請内容も踏まえて、必要な措置を講じた上で、適切に業務運営を実施しております。 また、弊社は、代理店に対して、NTT東日本・西日本とは個別に代理店契約を締結した上で、独立して営業活動を実施しており、公正競争上の問題はないと認識しております。
ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	(P17) 2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証 (エ) NTT グループ会社間の役員等の人事異動禁止 本年度においても、NTT 持株殿を中心とした NTT グループ内における役員の配置転換が複数見受けられます。このような戦略的な人材配置については、なし崩し的なグループの再統合を誘引し、独占への回帰を図る動きと捉えることが可能であり、先述の NTT グループ統合請求事案や、NTT 東西殿及び NTT コミュニケーションズ殿の共同営業行為事案に示唆されるように、公正競争環境に著しい悪影響を及ぼす懸念があります。今後、包括的な検証を実施するに当たっては、論点として盛り込むべきと考えます。	再編成後の人事については、NTTの再編成に関する基本方針で示されたNTT東日本・西日本と弊社との間のルールを遵守しており、公正競争上の問題はないものと認識しております。 なお、会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなど公正競争を確保するための取り組みを実施しており、新たな規制を追加する必要はないものと考えます。

ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	(P16) 2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証 (ウ) NTT 東西殿及び NTT コミュニケーションズ殿の共同営業行為 NTT 東西殿が自社ユーザの新規獲得に当たり、併せてエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下、「NTT コミュニケーションズ」という。)殿のサービスに割引を付すという事例を始め、事業法等で禁止されている共同営業行為と疑われる事例が見受けられます。これらは NTT グループの一体となった営業行為であると考えられ、電気通信事業法第 30 条第 3 項第 2 号及び「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針」(平成 9 年郵政省告示第 664 号)における承継会社への事業の引継ぎに当たって電気通信の分野における公正な競争の確保に関し必要な事項に関する基本的な事項」(八)(九)に実質的に該当するものと考えます。総務省殿においては、覆面調査や立入検査等、踏み込んだ実態の調査等を行ったうえ、是正に向けた措置等を講じて頂きたいと考えます。また、冒頭で述べたとおり、本事例を始めとし、競争事業者が営業やサービスの主管部門における逸脱行為を示す、電話や口頭以外での有形の具体的な証拠を得ることが非常に困難であるため、本制度の検証方法自体を見直す必要があると考えます。 ・NTT 東日本殿のフレッツ光ネクスト導入を条件に NTT コミュニケーションズ殿の ISP 料金の値下げ提案を同一の NTT 東日本営業担当者が実施等	弊社はNTT東日本・西日本とは独立して営業活動を実施しております。
nソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	(P7) 1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3)禁止行為に関する検証 イ 指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制に関する検証について (イ)「NTTID ログインサービス」、「NTT ネット決済」等、グループ内の排他的業務 「NTTID ログインサービス」や「NTT ネット決済」は、NTT ドコモ殿とエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下、「NTT コミュニケーションズ」という。)殿の ID、決済の排他的な連携サービスであり、共同ガイドラインにも事業法第 30 条第 3 項第 2 号の事例として示されている「自己の関	「NTT ID ログインサービス」、「NTT ネット決済」は、認証・決済基盤を広くオープンにコンテンツプロバイダ等にご利用いただくものであり、特定の事業者について排他的な取り扱いを行うものではありません。なお、「NTT ネット決済」は、2013 年 3 月でサービスを終了しております。

	係事業者と一体となった排他的業務」に該当する可能性が高い事例であると考えます。 当該行為に対し、NTTドコモ殿及びNTTコミュニケーションズ殿は、「「自己の関係事業者と一体となった排他的業務」に該当する事実はありません」との主張をされていますが、サービス名称の通り、NTTグループ以外の競争事業者がサービス提携を行なうことは実質困難です。また、本サービスの報道発表資料(2010年5月13日発表)(別添資料2)からも分かるとおり、後述の「NTTおまとめ請求」と同様にNTT持株殿が主導となり、グループの連携を推進しており、このような連携が益々強まっている状況をも踏まえると、総務省殿においては、電気通信事業法第30条第3項第2号及び「移動体分離の際の公正有効競争条件」(2)を事実上潜脱していないか、当該サービスの検証を十分に行い、公正な競争環境を確保するために必要な措置を講じるべきと考えます。	
ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	(P15) 2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証 (イ) NTTグループ統合請求 昨年度より、NTTグループの料金の請求・回収業務等の統合が開始されています。本施策の問題点は、NTTグループの延べ1億3千万人に上るユーザ、合わせて8兆円を超える料金債権がNTTファイナンス殿へと集約されることであり、また、NTT持株殿の元に「ヒト・モノ・カネ・情報」というグループの経営資源が統合され、NTTグループの組織の再統合・独占回帰をより加速させることにあると考えます。	NTTファイナンスにおける通信サービス等料金の請求・回収業務に関しては、あくまで、お客さま利便の向上と通信サービス料金の請求、回収業務の効率化を目的として、業務運営体制を見直すものであり、総務省からの要請内容も踏まえて、必要な措置を講じた上で、適切に業務運営を実施しております。
株式会社ケイ・オプティコム	(P3) NTT東西等における規制の遵守状況等の検証 2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証 (1) 検証の対象 ①NTTグループ各社の料金の請求・回収業務の統合 NTTファイナンス殿を通じたNTTグループ各社の料金の請求・回収業務の統合は、指定電気通信設備規制や禁止行為規制等の公正競争要件に関する各種規制を形式的にはクリアしつつも、自らの論理によってグループ連携を進めていることが根本的な問題であり、市場におけるNTTシェアの高止まりの主因でもあります。このことは、これまで積み重ねられてき	

	た、移動体通信業務分離やNTT再編の趣旨を逸脱して、なし崩し的にグループの再統合、独占への回帰を図るものです。 真に公正競争環境を確保するためには、NTTグループにおける事業運営上の全ての行為に対して適切かつ抜けのない規制をかけることが必要であり、総務省殿においては、平成26年の包括的な検証を待つことなく、不適切な共同営業行為等がなされないことがないよう、適時適切に措置いただく必要があります。	
--	--	--

再意見書

平成25年9月24日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 698-0024

住所 しまねけん ますだしえきまえちょう 島根県 益田市 駅前町 17-1 EAGAA201

氏名 かぶしきがいしゃ あつとあい 株式会社 アットアイ

だいひょうとりしまりやく よこた ひろと 代表取締役 横田 洋人

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する再意見募集」
に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

この度は、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する再意見募集」に関し、再意見提出の機会をいただきありがとうございます。

本件につきまして、以下の通り当社の考え方を申し述べますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

意見提出者 株式会社アットアイ

NTT 西日本殿においては、「NTT 西日本のサービスを以前ご利用いただいていたお客さまに、特別なご案内です。」という書き出しで始まる営業用パンフレット（別添資料、参照）を送付している、という状況がございます。固定通信のドミナント事業者が、過去の契約情報を活用したこのような営業活動を行う事は、「独占的な立場で得た実績を利用した不適切な営業行為」であり、著しく公正競争を阻害していると考えます。

また、NTT の代理店を名乗る悪質な業者などがあり、利用者が意図しない内容で契約締結に至った上、解約を拒否される（実質的には高い解約金を請求される）という話を耳にします。その他、他の電気通信事業者の代理店を名乗る業者においても悪質な営業を繰り返している例も把握しております。

残念ながら、これまでのスキームによる再三のレビューにも関わらず、こうした不適切な事例が繰り返し発生している事から、今後は、これまでとは違った枠組み（例えば、公正取引委員会や消費者庁に積極的に関与いただくなど）を構築し、抜本的な解決を図る必要があると考えます。

そもそも、「光の道」構想で目指した「2015 年頃までに、全世帯でのブロードバンドの利用」という目標は、過当競争による不適切な営業により成すものではなく、公正な競争環境の中から生まれる各事業者の多様サービスにより実現されるべきものであると考えます。

その環境を実現する為の設備の扱いに関する考え方としては、意見募集の際に声の上がっていた、「第一種指定電気通信設備の指定対象の維持、ネガティブリスト方式の維持、ONU の開放、コロケーション・DF 等リソース不足の計画的解消」などが必要であり、更に 2015 年を見据えると、設備の利用に前向きな事業者の要望を基にした早急なルール整備が必要と考えます。

(別添資料)

平成25年9月上旬に配達されたパンフレット（表紙のみ）

NTT西日本のサービスを
以前ご利用いただいていたお客さまに、特別ご案内です。

NTT
西日本

「光」ひろがる、ひびきあう。

〒[redacted]
[redacted] 区 [redacted]
[redacted] 丁目 [redacted] 番 [redacted] 号 [redacted]
[redacted] 階

これは郵便物ではありません
配達に関するお問い合わせは、下記までお問い合わせください

[redacted]
[redacted] 運輸（表）

やっぱり
選ぶなら

インターネット接続サービス

フレッツ光

新登場
どーんと割

(料金サービス)
「フレッツ光」と「光もっと割」に新規で同時にお申し込みの方は
開通→翌2年間の月額利用料が安くなる

【フレッツ光】について サービス提供エリアであっても、利用できない場合があります。エリアについては、お問い合わせいただくか、<http://net21.fnet.nippon-tel.net>までご確認ください。

お申し込み・お問い合わせは
NTT西日本 [redacted] 支店
0120-[redacted]

【受付時間】【平日】午前11時～午後9時
【土曜・日曜・祝日】午前9時～午後9時
火曜・水曜を除く（火曜、水曜日が祝日の場合は受付）
●フリーアクセスはNTT西日本エリア（北陸・東海・関西・中国・四国・九州地区）以外からは利用できません。
●特等電話・PHSからも利用可能です。
●電話番号をお確かめのうえ、お間違いないようお願いいたします。

詳しくは中面を
ご確認ください。

OPEN!

料金 13-1029-3 1131330

意見書

平成25年9月24日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号

住所

氏名

電話番号

電子メールアドレス

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する再意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

別添1意見提出者	該当部分	意見
東日本電信電話株式会社殿 西日本電話株式会社殿	情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、同時にサービスやプレイヤーのグローバル化が急激に進むなど、大きなパラダイムシフトが進展しています。 移動通信市場においては、過去10年間で、最大384kbps(当初)の通信が可能な3Gユーザ数は10万から1.3億へと拡大し、固定通信市場に比べて約4倍ものユーザが、既にインターネットへアクセスできる環境にあります。さらに、WiMAXやLTE契約数は、平成24年3月末時点で約460万契約であったものが平成25年3月末時点では約2,570万契約と急拡大しており、超高速ブロードバンド化が急速に進展してきております。 また、スマートフォン契約者数は、約2,570万(平成24年3月末)から約4,340万契約(平成25年3月末)に急増しています。 このスマートフォンの利用者は、自宅ではWiFi+固定系ブロードバンド回線、駅や公共施設・カフェ等では公衆無線LAN、それ以外の屋外では3Gで利用する等、1つの端末で移動・固定を組み合わせ、最適な回線を選択して利用しています。さらに、他事業者は自社のスマートフォンと自社または他社のFTTH・CATVを組み合わせた割引サービスの提供	【要旨】 NTT 東西殿にお聞きしたい。 「この度の NTT 東西殿の意見を反映する事が、 「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」の運用の適正性を踏まえた、 『「光の道」構想に関する基本方針』の十分条件を満たす為の必要条件になるのですか？」 この度の NTT 東西殿の意見を拝読させて頂きましたが、少なくとも私には、そのように感じ取る事はできませんでした。 なぜならば、この「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」の目的 とは、『2015年頃を目途に全世帯でのブロードバンドの利用という目標(「光の道」構想)の実現に向けて取り組むべき施策を策定した「基本方針」(2010年12月)の中で、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」合同部会の最終取りまとめに盛り込まれた措置』として成り立っているからです。 確かに、NTT 東西殿がご意見される通り、KDDI殿の施策等により、NTT 東西殿のみならず、電力系事業者殿や独立系地域事業者殿の“単体のFTTH市場にも影響を与える状況となってきた事”は、私も理解し、我が国の公正競争環境および公共の福祉を害する可能性があるものと、強く懸念を共有させて頂くものです。 <u>しかしながら、こうした独占状況や非参入障壁が構築されてしまえば、例え NTT グループ殿であっても懸念を感じる程に、我が国の公正競争環境および公共の福祉を害する可能性があるのだからこそ、</u>まずは、NTT グループ殿ご自身が、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」の「3 NTT 東西等における規制の遵守状況等の検証」に掲げる検証項目に正対して頂きたい、と考えます。 そうでなければ、「〇〇ができないから規制を緩和して欲しい」とは、「特殊法人としての国家的責任を果たす使命への担保から逃れる為に、規制を緩和して欲しい」と NTT グループ殿の現経営当事者が公式意見として総務省殿に寄せられているかのように、私は捉えざるを得ません。 そうでなければ、上場企業である事で、株価や配当の追求をするが故に、一般株主意向の方を重んじて、特殊法人としての役割、NTT 法の「第一条:目的」「第三条:責務」を軽んじたり、「第二条:業務の第5項」の活用業務の範囲を逸脱する為に力を注いでいるかのように、私は捉えざるを得ません。 以上、僭越な意見とはなりましたが、ご容赦ならびに本意見の本質への寛容なるご理解を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

	を開始しており、例えばKDDI殿のauスマートバリューの契約数は平成24年3月末時点では固定44万世帯、移動体66万契約であったものが、平成25年3月末には固定212万世帯、移動体386万契約(KDDI殿 2013年3月期決算報告)となっております。このようにスマートフォンをトリガーに固定通信と移動通信が融合したFMC市場が急速に拡大し、これが単体のFTTH市場にも影響を与える状況となっております。 加えて、サービスやプレイヤーのグローバル化が急速に進み、例えばGoogleやApple等の巨大なグローバルプレイヤーやLINE・Skype等のコミュニケーション・無料通話アプリケーションによる通信サービスが急拡大しています。特にLINEは、全世界で2億ユーザ、国内だけでも4,500万以上のユーザが存在し、固定音声契約者数(約5,680万契約)に迫る勢いとなっております。これらの事業者はタブレットPCやスマートフォン上のアプリケーションにより通信サービス(電話・メール等)を自在に提供するなど、端末やコンテンツ・アプリケーションと通信との一体的なサービス提供が進展しています。 このように、移動通信の超高速ブロードバンド化の進展、FMC市場の拡大、グローバルプレイヤーによる一体的なサービス提供といった市場環境・競争環境のパラダイムシフトにより、ユーザの選択肢が固定通信と移動通信の垣根を越えるとともに、国内の通信事業者だけでなく、海外のプロバイダが提供する通信サービスまで非常に多様化し、ユーザはその多様なサービスを個々の必要に	【詳細】 NTT 東西殿にお聞きたい。 「この度の NTT 東西殿の意見を反映する事が、 「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」の運用の適正性を踏まえた、 『「光の道」構想に関する基本方針』の十分条件を満たす為の必要条件になるのですか？」 この度の NTT 東西殿の意見を拝読させて頂きましたが、少なくとも私には、そのように感じ取る事はできませんでした。 なぜならば、この「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」の目的 とは、『2015年頃を目途に全世帯でのブロードバンドの利用という目標(「光の道」構想)の実現に向けて取り組むべき施策を策定した「基本方針」(平成22年(2010年)12月)の中で、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」合同部会の最終取りまとめに盛り込まれた措置』として成り立っているからです。 その為に、総務省殿は、『電気通信市場における公正競争環境の確保等を通じてブロードバンドの普及促進を図る観点から、ブロードバンドの普及に係る指標の達成度合いや公正競争要件の遵守状況等について総合的に検証するため』に、「NTT 東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」と、この「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」を運用し、「3 NTT 東西等における規制の遵守状況等の検証」に掲げる検証項目を設定しているからです。 そして、NTT 東西殿の意見を拝読するにつれ、NTT グループ殿の初代社長であり電電公社の最後の総裁であった、真藤恒氏のお言葉(昭和 57 年(1982 年))が浮かびました。 (昭和 57 年(1982 年))『電電ざっくばらん』東洋経済新報社 はじめに P.3～P.6) 『この本に書いたことは、電電公社が、電気通信事業を真に国民・利用者のために役立たせるためには、いかにすべきかということ、言い換えれば「世の中のために電電があるのであって、電電のために世の中があるのではない」という、当たり前の方え方に立って、今後の経営の在り方を述べたものである。』 『さて、電気通信事業の将来を考えてみよう。今日のように、地球が小さくなった時代には、電気通信事業も、国際的な競争裏にさらされている。すなわち、電気通信システムがコンピュータと結びつき、その効用が幾何学級数的に増大することにより、成熟した先進工業国の間では、このシステムは、最も大切なインフラストラクチャーとして位置づけられている。今後、こうしたシステムの影響は、ますます大きなものとなり、将来にわたって、国全体の動きの能率化・活性化を左右するものとなる。』 『社会の需要に応じて、高度な電気通信事業の運営が、もっとも合理的な料金でできるようにするためには、経営形態のいかににかかわらず、いかにして効率的に、この大転換を図るかににかかっており、またこのことが、電電公社の経営当事者としての社会的責任の第一義的なものだと考えている。』
--	---	---

	応じて自由自在に使いこなしています。こうした点は、サービスを提供する通信事業者が当初NTT1社しかなく、アプリケーションも音声通信しかなかった電話時代とは大きく状況が異なっています。 こうした状況にありながら、これまでの公正競争レビューの検証や接続ルール見直しの議論・答申においては、市場環境や競争環境の変化は踏まえずに、依然として固定通信と移動通信、通信レイヤと上位レイヤを分けた議論がなされ、当社をはじめとする NTT グループに対して、依然として電話時代を前提とした1指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制を課しています。 しかしながら、 ①IP 網・ブロードバンドの時代においては、他事業者は、独自のIP通信網を構築し、アクセス回線も自ら設置、あるいは当社がオープン化により提供しているダークファイバ等を利用してサービスを提供しており、電話の時代のように、他事業者にとって当社網は事業展開上不可欠なものにはなっていないこと、②NTT グループ以外の他事業者は、例えば移動系サービスと特定の固定系サービスを組み合わせたFMCサービス等を自由に行っている中、NTT グループだけが柔軟に連携・対応できないことは、NTT グループのお客様だけが不利益を被ることとなり、お客様利便の向上を阻害すること、からすれば、現行の指定電気通信設備規制や禁止行為規制等については、過剰な規制と考えます。 したがって、今回の公正競争レビューの検証にあたっては、昨年度のような従来	続いて、生前最後のインタビューで遺されたお言葉の懸念が、更に高まりつつある事を感じざるを得ませんでした。 (平成7年(1995年)春 日経BPインタビューより抜粋) 『民営化は万能薬ではない、大事なものは競争状態を作ることだ。<u>事業の独占を放置したまま民営化すると、逆に民業圧迫になる…</u>』 つまり、NTT グループ殿の初代社長であり電電公社の最後の総裁であった真藤恒氏が私達に伝えたかった本質とは、「この我が国全体の動きの能率化・活性化を左右する、最も大切なインフラストラクチャーにおける、独占による弊害、競争環境の無さは、我が国の行政に携わる人達や競争事業者殿の人達の時間や挑戦を奪うだけでなく、私達国民みんなの時間を奪い、私達国民みんなの人生の可能性を棄損する事への警鐘だった」、と言えると思います。 それ程に我が国の未来に影響があるからこそ、NTT グループ殿の初代社長であり電電公社の最後の総裁であった真藤恒氏は、“電電公社が、電気通信事業を真に国民・利用者のために役立たせるためには、いかにすべきかということ”を、当たり前の考え方に立って、今後の経営の在り方として昭和57年(1982年)に述べられる事で、NTT グループ殿の現経営当事者へと遺されたのだと思います。 しかしながら、「光の道」構想という、我が国の共通目標の下、明治維新を発端とする逓信省時代・電電公社時代に構築された我が国の情報通信基盤を、ブロードバンド時代、ICT 時代に向けて跳躍させていこう、という意志と覚悟に基づく行動は、競合事業者殿の意見(＝提案)から、私はひしひしと感じ取る次第です。 その背景および心情を鑑みるに当たり、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」に関する情報通信審議会答申(平成23年(2011年)12月)」の一部を抜粋引用すると、 ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方 答申 平成23年12月 情報通信審議会 http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_02000039.html 第4章 事業者対応 1 PSTN における競争環境の維持 (3) メタル回線コストの在り方 ウ 考え方 ＜前略＞ 他方、接続事業者からは、「接続事業者は光サービス市場への移行も出来ないままレガシー市場に留まらざるを得ず、他方、光サービス市場との競争上、レガシー系サービスに係る利用者料金を引き上げられない状況となるため、レガシー系サービスの接続料の上昇は当該事業者にとっては単にコスト負担増に繋がるだけであり、<u>ひいてはこのような競争の減退が利用者に対しても大きな損失を与えることとなる</u>」旨の懸念が示されている。 ＜中略＞
--	--	--

の考え方を踏襲するだけの検証ではなく、上述の市場環境・競争環境の変化を踏まえ、現行の電話時代からの指定電気通信設備規制や禁止行為規制等の必要性を検証し、実態にそぐわない不要な規制は見直しまたは撤廃していただきたいと考えます。(NTT 東殿) ・情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、移動通信の高速ブロードバンド化の進展、FMC市場の拡大、グローバルプレイヤーによる端末とアプリケーションサービスの一体提供等により、市場環境・競争環境の急激なパラダイムシフトが進んでいます。 特に移動通信の高速ブロードバンド化については、WiMAXとLTEの契約数が約2,570万(平成25年3月末)と、FTTHユーザ(平成25年3月末で約2,390万)を超える勢いで急増しています。 このように、ユーザの選択肢は、固定から移動へ、国内から海外へ、通信サービスからアプリケーションサービスへといった具合に、これまでの垣根を越えるようになってきており、ユーザも個々の必要に応じてそれらの多様なサービスを自在に使いこなせるようになっていきます。こうした点で、サービスを提供する通信事業者が当初はNTT1社しかなく、アプリケーションも音声通信サービスしかなかった電話時代とは大きく状況が変わってきています。 ・移動通信市場では、モバイルブロードバンド通信が可能な3Gユーザが約1.3億に拡大し、固定ブロードバンド通信	○ 特に、現在メタル回線を用いて DSL サービスが提供されている地域には、未だ光サービスが提供されていない地域も存在しており、そのような地域の利用者は光サービスへの移行もできないまま、コストの増分を負担するか利用そのものを諦めることとなり得ること。 ＜後略＞ にある事は否めない、と考えられるものです。 もし、NTT グループ殿が、この度の NTT 東西殿の意見として用いられた、我が国における「ICT利活用の進展」や「顧客の利益」を心底望むなら、「NTT 法」の「第一条:目的」「第三条:責務」に対し、今一度真摯に向き合って頂きたい、と願っております。 日本電信電話株式会社等に関する法律(NTT 法):http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S59/S59HO085.html (目的)第一条 日本電信電話株式会社(以下「会社」という。)は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、これらの株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的とする株式会社とする。 2 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「地域会社」という。)は、地域電気通信事業を営営することを目的とする株式会社とする。 (責務)第三条 会社及び地域会社は、それぞれその事業を営むに当たっては、常に経営が適正かつ効率的に行われるように配意し、国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与するとともに、<u>今後の社会経済の進展に果たすべき電気通信の役割の重要性にかんがみ、電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及を通じて我が国の電気通信の創意ある向上発展に寄与し、もつて公共の福祉の増進に資するよう努めなければならない。</u> そして、NTT グループ殿の存在が、特殊法人として、政府に代わって事業を行う成り立ちをもつ株式会社である事にも、今一度以上、真摯に向き合って頂きたい、と願っております。 特殊法人: http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/satei2_02.html 特殊法人とは、政府が必要な事業を行おうとする場合、その業務の性質が企業的経営になじむものであり、これを通常の行政機関に担当させても、各種の制度上の制約から能率的な経営を期待できないとき等に、<u>特別の法律によって独立の法人を設け、国家的責任を担保するに足る特別の監督を行う</u>とともに、その他の面では、できる限り経営の自主性と弾力性を認めて能率的経営を行わせようとする法人をさします。
---	--

	ユーザの約4倍ものユーザがインターネットにアクセスできる環境にあります。更に、WiMAXおよびLTEによるブロードバンドサービスのユーザは約460万(平成24年3月末)から約2,570万(平成25年3月末)と、1年間で5倍以上になり、FTTHユーザ(平成25年3月末で約2,390万)を超える勢いで急増しています。 ・平成24年度のスマートフォンの出荷台数は約2,900万台となり、携帯電話の総出荷台数に占めるスマートフォンの割合は約70%を超えるようになってきています。スマートフォン利用者は、自宅ではWiFi経由で固定ブロードバンド回線を、駅や公共施設・カフェ等では公衆無線LANを、それ以外の屋外ではモバイルブロードバンド回線をといった具合に、1つの端末で、固定と移動の中から、最適な回線を選択しながらインターネットにアクセスするようになっていきます。そのため、他事業者もスマートフォン利用者向けに、自社のモバイルブロードバンド通信と自社又は他社の固定ブロードバンド通信を組み合わせた割引サービスを提供開始する等、スマートフォンをトリガーとした固定通信と移動通信の融合が進んでいます。その結果、例えばKDDI殿のauスマートバリューの契約数は平成24年3月末時点では固定44万世帯、移動体66万契約であったものが、平成25年3月末には固定212万世帯・移動386万契約(KDDI殿2013年3月期決算報告)になる等、FMC市場が急速に拡大し、単体の固定ブロードバンド市場やFTTHサービス市場に影響を与えるようになっていきます。	民法 第三章 法人 http://law.e-gov.go.jp/htldata/M29/M29HO089.htm (法人の成立等) 第三十三条 法人は、この法律その他の法律の規定によらなければ、成立しない。 2 学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的とする法人、営利事業を営むことを目的とする法人その他の法人の設立、組織、運営及び管理については、この法律その他の法律の定めるところによる。 (法人の能力) 第三十四条 法人は、法令の規定に従い、定款その他の基本約款で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。 その「NTT法」の「第一条:目的」「第三条:責務」を果たす特殊法人としての役割を全うする事で、始めて「NTT法」の「第二条:業務の第5項」で活用業務が認められているのであり、且つその活用業務の範囲は、「<u>1 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内であること</u>」「<u>2 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内であること</u>」だということを、再確認させて頂きたいのです。 確かに、この度のNTT東西殿がご意見される通り、KDDI殿が、平成22年(2010年)11月26日改正放送法に統合され、平成23年(2011年)6月30日に廃止され旧有線テレビジョン放送法の下(および商慣習の下)、地域独占が認められていたケーブルテレビ会社の上位2社を、その資本力の下でグループ傘下に収め、その有料ケーブルテレビ市場の50%を支配(平成24年(2012年)3月末現在)し、かつauスマートバリューによって、「FMC」や「網レイヤー／コンテンツ・レイヤー／デバイス・レイヤー」での通信と放送の融合(いわゆる3M戦略)を進めている事で、<u>NTT東西殿のみならず、電力系事業者殿や独立系地域事業者殿の“単体のFTTH市場にも影響を与える状況となってきた事”</u>は、私も理解し、我が国の公正競争環境および公共の福祉を害する可能性があるものと、強く懸念を共有させて頂くものです。 「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」報告書案に対する意見の公表 http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000200.html 平成25年4月18日 受付番号3「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」報告書(案)への意見書 http://www.soumu.go.jp/main_content/000219573.pdf 意見受付日:H25年4月10日 意見(2-2) 本検討会は、CATV事業者殿による既存建築物業者との商慣習によって、NTT殿の光ファイバー回線の敷設が妨げられる事例について把握しているか? 定量的なデータ把握を、本検討会に求む。またマンションやビルにおける光ファイバー回線のコスト抑制効果のある敷設ならびに利用普及が進むよう、国交省や経産省との連携を提言する。
--	---	--

	・GoogleやApple等のグローバルプレイヤーやLINE・Skype等のコミュニケーション・無料通話アプリケーションによる通信サービスが急拡大しています。特にLINEは、全世界で2億ユーザ、国内だけでも4,500万以上のユーザが存在し、固定音声契約者数(約5,680万契約)に迫る勢いとなっております。これらの事業者はスマートフォンやタブレット端末上で、これまで主に通信事業者が提供してきた電話やメール等の通信サービスをアプリケーションサービスとして自在に提供するなど、端末とコンテンツ・アプリケーションサービスの一体的な提供が進展しています。 ・諸外国では、すでに主要な通信事業者による固定・移動の垣根を越えた事業運営が主流となっており、また最近では、Vodafoneがドイツ最大手のCATV事業者であるKabel Deutschlandを買収するなど、国境や業界を跨った合従連衡も進展しています ・こうした状況にありながら、今回の公正競争レビューにあたって、これまでの競争セーフガード制度や接続ルール見直しの議論・答申と同様に、固定通信と移動通信、通信レイヤと上位レイヤといった、ユーザにとっては意味がなくなりつつある区分を前提とした議論を継続し、当社をはじめとするNTTグループに対し、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制を課し続けることになることとすれば、かかる硬直的な規制によってユーザの利便性が損なわれるだけでなく、IPブロードバンドサービスの普及拡大にも影響が及び、ひいてはICT利活用の促	＜中略＞ 日経ビジネスにおけるKDDI殿の社長がインタビューにて示された、『もし光回線サービスを手がけるのがNTTだけになってしまうと、設備競争が成り立たなくなり、改めて国有化などの議論が出てくる可能性があります。市場全体を見渡せば、今の状況はNTTにとっても悪い話ではないと思います。何とか設備競争ができるようなところまでは、そっとしておいてほしいというのが今の私の本音です。』について、利用者や接続事業者の不利益になっていないかの検証を求む。 ＜後略＞ その懸念は、この度の意見書ではNTT東西殿が指摘されていない、B2B分野のキャリアFMC(法人契約の携帯電話端末に、内線番号を割り当て、携帯電話事業者網で定額通話が行える仕組み)や、V字発信(携帯電話と固定電話の定額通話サービスを用いたPBX仲介の内線電話)、ソフトフォン(ユニファイドコミュニケーション)、ビジネスフォン(PBXを用いない内線電話)等々にも及ぶだろう、と考えられるものであり、LTEやBWA、及びVoLTEの展開予測も踏まえれば、その環境変化への対応を考えるに値すると思います。 <u>しかしながら、こうした独占状況や非参入障壁が構築されてしまえば、例えばNTTグループ殿であっても懸念を感じる程に、我が国の公正競争環境および公共の福祉を害する可能性があるからこそ、「〇〇ができないから規制を緩和して欲しい」と訴えるのではなく、まずは、NTTグループ殿ご自身が、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」の「3 NTT東西等における規制の遵守状況等の検証」に掲げられている、</u> (1) 指定電気通信設備制度に関する検証 ア 検証の目的 指定電気通信設備制度に関する検証は、<u>関係法令に定める要件に照らして指定が適正に行われているか、指定電気通信設備の指定の対象が適正に定められているか、アンバンドル機能の対象が適正に定められているか、禁止行為に該当する行為が行われていないか等を検証し、公正競争確保のための措置が必要かつ十分でない認められる場合には、速やかに所要の措置を講じることを目的とする。</u> (2) 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証 ア 検証の目的 日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT等」という。)については、移動体通信業務の分離(1992年)、NTT再編成(1999年)等により公正競争確保のための構造的措置を講じ、その際、各事案に公正競争要件が課されている。 また、NTT法第2条第5項の規定により、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)は、総務大臣に事前に届け出ることにより、NTT東西の地域通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で、地域通信業務等を営むために保有す
--	---	---

	進や我が国の国際競争力の向上にとっても障害になると考えます。 公正競争レビュー制度の目的であるブロードバンド普及促進を図るためには、通信事業者のネットワークサービスのみならず、国内外の様々なプレイヤーが提供するコンテンツ・アプリケーションサービスまで含め、情報通信市場全体を俯瞰した議論がなされるべきであり、当社も含む全てのプレイヤーが他の様々なプレイヤーとの自由なコラボレーション等により、新たなビジネスを迅速に創出できる環境や、多様で低廉なサービスを迅速に提供できる環境を整備するといった視点で検討を進めることが重要であると考えます。こうした、原則自由なマーケットにおいてこそ、イノベーションによって新たなサービスが創造され、ユーザ利便が向上していくと考えます。 ・したがって、今回、公正競争レビュー制度に基づく検証を行うにあたっては、FTTH、DSL、CATV等のサービス毎の市場に閉じた個別の検証だけでなく、WiMAXやLTEを含めたブロードバンドサービス市場全体の動向、更には、上位レイヤで市場支配力を持つプレイヤーが通信市場に参入することによる影響等、市場環境や競争環境の変化をしっかりと踏まえ、従来の区分に囚われない検証を行っていただく必要があると考えます。 その上で、当社については、従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っており、また、改正事業法に定められた更なる公正競争環境整備についても、適切な措置を講じ	る設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務(いわゆる「活用業務」)を営むことができるが、総務大臣は、活用業務がこの範囲内で営まれると認められない場合には、同法第16条第2項の規定により、NTT東西に対し、これを是正するために必要な命令をすることができる。 なお、活用業務がこの範囲内で営まれることを確保する観点から、過去に個別事案ごとに付された認可条件等に基づいて定められた「NTT東西の活用業務に関する「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」についての考え方」(以下「活用業務ガイドライン」という)が策定されている。 上記の活用業務ガイドライン等に基づき、NTT東西が行う公正競争確保のための措置等について、公正競争確保の観点から十分な機能を果たしているか否か、また市場実態等に則して必要十分な措置となっているか否か等について検証を行う。 という検証目的に正対して頂き、 ● 電気通信事業法第33条第1項及び電気通信事業法施行規則、禁止行為規制、指定電気通信設備規制、特定関係事業者制度等の法令によって定める必要が無くなる「ボトルネック性を有する設備解放」 ● 「ボトルネック性が無い設備設計」 ● 「不要な原価計上が行われないアンバンドルな接続料金体系」 ● 「社団法人：日本電線工業会の技術資料 技資第 107 号「電線・ケーブルの耐用年数について」等の客観的・科学的分析に基づく接続料金規則における光ケーブルの経済的耐用年数の見直し」 ● 「禁止行為規制や活用業務ガイドラインが必要にならない為への競合事業者殿への不利益性・干渉性の打破」 の実現に向けて、自らが提案なされるべきではないでしょうか。 これらを通じて、NTT グループ殿の存在性を法的に規定している NTT 法の「第一条：目的」「第三条：責務」に基づき、「光の道」構想で掲げられている、『『料金の低廉化』』に向けての電気通信技術に関する研究の推進』および「その成果の普及を通じての『2015年頃を目途に全世帯でのブロードバンドの利用という目標』』を達成する為に、“何がその障壁となっているか”の本質へのご意見を提出なさるべきではないでしょうか。 それが、電電公社を祖とした特殊法人である NTT グループ殿の現経営当事者、電気通信事業法で唯一の特殊法人である NTT グループ殿の現経営当事者としての社会的責任を踏まえた上でご提出なさるべき公式意見ではないでしょうか。 そうでなければ、「〇〇ができないから規制を緩和して欲しい」とは、「特殊法人としての国家的責任を果たす使命への担保から逃れる為に、規制を緩和して欲しい」と NTT グループ殿の現経営当事者が公式意見として総務省殿に寄せられているかのように、私は捉えざるを得ません。
--	--	--

	ており、公正競争上の問題は特段生じないものと考えていることから、上述のとおり、ブロードバンドの普及促進を図るためにも、過去の延長線で今後の競争政策を決定するのではなく、市場環境や競争環境の変化を十分踏まえて、現行の指定電気通信設備規制や禁止行為規制等については、改めてその必要性から検証し、実態にそぐわない不要な規制については速やかに見直しまたは撤廃を行っていただきたいと考えます。(NTT 西殿)	そうでなければ、上場企業である事で、株価や配当の追求をするが故に、一般株主意向の方を重んじて、特殊法人としての役割、NTT 法の「第一条:目的」「第三条:責務」を軽んじたり、「第二条:業務の第 5 項」の活用業務の範囲を逸脱する為に力を注いでいるかの様に、私は捉えざるを得ません。 それはまるで、監督する立場である行政側の判断情報が乏しい中で、「規制の虜」に陥ってしまった、電力行政と電力業界の過ちの再現を見ているかのようです。 それはまるで、様々な史実的根拠に基づく警鐘があったにも関わらず、「より安全性を高める為に防波堤を築くのか」、それとも、「1000 年に一度の確率の津波の為にコストを投じる意味があるのか」、といった利益相反の中、結果的に後者の選択肢を取るに至ったのであろう、某電力会社の過ちの再現を見ているかのようです。 そして、平成 22 年(2010 年)12 月を起点とする「光の道」構想の、「グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース」の開催の最中に、NTT グループ殿の経営当事者(平成 25 年(2013 年)現在の持株会社の会長)が述べた言葉が、その過ちの再現への深い懸念を思い出させます。 編集長インタビュー:NTT 代表取締役社長 三浦 惺 氏 (取材日:2010 年 12 月 3 日)(出典:日経コミュニケーション 2011 年 1 月号 pp.46-47) NTT グループにとっては、トータルソリューションを求めるユーザーに、ワンストップでサービスを提供できない 電気通信事業法の規制のほうが問題だ。 必ずしも NTT グループの組織問題について議論しなくても、ワンストップでユーザーのニーズに即応できるサービスを提供する道筋はつけられると思っている。 これはまさに、NTT グループ殿の初代社長であり電電公社の最後の総裁であった真藤恒氏が鳴らした警鐘を呼び起こさせるものです。そして、NTT グループ殿の現経営当事者が、その警鐘に対して全く耳を傾けていないという懸念を高めるに至らせるものです。 (平成 7 年(1995 年) 春 日経BPインタビューより抜粋) 『民営化は万能薬ではない、大事なのは競争状態を作ることだ。事業の独占を放置したまま民営化すると、逆に民業圧迫になる…』 きっと、「国家的責任を果たす事」と「能率的な経営を果たす事」の二軸への期待を高い次元で果たされる事が、「NTT 法」の「第一条:目的」「第三条:責務」を果たす特殊法人である NTT グループ殿の現経営当事者としての社会的責任だと思います。 是非、真藤恒氏が「デンデン語」という概念で指摘し、そこからの脱却と転換を目指された意志と覚悟に基づく行動
--	--	--

		をお取り下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。 (昭和 57 年(1982 年)『電電ざっくらん』東洋経済新報社 2 章 日本語とデンデン語 P.30)) 『電電公社という”閉鎖社会”の中に長い間生きてきたために、世間では通用しない常識が多いということである。」「日本語」と「電電話」の開きが大きくなることは、我々にとっても、社会にとっても好ましくない。社内常識と世間の常識を密着させる義務が私にはある。＜中略＞国民は「こうして欲しい」と思っているときに、自分たちの都合で「それはできない」と考えると、加入者が電話をかけ、料金を払ってくれるから、自分たちはメシが食えるのに、そういう意識がないとか、物事の判断が逆さまに出てくることをいっている。それがいけないのである。＜中略＞口では「公共性、公共性」といっているが、実際の言動は自分たち本位ではないのか。＜中略＞「自分は公共性やサービスという面で、本当はどう行動すべきか」という点での真剣な、当事者として当然の”第一人称”の立場での自己反省が少ないのではないか。そのへんを十分に考えていけば、すべての業務上の行動も、発想の原点も変わってくるはずである。＜中略＞<u>電電公社の世界から物を眺めるのではなく、外から見つめていけば、我々はいま何をすべきかなのか、おのずと答えが出るのだと思う。』</u> また、どうしても内的な組織構造要因、および上場企業である事の要因等により、自発的にはそこからの脱却と転換を目指された意志と覚悟に基づく行動が取れないのであれば、それは真藤恒氏を当時の石川島播磨重工業殿より招聘した様に、外部から経営陣を投入する事で、「NTT 法」の「第一条: 目的」「第三条: 責務」を果たす特殊法人である NTT グループとして、我が国の公正競争環境および公共の福祉の追求を図れるようにする事も、総務省殿のリーダーシップの下での、競争政策を成り立たせる必要条件の1つとして考えられるのかも知れません。 それが、総務省殿を含む各大臣が集結する内閣官房 IT 総合戦略本部殿のリーダーシップの下で、日本経済再生本部における平成 25 年(2013 年)1 月の指示内容「世界最高水準の IT 社会を実現すべく、IT 戦略の再構築をする」を成り立たせる為の必要条件の1つとして考えられるのかも知れません。 新たな成長戦略 ～「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」を策定！～ http://www.kantei.go.jp/jp/headline/seicho_senryaku2013.html 平成 25 年 6 月 14 日、日本経済の再生に向けた「3本の矢」のうちの3本目の矢である、成長戦略、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」が閣議決定されました。 日本再興戦略 -JAPAN is BACK- 平成 25 年6月 14 日 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou_jpn.pdf 第Ⅱ. 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン 4. 世界最高水準の IT 社会の実現
--	--	--

		IT を活用した民間主導のイノベーションの活性化に向けて、世界最高水準の事業環境を実現するため、今般策定される新たな IT 戦略(本年6月14日閣議決定)を精力的に推進し、規制・制度改革の徹底並びに情報通信、セキュリティ及び人材面での基盤整備を進める。 ＜中略＞ ④世界最高レベルの通信インフラの整備 <u>圧倒的に速く、限りなく安く、多様なサービスを提供可能でオープンな通信インフラを有線・無線の両面で我が国に整備することで、そのインフラを利用するあらゆる産業の競争力強化を図る。</u>このため、情報通信分野における競争政策の更なる推進等により、OECD 加盟国のブロードバンド料金比較(単位速度当たり料金)で、現在の1位を引き続き維持することを目指す。 ○世界最高レベルの通信インフラの実用化 ・世界最高レベルの光通信技術(400Gbps 級)及びネットワーク仮想化技術の実用化を促進するため、来年度から同技術を用いたテストベッド(実証環境)を広く産学官に開放し、民間事業者等による新サービスの開発等を支援する。 ・世界最先端の第4世代移動通信システム(4G)を早期に実用化するため、技術導入に必要な制度を年内に整備し、来年までに新たな周波数帯の割当を行う。さらに、4G の更なる高度化と我が国技術の国際展開支援のため、2015 年度までに、国際的に調和のとれた形で、更なる追加割当候補周波数を確保する。 ○料金低廉化・サービス多様化のための競争政策の見直し <u>・NGN(Next Generation Network)のオープン化 や モバイル市場の競争促進 を含めた 情報通信分野における競争政策 についての検証プロセスを本年夏から開始し、今年度中に検討課題を洗い出す。この結果を踏まえ、電気通信事業法等の具体的な制度見直し等の方向性について、来年中に結論を得る。</u> さて、平成 22 年(2010 年)12 月を起点とする「光の道」構想は、「グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース」を経た「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」に関する情報通信審議会答申(平成 23 年(2011 年)12 月)」、その答申に基づく「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」を通じ、いよいよ来年平成 26 年(2014 年)には、包括的な検証が行われる事となります。 もちろん、NTT グループ殿へと、何かしらのしわ寄せを被せる為ではありません。 もちろん、NTT グループ殿だけに、我が国の国益と国富への責務を押し付ける為ではありません。 この度の NTT 東西殿がご意見される通りの、KDDI 殿の所有する、「放送法 第六章 一般放送 第二節 業務 第百四十五条(有線電気通信設備の使用)」および「放送法施行規則 第五章 一般放送 第一節 登録等 第一款
--	--	--

		登録一般放送事業者 第百三十三条の二(登録を要しない一般放送)」に示される、有線放送施設(有線一般放送を行うための有線電気通信設備)が要因となる「ボトルネック性を有する設備解放」および「ボトルネック性が無い設備設計」を議題に載せていく事で、行政の管轄区分を超えて、我が国の公正競争環境および公共の福祉を害する可能性があるものへの課題解決も含めてです。 その目的は、既存の電気通信事業者の為だけではなく、ましてや大手電気通信事業者間の競争奨励の為だけではなく、新たな電気通信事業者の挑戦の機会や、地方の中小電気通信事業者・公営ケーブルテレビ事業者などの活躍の機会を含めてです。 その目的は、現在は NTT 東西殿の固定網の独占性やボトルネック性の要因が引き続いている結果として、その効果的な実現への道筋が描きにくいであろう、NTT ドコモ殿が目指すビジョンの実現の道を切り拓く事も含めてです。 是非、平成 26 年(2014 年)には、包括的な検証を通じて、『(1)NTT 法の「第一条:目的」「第三条:責務」の下、特殊法人である NTT グループ殿ご自身が活躍する為、(2)公平な競争環境の下、真摯且つ切磋琢磨な関係である競合事業者殿が活躍する為、(3)私達国民みんなの人生が活躍する為』の十分条件を満たす『情報通信における3本の矢』を、「光の道」構想が齎す成果として私達国民みんなの意志と覚悟で作り上げ、その日々の行動や生活におけるチャレンジを通じて、我が国の益々の発展に私達国民みんなが貢献していきましょう。 以上、僭越な意見とはなりましたが、ご容赦ならびに本意見の本質への寛容なるご理解を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。 なお、最後になりましたが、震災や風水害への対応を含み、NTT グループ殿の現場の方々のご尽力には日々感謝申し上げます。例えインフラとして 100%整備されても、100%利用されても、こうした支えが無ければ、私達国民みんなは利活用する事は出来ません。その責務全うの為、全身全霊で指揮される、NTT グループ殿の現経営当事者のご指導力にも感謝申し上げますと共に、是非、我が国の公共の福祉の増進に資するよう日々努められておられる彼ら彼女らが益々活躍できるようになる事にも、期待を申し上げます。
--	--	--

再意見書

平成 25 年 9 月 24 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 105-7304

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんばし

住 所 東京都港区 東新橋 一丁目 9 番 1 号

(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ

氏 名 ソフトバンク BB 株式会社

だいひょうとりしまり や くしやちようけんしーいーおー そん まさよし

代表 取締役 社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんばし

住 所 東京都港区 東新橋 一丁目 9 番 1 号

(ふりがな) かぶしがいしゃ

氏 名 ソフトバンクテレコム 株式会社

だいひょうとりしまり や くしやちようけんしーいーおー そん まさよし

代表 取締役 社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんばし

住 所 東京都港区 東新橋 一丁目 9 番 1 号

(ふりがな) かぶしがいしゃ

氏 名 ソフトバンクモバイル 株式会社

だいひょうとりしまり や くしやちようけんしーいーおー そん まさよし

代表 取締役 社長兼 CEO 孫 正義

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する再意見募集」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する再意見募集」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

再意見提出者 ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会 社

意見提出者	該当部分	再意見
西日本電信電話株式会社（以下、「NTT 西日本」とします。）	■NTT 西日本(p5、6) 【NGN、地域IP網及びひかり電話網について】 当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網（以下、NGN等）については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかなです。 ① 他事業者がIP網を自前で構築する際の素材となる線路敷設基盤やアクセス網は、世界的に最もアンバンドリング／オープン化が進展しており、また、IP網の自前構築に必要なルータ等の電気通信設備は誰でも容易に市中で調達し、自ら設置することが可能であるため、他事業者がこれらの設備を組み合わせると当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっていること。→別添1 ② 現に、他事業者は当社のNGN等に依存することなく、独自のIP網を構築し、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しており、当社のNGN等は各事業者が提供する多様なネットワークの選択肢の一つに過ぎないこと。具体的には、固定系ブロードバンドサービス市場で見た場合、当社の契約者数シェア（平成24年度末）は西日本マクロで50.1%、府県別では最小で約38%、FTTH市場での競争が激しい関西エリアでは、2府4県でシェアが約42%に過ぎないこと。→別添2 また、純増数シェアをエリア別に見ると、西日本マクロで平成23年度は	先般の「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制の運用に関する意見募集」（以下、「本意見募集」とします。）において述べたとおり、第一種指定電気通信設備を用いた電気通信サービスについては、昨年から競争環境に特段の大きな変化はありません。東日本電信電話株式会社及びNTT 西日本（以下、「NTT 東西」とします。）殿は、FTTH市場で72.5%、0AB-J IP電話市場では62.2%（平成25年3月末時点）と依然として高いシェアを占めています。NTT 東西殿の次世代ネットワーク（以下、「NTT-NGN」とします。）、ひかり電話網については、NTT 東西殿の地域IP網や固定電話網のユーザが将来的に移行していくことから、競争事業者にとっては、事業展開上の不可欠性等がより高くなっていくと想定されます。このような状況からも、NTT-NGN やひかり電話網については、サービスの多様化、低廉化のため、より一層競争を促進する施策を講じる必要があると考えます。 以上のことから、情報通信審議会答申（平成20年）「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」にて示されているとおり、引き続き、第一種指定電気通信設備としての指定を継続すべきと考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	64. 4%であったのに対し、平成24年度では45. 7%まで低下している。特にFTTH市場での競争が激しい近畿圏では平成23年度では約51. 9%であったのに対し、平成24年度では39. 7%まで低下しております。 さらに、移動系ブロードバンドサービスも含めたブロードバンド市場全体で見た場合、NTT東西のシェアはわずか11. 1%程度に過ぎないこと。 →別添3 ③ ひかり電話サービスについて、加入電話と代替的なサービス市場で見た場合、直収電話、OAB-JIP電話、CATV電話、050-IP電話の合計に占めるNTT東西のシェアは約42%程度(平成24年度末)、さらに、携帯電話も含めたシェアで見れば8. 5%程度(平成24年度末)に過ぎないこと。 加えて、LINEのユーザ数が全世界で2億ユーザ(平成25年7月)を超え、国内だけでも4, 500万以上のユーザが存在するなど、コミュニケーション・無料通話アプリケーションによる通信サービスが急拡大する中、従来の電話サービスの代替として、こういったサービスを利用しているお客様が相当数いらっしゃることを踏まえると、ひかり電話の実体的なシェアはさらに小さくなるものと想定されること。→別添4 ④ アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社のNGN等自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がないこと。	

意見提出者	該当部分	再意見
	⑤ 主要国において、ブロードバンドサービスのネットワーク部分をアンバンドルし、厳格な提供義務が課せられているのは日本だけであること。 ・上述のとおり、当社のNGN等にボトルネック性がないことは明らかであり、また、IP・ブロードバンド時代は、各事業者がそれぞれネットワークを構築し、お互いのお客様同士が相互に通信しあう、同じ立場での接続形態となっており、当社の固定電話網を中継事業者へアクセス網として貸し出す形態が中心であった電話時代の接続とは大きく異なっていること、から、当社のNGN等は、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。	
NTT 西日本	■NTT 西日本(P7) 【局内装置類及び局内光ファイバについて】 ・イーサネットスイッチ、メディアコンバータ、光信号伝送装置(OLT)、光局内スプリッタ、WDM装置等の局内装置類については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。 ① 他事業者がIP網を自前で構築する際の素材となる線路敷設基盤やアクセス網は、世界的に最もアンバンドリング／オープン化が進展しており、IP網の自前構築に必要な当該装置類は誰でも容易に市中で調達し、自ら設置することが可能であるため、他事業者がこれらの設備を組み合わせることで当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっていること。 ② 現に、他事業者は自前の光アクセスと当該装置類を組み合わせ、もしくは、当社の光アクセスと当社のコロケーションを利用して当該装	【メディアコンバータや OLT 等の装置類及び局内光ファイバ】 昨年度の「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(以下、「本検証結果」とします。))における総務省殿の考え方で示されているとおり、「メディアコンバータや OLT 等の装置類及び局内光ファイバについては、加入光ファイバと一体として設置・機能するものである」ことから、当該装置のみを切り出して、指定対象とすべきか判断を行うこと自体が不適切です。そのため、一部事業者における自前設置の実績をもってボトルネック性の有無を判断することは適当ではなく、ボトルネック設備と一体として設置・機能する以上、競争事業者の利用を前提とすべきであり、引き続き、第一種指定電気通信設備として指定を継続することが必要と考えます。 【WDM 装置】 WDM 装置は、昨年度の本検証結果にて、総務省殿が考え方を示され

意見提出者	該当部分	再意見
	置類を設置し、サービス提供していること。 ③ アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社の当該装置類自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がないこと。 ・なお、当該装置類の全てを第一種指定電気通信設備の対象から除外するのに時間を要する場合には、少なくとも、他事業者がコロケーションできない局舎に設置された局内装置類、中継光ファイバの空きがない区間に設置されたWDM装置等に指定対象を限定していただきたいと思います。 ・局内光ファイバについては、他事業者による自前敷設が可能であり、また、他事業者が計画的に所定の手続き・自前工事を行うことで、当社が局内光ファイバを敷設する場合と同等期間で、当該他事業者も局内光ファイバを自前敷設できることに鑑み、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと思います。	ているとおり、「中継ダークファイバと一体として設置され、ネットワークの一部として機能するものである」と整理されており、引き続き、第一種指定電気通信設備として指定を継続することが必要と考えます。 【イーサネット系サービス等のデータ通信網】 イーサネット系サービス等のデータ通信網についても、昨年度の本検証結果にて総務省殿が考え方を示されているとおり、従来、「その他の専用線等と伝送路を共有しており、設備のボトルネック性という意味においては他の専用線に用いられている設備と異なるものではない」という状況であり、現状も特段大きな変化はないことから、引き続き、第一種指定電気通信設備として指定を継続することが必要と考えます。
NTT 西日本	■NTT 西日本(p8、9) 【加入光ファイバについて】 ・加入光ファイバについては、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと思います。 ① 指定電気通信設備規制(ボトルネック規制)の根幹となる端末系伝送	NTT 東西殿は、公社時代から引き継いだ電柱や管路等の線路敷設基盤や、それらを利用して構築される光ファイバ回線等の大半を有している市場支配的事業者である一方、競争事業者がこれらの設備を自ら敷設することは容易ではなく、NTT 東西殿の光ファイバを利用することが欠かせない状況であることに変化はありません。また、今後、益々メタル回線や PSTN からのマイグレーションが加速する中、NTT 東西殿が構築する

意見提出者	該当部分	再意見
	路設備については、電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続きの簡素化等により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、他事業者の参入機会の均等性は確保されており、IP・ブロードバンド市場においては、アクセス区間においても現に設備競争が進展していること。 ② 現に、光ファイバについては、電力会社殿が当社の約2倍の電柱を保有しており、電力系事業者殿は相当量の設備を保有する等、当社と健全な設備競争を展開しており、CATV事業者殿も、通信と放送の融合が進む中、電力会社殿や当社の電柱を利用して自前アクセス回線を敷設し、過去10年間で契約数を1.8倍の2,865万世帯(平成25年3月末。登録に係る有線電気通信設備によりサービスを受ける加入世帯数、再送信のみを含む。)に増加させていること。これに関して、平成22年度の「光の道」構想に関する意見募集に際して、ジュピターテレコム殿からも、「ケーブルテレビ事業者は、線路敷設基盤を保有しない状態で、今まで設備競争を行ってきた。体力のある通信大手キャリアと異なり、規模の小さいケーブルテレビ事業者が、一社一社のカバーエリアは狭いながらも業界全体で世帯カバー率88%まで設備を整えられたことは、電気通信業界において、設備競争をより活発に行うことが可能であることの証明であると考え。」といった意見も提出されており、線路敷設基盤を持たなくても、意欲のある事業者であれば、当社や電力会社の線路敷設基盤を利用して自前ネットワークを構築することは十分可能であること。 ③ 主要国において、加入光ファイバをアンバンドルし、厳格な提供義務	光ファイバ回線等が、第一種指定電気通信設備の対象から除外されることがあれば、NTT 東西殿の独占がより拡大する恐れがあります。以上のことから、加入光ファイバが第一種指定電気通信設備として指定を継続することは当然であると考えます。 また、平成22年12月公表の「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース「光の道」構想実現に向けて 取りまとめ」においても、「競争事業者は、NTT 東西のボトルネック設備(加入光ファイバ等)を利用してサービス提供することが不可欠であるため、NTT 東西の接続料の低廉化等は、事業者間競争を活性化し、ユーザ料金の低廉化を促進する上で重要となる」とされているところであり、加入光ファイバについては、その接続料の低廉化等についても継続して推進することが適切と考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	が課せられているのは日本だけであること。 これに関して、平成22年度の「光の道」構想に関する意見募集に際して、米国電気通信協会殿から、「米国では、高速大容量の光ファイバー網を構造分離・機能分離・オープン化する規制ではなく、規制を軽微に留めて設備ベースの競争を促す方針が一貫して採られています。」、「このように、日本においては、さらなる規制負担によって高度通信網への設備ベースの投資を阻害するのではなく、現存するオープン化規制などの障壁を取り除くことを検討する必要があると考えられます。米国には、高度通信網のオープン化規制が存在しません。」といった意見も提出されていること。 ・なお、現行の固定系の指定電気通信設備規制は、端末系伝送路設備（メタルと光の区別がない）の50%以上の使用設備シェアを保有する場合には、これと一体として設置される電気通信設備を指定電気通信設備として規制する仕組みとなっていますが、仮に、今回は、加入光ファイバが第一種指定電気通信設備の対象から除外されないことになったとしても、今後に向けては、既に敷設済のメタル回線と、健全な設備競争の下で整備されてきた光ファイバの規制を明確に区分し、個々にそのボトルネック性の有無等の検証を行い、諸外国での規制の状況なども踏まえながら、規制の要否を判断する必要があると考えます。 ・また、その際には、加入光ファイバのボトルネック性の判断にあたって、設備競争における競争中立性を確保する観点から、通信・放送の融合や移動系ブロードバンドサービスの普及等を踏まえ、CATV回線や高速モバイルアクセス等を含めるよう見直すことについて検討していただきたい	

意見提出者	該当部分	再意見
	と考えます。 ・さらに、現行のシェア基準値(50%超)による規制は、事業者間のシェアが50%前後で拮抗する場合でも、50%超か否かで事業者間に規制上の大きな差が生じる仕組みとなっているため、競争中立性を確保する観点から、一定のシェアを有する事業者に対する規制の同等性を確保するよう見直すことについて検討していただきたいと考えます。	
NTT 西日本	■NTT 西日本(P.10) 【FTTHサービスの戸建て向け屋内配線について】 ・戸建て向け屋内配線は、お客様の宅内に設置される設備であり、誰もが自由に設置できる設備です。屋内配線の設置工事は、他事業者も同様に実施することが可能であり、現に実施していることを鑑みれば、ボトルネック性がないことは明らかであり、当社の戸建て向け屋内配線を第一種指定電気通信設備から除外していただきたいと考えます。	現在、「引き通し」形態による屋内配線の設置が主流となっており、FTTH サービスの戸建て向け屋内配線は、第一種指定電気通信設備である引込線と一体となっていることが明確であることから、引き続き、第一種指定電気通信設備として指定を継続することが必要と考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
NTT 西日本	■NTT 西日本(P.10) 【現行の指定方法の見直しについて】 ・殆ど全ての県内設備に事前規制をかける現行の第一種指定電気通信設備の指定方法を継続した場合、健全な競争が繰り広げられているブロードバンド通信市場においても、サービス開始前に接続約款の認可又は告示改正等の行政手続きが必要となり、また、認可申請前の事前説明にも一定の時間が必要となるため、お客様に対する新サービスの提供や料金値下げを遅らせる原因となり、当社を他事業者との競争上極めて不利な立場に置くことになるだけでなく、更なるブロードバンド普及に向けたインフラ整備や新規サービス開発の芽を摘むことによって、お客様の利便の向上を妨げることになると思います。 ・したがって、現行制度の下においては、NTT東西のほぼ全ての県内電気通信設備が、ボトルネック性の有無についての十分な検証がされないままに、ボトルネック性を有するとの蓋然性があるという理由で、原則として全て指定電気通信設備とされるネガティブリスト方式が採用されておりますが、本来、規制の対象となる設備は、行政当局が個別に不可欠性を挙証できた必要最小限のものに限定し、具体的に列挙する方式(ポジティブリスト方式)を採用すべきと考えます。	昨年度の本検証結果にて、「ネガティブリスト方式の採用によりNTT東西が競争上不利な立場に置かれるといった状況は今回の同制度に基づく検証においても特段見受けられない。」と総務省殿の考えが示されたところですが、現在もその状況に変化はないため、引き続きネガティブリスト方式の採用を維持すべきと考えます。 また、第一種指定電気通信設備として指定されているにも係らず、他事業者が必要とする機能開放が十分に行われていない状況下において、指定方式そのものをポジティブリスト方式に変更することは、決して認められるべきではありません。
テレコムサービス協会 NTT 西日本	■テレコムサービス協会 (P.2、P.3) NGN のオープン化はほとんど進んでおらず、従来のアンバンドルに関する議論の延長では NGN 上でのブロードバンドの利活用の促進は望めません。新たな枠組みによる NGN のオープン化の議論が必要と考えます。	テレコムサービス協会殿の意見に賛同します。ブロードバンド普及促進の観点から、積極的に NTT-NGN のアンバンドル化について対応して頂きたいと考えます。「接続の基本的ルールの在り方について(平成 8 年 12 月 19 日、電気通信審議会答申)」において、「技術的に可能な場合には、アンバンドルして提供しなければならない」と示されているとおり、

意見提出者	該当部分	再意見
	2008年3月27日付情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」や、2011年12月20日付情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方について」では、NGN のオープン化によるサービス競争の促進のためのアンバンドル化に向けたルールが定められています。しかし、現状では NGN 上の新たなサービスはほとんど出現しておらず、従来のルールではサービス競争の環境が整わないことが明らかになったと考えます。 したがって、ブロードバンドの利活用を促進する健全な競争環境を整備するためには、より大胆な NGN のオープン化施策など新たな対策が必要と考えます。 ■NTT 西日本 (P.11) 当社のNGN等、イーサネットスイッチ等の局内装置類、局内光ファイバ、加入光ファイバ等については、前述のとおり、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただく必要があると考えますが、仮に引き続き第一種指定電気通信設備の対象とするのであれば、少なくとも他事業者による利用実績や実需要がない機能については、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただく等の対応を行っていただきたいと考えます。	NTT 東西殿の利用部門と接続事業者との同等性確保という観点から、接続事業者が要望を挙げた時点で常に接続可能な状態であることがアンバンドルの原則と考えます。また、NTT-NGN 上でのブロードバンドの利活用を促進する観点からも、競争事業者が「具体的な要望」を提案が可能なように、NTT 東西殿からのサービス・技術仕様等の情報開示を義務付ける等の措置が必要と考えます。 なお、今後マイグレーションがさらに加速することを考慮すれば、NTT-NGN 上で多種多様なサービスを創出する観点から、NTT 西日本殿がご指摘されるように、接続事業者との接続実績がない状況が続いている等といった現時点の状況のみを捉えて、アンバンドルの対象可否を議論すべきではないと考えます。
株式会社ケイ・オプティコム(以下、「ケイ・オプティコム」としま	■ケイ・オプティコム(p7) ソフトバンク殿の提案に基づくベストエフォート回線を用いたOAB-J 番号のIP電話サービスについては、「従来のOAB-J 番号とは異なるものであることの利用者への周知の徹底を条件としたもの」とされています	そもそも、NTT 東西殿が第一種指定電気通信設備である NTT-NGN において、電話役務に係る重要な機能アンバンドルが行われてこなかったことから、これまで競争事業者は NTT-NGN における OAB-J IP 電話を提供できず、NTT 東西殿のみが独占的に当該サービスを提供してきまし

意見提出者	該当部分	再意見
す。) NTT 西日本	が、安定品質が担保されないため、緊急通報が安定的に確立できない等により、人命および国民の安心・安全が脅かされ、利用者利益が著しく損なわれる可能性があります。 特に、OAB-J番号の品質要件については、内閣府規制改革会議において国際先端テストの対象案件となった「市外局番(OAB-J番号)取得に係る品質要件の見直し」に関して、総務省殿より「規制を維持する必要性」として以下の見解が示されています。 (平成25年5月27日開催 規制改革会議 第7回創造等ワーキング・グループ 資料1-4抜粋) ・我が国の現行制度では、アナログ電話と同等の品質が確保されるIP電話について、アナログ電話と同じ体系の電話番号(OAB-J番号)を割り当てることとしており、その提供のため、各事業者はさまざまな技術を用いて一定の通信品質を維持しているところ ・仮に、OAB-J番号のIP電話の品質要件を廃止等した場合には、トラフィックの混雑する時間帯や、将来的にトラフィック環境の変化した場合において、IP電話による通信品質が適切に確保されず、支障の生じるおそれがある ・我が国のOAB-J番号のIP電話は、品質、緊急通報の利用、故障又は損壊の対策等の点において、アナログ電話と同等性が確保されており、そのような保証のない050番号のIP電話と明確に区別されている。IP電話の番号による識別性が損なわれた場合には、消費者は提供事業者・提供サービスごとに複雑な判断をしなければならないことから、品質要件の廃止等は適切ではない	た。一方、本提案方式は、既存の様々な技術や手法を組み合わせることによって、従来と同等の品質を確保するとともに、通信事業者間の競争を促進し、価格の低廉化やサービスの多様化、新たな需要創出など、国民の利益につながることから、情報通信審議会情報通信技術分科会 IP ネットワーク設備委員会通信品質検討アドホックグループ等でご議論頂き、情報通信審議会答申の中で、サービスの開始を特例的に認めて頂いたものと理解しています。なお、ふくそう等によりベストエフォート回線としてのNTT-NGNの一定以上の品質低下を検知した場合は、代替回線による迂回措置を実施や常時監視の実施等、現在講じうる限りの様々な措置を実施しており、国民生活に支障を及ぼす課題を抱えているという指摘にはあたらないものと考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	・あまり知識のないお年寄り等が誤って低い品質のIP電話サービスを選択してしまうといった問題が頻発する ■NTT 西日本 (P.14) ソフトバンク殿のベストエフォート回線を用いたOAB-JIP電話サービスについては、情報通信審議会答申(平成24年9月27日)において、安定品質以外の技術基準への適合、定期的な品質測定及び分析の結果の報告を前提に、実施期間及び実施条件を限定した特例措置を付した上で、OAB-J番号の使用を認めることが適当とされ、平成25年5月1日よりサービスの提供が開始されました。 しかしながら、当該サービスは、ベストエフォート回線を用いて提供されるサービスであるため、通信パケットのロスが発生すると、現行のOAB-JIP電話の通信品質基準が確保されず、災害時優先通信及び緊急通報呼が繋がらなくなる可能性もあるなど、国民生活に支障を及ぼす課題を抱えています。	
ケイ・オプティコム NTT 西日本	■ケイ・オプティコム (p7) また、当該サービスは、昨年の検証結果において、「競争条件を抜本的に変更するものではない」とされていますが、上記総務省殿見解にあるとおり、これまで、さまざまな技術を用いて一定の通信品質を維持するため、相応の設備投資を重ねてきた既存事業者が圧倒的に不利な競争条件を強いられるばかりか、利用者に対して、当該既存事業者による最適なサービスの提供が阻害されることは、固定通信市場の発展が損なわれるものと考えます。	NTT-NGNに係るコストは、各加入者がNTT-NGNの網利用料として負担しています。また、弊社(ソフトバンクテレコム)は、ISP(VNE)専用となる区間について接続料として負担しています。その他、ひかり電話に相当するSIPサーバ及び関連する伝送部分を弊社網内に構築し、当該コストを通話料等で回収するものでありNTT 東西殿と同様であることから、提案方式は利用料の公平性を欠いたものではありません。また、前述のとおり、本サービスは、NTT-NGNにおけるベストエフォート品質のサービスを利用しており、帯域制御や優先制御等の機能は一切利用しておらず、

意見提出者	該当部分	再意見
	以上のことから、平成26年の包括的な検証に向けて、利用者の利益を著しく損なうことがないか、不公正な競争環境の形成に繋がることのないかという視点にたつて、審議会や競争政策委員会等の公の場で議論を尽くしていただくことを要望いたします。 ■NTT 西日本(p15、16) ② ネットワーク利用料の負担の公平性について ・ ソフトバンク殿は、当社のNGNとISP接続することで、ルータによる伝送部分のネットワーク利用料を負担することなくOAB-JIP電話サービスを提供されていますが、当社を含む既存のOAB-J電話サービス提供事業者は、交換機やルータによる伝送部分のネットワーク利用料(コスト)を負担してサービスを提供しており、同じOABJ電話サービスでありながら、ネットワーク利用料(コスト)の負担の公平性が図られておりません。 ・ 当社を含むOAB-J電話サービス提供事業者からすると、当該コストを他の料金で回収するような見直しは現実的に難しい中で、当該コストを負担しないベストエフォートでのOAB-JIP電話サービスの提供を認めることは、これまでのOABJ電話市場における競争環境を覆し、現行のPSTN並みの品質確保を前提に技術開発・研究・投資を重ねてきた既存事業者に対して圧倒的に不利な競争条件を強いるものであり、同じOABJ電話でありながらネットワーク利用料の負担の公平性が図れない等の点について、競争政策上の観点から検討する必要があるものと考えます。	ISPを介したメール、ウェブ、映像等のインターネットトラヒックや 050IP 電話サービス等と同様に、データ通信の一つに過ぎず、NTT 東西殿の接続に係るネットワークのコスト構造と相違はないと考えます。 PSTN 並みの品質確保を前提に技術開発・研究・投資を重ねてきた既存事業者に対して圧倒的に不利であるというご指摘については、そもそも、本来 NTT-NGN のアンバンドルが適切に行われていれば不必要であった設備投資等を行っていることから、NTT 東西殿の指摘とは異なり、むしろ、当該方式により参入する弊社が、既存事業者よりも競争上不利な側面を多分に有すると考えます。本提案方式は、市場からの強い要望に応えるために提案したのですが、弊社としては、本提案がもつ不利な競争環境を早急に改善させるためにも、アンバンドル協議を進展させるよう NTT 東西殿へ引き続き要請していく考えです。

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI 株式会社 (以下、「KDDI」とします。)	■KDDI(p3) 現行のアンバンドル機能の対象は適切と考えます。 なお、NGN のアンバンドル機能については、設備競争を阻害するようなアクセスに関する機能のアンバンドルは不要と考えます。	NTT-NGN のアンバンドルの議論は、競争促進による新たなサービスの創出や料金低廉化の観点から、アクセス区間も含め、今後も継続的に推進していくことが必要と考えます。
KDDI 一般社団法人 テレコムサービス協会(以下、「テレコムサービス協会」とします。))	■KDDI(p4) <利用部門と競争事業者とのリードタイム等の同等性確保> 2011 年 11 月に施行された改正電気通信事業法において、NTT 東・西に対し機能分離の実施や子会社等との一体経営への対応が措置されました。しかしながら、機能分離の実施にあたって遵守すべき行為について、接続事業者と NTT 東・西の利用部門との同等性を確保するための検証項目や指標が充分とは言えないと考えます。 同等性の検証について、例えば、回答納期等の手続きは平均日数を用い接続事業者と NTT 東・西利用部門との同等性を検証しているところですが、回答までにかかる日数の分布状況やエリア別等、多角的な視点から同等性の検証が必要と考えます。また、手続き面のみならず開通に必要な要員配置の同等性や設備構築情報等開示される情報の内容やタイミングが同等か否かといった運用面での同等性の検証も実施することが必要と考えます。 テレコムサービス協会(p2) 機能分離は、ブロードバンドの普及とその利活用を促進するための手段であったはずですが、しかし、NGN 上でのブロードバンド利活用は、前項にも示したように必ずしも順調には進んでおらず、以前の「ひかりの道」議	KDDI 殿ご指摘のとおり、機能分離の趣旨である NTT 東西殿利用部門と接続事業者との同等性の確保が確実に行われているかどうかについては、NTT 東西殿自身の内部プロセスも含めて同等性が担保される措置・仕組みを整備した上で、検証方法や項目についても、改めて検討を行う必要があると考えます。なお、検討に当たっては、以下の項目についても、NTT 東西殿利用部門と接続事業者との間において、十分に同等性が確保されているべきか検証すべきであると考えます。 ・ プロセスの同等性(リードタイム、手続き、貸出条件、フォーマット等) ・ 情報の同等性(顧客情報、敷設・工事計画、設備更改等) ・ システム連携の同等性(システム連携のインタフェース等) 等 また、テレコムサービス協会殿がご指摘のとおり、機能分離は、公正競争を担保することによって、NGN上でのブロードバンド利活用の促進であったと認識しております。来年を目処に行なわれる予定の包括的な検証の場においては、上記検証と共に、機能分離や既存の指定電気通信設備に関する規制の結果、NGN上でのブロードバンドサービス普及や市場にどのように還元がなされたかについて、詳細に分析を行なうべきと考えます。 なお、上記検証の結果、NTT 東西殿利用部門と競争事業者の同等性

意見提出者	該当部分	再意見
	論で得られた「機能分離」の方針も含めて、改めて議論が必要と考えます	が確保できていないと認められた場合は、組織の在り方の見直しも含めた議論を開始すべきであると考えます。
ソネット株式会社（以下、「ソネット」とします。）	■ソネット(p2) FTTHアクセスサービスやLTE サービスにおいて、その設備や対応エリア等に関する情報の公開／更新・精度が不足していることによって、自前での工事、マーケティングや営業活動に支障をきたすケースがあり、下記の事項に関する更なる情報公開の拡大および更新情報の 提供、ならびに情報の精度向上についてご対応いただくよう要望いたします。 ・今後の事業展開を計画する上でDランクとなっているコロケーション、中継ダークファイバーなどの設備がいつ増設(解消)されるのか、に関する設備更改情報(予定時期等)の公開 ・有償で購入した収容局ビル単位の光配線区画毎の住所情報につき、明らかに他と異なる住所が含まれている場合や住所情報が詳細でないもの(番地記載なし等)が含まれている場合が存在するため、正確な住所情報の提供	ソネット殿の意見に賛同します。 FTTH アクセスのみならず、ダークファイバ等においても、フィルタの有無、提供可能時期等の精度が甘く、申込み後に情報の誤りが判明することも散見されます。正確性の精度向上については、喫緊の課題としてご対応頂きたいと考えます。
KDDI	■KDDI(p5) NTT 東・西のシェアドアクセスを利用する形態においては、1局外スプリッタあたりの光信号分岐端末回線の収容数向上が、接続事業者の採算性向上に大きく寄与し、ひいては、光ファイバの公正競争を促進させます。 光信号分岐端末回線の収容数向上のためには、1光配線区画あたり	1 配線区画あたりの世帯数について、KDDI 殿がご指摘されているように、NTT 東西殿が主張する平均 50 帯、40 世帯という水準と、実態の数値の間に大きな乖離が認められるようであれば、接続事業者の事業運営に影響を及ぼすため、早急に是正頂きたいと考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	の世帯数の適正化が重要な要素であり、平成24年度の加入光ファイバに係る接続料認可の際に、既存の光配線区画とは別に接続事業者向けに新たな光配線区画を設定すること、及び、戸数が過小な光配線区画等既存の光配線区画を適宜見直す方向性が示されたところです。 しかしながら、現時点において、弊社で確認したシェアドアクセスを利用可能な1光配線区画あたりの世帯数は、NTT 東日本で約31世帯、NTT 西日本で約24世帯程度であり、NTT 東・西が主張する平均50世帯、40世帯という水準とはかけ離れた実態となっています。公正な競争環境を確保し、ユーザーの利便性を向上させるため、速やかに1光配線区画あたりの世帯数の適正化を実施し、光信号分岐端末回線の収容数向上を図る必要があります。	
ソネット	■ソネット(p2) ・LTE カバーエリア情報につき、お客様に対し個別に提供エリアをご案内するため、MVNO事業者に関しては、詳細なカバーエリア情報の提供	当社は、お客様に対し開示可能なエリア情報を HP 等で公表しています。それ以上のエリア情報等をお客様への個別説明を前提に MVNO 事業者殿に提供することは出来ません。
イー・アクセス株式会社(以下、「イー・アクセス」とします。)	■イー・アクセス(p3、4) 網改造費用、オペレーションシステム開発費の妥当性の検証 NTT東西殿の網改造費用や、NTT東西殿のオペレーションシステム改修案件の開発費用については、現状、金額の妥当性を検証するスキームがありません。 これらのコストについては、NTT東西殿が網改造料や回線管理運営費にて全て回収可能であることから、コスト削減インセンティブが機能しないことが構造的な問題となっており、その結果、網改造料や回線管理運営費が高止まりし、競争事業者の事業運営に過度な負担を与えることが懸	イー・アクセス殿の意見に賛同します。NTT東西殿の網改造費用やオペレーションシステム改修案件等の開発費用については、これまで接続事業者が検証できる情報が開示されておらず、接続事業者はその金額の妥当性の検証を実施することは困難です。また、イー・アクセス殿がご指摘のとおり、コストがすべて回収可能であることから、NTT 東西殿においてもコスト削減のインセンティブが機能しない環境となっています。これらの情報の非対称性による検証不可能の環境を解決するには、接続事業者が検証を実施するための算定根拠をあらかじめ提示して頂くことが必要ですが、万が一それが経営上の秘密に該当するとして開示不可能

意見提出者	該当部分	再意見
	念されます。 従って、IP化に伴いネットワークを構成する機器調達が基本的に市販品にて可能な環境となっている点も踏まえ、例えば、競争事業者のみが利用する設備やシステムの調達は入札制とするなど、コスト削減インセンティブが機能し、なおかつ、コストの妥当性が検証可能となるスキームが必要と考えます。 なお、システム開発費用については、当該システムをNTT東西殿の設備利用部門が利用していないことが、コスト削減インセンティブが機能しない原因の1つとなっているため、例えば、設備利用部門における運用変更やシステム更改の際などに合わせて、可能な限り、競争事業者と共通のオペレーションシステムを利用することも有効な対策になると考えます。	である場合であっても、その費用の妥当性を担保するために、多くのシステム開発会社が応札できるような競争入札を実施し、コストの低廉化・適正化を図ることが重要であると考えます。なお、競争入札の実施においては、関係会社のみならず、資本関係のないシステム開発会社等が入札に参加できるよう、入札の実施方法や入札事業者資格に関する制限等が不当に設定されていないかを注視するとともに、入札実施後に当たっても入札が妥当であるか確認・検証を行うべきであると考えます。
BBIX 株式会社 (以下、「BBIX」とします。)	■BBIX(p2、3) ＜相互接続点の分割＞ 前項で申し上げたとおり、現在 IPoE 方式の相互接続点は東京及び大阪の2拠点のみであり、NTT 東西殿の本来の業務区域である県単位での相互接続点は設置されていません。このため、PPPoE 方式では可能であった、ユーザの分布やトラフィックに応じた柔軟な網設計やコスト、品質の管理ができない状況となっています。従って、ユーザ利便の観点からも IPoE 方式においても、速やかに県ごとの相互接続点を設置すべきと考えます。	BBIX 殿の意見に賛同します。第一種指定電気通信設備である NGN の県域ネットワークに接続するために、非指定設備に接続することが必須条件となっている現在の状況は明らかに異常であると言わざるを得ません。IPoE 事業者が第一種指定電気通信設備である NGN の県域ネットワークに直接接続可能とするために、NTT 東西殿は速やかに県ごとの相互接続点を設ける必要があると考えます。
NTT 西日本	■NTT 西日本(p17) ・第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドラインにおい	平成 24 年 7 月に制定された事業者間協議の円滑化に関するガイドラインにおいても、「一種指定設備を設置する NTT 東西とそれ以外の事業

意見提出者	該当部分	再意見
	て、「事業者間協議における留意事項」として、「事業者間協議において接続料の水準が争点となった場合には、算定方法と代入すべきデータに議論を峻別した上で、（中略）、後者については、可能な限り情報開示することが適当」と規定され、また、昨年7月に制定された事業者間協議ガイドラインにおいても、「音声通話に係る接続のように、各事業者がそれぞれネットワークを構築し、双方の利用者同士が相互に通信を行うためにネットワークと接続する場合には、相互に接続料を支払い合う関係に立つことから、事業者間協議に当たっては、算定根拠に係る情報開示の程度について、両当事者の間で合理的な理由なく差が生じないよう留意することが適当」と規定されているところです。 ・しかしながら、実際には、当社が接続料の算定根拠を詳細に情報開示している一方で、接続料が相対的に割高な一部の接続事業者は、当社と相互に接続料を支払い合う関係に立っているにも関わらず、経営情報に該当する等を理由に一切の情報開示を行っていただけていないため、依然として、当社では当該事業者の接続料の適正性を検証できない状態が続いています。 ・したがって、総務省殿におかれましては、事業者間での接続料協議の実態を調査・把握した上で、相互に接続料を支払い合う関係に立っている事業者間で、接続料の算定根拠の開示等に係る不公平が生じている場合には、速やかに、第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン及び事業者間協議ガイドラインに基づき、「算定根拠に係る情報開示の程度について、当事者間で合理的な理由なく差が生じないよう措置を講じるよう」指導を徹底していただき、それでもなお改善されない	者の間で接続料の算定根拠に係る情報開示の程度に一定程度の差が生じることは合理的な理由に基づくものと考えられる。」という見解が示されています。 なお、弊社（ソフトバンクモバイル）では、可能な限り説明や情報開示を行っています。

意見提出者	該当部分	再意見
	場合には、ガイドラインの規定整備に止まらない抜本的な対処を実施いただきたいと考えます。	
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下、「NTTドコモ」とします。）	■NTTドコモ(p1) ソフトバンクモバイル殿とイー・アクセス殿は本年1月より同一企業グループとなっており、両社は以下の通り、相互のリソースを共有しシナジーを生かした事業展開を行う等、まさにグループ一体経営を行っております。 (1) ソフトバンクモバイル殿がイー・アクセス殿のLTE網を利用できる「ダブルLTE」では、無線設備を共用し、イー・アクセス殿の基地局を自社設備と同列に扱っている。他方で、ソフトバンクモバイル殿の接続約款には、当該接続に係る規定は明示されていない。 (2) イー・アクセス殿がソフトバンクモバイル殿の3G網を利用した音声ローミングを提供している。 一方でイー・アクセスは第二種指定電気通信役務を保有する事業者として指定（以下、二種指定）を受けておらず、接続約款の届出・公表や接続会計の整理・公表義務を負っておりません。なお、両社の間では3名の取締役が兼任しており、上記の通り、二種指定を受けているソフトバンクモバイルと二種指定を受けていないイー・アクセスが、まさにグループ一体経営を行っております。仮に両者の間で不透明な取引が行われることとなれば、二種指定を受けていないイー・アクセス殿を通じた規制の潜脱に繋がりがかねず、公正な競争が歪められる事態になりかねません。従って、透明性確保のためにもイー・アクセス殿を二種指定すべきであると	企業グループ単位での規制への見直しとのご意見については、現状においても、40%以上の端末シェアを持つドミナント事業者と、現行の第二種指定電気通信設備制度の基準値である端末シェア10%にも満たない事業者に同一の規制を課すことになり、非対称規制である第二種指定電気通信設備制度の、「競争促進の目的を念頭に市場において真に支配的である事業者を厳選し、必要な規制を適用するとともに、他の事業者に対する規制を最小限に抑える」という本来の趣旨からも適切でないと考えます。 さらには、実際に接続協議は、企業グループ単位で行われておらず、接続協定も各事業者が個別に締結していることから、接続において企業グループ単位で何らかの支配力が行使される可能性はないと考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	考えます。また、指定するまでの間はソフトバンクモバイル殿とイー・アクセス殿との間で不透明な取引が行われていないか、審議会等の公の場において検証すべきであると考えます。 また、現状、第二種指定電気通信設備制度は、事業者単位の指定により運用されているところですが、事業体が企業グループ単位でシナジーを生かし、競争上優位な立場に立っていることから、同一市場においては、企業グループ単位での規制に見直すべきと考えます。	
ケイ・オプティコム KDDI	■ケイ・オプティコム(p1) 総務省殿においては、二種指定制度の規制対象の見直しや「SIMロック解除に関するガイドライン」の策定等の措置を講じていただいているところですが、現状、モバイル市場におけるMVNOの契約者はごく僅か（携帯電話・PHSの契約数 1億4千万加入に対し、MVNO契約数は580万加入）であり、二種指定事業者あるいは二種指定事業者を中心とする企業グループによる寡占状態にあります。こうした実態を踏まえると、二種指定事業者とMVNOとの間にある競争上の格差は依然として大きく、このままでは、電気通信市場全体の健全な発展が阻害されるとともに、モバイル市場の寡占化が著しく進行するものと危惧します。 よって、二種指定事業者とMVNOの不公平な競争条件の是正に向けては、接続料に関する適正性・透明性の確保が特に重要であり、次の措	平成 25 年 6 月にとりまとめられた「モバイル接続料算定に係る研究会報告書」において、MVNO 殿に適用されるデータ接続料の算定方法を含めた一定の考え方が整理されたことにより、検証可能性、適正性、公平性の確保がされ、また同年 8 月に「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」の改定も行われたところです。 なお、SIM ロック解除については、通信方式や利用周波数帯の違い等により、現時点において市場全体で機能する環境が整っておらず、SIM ロック解除における今後の政策を考える際にはその点を考慮する必要があると考えます。また、MVNO の普及促進については、接続型 MVNO に限定することなく、多様な形態の MVNO がサービスを提供できる環境を構築している状況です。 以上の点からも、現時点でモバイル市場について、追加規制は不要と

意見提出者	該当部分	再意見
	置を含め、二種指定制度を一種指定制度並みに厳正化すべきと考えます。 ・接続約款について、現行の届出制から認可制への移行 ・接続料算定における将来原価方式の導入(MVNOの事業予見性の確保) ・接続料算定時期に起因する二種指定事業者とMVNOの原価年度のずれ解消 ・アンバンドル機能の提供義務化・拡大(すべての二種指定事業者における同一の接続メニューの提供) ・二種指定事業者のネットワーク設計値、品質、カバーエリア等について、MVNOに対する情報開示の義務化 加えて、MVNOの参入促進策として、これまでに講じた措置の検証が必要であるとともに、当該措置の遵守状況に関する監視機能を強化する観点から、次の点を含めてさらなる措置を講じていただくことを要望いたします。 ・二種指定事業者に対する「SIMロック解除に関するガイドライン」の厳正化 ・周波数割当申請時に示したMVNOへの提供計画との乖離要因の検証と、当該検証結果の公表 ■KDDI(p6) モバイル市場においては、電波には有限・希少性があるため、設備競争によって電波を有効活用しながら市場を活性化していくことが重要で	考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	す。そのため、さまざまな分野で強みを持つ MVNO が、MNO のみでは提供できない付加価値のあるサービスを提供し、新たな市場を創造していく環境が必要です。 しかしながら、日本における MVNO に関する現行の制度については、MNO に対してネットワークの開放義務を課す等、世界的に見ても MNO に対して特に厳しい規制が課されている状況にあります。国内の MVNO のみならず、グローバルな MVNO の展開も見られる中、我が国と外国との規制の差異が我が国の電気通信事業者に不利益をもたらすことのないよう留意する必要があります。 このような観点から、第二種指定電気通信設備の「アンバンドルすべき機能」や接続料算定ルールについては、MNO の設備投資インセンティブを損なわないよう、過度な規制にならないようにすべきです。	
KDDI	■KDDI(p6、7) シェア 1 位の NTT ドコモが圧倒的に強いという日本のモバイル市場の特徴に加え、固定市場のドミナントである NTT 東・西とモバイル市場のドミナントである NTT ドコモが持株体制下でグループ一体経営を行っているという NTT の組織形態の特殊性等に鑑みれば、現行の NTT ドコモに対する禁止行為規制は適切です。また、NTT ドコモは 40%以上の市場シェアを長期に渡って維持しており、NTT ドコモに対する禁止行為規制適用の必要性に変わりはありません。 なお、EU においてもシェア 40%超の事業者が市場支配力があると認定しているとおり、現行の禁止行為事業者の指定ガイドラインにおいて、「第二種指定電気通信設備を設置している電気通信事業者が一定期間	KDDI 殿の意見に賛同します。 弊社の基本的な考え方としては、競争促進の目的を念頭に、市場において真に支配的である事業者を厳選し、必要な規制を適用するとともに、他の事業者に対する規制を最小限に抑えるという非対称規制の本来の趣旨を十分に踏まえた対応することが重要と考えます。 KDDI 殿のご指摘のとおり、NTT ドコモ殿は移動体通信市場において 40%以上のシェアを持ち、固定通信市場においてボトルネック設備を有し市場支配力を持つ NTT 東西殿のグループ会社であることから、NTT ドコモ殿に対する禁止行為規制適用の必要性に変わりはないと考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	継続して40%を超える高い市場シェアを有する場合には、特段の事情が認められない限り指定」とする基準値は適切と考えます。さらに、禁止行為規制の適用事業者の指定にあたっては、市場シェアのみならず、電気通信事業者の総合的な事業能力を測定するための諸要因※も踏まえて総合的に判断することは適切です。 ※事業規模（資本金、収益、従業員数）、市場への影響力、ブランド力、製品・サービスの多様性、潜在的な競争の不在、技術上の優位性・卓越性、需要及び供給の代替性、価格の弾力性、サービスや端末等の販売・流通における優位性、共同支配	
NTT ドコモ ケイ・オプティコム	■NTT ドコモ(p1、2) 禁止行為規制の対象となる事業者の指定については、スマートフォンやLTEの普及等によるOTT(Over The Top)主導のグローバル化の進展や、移動・固定の連携サービスにより固定側の合従連衡が移動体市場に影響を与えている状況等を踏まえた見直しが必要であると考えます。 ソフトバンク殿がスプリント・ネクステル殿買収によって売上高で世界第4位の規模となり、端末や通信設備の調達力が大きく向上することや、国内においても当社、KDDI 殿、イー・アクセス殿を含めたソフトバンク殿の3グループの収益シェアが近接していること、さらには当社は昨年度においては二度も月次契約数の純減を経験し、年間の純増数においても第3位に甘んじていることや、前述のOTT(Over The Top)などの様々な上位レイヤーの事業者が提供するプラットフォームサービスが利用者の支持を得ていることを踏まえれば、当社のみに禁止行為規制を課す合理性はなく、指定対象について速やかに見直すべきであると考えます。	弊社の基本的な考え方としては、競争促進の目的を念頭に、市場において真に支配的である事業者を厳選し、必要な規制を適用するとともに、他の事業者に対する規制を最小限に抑えるという非対称規制の本来の趣旨を十分に踏まえた対応することが重要と考えます。 また、平成24年4月に策定・公表された「電気通信事業法第30条第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者（移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者）の指定に当たっての基本的考え方」において、市場シェアだけでなく、事業規模、ブランド力等を総合的に判断するとされていることから、改めて基準を見直す必要性はないものと考えます。 なお、NTT ドコモ殿が移動体通信市場において40%以上のシェアを持ち、固定通信市場においてボトルネック設備を有し市場支配力を持つNTT 東西殿のグループ会社であることから、NTT ドコモ殿に対する禁止行為規制適用の必要性に変わりはないと考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	また、KDDI 殿の au スマートバリューは、サービス開始後僅か一年余りで 463 万契約(2013 年 7 月 30 日 KDDI 殿決算発表)に拡大し、KDDI 殿のスマートフォン新規の 4 割弱を占めるに至っております(同決算発表)。 当社は禁止行為規制により特定の電気通信事業者に対する差別的取扱いが禁止されているほか、料金業務の移管に伴う総務省殿からの要請により移動・固定が連携した割引が否定され、事実上提供できない状況にあります。移動・固定の連携サービスの利用者満足度が高いことを踏まえれば、当社の利用者のみ利便性向上が否定されている状態は速やかに解消されるべきと考えます。 スマートフォンや LTE の普及等により、グローバル化が急激に進展し、OTT(Over The Top)が台頭していることを踏まえれば、国内のネットワークレイヤーだけに着目した規制は見直しが必要であると考えます。海外と比べて突出して厳しい規制は、国内の通信キャリアの競争力のみならず、国内の上位下位レイヤー事業者の競争力をも奪うものであり、OTT(Over The Top)の多くが海外勢であることを踏まえると国際競争力の観点からも、見直しが必要と考えます。 ■ケイ・オプティコム(p2) NTTグループは、固定通信・移動通信の両市場において圧倒的なシェアを有するドミナント事業者を抱えることから、NTTグループに対する現行規制については、引き続き維持すべきであり、NTTドコモ殿に対する禁止行為等規制の適用について、「非対称規制として維持していくことが適当」とした昨年の検証結果における総務省殿の考え方に賛同いたしま	

意見提出者	該当部分	再意見
	す。 ただし、モバイル市場においては、有限希少な電波資源の利用がもたらす市場特性、大規模な売上高、顧客基盤、圧倒的な資金力等をベースとして、上位3社の市場支配力がますます強化しているものと認識しております。加えて、上位3社を含む企業グループは、モバイル市場での売上を原資としてさまざまな事業分野に進出し、情報通信市場全体への影響力を拡大しており、それにより、市場全体の健全な発展が阻害されつつあります。 このような状況が続くことになれば、サービスの多様化や料金の低廉化といったこれまでの競争政策の成果は失われることとなり、お客様の利便性は却って損なわれることになります。 以上のことから、情報通信市場全体での公正競争環境の確保のため、上位3社のモバイル事業者を含む企業グループの総合的な市場支配力やグループドミナンスに対して、厳正かつ包括的に規制することが必要と考えます。	
KDDI イー・アクセス	■KDDI(p7、p8) 1992年のNTTドコモ分離や、1999年のNTT再編成時に完全資本分離を避け、持株会社体制によるグループ一体経営の下での分離・分割に留まった経緯を踏まえれば、その際にNTTドコモやNTT東・西に課された公正競争要件は極めて厳格に運用される必要があります。さらに、電気通信事業法においては、市場支配的な電気通信事業者が市場支配力を濫用することによって、公正な競争環境が損なわれることを防止するため、特定の事業者に対し不当に優先的に取り扱う等を禁止する	KDDI 殿、イー・アクセス殿の意見に賛同します。禁止行為規制の運用状況に関する検証については、関係法令・ガイドラインに定める要件に照らして検証するのは勿論のこと、当該法令等の趣旨に立ち返れば、当該法令等に対する潜脱行為がなされていないかについて重点的に検証する必要があると考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	禁止行為規制が課されており、固定市場・モバイル市場においてそれぞれ圧倒的な市場支配力を有している NTT 東・西、NTT ドコモがその対象となっています。 特に、総務省と公正取引委員会が共同で策定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(以下、「共同ガイドライン」と言う。)において規定されているとおり、支配的事業者である NTT 東・西、NTT ドコモが「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供を行うこと」等、自己の関係事業者を排他的に取り扱うことは問題であると考えます。持株会社体制の下では、NTT グループ各社を優先的に取り扱うインセンティブが働くことから、NTT 東・西や NTT ドコモのいずれか一方が関連する NTT グループ連携は禁止行為規制を潜脱するおそれがあると考えます。 ましてや、禁止行為規制が適用されている NTT 東・西と NTT ドコモ同士が直接又は第三者を介し相互に連携することは、これまで有効に機能してきた公正競争ルールの趣旨に反し、公正競争を著しく阻害することになるため、当然禁止されるべきと考えます。 そのため、総務省においては、NTT グループによる共同的・一体的な市場支配力の行使を抑止するよう、禁止行為規制を強化すべきです。特に以下の事例について厳格に調査・検証する必要があります。 ■イー・アクセス(p9、10) 県域等子会社等の禁止行為規制対象への追加 「ドコモショップでのフレッツ商品販売」、「県域等子会社でのドコモ携帯	

意見提出者	該当部分	再意見
	電話販売」といった事例は、NTTグループに閉じた排他的な営業連携であり、本来は禁止されるべきですが、これら事象の発生元が県域等子会社や業務委託先といった禁止行為規制の適用対象外となっており、禁止行為規制がNTT東西殿、及びNTTドコモ殿の業務実態と乖離していると考えます。 このようなNTT東西殿とNTTドコモ殿の排他的な営業連携や協業については、共に、指定電気通信設備を持ち、なおかつ、市場シェアがFTTHの72.5%、携帯電話43.6%（※1）と高い水準にあることを踏まえれば、競争事業者が追随できない市場支配力の行使となり、競争環境を阻害する虞があると考えます。 なお、NTT東西殿に対しては、現状、業務委託先子会社等の監督義務が課されているところではありますが、2013年6月28日付でNTT東西殿より開示された、「禁止行為規定遵守措置等報告書」（以下、禁止行為規定報告書）の別添資料3によれば、実態として、大半の監督対象子会社が業務の再委託を行っています。これでは、再委託先や再々委託先を通じて排他的な連携が行われることも懸念されるため、業務委託先も含めて抑止する体制が必要と考えます。 従って、禁止行為規制については、NTT東西殿、及びNTTドコモ殿本体に留まらず、県域等子会社や業務委託先も含めて指定対象とすること並びに、制度的な抜け道を抑止するために実施主体に因らず禁止行為としての該当事例の明確化を図ることが必要と考えます。 （※1）電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成24年度第4四半期（3月末））	

意見提出者	該当部分	再意見
ケイ・オプティコム KDDI イー・アクセス NTT 西日本	■ケイ・オプティコム(p3) ①NTTグループ各社の料金の請求・回収業務の統合 NTTファイナンス殿を通じたNTTグループ各社の料金の請求・回収業務の統合は、指定電気通信設備規制や禁止行為規制等の公正競争要件に関する各種規制を形式的にはクリアしつつも、自らの論理によってグループ連携を進めていることが根本的な問題であり、市場におけるNTTシェアの高止まりの主因でもあります。このことは、これまで積み重ねられてきた、移動体通信業務分離やNTT再編の趣旨を逸脱して、なし崩し的にグループの再統合、独占への回帰を図るものです。 真に公正競争環境を確保するためには、NTTグループにおける事業運営上の全ての行為に対して適切かつ抜けのない規制をかけることが必要であり、総務省殿においては、平成26年の包括的な検証を待つことなく、不適切な共同営業行為等がなされることがないように、適時適切に措置いただくことが必要です。 その中で、平成25年7月8日付のNTT東西殿から総務省への報告「電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等に関して講ずる措置の報告について」等が総務省殿のホームページに公開されていますが、総務省殿において分析・検証がなされた形跡はありません。NTTグループ各社の料金の請求・回収業務の統合については、総務省殿における判断基準・検証方法の妥当性についての外部検証性の確保は極めて重要であることから、NTTグループ各社からの毎年度の報告内容の公表に留まらず、NTTグループの措置が永続的に有効であるかどうか継続的に監督いただいた上で、その状況について	総務省殿においては、競争事業者との同等性や市場環境への影響等の観点や現行規制の趣旨に照らし、「電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等に関して講ずる措置の報告」について公開を行う等、十分な外部検証性を確保すべきです。ただし、本施策の根本的な問題は、NTTグループの業務・機能レベルでの連携強化が推進している点であり、また今後も、NTTグループが「ヒト・モノ・カネ・情報」という経営資源を統合させ、組織の再統合・独占回帰をなし崩し的に加速させるおそれがあります。後述のとおり、NTT再編の趣旨を逸脱し、公正競争環境が歪められることのないよう、来年を目処に実施される予定の包括的な検証において、厳格な検証及び適時適切な措置を講じるべきであると考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	は、審議会・競争政策委員会等を通じて定期的に議論いただくことを要望いたします。 ■KDDI(p8) <NTT 東・西とドコモとの直接的な連携又は第三者を介してのグループ連携> NTT 東日本、NTT 西日本、NTT コミュニケーションズ及び NTT ドコモの電気通信役務の料金請求に係る業務を NTT ファイナンスへ移管することに関しては、2012 年 3 月 23 日に総務省より上記事業者に対して消費者保護ルール、料金規制や行為規制等の趣旨を確保するよう要請措置が出されているとおり、条件を付した内容について公正競争上問題がないか引き続き厳格な検証を行うことが必要と考えます。本施策により NTT グループ一体化の動きが既成事実化することは問題であり、今後新たに公正競争上問題のある NTT グループの統合等に係る施策が実施されることのないよう、公正競争環境確保の観点からより厳格なルール運用を行っていくべきです。 NTT ファイナンスの事例は、請求業務を第三者のグループ会社に一本化することによる排他的な連携の一類型であり、今後もこのような第三者を介した排他的なグループ連携が行われる可能性があります。さらに、グループ各社が持つ顧客データベースを統合する等して活用し、競争事業者がビジネス上組むことがあり得ないケースでの事実上の排他的な連携の可能性もあることから、現行の規制の趣旨が損なわれないよう、潜脱の恐れを回避するための措置を予め講じるべきです。	

意見提出者	該当部分	再意見
	■イー・アクセス(p6、7) また、NTTグループの排他的な連携については、「NTTファイナンスへの料金業務の集約」のように、禁止行為規制や特定関係事業者の適用対象外である子会社を通じて、業務の集約化を進める事例も存在し、今後も新たな施策が行われる可能性があります。 これら事例についても、公正競争の担保が必要であることから、NTTグループが新たな業務集約化等を行う場合は、その実施が既成事実化する以前に、実施の適否について議論すると共に、「NTTファイナンスへの料金業務の集約」の際の2012年3月23日付の総務省殿要請事項のように、禁止行為規制や特定関係事業者制度等の公正競争要件の趣旨を担保する措置(役員兼任・在籍出向の禁止、情報の目的外利用防止に必要なファイアーウォール措置等)を予め整理しておく必要があると考えます。 ■NTT西日本(p19) また、料金業務のNTTファイナンスへの業務移管に関しては、「電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等に関して講ずべき措置について(要請)」(総基事第32号平成24年3月23日)に基づき、「電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等に関して講ずる措置の報告」(平成24年6月8日)にて総務省殿に報告し、要請の趣旨を満たすための措置が講じられていることを確認していただいております。さらに、昨年度の措置内容	

意見提出者	該当部分	再意見
	を平成25年7月8日に報告しているところです。 ・上述の通り、公正競争上の問題は特段生じていないと考えていることから、これ以上の規制強化は必要ないと考えております。 ・	
KDDI	■KDDI(p9) <日本電信電話ユーザ協会(第三者を介したグループ一体営業事例)> 1976年の公社時代に設立された日本電信電話ユーザ協会は、事実上、公社時代からの会員基盤をそのまま継承し、NTT 再編前の形態のままで運用されています。さらに、NTT グループのOBが同協会の役員に就き、現役のNTT 東・西、NTT ドコモ、NTT コミュニケーションズの役員・法人部門の長が、同協会の諮問機関である「評議員会」のメンバーとなっている等、NTT グループが協会運営に直接関与しているものと思われます。 また、同協会は、商工会議所や地場企業等の会員に向けて、ブロードバンドセミナーや講演会等を開催し、NTT グループ各社の商品・サービスの紹介やNTT グループ各社の商品・サービスに係る割引、地場企業にとって有力な宣伝ツールとなる電話帳(公社時代から継承する顧客基盤を基に作成)の広告割引等を行っており、NTT グループ各社の営業の場となっていることが懸念されます。 このような活動は、自己の関係事業者と一体となった排他的業務に該当するものであり、第三者を介して禁止行為規制を潜脱する行為と考え	KDDI 殿の意見に賛同します。日本電信電話ユーザ協会殿のウェブサイトを確認する限り、NTT グループ共同にて運営を行っているように思われます。仮に、NTT グループ各社での商品・サービスの割引や一体営業を行っているのであれば、実質的な自己の関係事業者と一体となった排他的業務に該当するものであり、総務省殿においては、禁止行為規制を潜脱する行為となっていないか、厳格に実態調査や検証を行う必要があると考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	ます。そのため、総務省においては、日本電信電話ユーザ協会の事例のような第三者を介した間接的な連携について調査・検証を行い、実質的な共同営業が行われないようにすべきです。	
KDDI	■KDDI(p10) ＜ISP を介した NTT 東・西と NTT ドコモの連携＞ ISP が、NTT 東・西のフレッツと NTT ドコモの携帯電話の同時加入で、高額のカッシュバックを実施している事例がこれまでも存在していたところですが、これは、NTT 東・西と NTT ドコモの商品・サービスをセットで販売する排他的な一体営業と考えます。 このような営業活動は、事実上、自己の関係事業者と一体となった排他的業務に該当するものであり、第三者を介して禁止行為規制を潜脱する行為と考えます。そのため、総務省においては、直接的な連携だけでなく第三者を介した間接的な連携についても調査を行い、公正競争上の問題がないか厳格に検証し、実質的な一体営業が行われないように禁	KDDI 殿のご指摘にあるとおり、仮に ISP による NTT 東西殿・NTT ドコモ殿の高額キャッシュバック等を実施しているのであれば、第三者を通じた排他的なセット販売・セット割引等がなされていることとなり、当該行為は、電気通信事業法における禁止行為の規定に照らして考えた場合、明確に禁止されるべきです。従って、総務省殿においては、禁止行為規制を潜脱する行為となっていないか、厳格に調査・検証を行う必要があると考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	止すべきです。	
KDDI イー・アクセス	■KDDI(p11、12) 特定関係事業者制度の趣旨は、第一種指定電気通信事業者に対し禁止行為規制の適用による対処のみでは公正競争の確保に十分でないと考えられるものについて、特定関係事業者の指定を行うことにより、厳格なファイアーウォールを設けるものであり、こうした趣旨の下、現在 NTT コミュニケーションズが第一種指定電気通信事業者である NTT 東・西の特定関係事業者として指定されていると理解しています。 しかしながら、NTT ファイナンスによる統合請求や県域等子会社によるドコモショップ兼営等 NTT グループ間の連携が顕在化しており、第一種指定電気通信事業者と密接に関係がある事業者がこれまで以上に増えている状況にあることを踏まえると、NTT コムのみならず、NTT ドコモも特定関係事業者に規定すべきと考えます。 また、NTT ファイナンスについては、昨年の検証結果において、「電気通信事業者ではない NTT ファイナンス等には、現在の事業法においては、特定関係事業者として指定する対象となるものではない。」との考え方が示されているところですが、NTT ファイナンスによる統合請求の事例については、NTT 法、累次の公正競争要件、電気通信事業法等の趣旨を確保する観点から、NTT ファイナンスを介して第一種指定電気通信事業者と密接に関係のある事業者が連携して反競争的な行為を未然に防止するために一定の条件が付与されたと理解しています。	KDDI 殿、イー・アクセス殿の意見に賛同します。現在、強い市場支配力を有する NTT 東西殿に対しては、禁止行為制度に加え、特定関係事業者制度として、特に強い関係性を有するグループ会社との連携については、他の電気通信事業者との公正競争上の弊害の構造的温床になりやすいとして、人事面、取引面に規制が課されています。しかしながら、これまでも競争セーフガード制度及び本制度において、競争事業者から公正競争上の問題点がいくつも指摘されており、こうした規制による対処のみでは不十分なことは明かです。 従って、来年を目処に実施される予定の包括的な検証に当たっては、これらの脱法的なグループ連携を事前に防止するためにも、特定関係事業者制度の見直しや対象範囲の拡大についても検討を行うべきであると考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	これに照らせば、NTT ファイナンスも第一種指定電気通信事業者と密接に関係していると言えることから、特定関係事業者に規定すべきと考えます。 なお、今後もコスト効率化の観点等の理由により NTT ファイナンスの事例のような非電気通信事業者や関連会社等を活用し第一種指定電気通信事業者である NTT 東・西が関連したグループ連携が行われる可能性があることは否定できないことから、第一種指定電気通信事業者が関連している電気通信事業者以外を活用した NTT グループの連携や業務統合に関係する事業者についても特定関係事業者の対象とすべきと考えます。 ■イー・アクセス(p6、7) 特定関係事業者制度の指定対象の見直し 特定関係事業者制度は、禁止行為規制の適用による対処のみでは公正競争の確保を十分に担保し得ない場合に、役員兼任の禁止といった厳格なファイアーウォール措置を設けるものであり、現在、NTTコミュニケーションズ殿がNTT東西殿と業務委託関係があることや、共同営業が行われやすい土壌があることから、指定対象になっていると理解しております。 この点を踏まえると、「ドコモショップにおけるフレッツ商品販売」や、「県域等子会社におけるNTTドコモ殿の携帯電話販売」のように、NTTドコモ殿についても県域等子会社や業務委託先を通じて、NTT東西殿と営業連携が行われているところであり、これら事例により、公正競争環境を阻	

意見提出者	該当部分	再意見
	害する虞があると考えます。 従って、前述の通り、NTT東西殿とNTTドコモ殿の営業連携により、圧倒的な支配力の行使が懸念される点も考慮し、NTTドコモ殿を特定関係事業者に追加することが必要と考えます。また、NTTグループの排他的な連携については、「NTTファイナンスへの料金業務の集約」のように、禁止行為規制や特定関係事業者の適用対象外である子会社を通じて、業務の集約化を進める事例も存在し、今後も新たな施策が行われる可能性があります。 これら事例についても、公正競争の担保が必要であることから、NTTグループが新たな業務集約化等を行う場合は、その実施が既成事実化する以前に、実施の適否について議論すると共に、「NTTファイナンスへの料金業務の集約」の際の2012年3月23日付の総務省殿要請事項のように、禁止行為規制や特定関係事業者制度等の公正競争要件の趣旨を担保する措置（役員兼任・在籍出向の禁止、情報の目的外利用防止に必要なファイアーウォール措置等）を予め整理しておく必要があると考えます。	
KDDI	■KDDI(p13) ・監督対象子会社による再委託は、事業法等の規制を潜脱する恐れがあることから再委託先についても監督対象とすべき。 ・監督対象子会社との役員兼任は、事業法等の規制を潜脱する恐れがあることから禁止すべき。 ・再委託先についても NTT 東・西や子会社同様、事業法等の規制を潜脱する恐れがあることから、研修や監査を義務付けるべき	弊社共意見にて指摘させて頂いたとおり、「NTT東西殿の禁止行為規定遵守措置等報告」のうち、「電気通信事業法第31条第3項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項」を確認するところ、監督対象子会社のほぼ全てが再委託を行っており、再委託先においても、潜脱行為が行われる恐れがあると考えます。従って、再委託先についても、監督対象とすべきと考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI	■KDDI(p13) 制定された公正競争等に係るマニュアルや実施された教育研修の内容については、公開されていないため、内容が事業法等の趣旨に沿っているのか、また検証が厳格であったのか判断できないことから公表すべき。	弊社共意見にて指摘させて頂いたとおり、禁止行為に関する規程や公正競争マニュアルは、実物のみならずその詳細な内容が公開されていません。従って、十分な研修内容になっているかの外部検証性を確保した上で、その内容等についても公表すべきと考えます。
KDDI	■KDDI(p13) ・監査部門は、被監査部門からの独立性が不明であり、検証結果の妥当性が不明瞭であることから、第三者による監査を義務付けるべき。 ・監査にあたっては、実効性を担保するため、書面のみならず、立ち入り検査等も実施すべき。	KDDI殿の意見に賛同します。そもそも機能分離は、監査部門自体の信頼性・中立性を担保することが困難であり、その妥当性が不透明であるため、独立性を担保した第三者による客観的な検証を行う仕組みが必要と考えます。
KDDI	■KDDI(p13) ・接続関連情報の適切な取扱い等に関する規程が全て「経営上の秘密等の観点から非公表」ということでは、競争事業者では措置の妥当性の判断ができないことから、NDA を結ぶ等の措置を講じるなどして開示すべき。	昨年度と比較し、禁止行為規定遵守措置等報告書の公表範囲が一部拡大したことについては、公正競争確保に資するものであり、評価されるものの、今年度非公表となっている全てが経営情報にあたるものとは考えられないため、可能な限り公表する等その範囲について再度検討が必要と考えます。
KDDI	■KDDI(p13) ・支店長は設備部門と利用部門の兼任が可能となっているが、事業法等の規制を潜脱する恐れがあることから、兼任は禁止すべき。	通常、支店長は特定地区において、その業務を一元的に管理・統括する立場にあります。KDDI 殿ご指摘のとおり、設備部門と利用部門における支店長の兼任は、それぞれの部門の目的を達成するため、接続業務に関して知り得た情報等について、目的外に利用する恐れがあるため、明確に禁止すべきです。
KDDI イー・アクセス	■KDDI(p14) ・申込から開通までの期間（及び開通要員の配置）の同等性、アンバンドル機能の利用条件の同等性等に関する利用部門と競争事業者のデータ	KDDI 殿、イー・アクセス殿の意見に賛同します。コロケーションや中継ダークファイバの利用ルール、設備構築情報の扱い等についても検証対象とするとともに、既に検証が行われている項目であっても条件を変更し

意見提出者	該当部分	再意見
	が、比較可能な形で公表されておらず、同等性が確保されているか判断ができないことから、NTT 東・西利用部門と接続事業者とを比較した様々なデータを検証対象とし、公表すべき。 現状、例えば、回答納期等の手続きについては平均日数を用いて同等性を検証しているところ、回答までにかかる日数の分布状況やエリア別等多角的に同等性を検証すべき。 ・コロケーションや中継ダークファイバの利用ルールや設備構築情報の扱い、加入電話番号ポータビリティの運用見直しに関する情報について、同等に情報開示がなされているのか、判断できないことから、当該情報についても検証の対象とすべき。 ■イー・アクセス(p7、8) リードタイムの同等性の検証 禁止行為規定報告書別添資料9-2の「①申込日～回答日」の平均日数を確認すると、ラインシェアリング、ドライカッパ(DSL、電話)が1日であるのに対して、フレッツ・ADSL(利用回線型、契約者回線型)、加入電話・INSネット64は0日となっております。 これは、接続事業者が利用する機能とNTT東西殿の利用する機能にて、リードタイムの同等性が担保出来ていない可能性があるため、総務省殿は本事例の原因等について、厳格な検証を行う必要があると考えます。 加えて、禁止行為規定報告書別添資料10の納期遵守率については、例えば、NTT西殿の「光回線設備等に係る情報の提供(光回線設備の伝	た検証を実施する等により、同等性が担保されているかを検証し、その結果について公表すべきであると考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	送損失及び経過年数調査)」のように50%に留まるものも存在するため、遵守率が低い機能についても原因等の調査が必要と考えます。	
イー・アクセス	■イー・アクセス(p8) なお、上記の検証の結果や、本意見書のボトルネック設備利用に係る各社意見の内容を踏まえて、現行の体制に課題があると認められた場合は、同等性を図るための更なる措置(例えば、システムの物理的分離等)の実施を検討すべきと考えます。	イー・アクセス殿ご指摘のとおり、仮に、ボトルネック設備に関して、NTT 東西殿利用部門と競争事業者の同等性が確保できていないと認められた場合は、組織の在り方の見直しも含めた議論を開始すべきであると考えます。
ケイ・オプティコム KDDI	■ケイ・オプティコム(p6) ③「活用業務制度」の是非 ボトルネック設備を保有するNTT東西殿に対する活用業務制度は、NTT殿の独占部門と競争部門を分離して競争を一層促進し、ひいては国民利便の向上に繋げるというNTT再編の趣旨をないがしろにするものであることから、本来、同制度については即刻廃止すべきと考えます。 特に、届出制への移行後は、全国サービスであるNTT東日本殿の「オフィスまるごとサポート」をはじめ、NTT東西殿によるなし崩し的な業務範囲の拡大が進行していることから、個々の活用業務に係る手続きについてより一層の透明性・客観性の確保が求められます。 よって、総務省殿における検証については、サービス開始時やNTT東西殿からの毎年度の報告時に留まらず、サービス開始以降永続的に実施いただくことが重要であるのと同時に、当該検証結果については、審議会や競争政策委員会等の公の場で議論いただくことを要望いたします。 活用業務について現行の届出制で進めていくにあたっては、過去の個	NTT 東西殿による活用業務は、競争事業者の事業計画や競争状況に多大な影響を与えるものであると認識しています。NTT 東西殿は、本来の業務範囲を大きく超えた事業領域へ進出しており、例えば、同制度を利用したFTTHサービスやNGNサービスが主要業務にまでなっている状況です。ボトルネック設備の開放が不十分な状況下において、業務範囲を拡大させることは、その市場支配力をさらに強化するものとなることから、その制度自体の見直しを開始すべきです。 また、KDDI 殿及びケイ・オプティコム殿が述べているとおり、平成 23 年 11 月末には改正日本電信電話株式会社等に関する法律が施行され、NTT 東西殿による活用業務制度が認可制から届出制へと規制緩和されたことにより、NTT 東西殿によるなし崩し的な業務範囲拡大が加速しています。これら認可・届出された活用業務について、改めて、公の場において公正競争上問題となっていないか検証を行うべきであると考えます。 なお、NTT 東西殿による移動体通信事業、ISP 事業への参入は、そもそも NTT 再編の趣旨を没却するものであり、固定電話市場における市場支配力のレバレッジ等を考慮すると、到底認められるものではないため、

意見提出者	該当部分	再意見
	別の活用業務について、各種措置が適切に講じられているか等を継続的に検証し、その状況によってはさらなる措置の実施を指導することが必要です。 ■KDDI(p15、16) <活用業務> また、現行の運用においては、個々の活用業務に係る届出ごとに、公正競争要件が確保されているかはチェックされていますが、これまでに届出された活用業務が現在の市場にどのような影響を及ぼしているかについては検証されていません。 NTT 東・西は、競争に与える影響が小さく見える小規模な活用業務を徐々に届け出ること、公社時代から引き継いだ「ボトルネック設備」と「顧客基盤」を用いて他の領域へのレバレッジを利かせる懸念があります。(中略) したがって、総務省においては、同等性の確保やグループドミナンス排除の実効性を担保し、公正競争環境を確保した上で慎重な運用をするとともに、過去にNTT 東・西が届け出た複数の活用業務についても改めて検証して公正競争を阻害していないか確認すべきです。 NTT 持株体制下で NTT ドコモや NTT コミュニケーションズなどがモバイル事業、ISP 事業を行っている中、NTT 東・西がモバイル事業、ISP 事業等に進出することは、NTTグループとしての市場支配力を高めることになり、競争を阻害するものと考えます。このような公正競争上支障があることが明白である NTT 東・西による移動体事業や ISP 事業等への参	「NTT 東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」への追記や仮にNTT 東西殿にて同種の業務拡大を企図し、届出がなされたとしても、総務省殿は、速やかに業務改善命令等により、当該サービスが提供されないよう対処すべきと考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	入については当然禁止すべきです。	
イー・アクセス	■イー・アクセス(p8、9、10) 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の見直し NTTグループについては、①公社時代から線路敷設基盤等のボトルネック設備、及び加入電話の顧客基盤(約2,800万契約)を継承しており、なおかつ、②FTTHの市場シェア72.5%、OABJ光IP電話の市場シェア62.2%、携帯電話の市場シェア43.6%(※2)とEUのSMP規制における市場支配的地位の判断基準(市場シェア40%又は50%)に照らし合わせても、固定・モバイル双方の市場で支配的な地位にあることを踏まえれば、グループ各社の排他的な事業連携により、依然として、競争事業者が追随出来ない巨大な市場支配力が行使されることが懸念されるところです。 そのような中、これまで、公正競争レビュー制度、及び競争セーフカード制度の意見書では、「県域等子会社におけるNTTドコモ殿商品の販売」、「ドコモショップにおけるフレッツ商品販売」、「NTTファイナンスへの料金業務の集約」等の事例により、NTTグループの組織や業務形態のリストラクチャリング等に伴う、NTTグループに係る累次の公正競争要件の実効性についての課題提起がなされてきております。 これら課題の根本的な問題については、1999年のNTT再編成当時においては、NTTグループが「設備の保守・運用」や、「販売業務」や「料金収納」といった通信の周辺業務を子会社化し、上記事例のように、事業会社が子会社や業務委託先等を通して、営業連携や業務集約化が行われることを想定していなかったことが挙げられると考えます。	イー・アクセス殿の意見に賛同します。NTTグループは上述のNTTグループ統合請求等を始めとし、今後もお客様相談窓口、保守対応、営業、CS等の統合による更なるグループ再統合の動きを加速させる事態が想定されます。NTTグループ各社は、NTT東西殿、NTTドコモ殿を始め、情報通信市場だけでなく、その他関連市場において強い市場支配力を有していることから、こうした強大な事業者同士での業務集約、その他連携等を想定した上で、競争ルール全体の見直しについても検討を行うべきであると考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	従って、来年度実施される包括的検証の場では、今後の市場環境の変化やNTTグループの業務集約化を見据えた検証を行い、公正競争要件が有効に機能するよう、各種公正競争要件の抵触基準の明確化や、適用範囲をグループ会社や業務委託先子会社等（非電気通信事業者を含む）に拡大するといった見直しを行うことが必要と考えます。	
DSL 事業者協議会	■DSL 事業者協議会(p2) 昨年度の「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見募集」において当協会から指摘させていただいた NTT の工事会社と名乗る会社(東日本エリア)から「近日 NTT のメタルケーブルを撤去するため、光回線に変えないと電話が使えなくなる」という虚偽の説明により営業を行なっている事例については、「営業マニュアルを策定の上、研修等を通じて適正な営業活動に関して指導徹底をするとともに、場合に応じて契約解除を行う規定を設ける等、販売代理店に対して厳格な対応を実施しているとしている。」との報告をいただいておりますが、今年度も同じ虚偽説明と思われる事例がありました。適正な営業活動に関する指導の更なる徹底をお願いするとともに、実施状況の報告など、第三者が検証できる対応を行う必要があると考えます。	DSL 事業者協議会殿が指摘している営業活動が事実だった場合、事業法第 30 条第 3 項第 1 号「他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報」を目的外利用した営業活動であることから、総務省殿は、覆面調査や立入検査等、踏み込んだ実態調査・検証を行うべきと考えます。
BBIX	■BBIX(p3) ＜ONU の端末設備化＞ 現在、NTT-NGN ユーザ宅内に設置される光回線加入者側終端装置（ONU）は NTT 東西殿の事業用電気通信回線設備として NTT 東西殿のみが提供しています。また、「ONU 一体型ルータ」としてルータ機能や IP 電話の TA 機能との一体化を行い、エンドユーザへ提供しています。	「ONU 一体型ルータ」は、事業用電気通信設備である ONU と端末設備である TA 機能を有した HGW が一体化されています。本来、競争領域となっている HGW 部分についても、非競争領域である ONU と一体的に提供されることで、実質的に、HGW まで非競争領域となっています。これは、事業用電気通信回線設備を提供する優越的地位を利用して、端末設備を提供していると考えざるを得ません。これら不当な状況を改善する

意見提出者	該当部分	再意見
	これらの複数の機能を一体で提供できるのは NTT 東西殿のみであり、機器メーカーや ISP 等他社が参入することはできません。 先般、総務省で開催された「IPv6 によるインターネットの利用高度化に関する研究会」においても、「ONU と HGW 一体化の議論を聞いて黒電話を思い出した。一見すると便利であるが、インターネットはレイヤを分け、様々な機能を切り離したことで多様性を確保し発展してきた。一体化の件は逆戻りになるのではないかという懸念を感じた」といった議論がされたこと等からも、ONU やルータ等の一体的な提供がNTT東西殿のみ可能である等といった問題について、議論を開始すべきと考えます。	ためにも、ONU 及び HGW の宅内設備をユーザが自由に選択できるよう、その在り方について、早急に議論を開始する必要があると考えます。

以上

意見書

平成25年9月24日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 事業政策課 御中

郵便番号	530-6116
(ふりがな)	おおさかし きたく なかのしま 3ちょうめ3ばん23ごう
住所	大阪市北区中之島3丁目3番23号
(ふりがな)	かぶしきがいしゃ けい・おぶていこむ
氏名	株式会社 ケイ・オプティコム
	だいひょうとりしまりやくしゃちょう ふじの たかお
	代表取締役社長 藤野 隆雄

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する再意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見提出者 株式会社ケイ・オブティコム

意見提出者	該当部分	意見
KDDI株式会社	P1【はじめに】 電気通信分野における競争状況を見てみると、固定通信分野では NTT 東・西の FTTH 契約者数シェアが 72.5%、モバイル分野では、NTT ドコモの契約者数シェアが 43.6%(電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(平成 24 年度第 4 四半期(3 月末)))と、固定、モバイル両市場において、NTT グループが圧倒的な市場支配力を有しつつづけており、依然として公正な競争環境には至っていないと考えます。 これは、NTT 東・西が、「ボトルネック設備」と「顧客基盤」を公社時代から継承、保有していることに加え、持株会社体制の下、グループ各社が事実上の一体経営を行っていることに起因していると考えます。そのため、1992 年の NTT ドコモ分離や、1999 年の NTT 再編成時に課された公正競争要件に加え、電気通信事業法に規定されている市場支配的な事業者に対する禁止行為規制や機能分離等の公正競争ルールは、NTT グループ各社の圧倒的シェアに鑑みれば、今なお有効かつ不可欠なものとなっています。 特に、固定・モバイル両市場において圧倒的な影響力を持つ NTT 東・西と NTT ドコモを中心としたグループ連携が、過去の競争政策に逆行する形で認められた場合、現状の NTT グループのシェアはさらに増大し、結果的に競争事業者が市場から排除されることとなります。これにより、国民にとってサービスや料金の選択肢が狭まるといった利便の低下をまねくおそれがあることから、公正競争ルールの更なる整備・徹底を図り、禁止行為規制の潜脱防止を強化することが必要です。 総務省においては、競争政策の検証の実施にあたっては、ICT 利活用の基盤となる電気通信分野において公正な競争環境を確保できるよう、上述の	KDDI 殿、ソフトバンク 殿の意見に賛同いたします。 NTT グループは、固定通信・移動通信の両市場において圧倒的なシェアを有するドミナント事業者を抱えるだけでなく、NTT ファイナンス 殿を通じたグループ各社の料金請求・回収業務の統合や、活用業務制度による NTT 東西 殿の業務範囲の拡大など、自らの論理により実質的にグループ連携を進めています。このことは、これまで積み重ねられてきた、移動体通信業務分離や NTT 再編の趣旨を逸脱して、なし崩し的にグループの再統合、独占への回帰を図るものであり、市場における NTT シェアの高止まりの主因でもあります。 よって、NTT グループに対する指定電気通信設備規制や禁止行為規制等の現行規制については、引き続き維持するとともに、真に公正競争環境を確保するためには、NTT グループにおける事業運営上の全ての行為に対して適切かつ抜けのない規制をかけることが必要です。総務省 殿においては、平成 26 年の包括的な検証を待つことなく、不適切な共同営業行為等がなされることがないように、適時適切に措置いただくことが必要です。

意見提出者	該当部分	意見
	ような NTT の特殊性や独占性、NTT の市場支配力が市場環境に与える影響を考慮したうえで、競争政策全体の適正性を検証し判断すべきと考えます。	
ソフトバンクBB 株式会社 ソフトバンクテレ コム株式会社 ソフトバンクモバ イル株式会社	P1【総論】 情報通信市場及び関連市場においては、後述しているとおり、日本電信電話株式会社を頂点とする NTT グループによる、グループ共同広告、ドコモショップでのフレッツ販売等に加え、グループ各社の料金の請求・回収代行業務等の統合（NTT グループ統合請求）等、実質的なNTTグループ連携が進められています。このような連携を行っているNTTグループは、総資産1兆円を超える事業会社を複数社擁し、情報通信市場又は関連市場において有力な地位を占めていることから、事業支配力が過度に集中する状況が生じております。このような事業支配力が過度に集中する状況において、NTT 持株殿主導の下これらの会社が、グループ連携を強化することは、情報通信分野はもちろんのこと、日本経済全体に大きな影響を与えることであり、その集中度を具体的に検証する必要があると思われます。そこで、2014 年を目途として実施する包括的な検証においては、一事業者の短期的な視点での利便性向上のためにあるのではなく、広く一般消費者が長期的な視点で利益を享受する視点に立った上で、各分野での NTT グループの連携強化が情報通信事業分野やその周辺分野の競争環境に与える影響等について、総合的に検証を行う必要があると考えます。	

意見提出者	該当部分	意見
西日本電信電話株式会社	P9 【第一種指定電気通信設備に関する検証】 「加入光ファイバについて」 ・現行のシェア基準値(50%超)による規制は、事業者間のシェアが50%前後で拮抗する場合でも、50%超か否かで事業者間に規制上の大きな差が生じる仕組みとなっているため、競争中立性を確保する観点から、一定のシェアを有する事業者に対する規制の同等性を確保するよう見直すことについて検討していただきたいと考えます。	NTT東西殿の加入光ファイバについては、競争セーフガード制度に基づく検証結果(2007年度)において、「実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有している」とされていますが、現時点においても状況の変化は見られず、このことが固定通信市場におけるNTT東西殿のシェアが高止まりしている要因の一つとなっているものと考えられます。 よって、NTT東西殿の加入光ファイバと、ゼロから敷設をしている弊社のような設備事業者の光ファイバを第一種指定電気通信設備として同等に取り扱うのは適切ではなく、仮にこのような措置がなされた場合には、これまでの固定通信市場における健全な設備競争が阻害され、お客様の利便性を著しく損なうものと考えます。

意見提出者	該当部分	意見
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	P1【第二種指定電気通信設備に関する検証】 ソフトバンクモバイル殿とイー・アクセス殿は本年1月より同一企業グループとなっており、両社は以下の通り、相互のリソースを共有しシナジーを生かした事業展開を行う等、まさにグループ一体経営を行っております。 (1) ソフトバンクモバイル殿がイー・アクセス殿のLTE網を利用できる「ダブルLTE」では、無線設備を共用し、イー・アクセス殿の基地局を自社設備と同列に扱っている。他方で、ソフトバンクモバイル殿の接続約款には、当該接続に係る規定は明示されていない。 (2) イー・アクセス殿がソフトバンクモバイル殿の3G網を利用した音声ローミングを提供している。 一方でイー・アクセスは第二種指定電気通信役務を保有する事業者として指定(以下、二種指定)を受けておらず、接続約款の届出・公表や接続会計の整理・公表義務を負っておりません。なお、両社の間では3名の取締役が兼任しており、上記の通り、二種指定を受けているソフトバンクモバイルと二種指定を受けていないイー・アクセスが、まさにグループ一体経営を行っております。仮に両者の間で不透明な取引が行われることとなれば、二種指定を受けていないイー・アクセス殿を通じた規制の潜脱に繋がりがねず、公正な競争が歪められる事態になりかねません。従って、透明性確保のためにもイー・アクセス殿を二種指定すべきであると考えます。また、指定するまでの間はソフトバンクモバイル殿とイー・アクセス殿との間で不透明な取引が行われていないか、審議会等の公の場において検証すべきであると考えます。 また、現状、第二種指定電気通信設備制度は、事業者単位の指定により運用されているところですが、事業体が企業グループ単位でシナジーを生かし、競争上優位な立場に立っていることから、同一市場においては、企業グループ単位での規制に見直すべきと考えます。	NTTドコモ殿の意見に賛同いたします。 モバイル市場においては、有限希少な電波資源の利用がもたらす市場特性、大規模な売上高、顧客基盤、圧倒的な資金力等をベースとして、上位3社の市場支配力がますます強大化しているものと認識しております。加えて、自社のグループ企業を通じてMVNOと競合する低料金のサービスを展開することで、上位3社の高い料金水準の維持に寄与しつつ、MVNOの参入を阻む動きがみられます。 このような状況が続くことになれば、MVNOの普及促進によるサービスの多様化や料金の低廉化といったこれまでの競争政策の成果は失われることとなり、お客様の利便性は却って損なわれることになります。 以上のことから、情報通信市場全体での公正競争環境の確保のため、上位3社のモバイル事業者を含む企業グループの総合的な市場支配力やグループドミナンスに対して、厳正かつ包括的に規制することが必要と考えます。

意見提出者	該当部分	意見
ソネット株式会社	P2【指定電気通信設備制度に関する検証について】 ■情報公開／情報更新の拡大、ならびに提供情報の精度向上について FTTH アクセスサービスや LTE サービスにおいて、その設備や対応エリア等に関する情報の公開／更新・精度が不足していることによって、自前での工事、マーケティングや営業活動に支障をきたすケースがあり、下記の事項に関する更なる情報公開の拡大および更新情報の提供、ならびに情報の精度向上についてご対応いただくよう要望いたします。 (略) ・LTE カバーエリア情報につき、お客様に対し個別に提供エリアをご案内するため、MVNO事業者に関しては、詳細なカバーエリア情報の提供	ソネット殿の意見に賛同いたします。 現状、モバイル市場におけるMVNOの契約者はごく僅か(携帯電話・PHSの契約数 1億4千万加入に対し、MVNO契約数は580万加入)であり、二種指定事業者あるいは二種指定事業者を中心とする企業グループによる寡占状態にあります。こうした実態を踏まえると、二種指定事業者とMVNOとの間にある競争上の格差は依然として大きく、このままでは、電気通信市場全体の健全な発展が阻害されるとともに、モバイル市場の寡占化が著しく進行するものと危惧します。 二種指定事業者とMVNOの不公平な競争条件の是正に向けては、接続料に関する適正性・透明性の確保が特に重要であり、次の措置を含め、二種指定制度を一種指定制度並みに厳正化すべきと考えます。 ・接続約款について、現行の届出制から認可制への移行 ・接続料算定における将来原価方式の導入(MVNOの事業予見性の確保) ・接続料算定時期に起因する二種指定事業者とMVNOの原価年度のずれ解消 ・アンバンドル機能の提供義務化・拡大(すべての二種指定事業者における同一の接続メニューの提供) ・二種指定事業者のネットワーク設計値、品質、カバーエリア等について、MVNOに対する情報開示の義務化

意見提出者	該当部分	意見
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	P1 【禁止行為に関する検証】 禁止行為規制の対象となる事業者の指定については、スマートフォンやLTEの普及等によるOTT(Over The Top)主導のグローバル化の進展や、移動・固定の連携サービスにより固定側の合従連衡が移動体市場に影響を与えている状況等を踏まえた見直しが必要であると考えます。 ソフトバンク殿がスプリント・ネクステル殿買収によって売上高で世界第4位の規模となり、端末や通信設備の調達力が大きく向上することや、国内においても当社、KDDI 殿、イー・アクセス殿を含めたソフトバンク殿の 3 グループの収益シェアが近接していること、さらには当社は昨年度においては二度も月次契約数の純減を経験し、年間の純増数においても第3位に甘んじていることや、前述の OTT(Over The Top)などの様々な上位レイヤーの事業者が提供するプラットフォームサービスが利用者の支持を得ていることを踏まえれば、当社のみ禁止行為規制を課す合理性はなく、指定対象について速やかに見直すべきであると考えます。	NTTグループは、固定通信・移動通信の両市場において圧倒的なシェアを有するドミナント事業者を抱えることから、NTTグループに対する現行規制については、引き続き維持すべきと考えます。 NTTドコモ殿に対する禁止行為等規制の適用については、昨年の検証結果における総務省殿の考え方において、「非対称規制として維持していくことが適当」とされており、他方、NTT東西殿の加入光ファイバについては、これまで、「実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有している」とされています。加えて、そういった圧倒的な影響力を持つNTTドコモ殿とNTT東西殿を中心としたグループ連携が進められていることは、なし崩し的にグループ会社の再統合や、独占への回帰を図るものと危惧するところです。 よって、NTTグループに対する指定電気通信設備規制や禁止行為規制等の現行規制については、引き続き維持するとともに、真に公正競争環境を確保するためには、NTTグループにおける事業運営上の全ての行為に対して適切かつ抜けのない規制をかけることが必要です。
西日本電信電話株式会社	P19 【禁止行為規制等について】 ・NTT東西に対しては、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制や、往時の競争環境を前提とした累次の公正競争要件などが課せられており、これにより、お客様の利便性の向上に対する要請に機動的かつ柔軟に対応できないとなれば、NTTグループのお客様だけが不利益を被ることとなります。 ・したがって、全ての事業者のお客様が多様なサービスの利便を制約なく享受し、ブロードバンドサービスの利活用の一層の促進を図る観点から、現在の規制のうち時代にそぐわないものは撤廃または緩和していただきたいと考えます。	また、モバイル市場においては、有限希少な電波資源の利用がもたらす市場特性、大規模な売上高、顧客基盤、圧倒的な資金力等をベースとして、上位3社の市場支配力がますます強化しているものと認識しております。加えて、上位3社を含む企業グループは、モバイル市場での売上を原資としてさまざまな事業分野に進出し、情報通信市場全体への影響力を拡大しており、それにより、市場全体の健全な発展が阻害されつつあります。 以上のことから、情報通信市場全体での公正競争環境の確保のため、上位3社のモバイル事業者を含む企業グループの総合的な市場支配力やグループドミナンスに対して、厳正かつ包括的に規制することが必要と考えます。

意見提出者	該当部分	意見
西日本電信電話株式会社	P14 【IP電話サービスに係る機能のアンバンドルについて】 当該サービスは、ベストエフォート回線を用いて提供されるサービスであるため、通信パケットのロスが発生すると、現行のOAB-JIP電話の通信品質基準が確保されず、災害時優先通信及び緊急通報呼が繋がらなくなる可能性もあるなど、国民生活に支障を及ぼす課題を抱えています。 また、以下のようなユニバーサルサービスとの関係や競争政策上の問題も孕んでおり、こうした観点からの議論を早急に行う必要があると考えます。 ① ユニバーサルサービスの在り方について (略) ② ネットワーク利用料の負担の公平性について ・ソフトバンク殿は、当社のNGNとISP接続することで、ルータによる伝送部分のネットワーク利用料を負担することなくOAB-JIP電話サービスを提供されていますが、当社を含む既存のOAB-J電話サービス提供事業者は、交換機やルータによる伝送部分のネットワーク利用料(コスト)を負担してサービスを提供しており、同じOABJ電話サービスでありながら、ネットワーク利用料(コスト)の負担の公平性が図られておりません。 ・当社を含むOAB-J電話サービス提供事業者からすると、当該コストを他の料金で回収するような見直しは現実的に難しい中で、当該コストを負担しないベストエフォートでのOAB-JIP電話サービスの提供を認めることは、これまでのOABJ電話市場における競争環境を覆し、現行のPSTN並みの品質確保を前提に技術開発・研究・投資を重ねてきた既存事業者に対して圧倒的に不利な競争条件を強いるものであり、同じOABJ電話でありながらネットワーク利用料の負担の公平性が図れない等の点について、競争政策上の観点から検討する必要があるものと考えます。	NTT西日本殿の意見に賛同いたします。 ソフトバンク殿の提案に基づくベストエフォート回線を用いたOAB-J番号のIP電話サービスについては、「従来のOAB-J番号とは異なるものであることの利用者への周知の徹底を条件としたもの」とされていますが、安定品質が担保されないため、緊急通報が安定的に確立できない等により、人命および国民の安心・安全が脅かされ、利用者利益が著しく損なわれる可能性があります。 当該サービスは、昨年の検証結果において、「競争条件を抜本的に変更するものではない」とされていますが、これまでさまざまな技術を用いて一定の通信品質を維持するため、相応の設備投資を重ねてきた既存事業者が圧倒的に不利な競争条件を強いられるばかりか、利用者に対して、当該既存事業者による最適なサービスの提供が阻害されることは、固定通信市場の健全な発展が損なわれるものと考えます。 以上のことから、平成26年の包括的な検証に向けて、利用者の利益を著しく損なうことがないか、不公正な競争環境の形成に繋がることがないかという視点にたつて、審議会や競争政策委員会等の公の場で議論を尽くしていただくことを要望いたします。

以 上

意見書

平成25年9月24日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部 事業政策課 御中

郵便番号 104-0031

住 所 とうきょうとちゅうおうくきょうばし
東京都中央区京橋1-12-5

氏 名 いっばんしゃだんほうじん にほん
一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟 れんめい

りじちょう にしじょう あつし
理事長 西條 温

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する再意見募集」に
関し、別紙のとおり意見を提出します。

禁止行為や累次の公正競争要件等NTTグループにおける規制の遵守状況の検証の項目において、NTTファイナンスによるNTTグループ各社の統合請求等NTT東西とNTTドコモが直接又は第三社を介して間接的に連携しているという事例や、「フレッツ・テレビ」の広告表示に関し、あたかもNTT東西が提供しているかのように誤認させる広告宣伝が未だに行われている事例等、公正競争上問題があると思われる行為が今回の意見募集において各社から指摘されています。

NTTグループは、固定通信分野、モバイル分野の両市場において非常に高い市場シェアを有し、圧倒的な市場支配力を保持し続けており、現在においてもその状況に変わりはないと認識しています。

こうした状況の中、NTTファイナンスによる統合請求の事例のように、市場支配力を有するNTTグループ各社同士が直接又は間接的に連携すると、積み重ねてきた公正な競争環境を歪める虞があります。

ケーブルテレビ事業者は、各地域において情報通信のみならず医療、福祉、安全・安心、教育、防災など、地域に根差した多種多様なサービスを提供することで地域の発展に貢献し、また今後もより一層の研鑽を重ねていく所存ですが、このままでは利用者の負託に応えるべく健全な事業運営に支障をきたしかねません。

そのため、固定通信分野、モバイル分野の両市場における圧倒的な市場支配力を利用した不適切な事業運営や、法の趣旨を逸脱したグループ連携等が行われることがないよう、現行の禁止行為規制を厳格に運用すべきと考えます。

再意見書

平成25年 9月24日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部 事業政策課 御中

郵便番号	100-8116
(ふりがな)	とうきょうとちよだくおおてまち
住 所	東京都千代田区大手町二丁目 3 番 1 号
(ふりがな)	にっぽんでんしんでんわかぶしきがいしいや
氏 名	日本電信電話株式会社
	うのうら ひろお
	代表取締役社長 鵜浦 博夫

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する再意見募集」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

再意見提出者: 日本電信電話株式会社

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI 株式会社	1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3) 禁止行為に関する検証 ウ 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証 特定関係事業者制度の趣旨は、第一種指定電気通信事業者に対し禁止行為規制の適用による対処のみでは公正競争の確保に十分でないと考えられるものについて、特定関係事業者の指定を行うことにより、厳格なファイアーウォールを設けるものであり、こうした趣旨の下、現在 NTT コミュニケーションズが第一種指定電気通信事業者である NTT 東・西の特定関係事業者として指定されていると理解しています。 しかしながら、NTT ファイナンスによる統合請求や県域等子会社によるドコモショップ兼営等 NTT グループ間の連携が顕在化しており、第一種指定電気通信事業者と密接に関係がある事業者がこれまで以上に増えている状況にあることを踏まえると、NTT コムのみならず、NTT ドコモも特定関係事業者に規定すべきと考えます。 また、NTT ファイナンスについては、昨年の検証結果において、「電気通信事業者ではない NTT ファイナンス等には、現在の事業法においては、特定関係事業者として指定する対象となるものではない。」との考え方が示されているところですが、NTT ファイナンスによる統合請求の事例については、NTT 法、累次の公正競争要件、電気通信事業法等の趣旨を確保する観点から、NTT ファイナンスを介して第一種指定電気通信事業者と密接に関係のある事業者が連携して反競争的な行為を未然に防止するために一定の条件が付与されたと理解しています。 これに照らせば、NTT ファイナンスも第一種指定電気通信事業者と密接に関係していると言えることから、特定関係事業者に規定すべきと考えます。	情報通信市場においては、急速な技術革新を背景に新たなサービスやビジネスモデルが次々と創造されており、電気通信事業者は固定とモバイル、コンテンツやアプリケーションを組み合わせ消費のニーズに対応しています。加えて国内外の端末ベンダやOTTプレイヤーによる多様なデバイス、サービス提供を通じてグローバルレベルの激しい競争によって市場は活性化しています。 また、このような競争環境の中で、消費者利便の向上や経営効率化施策については、我が国のあらゆる産業分野と同様、もはや一企業だけの力で実現できるものではなく、子会社・関連会社を含む多数のビジネスパートナーとの幅広い提携・協業が不可欠となっています。 このように、国内のみならずグローバルに変化の激しい市場において、事業者のたゆまぬ創意工夫や経営改革意欲を損なわないよう、公正競争の確保についても電話時代のボトルネック設備を前提とした事前規制から市場環境を的確に反映した事後規制に見直していく必要があると考えます。 特定関係事業者制度については、NTT東西に対し、他の電気通信事業者から業務の受託等をする場合、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いを原則禁止するなど、極めて厳しい事前規制であることから、その運用は抑制的であるべきです。NTT東西の正当な事業活動としての創意工夫や改善努力を萎縮させ、結果としてお客様の利便を損なうことのないように、NTTグループ企業であるということ以外に明確な理由もなく、特定関係事業者制度の指定対象を拡大すべきではないと考えます。 また、前述のとおり、NTTグループのみならず他の電気通信事 (次頁に続く)

意見提出者	該当部分	再意見
イー・アクセス株式会社	なお、今後もコスト効率化の観点等の理由により NTT ファイナンスの事例のような非電気通信事業者や関連会社等を活用し第一種指定電気通信事業者である NTT 東・西が関連したグループ連携が行われる可能性があることは否定できないことから、第一種指定電気通信事業者が関連している電気通信事業者以外を活用した NTT グループの連携や業務統合に係る事業者についても特定関係事業者の対象とすべきと考えます 1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3) 禁止行為に関する検証 ウ 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証 ■ 特定関係事業者制度の指定対象の見直し 特定関係事業者制度は、禁止行為規制の適用による対処のみでは公正競争の確保を十分に担保し得ない場合に、役員兼任の禁止といった厳格なファイアーウォール措置を設けるものであり、現在、NTTコミュニケーションズ殿がNTT東西殿と業務委託関係があることや、共同営業が行われやすい土壌があることから、指定対象になっていると理解しております。 この点を踏まえると、「ドコモショップにおけるフレッツ商品販売」や、「県域等子会社におけるNTTドコモ殿の携帯電話販売」のように、NTTドコモ殿についても県域等子会社や業務委託先を通じて、NTT東西殿と営業連携が行われているところであり、これら事例により、公正競争環境を阻害する虞があると考えます。 従って、前述の通り、NTT東西殿とNTTドコモ殿の営業連携により、圧倒的な支配力の行使が懸念される点も考慮し、NTTドコモ殿を特定関係事業者に追加することが必要と考えます。 また、NTTグループの排他的な連携については、「NTTファイナンスへの料金業務の集約」のように、禁止行為規制や特定関係事業者の適用対象外である子会社を通じて、業務の集約化を	業者においても、お客様利便の向上や経営効率化の観点から様々な業務のアウトソーシング等を推進している状況を踏まえると、NTT東西及びNTTドコモとの取引を重要なビジネス領域とする子会社・関連会社や多数のビジネスパートナーの予見可能性を著しく低下させ、本来正当な事業活動まで支障をきたし、結果としてお客様利便が大きく損なわれることのないようにすることが必要不可欠と考えます。 今後実施される包括的な検証にあたっては、電話時代の競争を前提とした既存制度について、こうした市場変化や消費者の嗜好変化を的確に把握した上で、ネットワークレイヤのみならず端末やコンテンツ、アプリケーションレイヤまで含めた総合的な情報通信政策の見直しが必要であると考えます。 とりわけ、他事業者がサービス提供を通じて既に実現しているお客様利便について、指定電気通信設備制度における禁止行為規制により、NTTグループのお客様だけが享受できないという現状は早急に改善すべきと考えます。 広く一般消費者が長期的な視点で利益を享受できる政策こそが今後の情報通信産業の発展の礎であり、我が国の産業競争力強化に資するものと考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI 株式会社	進める事例も存在し、今後も新たな施策が行われる可能性があります。 これら事例についても、公正競争の担保が必要であることから、NTTグループが新たな業務集約化等を行う場合は、その実施が既成事実化する以前に、実施の適否について議論すると共に、「NTTファイナンスへの料金業務の集約」の際の2012年3月23日付の総務省殿要請事項のように、禁止行為規制や特定関係事業者制度等の公正競争要件の趣旨を担保する措置（役員兼任・在籍出向の禁止、情報の目的外利用防止に必要なファイアーウォール措置等）を予め整理しておく必要があると考えます。 1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3)禁止行為に関する検証 イ 指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証 <NTT 東・西とドコモとの直接的な連携又は第三者を介してのグループ連携> NTT 東日本、NTT 西日本、NTT コミュニケーションズ及び NTT ドコモの電気通信役務の料金請求に係る業務を NTT ファイナンスへ移管することに関しては、2012 年 3 月 23 日に総務省より上記事業者に対して消費者保護ルール、料金規制や行為規制等の趣旨を確保するよう要請措置が出されているとおり、条件を付した内容について公正競争上問題がないか引き続き厳格な検証を行うことが必要と考えます。本施策により NTT グループ一体化の動きが既成事実化することは問題であり、今後新たに公正競争上問題のある NTT グループの統合等に係る施策が実施されることのないよう、公正競争環境確保の観点からより厳格なルール運用を行っていくべきです。	

意見提出者	該当部分	再意見
イー・アクセス株式会社	NTT ファイナンスの事例は、請求業務を第三者のグループ会社一本化することによる排他的な連携の一類型であり、今後もこのような第三者を介した排他的なグループ連携が行われる可能性があります。さらに、グループ各社が持つ顧客データベースを統合する等して活用し、競争事業者がビジネス上組むことがあり得ないケースでの事実上の排他的な連携の可能性もあることから、現行の規制の趣旨が損なわれないよう、潜脱の恐れを回避するための措置を予め講じるべきです。 2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証 (1)検証の対象 ■日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の見直し NTTグループについては、①公社時代から線路敷設基盤等のボトルネック設備、及び加入電話の顧客基盤(約2,800万契約)を継承しており、なおかつ、②FTTHの市場シェア72.5%、OABJ光IP電話の市場シェア62.2%、携帯電話の市場シェア43.6%(※2)とEUのSMP規制における市場支配的地位の判断基準(市場シェア40%又は50%)に照らし合わせても、固定・モバイル双方の市場で支配的な地位にあることを踏まえれば、グループ各社の排他的な事業連携により、依然として、競争事業者が追随出来ない巨大な市場支配力が行使されることが懸念されることです。 そのような中、これまで、公正競争レビュー制度、及び競争セーフカード制度の意見書では、「県域等子会社におけるNTTドコモ殿商品の販売」、「ドコモショップにおけるフレッツ商品販売」、「NTTファイナンスへの料金業務の集約」等の事例により、NTTグループの組織や業務形態のリストラクチャリング等に伴う、NTTグループに係る累次の公正競争要件の実効性についての課題提起がなされてきております。 これら課題の根本的な問題については、1999年のNTT再編成当時においては、NTTグループが「設備の保守・運用」や、「販	

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンク BB株式会 社 ソフトバンク テレコム株 式会社 ソフトバンク モバイル株 式会社	売業務」や「料金収納」といった通信の周辺業務を子会社化し、上記事例のように、事業会社が子会社や業務委託先等を通して、営業連携や業務集約化が行われることを想定していなかったとことが挙げられると考えます。 従って、来年度実施される包括的検証の場では、今後の市場環境の変化やNTTグループの業務集約化を見据えた検証を行い、公正競争要件が有効に機能するよう、各種公正競争要件の抵触基準の明確化や、適用範囲をグループ会社や業務委託先子会社等(非電気通信事業者を含む)に拡大するといった見直しを行うことが必要と考えます。 【総論】 情報通信は、日本経済を牽引する基盤であるとともに、国民の生活の利便性向上、経済活性化を支える重要な社会インフラであり、ブロードバンドの普及・促進は、これらを発展させていく上で非常に重要な政策と考えます。政府においては、2010 年の「光の道」構想実現に向けた取りまとめ」のなかで、公正競争環境の整備や利活用の促進等を通じ、2015 年頃を目途にすべての世帯におけるブロードバンド利用を実現することを目標に掲げています。また、2010 年 12 月に策定された、「光の道」構想に係る「基本方針」及び「工程表」においては、上記目標を達成すべく、制度整備の実施 3 年後を目途に包括的な検証を行うこととされております。制度整備の 3 年後にあたる 2014 年には、政府が掲げた目標を達成すべく、NTT 等に係る累次の公正競争要件を中心として構成されている競争ルール全体の枠組み等の見直しについても十分に検証を行い、あらゆる関係者が協力の上、各種取組みを推進する必要があると考えます。一方、情報通信市場及び関連市場においては、後述しているとおり、日本電信電話株式会社(以下、「NTT 持株」という。)を頂点とする NTT グループによる、グループ共同広告、ドコモショップでのフレッツ販売等に加え、グループ各社の料金の請求・回収代行業務等の統合(NTT グループ統合請求)等、実質的なNTTグループ連携が進	

意見提出者	該当部分	再意見
	められています。このような連携を行っている NTT グループは、総資産 1 兆円を超える事業会社を複数社擁し、情報通信市場又は関連市場において有力な地位を占めていることから、事業支配力が過度に集中する状況が生じております。このような事業支配力が過度に集中する状況において、NTT 持株殿主導の下これらの会社が、グループ連携を強化することは、情報通信分野はもちろんのこと、日本経済全体に大きな影響を与えることであり、その集中度を具体的に検証する必要があると思われます。そこで、2014 年を目途として実施する包括的な検証においては、一事業者の短期的な視点での利便性向上のためにあるのではなく、広く一般消費者が長期的な視点で利益を享受する視点に立った上で、各分野での NTT グループの連携強化が情報通信事業分野やその周辺分野の競争環境に与える影響等について、総合的に検証を行う必要があると考えます。 1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3) 禁止行為に関する検証 イ 指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証 (イ) 「NTTID ログインサービス」、「NTT ネット決済」等、グループ内の排他的業務 「NTTID ログインサービス」や「NTT ネット決済」は、NTT ドコモ殿とエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下、「NTT コミュニケーションズ」という。)殿の ID、決済の排他的な連携サービスであり、共同ガイドラインにも事業法第 30 条第 3 項第 2 号の事例として示されている「自己の関係事業者と一体となった排他的業務」に該当する可能性が高い事例であると考えます。 当該行為に対し、NTT ドコモ殿及び NTT コミュニケーションズ殿は、「自己の関係事業者と一体となった排他的業務」に該当する事実はありません」との主張をされていますが、サービス名称の通り、NTT グループ以外の競争事業者がサービス提携を行なうことは実質困難です。	

意見提出者	該当部分	再意見
	また、本サービスの報道発表資料(2010年5月13日発表)(別添資料2)からも分かるとおり、後述の「NTT おまとめ請求」と同様に NTT 持株殿が主導となり、グループの連携を推進しており、このような連携が益々強まっている状況をも踏まえると、総務省殿においては、電気通信事業法第30条第3項第2号及び「移動体分離の際の公正有効競争条件」(2)を事実上潜脱していないか、当該サービスの検証を十分に行い、公正な競争環境を確保するために必要な措置を講じるべきと考えます。 (ウ) NTT グループカードによるセット割引の恐れ NTT ファイナンス株式会社殿(以下、「NTT ファイナンス殿」という。)が提供する「おまとめキャッシュバック」サービスについては、NTT グループカードに入会することで、NTT 東西殿、NTT ドコモ殿、NTT コミュニケーションズ殿等の NTT グループ会社等の通信サービス料金からその利用額に応じ、一部キャッシュバックされるものです。当該行為は、共同ガイドラインにも事業法第30条第3項第2号の事例として示されている「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」に該当するおそれがあると考えます。同サービスは、NTT のブランド力を前面に押出しており、また NTT グループ以外の提供企業は、大手 ISP2 社(NEC ビッグローブ株式会社殿及びニフティ株式会社殿)のみという状況から、一部の電気通信事業者に対する実質的な優先的取扱いが解消されたとはいえません。このような状況を黙認することは、NTT グループ企業とフレッツサービス提携企業により、NTT グループの市場シェアを利用した割引サービスを実質的に認めるものであり、NTT グループ殿の独占性を推進することに他なりません。総務省殿においては、電気通信事業法第30条第3項第2号を事実上潜脱していないか、十分に検証を行い、必要に応じ措置を講じるべきと考えます 1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3) 禁止行為に関する検証	

意見提出者	該当部分	再意見
	ウ 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証 後述の NTT グループ統合請求等、NTT グループ企業や代理店を介した事業連携が益々進展しています。当該事象等は、NTT 再編成時の趣旨を形骸化させるものである一方、NTT 東西殿に対する禁止行為規制のみでは対処しえない事象であると認識しています。類似の事業を防止するルール策定の他、2014 年を目途に実施される予定の包括検証にあたっては、特定関係事業者制度が現状では十分に機能していないことを踏まえ、脱法的なグループ連携を防止する規制整備等の検証等も行うことが必要と考えます。 2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証 (1) 検証の対象 (ア) NTTグループの連携強化 NTT グループは上述の「NTTID ログインサービス」、「NTT ネット決済」、「NTT グループカード」や下記で述べている NTT グループ統合請求等を始めとしたグループ連携を強めており、今後、お客様相談窓口、保守対応、営業、CS等の統合による更なるグループ再統合の動きが加速されていく事態が想定されます。 こうしたグループ統合施策等については、NTT グループ各社は「お客様の利便性向上」のためであることを強調していますが、本来公正競争といった規制は、一事業者の短期的な視点での利便性向上のためにあるのではなく、広く一般消費者が長期的な視点で利益を享受するためにあるものです。2014 年を目途として実施する包括的な検証においては、本施策を含めた各分野でのNTTグループの連携強化が競争環境に与える影響等について、総合的に検証を行う必要があると考えます。 (イ) NTT グループ統合請求	

意見提出者	該当部分	再意見
株式会社ケイ・オプティコム	昨年度より、NTT グループの料金の請求・回収業務等の統合が開始されています。本施策の問題点は、NTT グループの延べ1億3千万人に上るユーザ、合わせて8兆円を超える料金債権がNTTファイナンス殿へと集約されることであり、また、NTT 持株殿の元に「ヒト・モノ・カネ・情報」というグループの経営資源が統合され、NTT グループの組織の再統合・独占回帰をより加速させることにあると考えます。 総務省殿においては、「NTT東西に課されているユニバーサルサービス確保の責務に係る規定、各事業会社に課した累次の公正競争確保のための措置、事業法により各事業会社に課されている料金規制及び消費者保護ルール並びに市場支配的な電気通信事業者に対して課されている行為規制等の趣旨が引き続き確保されるよう、適切な措置を講じ、またはNTTファイナンスに講じさせるとともに、講じた措置の内容について毎年度報告することを要請」しており、NTT グループの組織の再統合・独占回帰に係る懸念は払拭しきれないものの、公正競争環境は一定程度確保されたものと考えます。当該要請に基づき講じた措置の報告については公開し、総務省殿は、競争事業者も同等のサービスが実施できるようになっているか、また不当な競争環境が惹起されてないか等の視点から、十分に報告を検証すべきです。なお、総務省殿の検証については、判断基準・検証方法も公開することで、外部検証性を確保すべきと考えます。 2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証 (1) 検証の対象 ① NTTグループ各社の料金の請求・回収業務の統合 NTTファイナンス殿を通じたNTTグループ各社の料金の請求・回収業務の統合は、指定電気通信設備規制や禁止行為規制等の公正競争要件に関する各種規制を形式的にはクリアしつつも、自らの論理によってグループ連携を進めていることが根本的な問題であり、市場におけるNTTシェアの高止まりの主因でもあ	

意見提出者	該当部分	再意見
	ります。このことは、これまで積み重ねられてきた、移動体通信業務分離やNTT再編の趣旨を逸脱して、なし崩し的にグループの再統合、独占への回帰を図るものです。 真に公正競争環境を確保するためには、NTTグループにおける事業運営上の全ての行為に対して適切かつ抜けのない規制をかけることが必要であり、総務省殿においては、平成26年の包括的な検証を待つことなく、不適切な共同営業行為等がなされることがないように、適時適切に措置いただく必要があります。 その中で、平成25年7月8日付のNTT東西殿から総務省への報告「電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等に関して講ずる措置の報告について」等が総務省殿のホームページに公開されていますが、総務省殿において分析・検証がなされた形跡はありません。NTTグループ各社の料金の請求・回収業務の統合については、総務省殿における判断基準・検証方法の妥当性についての外部検証性の確保は極めて重要であることから、NTTグループ各社からの毎年度の報告内容の公表に留まらず、NTTグループの措置が永続的に有効であるかどうか継続的に監督いただいた上で、その状況については、審議会・競争政策委員会等を通じて定期的に議論いただくことを要望いたします。	

意見書

平成25年9月24日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部 事業政策課 御中

郵便番号 460-0008

住 所 あいちけん な ご や し な か く さ へ に ち ょ う め ぼ ん ご う
愛知県 名古屋市 中区 栄二丁目2番5号

氏 名 ちゅうぶ 中部テレコミュニケーション かぶしきがいしゃ 株式会社

だいひょうとりしまりやくしやちやう 代表取締役社長 ゆ あ さ 湯浅 ひ で お 英雄

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する再意見募集」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

（文中では敬称を省略しております。）

意見提出者 中部テレコミュニケーション株式会 社

意見提出者	該当部分	意見
NTT 東日本	P1,P2 こうした状況にありながら、これまでの公正競争レビューの検証や接続ルール見直しの議論・答申においては、市場環境や競争環境の変化は踏まえずに、依然として固定通信と移動通信、通信レイヤと上位レイヤを分けた議論がなされ、当社をはじめとする NTT グループに対して、依然として電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制を課しています。 しかしながら、 ① IP 網・ブロードバンドの時代においては、他事業者は、独自のIP通信網を構築し、アクセス回線も自ら設置、あるいは当社がオープン化により提供しているダークファイバ等を利用してサービスを提供しており、電話の時代のように、他事業者にとって当社網は事業展開上不可欠なものにはなっていないこと、 ② NTT グループ以外の他事業者は、例えば移動系サービスと特定の固定系サービスを組み合わせたFMCサービス等を自由に行っている中、NTT グループだけが柔軟に連携・対応できないことは、NTT グループのお客様だけが不利益を被ることとなり、お客様利便の向上を阻害すること、からすれば、現行の指定電気通信設備規制や禁止行為規制等については、過剰な規制と考えます。 したがって、今回の公正競争レビューの検証にあたっては、昨年度のような従来の考え方を踏襲するだけの検証ではなく、上述の市場環境・競争環境の変化を踏まえ、現行の電話時代からの指定電気通信設備規制や禁止行為規制等の必要性を検証し、実態にそぐわない不要な規制は見直しまたは撤廃していただきたいと考えます。	現在の電気通信市場においては、なお、NTT グループが大きなシェアを獲得していますが、その要因は、電電公社時代からの圧倒的な経営基盤(NTT ブランドを含む)とボトルネック設備の保有により、他事業者と比較して圧倒的に競争優位にあるためと考えます。 また、NTT グループ会社による上位レイヤサービスの提供や、料金一括請求の実現は、ユーザーから見るとNTT による垂直統合サービスにしか見えず、表記も含めて、実質的にもそのように販売されています。 圧倒的な経営基盤とシェア、ボトルネック設備を持つ現状の NTT グループが、実質的な垂直統合サービスの推進をはかることは、電気通信市場の公正な競争を阻害するものと考えます。 NTT 法の趣旨に則り、指定電気通信設備規制、禁止行為規制等の現行規制に加え、NTTグループ各社が連携して事業運営することについても、適切な規制を行うことが必要と考えます。
NTT 西日本	(3)禁止行為に関する検証 P19,20【禁止行為規制等について】 ・その一方で、NTT 東西に対しては、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制や、往時の競争環境を前提とした累次の公正競争要件などが課せられており、これ	

	により、お客様の利便性の向上に対する要請に機動的かつ柔軟に対応できないとなれば、NTT グループのお客様だけが不利益を被ることとなります。 ・したがって、全ての事業者のお客様が多様なサービスの利便を制約なく享受し、ブロードバンドサービスの利活用の一層の促進を図る観点から、現在の規制のうち時代にそぐわないものは撤廃または緩和していただきたいと思います。	
NTT 西日本	(1) 第1種指定電気通信設備に関する検証 P9【加入光ファイバについて】 (略) ・なお、現行の固定系の指定電気通信設備規制は、端末系伝送路設備(メタルと光の区別がない)の50%以上の使用設備シェアを保有する場合には、これと一体として設置される電気通信設備を指定電気通信設備として規制する仕組みとなっていますが、仮に、今回は、加入光ファイバが第一種指定電気通信設備の対象から除外されないことになったとしても、今後に向けては、既に敷設済のメタル回線と、健全な設備競争の下で整備されてきた光ファイバの規制を明確に区分し、個々にそのボトルネック性の有無等の検証を行い、諸外国での規制の状況なども踏まえながら、規制の可否を判断する必要があると考えます。 ・また、その際には、加入光ファイバのボトルネック性の判断にあたって、設備競争における競争中立性を確保する観点から、通信・放送の融合や移動系ブロードバンドサービスの普及等を踏まえ、CATV回線や高速モバイルアクセス等を含めるよう見直すことについて検討していただきたいと思います。 ・さらに、現行のシェア基準値(50%超)による規制は、事業者間のシェアが50%前後で拮抗する場合でも、50%超か否かで事業者間に規制上の大きな差が生じる仕組みとなっているため、競争中立性を確保する観点から、一定のシェアを有する事業者に対する規制の同等性を確保するよう見直すことについて検討していただきたいと思います。	固定通信分野では、NTT 東西が 70%を超えるシェアを維持しており、ドミナント事業者であることは変わっていないことから、現時点で現行のシェア基準値(50%)を見直す合理的な理由はないと考えます。

以 上

意見書

平成25年9月24日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部 事業政策課 御中

郵便番号 163-8003

住 所 とうきょうとしんじゅくにししんじゅくにちようめさんばんにごう 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏 名 かぶしきがいしゃ KDDI株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう 代表取締役社長 たなか たかし 田中 孝司

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する再意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

（文中では敬称を省略しております。）

意見提出者 KDDI 株式会社

総論

意見提出者	該当部分	意見
NTT 東日本	情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、同時にサービスやプレイヤーのグローバル化が急激に進むなど、大きなパラダイムシフトが進展しています。 移動通信市場においては、過去 10 年間で、最大 384k bps（当初）の通信が可能な 3G ユーザ数は 10 万から 1.3 億へと拡大し、固定通信市場に比べて約 4 倍ものユーザが、既にインターネットへアクセスできる環境にあります。さらに、WiMAX や LTE 契約数は、平成 24 年 3 月末時点で約 460 万契約であったものが平成 25 年 3 月末時点では約 2,570 万契約と急拡大しており、超高速ブロードバンド化が急速に進展してきております。 また、スマートフォン契約者数は、約 2,570 万（平成 24 年 3 月末）から約 4,340 万契約（平成 25 年 3 月末）に急増しています。このスマートフォンの利用者は、自宅では Wi-Fi + 固定系ブロードバンド回線、駅や公共施設・カフェ等では公衆無線 LAN、それ以外の屋外では 3G で利用する等、1 つの端末で移動・固定を組み合わせ、最適な回線を選択して利用しています。さらに、他事業者は自社のスマートフォンと自社または他社の FTTH・CATV を組み合わせた割引サービスの提供を開始しており、例えば KDDI 殿の au スマートバリューの契約数は平成 24 年 3 月末時点では固定 44 万世帯、移動体 66 万契約であったものが、平成 25 年 3 月末には固定 212 万世帯、移動体 386 万契約	「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見募集（2012 年度）」に対する当社意見書（平成 25 年 8 月 7 日提出）においても述べたとおり、日本の経済活性化のためには ICT 利活用を通じて新たな付加価値を創出していくことが重要と考えます。 ICT 利活用を支える重要な役割を担っている通信インフラについては、設備競争を通じたインフラ強靱化や競争によるサービス高度化を図っていくことが必要と考えます。 通信インフラの市場は、規模の大きな事業者に収斂していく特性があることに加え、もともと NTT グループの前身である日本電信電話公社が独占体制の下、通信インフラや通信サービスを提供してきたところ、利用者利益の保護、国民の利便の確保を図るため、通信自由化により「競争」が導入されたが、持株体制により NTT グループが一体経営を維持されているという特殊な経緯があります。日本においては、そのような特殊な市場環境にあることを踏まえ、公正な競争を確保するために NTT 東・西と NTT ドコモに対しては、禁止行為規制や指定電気通信設備制度といった非対称規制が設けられていると認識しています。そして、それら非対称規制等の競争政策が一定程度機能してきたことにより、NTT グループだけでなく多様な事業者が成長し、サービスの多様性や地域性、料金の低廉化等が実現すると同時に、設備競争を通じて世界でいち早く FTTH や LTE といった超高速ブロードバンド環境が整備されたと理解しています。 しかしながら、固定通信分野では NTT 東・西が、モバイル分野では NTT ドコモが、両市場におけるドミナント事業者としてそれぞれ高いシェア（FTTH 市場における NTT 東・西契約者数シェア：72.5%、モバイル市場における NTT ドコモの契約者数シェア：43.6%、

(KDDI 殿 2013 年 3 月期決算報告) となっております。このようにスマートフォンをトリガーに固定通信と移動通信が融合した F M C 市場が急速に拡大し、これが単体の F T T H 市場にも影響を与える状況となっております。 加えて、サービスやプレイヤーのグローバル化が急速に進み、例えば G o o g l e や A p p l e 等の巨大なグローバルプレイヤーや L I N E ・ S k y p e 等のコミュニケーション・無料通話アプリケーションによる通信サービスが急拡大しています。特に L I N E は、全世界で 2 億ユーザ、国内だけでも 4 , 5 0 0 万以上のユーザが存在し、固定音声契約者数 (約 5 , 6 8 0 万契約) に迫る勢いとなっております。これらの事業者はタブレット P C やスマートフォン上のアプリケーションにより通信サービス (電話・メール等) を自在に提供するなど、端末やコンテンツ・アプリケーションと通信との一体的なサービス提供が進展しています。 このように、移動通信の超高速ブロードバンド化の進展、F M C 市場の拡大、グローバルプレイヤーによる一体的なサービス提供といった市場環境・競争環境のパラダイムシフトにより、ユーザの選択肢が固定通信と移動通信の垣根を越えるとともに、国内の通信事業者だけでなく、海外のプロバイダが提供する通信サービスまで非常に多様化し、ユーザはその多様なサービスを個々の必要に応じて自由自在に使いこなしています。こうした点は、サービスを提供する通信事業者が当初 NTT 1 社しかなく、アプリケーションも音声通信しかなかった電話時代とは大きく状況が異なっています。 こうした状況にありながら、これまでの公正競争レビューの検証や接続ルール見直しの議論・答申においては、市場環境や競争環境の変化は踏まえずに、依然として固定通信と移動通信、通信レイヤと上位レイヤを分けた議論がなされ、当社をはじめとする NTT グループに対して、依然として電話時	(「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表 (平成 24 年度第 4 四半期 (3 月末)) 」) を保持しています。通信インフラの市場では依然として旧国営の NTT グループが圧倒的な市場支配力を有し続けているという、欧米先進国では類を見ない状況は全く変わっていません。したがって、現行の非対称規制を緩和する状況にはありません。 そのような状況の中、NTT ファイナンスによる統合請求のような NTT グループ連携の事例が顕在化しているところですが、市場支配力を有する NTT 東・西と NTT ドコモが直接又は間接的に連携すると、上述のように通信インフラの市場の特殊性から、NTT 東・西、NTT ドコモのシェアがスパイラル的に上昇し、これまで一定程度機能してきた競争政策が無に帰すことになりかねません。このため、法の趣旨を逸脱したグループ連携等が行われることがないよう、禁止行為規制については、むしろ強化することが必要です。 なお、「スマートフォンをトリガーに固定通信と移動通信が融合した FMC 市場が急速に拡大し、これが単体の F T T H 市場にも影響を与える状況となっている」との指摘は適切ではありません。「電気通信事業分野における競争状況の評価 2012」の報告書に結論が示されているとおり、当社のスマートバリューのような「移動系通信 + 固定系通信」型の連携サービスの分析結果として、「未だ利用者数では移動系通信・固定系通信の各市場へのインパクトは限定的である。」と整理されています。 また、「FMC 市場」については、競争評価 2012 の意見募集における「総務省の考え方」において「現在の市場の実態を十分に勘案してデータ通信 (移動系) とデータ通信 (固定系) 等を別々の市場とし、各市場それぞれの分析・評価を行っています。」と示されているとおり、現時点において「FMC 市場」は実態として存在していないと理解しています。 加えて、NTT 東・西は、線路敷設基盤については、電柱 1,183 万本、管路 62 万 km (平成 23 年度末時点「インフォメーション NTT 東日本 2012」) を保有し、加入者回線については、設備シェア 84.5% (「平成 24 年度末における固定端末系伝送路設備の設置状況」) を有しております。こうした線路敷設基盤や加入者回線といった設備のボトルネ
---	---

	代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制を課しています。 しかしながら、 ①IP 網・ブロードバンドの時代においては、他事業者は、独自の I P 通信網を構築し、アクセス回線も自ら設置、あるいは当社がオープン化により提供しているダークファイバ等を利用してサービスを提供しており、電話の時代のように、他事業者にとって当社網は事業展開上不可欠なものにはなっていないこと、 ②NTT グループ以外の他事業者は、例えば移動系サービスと特定の固定系サービスを組み合わせた F M C サービス等を自由に行っている中、NTT グループだけが柔軟に連携・対応できないことは、NTT グループのお客様だけが不利益を被ることとなり、お客様利便の向上を阻害すること、 からすれば、現行の指定電気通信設備規制や禁止行為規制等については、過剰な規制と考えます。 したがって、今回の公正競争レビューの検証にあたっては、昨年度のような従来の考え方を踏襲するだけの検証ではなく、上述の市場環境・競争環境の変化を踏まえ、現行の電話時代からの指定電気通信設備規制や禁止行為規制等の必要性を検証し、実態にそぐわない不要な規制は見直しましては撤廃していただきたいと考えます。	ック性は、電話時代も IP 時代も変わりません。ボトルネック設備と一体で構築されているルータ等の設備についても、市中で容易に調達可能かどうかに関わりなく、ボトルネック性を有するアクセス回線を収容する時点で設備開放義務の必要性が生じます。現行の指定電気通信設備制度は、電話か IP か、といったサービスに着目するのではなく、設備のボトルネック性に着目した制度であり、ブロードバンド・IP 時代にも対応しているものと考えます。
NTT 東日本	また、モバイルを含めたブロードバンド全体のエリアカバー率は 1 0 0 %、NTT 東西のフレッツ光のエリアカバー率だけでみても 9 4 %（平成 2 5 年 3 月末）に達しており、ブロードバンド基盤は全国的に整備されてきておりますが、平成 2 5 年度版情報通信白書にも記載されているとおり、日本における I C T 利活用は、例えば公的分野では諸外国と比較して遅れてお	NTT グループのみならず当社や CATV 事業者も含む競争事業者等も ICT 利活用促進に向けた取り組みを実施しているところであり、今後も通信事業者や地方自治体、アプリケーション・コンテンツプロバイダ等の様々なプレイヤーが連携、協業し、ICT 利活用の促進に寄与していくことが重要です。 なお、通信インフラについては、通信インフラ特有の市場特性を踏まえた公正競争を確保

	り、I C T 利活用促進に向け、多様なプレイヤーが様々な形で貢献していくことが求められています。当社はこれまで、自治体と連携した住民へのブロードバンド回線を利用した告知サービス、医療機関と連携したテレビ電話による遠隔健康相談やクラウド基盤上で医療機関の電子カルテ化を安価に提供する「Biz ひかりクラウド Future Clinic 21 ワーブ」、光 i フレームを活用した高齢者への買い物支援、教育機関と連携したデジタル教材の提供に加え、職員室の電子化を支援する「Biz ひかりクラウド おまかせ校務」の提供を予定しており、医療、教育、行政等の分野における I C T 利活用の促進に向けた事業展開を進めてきておりますが、こうした取り組みをさらに推進していくためには、今後とも政府や自治体等に加え、端末メーカー、アプリケーション・コンテンツプロバイダ等のプレイヤーと連携、協業していく必要があると考えております。 したがって、今回の公正競争レビューの検証にあたっては、昨年度のような政府が主体となった I C T 利活用の促進策（予算確保、事業推進、規制・制度等の見直し等）の一例とその実施状況の評価を紹介するだけでなく、その取り組みが I C T 利活用促進にどれだけ効果があったのか検証するとともに、通信事業者や、通信事業者以外の端末メーカー、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、医療機関や教育機関等のプレイヤーがそれぞれどのような役割を果たし利活用促進に貢献したのかといった点について、より掘り下げた検証を行っていただきたいと思います。	するための枠組みが今後必要と考えますが、個々のプレイヤーの ICT 利活用促進に対する貢献度は、電気通信分野における規制の在り方とは別に扱われるべきものと考えます。
--	--	---

1. 指定電気通信設備に関する検証

(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証

ア 指定要件に関する検証 / イ 指定の対象に関する検証

意見提出者	該当部分	意見
ソフトバンク BB/ソフトバンクテレコム/ソフトバンクモバイル	総務省殿は、第一種指定電気通信設備の指定要件について、下記のとおり、これまでの競争セーフガード制度、または、昨年度の「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見及びその考え方」において、特段の事情の変化が認められないとして、ネガティブリスト方式の採用及び端末系伝送路設備の種別（メタル・光）を区別しない第一種指定電気通信設備の指定という、これまでの考え方を踏襲しているところ です。 - 昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果では、ネガティブリスト方式の採用が NTT 東西殿による迅速なサービス提供等に対し重大な支障となっているという事実は認められないとしたところである。 - この点については、新たに導入する設備は、アクセス回線と一体的に機能する蓋然性は高いものと考えられることに加え、競争セーフガード制度及び本制度において毎年度指定対象設備を検証していることを踏まえると、現行の指定方法は、「必要以上の設備を指定電気通信設備として指定することは回避されなければならない」とする 3 月答申の趣旨に反しているものではなく、一種指定設備制度の趣旨に照らして妥当である。 - 端末系伝送路設備については、昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果において、メタル・光の種別を区別せずに一種指定設備として指定することは、①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、②既存の電柱・管路等の共	第一種指定電気通信設備の指定要件については、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果（平成 24 年度）」（平成 25 年 3 月 29 日公表）にて総務省の考え方が示されて以降、現在においてもその状況は変わっていないため、ネガティブリスト方式の採用及び、端末系伝送路設備の種別（メタル・光）を区別せず指定を行うことを継続すべきと考えます。

	通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、③実態として東西殿はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること等に鑑みれば、合理性があると認められるとの考え方を示したところである。 - ボトルネック性の判断に当たり、ブロードバンドに利用されていないCATV回線や高速無線アクセス回線については、利用者からみてメタル回線で提供されるサービスと代替性があるとは必ずしもいえない点で異なることから、これらを含めて判断することは適当でない。 今年度も、例えばFTTH市場について、NTT東西殿の契約数のシェアは平成24年度末において、73.4%と依然として高いこと等に鑑みて、上記考え方を変更すべき特段の状況の変化はみられないことから、引き続き、ネガティブリスト方式の採用と端末系伝送路設備の種別（メタル・光）を区別しない第一種指定電気通信設備の指定を継続すべきです。	
イー・アクセス	ネガティブリスト方式は、競争事業者がボトルネック設備を用いた新たなサービスを迅速に提供するために必要不可欠であることから、維持することが必要と考えます。 また、端末系伝送路設備の種別（メタル・光）については、昨年度の検証結果における総務省殿の考え方から、特段の状況変化は見られないため、引き続き種別を区別せずに指定することが必要と考えます。	
NTT 西日本	【現行の指定方法の見直しについて】 ・殆ど全ての県内設備に事前規制をかける現行の第一種指定電気通信設備の指定方法を継続した場合、健全な競争が繰り広げられているブロードバンド通信市場においても、サービス開始前に接続約款の認可又は	

	告示改正等の行政手続きが必要となり、また、認可申請前の事前説明にも一定の時間が必要となるため、お客様に対する新サービスの提供や料金値下げを遅らせる原因となり、当社を他事業者との競争上極めて不利な立場に置くことになるだけでなく、更なるブロードバンド普及に向けたインフラ整備や新規サービス開発の芽を摘むことによって、お客様の利便の向上を妨げることになると思います。 ・したがって、現行制度の下においては、NTT 東西のほぼ全ての県内電気通信設備が、ボトルネック性の有無についての十分な検証がされないままに、ボトルネック性を有するとの蓋然性があるという理由で、原則として全て指定電気通信設備とされるネガティブリスト方式が採用されておりますが、本来、規制の対象となる設備は、行政当局が個別に不可欠性を挙証できた必要最小限のものに限定し、具体的に列挙する方式（ポジティブリスト方式）を採用すべきと考えます。	
NTT 西日本	【指定電気通信設備規制に対する基本的な考え方】 ・第一種指定電気通信設備制度が導入された当時は、電話の時代であり、他事業者が加入者回線や加入者交換機を自ら設置して、当社と同等のネットワークを自前構築することは実質的に困難であったことから、他事業者がサービスを提供するためには、当社の固定電話網が不可欠であるとして、規制が課されてきました。 ・しかしながら、I P・ブロードバンド時代には、他事業者は、ルータ等の局内装置を自ら設置して独自の I P 通信網を構築し、アクセス回線も自ら敷設、あるいは当社がオープン化して提供するダークファイバ等を利用してサービス提供しているところであり、当社の N G N をはじめとする I P 通信網に固定電話網のような不可欠性はありません。 ・現に、電力系事業者、KDDI 殿、C A T V 事業者といった固定系の事	NTT 東・西が保有するメタル回線や加入光ファイバ等のアクセス回線は公社時代からの線路敷設基盤の上に構築されていること、NGN や局内装置類等はボトルネック設備であるアクセス回線と一体で構築されていることから不可欠性があることに変わりありません。 ボトルネック設備と一体で構築されるルータ等の設備は、市中で容易に調達可能かどうかに関わりなく、ボトルネック性を有するアクセス回線を収容する時点で設備開放義務の必要性が生じます。現行の指定電気通信設備制度は、電話か IP か、といったサービスに着目するのではなく、設備のボトルネック性に着目した制度であり、ブロードバンド・IP 時代にも対応可能な普遍的な制度であると考えます。 また、NTT 東・西の契約者数シェアは、光ファイバで 72.5%、0 ABJ-IP 電話で 62.2%（「電気通信サービスの契約者数及びシェアに関する四半期データ（平成 24 年度第 4 四半期（3 月末））」）と他事業者を圧倒しており、NTT 東・西は市場支配力を有し続けている状況にあることから、第一種指定電気通信設備の指定を継続することが

	業者だけでなく、W i M A XやL T E等を用いた移動系の事業者を含め、自ら設備を構築してサービスを提供する事業者間で熾烈な競争が展開されており、平成24年度のNTT東西のフレッツ光の純増数は74万であるのに対し、L T Eの純増数は約1,800万、W i M A Xの純増数は300万、NTT 東西以外のF T T Hサービスの純増数は82万となっています。 ・また、NTT 東西の加入電話契約者数は、平成10年3月末時点のピーク時に約6,300万でしたが、平成25年3月末時点では約2,900万へと減少しています。一方、フレッツ光のひかり電話契約者数（c h数）は、平成25年3月末時点で約1,500万程度であり、加入電話のピーク時に比べると約1,900万ものお客様が、NTT東西の固定電話以外の他社直収電話やF T T Hサービスまたは携帯電話等へ移行したものと想定されます。 ・こうした状況は、お客様ご自身が他社サービスのご利用を自由に選択した結果であり、また、近年の傾向として、スマートフォン等の携帯電話しか持たないお客様も相当数いらっしゃることも踏まえれば、当社のI P通信網は、携帯電話も含め、各事業者が提供する多様なネットワークの選択肢の一つに過ぎないと考えます。 ・したがって、今年度の検証にあたっては、このような市場環境・競争環境を十分に検証し、「不可欠性」のない設備については、早急に第一種指定電気設備の対象から除外していただきたいと考えます。 ・なお、昨年度の公正競争レビューの検証結果においては、従来の考え方を踏襲するだけにとどまっていますが、このような市場環境・競争環境を踏まえた検証が必要と考えます。	必要と考えます。
--	--	-----------------

NTT 東日本	①IP 網・ブロードバンドの時代においては、他事業者は、独自の I P 通信網を構築し、アクセス回線も自ら設置、あるいは当社がオープン化により提供しているダークファイバ等を利用してサービスを提供しており、電話の時代のように、他事業者にとって当社網は事業展開上不可欠なものにはなっていないこと、 ②NTT グループ以外の他事業者は、例えば移動系サービスと特定の固定系サービスを組み合わせた F M C サービス等を自由に行っている中、NTT グループだけが柔軟に連携・対応できないことは、NTT グループのお客様だけが不利益を被ることとなり、お客様利便の向上を阻害すること、からすれば、現行の指定電気通信設備規制や禁止行為規制等については、過剰な規制と考えます。 したがって、今回の公正競争レビューの検証にあたっては、昨年度のような従来の考え方を踏襲するだけの検証ではなく、上述の市場環境・競争環境の変化を踏まえ、現行の電話時代からの指定電気通信設備規制や禁止行為規制等の必要性を検証し、実態にそぐわない不要な規制は見直したは撤廃していただきたいと考えます。	
ソフトバンク BB/ソフトバンクテレコム/ソフトバンクモバイル	第一種指定電気通信設備を用いた電気通信サービスについては、昨年から競争環境に大きな変化はなく、平成 25 年 6 月 27 日に公表された「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成 24 年度第 4 四半期（3 月末））」によると、NTT 東西殿は固定電話で 76.5%、FTTH で 72.5%、0ABJ-IP 電話で 62.2%のシェアを占め、引き続き市場支配力を有している状況です。従って、現在指定を受けている第一種指定電気通信設備については、今後も引き続き指定を継続すべきと考えます。	

イー・アクセス	現行指定対象となっている N G N、光ファイバ、W D M 装置等については、NTT 東西殿より概括的展望が公表され、メタル／ P S T N から光／ N G N へのマイグレーションが進展していることを踏まえれば、利用者、及び競争事業者にとっての不可欠性はさらに高まると考えられるため、指定対象の維持が必要と考えます。	
NTT 西日本	【NGN、地域 IP 網及びひかり電話網について】 ・当社の N G N、地域 I P 網及びひかり電話網（以下、N G N 等）については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明かです。 ① 他事業者が I P 網を自前で構築する際の素材となる線路敷設基盤やアクセス網は、世界的に最もアンバンドリング／オープン化が進展しており、また、I P 網の自前構築に必要なルータ等の電気通信設備は誰でも容易に市中で調達し、自ら設置することが可能であるため、他事業者がこれらの設備を組み合わせると当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっていること。 ② 現に、他事業者は当社の N G N 等に依存することなく、独自の I P 網を構築し、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しており、当社の N G N 等は各事業者が提供する多様なネットワークの選択肢の一つに過ぎないこと。具体的には、固定系ブロードバンドサービス市場で見た場合、当社の契約者数シェア（平成 2 4 年度末）は西日本マクロで 5 0 . 1 %、府県別では最小で約 3 8 %、F T T H 市場での競争が激しい関西エリアでは、2 府 4 県でシェアが約 4 2 % に過ぎないこと。 また、純増数シェアをエリア別に見ると、西日本マクロで平成 2 3 年度は 6 4 . 4 % であったのに対し、平成 2 4 年度では 4 5 . 7 % まで低下している。特に F T T H 市場での競争が激しい近畿圏では	前述のとおり、NTT 東・西が保有するメタル回線や加入光ファイバ等のアクセス回線は公社時代からの線路敷設基盤の上に構築されていること、NGN や局内装置類等はボトルネック設備であるアクセス回線と一体で構築されていることから不可欠性があることになりません。 ボトルネック設備と一体で構築されるルータ等の設備は、市中で容易に調達可能かどうかに関わりなく、ボトルネック性を有するアクセス回線を収容する時点で設備開放義務の必要性が生じます。現行の指定電気通信設備制度は、電話か IP か、といったサービスに着目するのではなく、設備のボトルネック性に着目した制度であり、ブロードバンド・IP 時代にも対応可能な普遍的な制度であると考えます。 また、NTT 東・西の契約者数シェアは、光ファイバで 72.5%、0 ABJ-IP 電話で 62.2%（「電気通信サービスの契約者数及びシェアに関する四半期データ（平成 24 年度第 4 四半期（3 月末））」）と他事業者を圧倒しており、NTT 東・西は市場支配力を有し続けている状況にあることから、第一種指定電気通信設備の指定を継続することが必要と考えます。

	平成２３年度では約５１．９％であったのに対し、平成２４年度では３９．７％まで低下しております。さらに、移動系ブロードバンドサービスも含めたブロードバンド市場全体で見た場合、NTT 東西のシェアはわずか１１．１％程度に過ぎないこと。 ③ ひかり電話サービスについて、加入電話と代替的なサービス市場で見た場合、直収電話、０ＡＢ－ＪＩＰ電話、ＣＡＴＶ電話、０５０－ＩＰ電話の合計に占める NTT 東西のシェアは約４２％程度（平成２４年度末）、さらに、携帯電話も含めたシェアで見れば８．５％程度（平成２４年度末）に過ぎないこと。加えて、ＬＩＮＥのユーザ数が全世界で２億ユーザ（平成２５年７月）を超え、国内だけでも４，５００万以上のユーザが存在するなど、コミュニケーション・無料通話アプリケーションによる通信サービスが急拡大する中、従来の電話サービスの代替として、こういったサービスを利用しているお客様が相当数いらっしゃることを踏まえると、ひかり電話の実体的なシェアはさらに小さくなるものと想定されること。 ④ アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社のＮＧＮ等自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がないこと。 ⑤ 主要国において、ブロードバンドサービスのネットワーク部分をアンバンドルし、厳格な提供義務が課せられているのは日本だけであること。 ・上述のとおり、当社のＮＧＮ等にボトルネック性がないことは明らかであり、また、ＩＰ・ブロードバンド時代は、各事業者がそれぞれネットワークを構築し、お互いのお客様同士が相互に通信しあう、同じ立場での接続形態と	
--	---	--

	っており、当社の固定電話網を中継事業者へアクセス網として貸し出す形態が中心であった電話時代の接続とは大きく異なっていること、から、当社のN G N等は、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。	
NTT 西日本	【局内装置類及び局内光ファイバについて】 ・イーサネットスイッチ、メディアコンバータ、光信号伝送装置（O L T）、光局内スプリッタ、W D M装置等の局内装置類については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。 ① 他事業者がI P網を自前で構築する際の素材となる線路敷設基盤やアクセス網は、世界的に最もアンバンドリング／オープン化が進展しており、I P網の自前構築に必要な当該装置類は誰でも容易に市中で調達し、自前設置することが可能であるため、他事業者がこれらの設備を組み合わせて当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっていること。 ② 現に、他事業者は自前の光アクセスと当該装置類を組み合わせて、もしくは、当社の光アクセスと当社のコロケーションを利用して当該装置類を設置し、サービス提供していること。 ③ アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社の当該装置類自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がないこと。 ・なお、当該装置類の全てを第一種指定電気通信設備の対象から除外するに時間を要する場合には、少なくとも、他事業者がコロケーションできな	昨年度のレビュー制度の運用に関する意見募集及び再意見募集に寄せられた意見に対する総務省の考え方（平成 25 年 3 月 29 日）において、 「メディアコンバータや OLT 等の装置類及び局内光ファイバについては、加入光ファイバと一体として設置・機能するものであり、加入光ファイバのボトルネック性とは無関係に、装置類だけを切り出して、その市場調達性や一部事業者における自前設置の実績をもって、ボトルネック性の有無を判断することは適当ではない。 以上の点を踏まえれば、現時点においても、局内装置類及び局内光ファイバについて指定の対象外とすることは引き続き適当ではない。」 と示されたとおり、局内装置類及び局内光ファイバについては、第一種指定電気通信設備である加入光ファイバと一体で設置・構築されているものであるため、ボトルネック性を有している加入光ファイバから切り出して判断すべきではなく、第一種指定電気通信設備の指定の対象外とすることは適当ではないと考えます。

	い局舎に設置された局内装置類、中継光ファイバの空きがない区間に設置されたWDM装置等に指定対象を限定していただきたいと思います。 ・局内光ファイバについては、他事業者による自前敷設が可能であり、また、他事業者が計画的に所定の手続き・自前工事を行うことで、当社が局内光ファイバを敷設する場合と同等期間で、当該他事業者も局内光ファイバを自前敷設できることに鑑み、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと思います。	
NTT 西日本	【加入光ファイバについて】 ・加入光ファイバについては、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと思います。 ① 指定電気通信設備規制（ボトルネック規制）の根幹となる端末系伝送路設備については、電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続きの簡素化等により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、他事業者の参入機会の均等性は確保されており、I P・ブロードバンド市場においては、アクセス区間においても現に設備競争が進展していること。 ② 現に、光ファイバについては、電力会社殿が当社の約 2 倍の電柱を保有しており、電力系事業者殿は相当量の設備を保有する等、当社と健全な設備競争を展開しており、C A T V 事業者殿も、通信と放送の融合が進む中、電力会社殿や当社の電柱を利用して自前アクセス回線を敷設し、過去 1 0 年間で契約数を 1. 8 倍の 2, 8 6 5 万世帯（平成 2 5 年 3 月末。登録に係る有線電気通信設備によりサービスを受ける加入世帯数、再送信のみを含む。）に増	NTT 東・西が保有するメタル回線や加入光ファイバは、公社時代から引き継いだ線路敷設基盤の上に構築されていることからボトルネック性があることは明白です。さらに、NTT 東・西は、線路敷設基盤同様、公社時代から顧客基盤を引き継いでおり、競争上の優位性を保持している状況にあります。それらに起因して NTT 東・西は FTTH 市場において 72.5%と非常に高い契約者数シェアを有しており、圧倒的な市場支配力を保持し続けている状況に変わりありません。 したがって、加入光ファイバについては第一種指定電気通信設備の指定を維持することが必要と考えます。 なお、欧米において光ファイバへのアンバンドル義務がない背景として、そもそも日本のように光ファイバの敷設が進んでいない事情があります。光ファイバの普及が進むスウェーデンにおいては、光ファイバに対するアンバンドル義務が課されています。

	加させていること。これに関して、平成 22 年度の「光の道」構想に関する意見募集に際して、ジュピターテレコム殿からも、「ケーブルテレビ事業者は、線路敷設基盤を保有しない状態で、今まで設備競争を行ってきた。体力のある通信大手キャリアと異なり、規模の小さいケーブルテレビ事業者が、一社一社のカバーエリアは狭いながらも業界全体で世帯カバー率 88% まで設備を整えられたことは、電気通信業界において、設備競争をより活発に行うことが可能であることの証明であると考え。」といった意見も提出されており、線路敷設基盤を持たなくても、意欲のある事業者であれば、当社や電力会社の線路敷設基盤を利用して自前ネットワークを構築することは十分可能であること。 ③ 主要国において、加入光ファイバをアンバンドルし、厳格な提供義務が課せられているのは日本だけであること。これに関して、平成 22 年度の「光の道」構想に関する意見募集に際して、米国電気通信協会殿から、「米国では、高速大容量の光ファイバー網を構造分離・機能分離・オープン化する規制ではなく、規制を軽微に留めて設備ベースの競争を促す方針が一貫して採られています。」、「このように、日本においては、さらなる規制負担によって高度通信網への設備ベースの投資を阻害するのではなく、現存するオープン化規制などの障壁を取り除くことを検討する必要があると考えられます。米国には、高度通信網のオープン化規制が存在しません。」といった意見も提出されていること。 ・なお、現行の固定系の指定電気通信設備規制は、端末系伝送路設備（メタルと光の区別がない）の 50% 以上の使用設備シェアを保有する場合には、これと一体として設置される電気通信設備を指定電気通信設	
--	---	--

	備として規制する仕組みとなっていますが、仮に、今回は、加入光ファイバが第一種指定電気通信設備の対象から除外されないことになったとしても、今後に向けては、既に敷設済のメタル回線と、健全な設備競争の下で整備されてきた光ファイバの規制を明確に区分し、個々にそのボトルネック性の有無等の検証を行い、諸外国での規制の状況なども踏まえながら、規制の要否を判断する必要があると考えます。 ・また、その際には、加入光ファイバのボトルネック性の判断にあたって、設備競争における競争中立性を確保する観点から、通信・放送の融合や移動系ブロードバンドサービスの普及等を踏まえ、CATV回線や高速モバイルアクセス等を含めるよう見直すことについて検討していただきたいと考えます。 ・さらに、現行のシェア基準値（50%超）による規制は、事業者間のシェアが50%前後で拮抗する場合でも、50%超か否かで事業者間に規制上の大きな差が生じる仕組みとなっているため、競争中立性を確保する観点から、一定のシェアを有する事業者に対する規制の同等性を確保するよう見直すことについて検討していただきたいと考えます。	
NTT 西日本	【FTTH サービスの戸建て向け屋内配線について】 ・戸建て向け屋内配線は、お客様の宅内に設置される設備であり、誰もが自由に設置できる設備です。屋内配線の設置工事は、他事業者も同様に実施することが可能であり、現に実施していることを鑑みれば、ボトルネック性がないことは明らかであり、当社の戸建て向け屋内配線を第一種指定電気通信設備から除外していただきたいと考えます。	「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申（平成 21 年 10 月 16 日）における整理を変更すべき特段の理由は認められず、NTT 東・西が設置する戸建て向け屋内配線は、引き続き第一種指定電気通信設備に該当すると考えます。 また、集合住宅向け屋内配線についても、第一種指定電気通信設備として指定されている加入光ファイバと一体的に敷設されていることからボトルネック性があるため、第一種指定電気通信設備に指定すべきと考えます。

ウ アンバンドル機能の対象に関する検証

意見提出者	該当部分	意見
NTT 西日本	当社の N G N 等、イーサネットスイッチ等の局内装置類、局内光ファイバ、加入光ファイバ等については、前述のとおり、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただく必要があると考えますが、仮に引き続き第一種指定電気通信設備の対象とするのであれば、少なくとも他事業者による利用実績や実需要がない機能については、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただく等の対応を行っていただきたいと思います。 【収容局接続機能及び中継局接続機能のアンバンドルについて】 (省略) 【局内装置類に係る機能のアンバンドルについて】 (省略) 【端末回線伝送機能のうち下部端末回線による伝送を行う機能（柱上 VDSL にかかる引き込み線区間）に係るアンバンドルについて】 (省略)	NGN をはじめとする IP 網は、第一種指定電気通信設備である加入光ファイバと一体で設置・構築されているものであり、ボトルネック性を有していることは明白であり、NGN の一部の機能だけを切り出して判断するべきではないと考えます。 ボトルネック設備はいつでも事業者が使用できる状況にしておかなければ競争を担保できなくなるおそれがあるため、各種機能における利用の有無にかかわらず、現在、規定されているアンバンドル機能については引き続き維持すべきと考えます。

その他

意見提出者	該当部分	意見
ソネット	今後の事業展開を計画する上で D ランクとなっているコロケーション、中継ダークファイバーなどの設備がいつ増設（解消）されるのか、に関する設備更改情報（予定時期等）の公開	「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見募集（2012 年度）」に対し提出した当社意見書（2013 年 8 月 7 日提出）においても述べたとおり、競争事業者がエリア展開や設備更改を行う際、収容局ビルによっては、コロケーションスペースや中継ダークファイバ、電力設備等に空きがない等の理由により、長期間利用できない状況が未だに生じているところです。 昨年度の検証結果において、NTT 東・西に対し、コロケーションスペースの空きがない局舎について新たに空きが生じる場合に、その予定時期の開示を義務付けることとされ、すで

		に実施されているところですが、利用できない状況の抜本的な解決策にはなっていないため、NTT 東・西においては、D ランク解消に向けた措置を検討すべきと考えます。
--	--	--

(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証

ア 指定要件に関する検証 / イ 指定の対象に関する検証

意見提出者	該当部分	意見
NTT ドコモ	ソフトバンクモバイル殿とイー・アクセス殿は本年 1 月より同一企業グループとなっており、両社は以下の通り、相互のリソースを共有しシナジーを生かした事業展開を行う等、まさにグループ一体経営を行っております。 (1) ソフトバンクモバイル殿がイー・アクセス殿の LTE 網を利用できる「ダブル LTE」では、無線設備を共用し、イー・アクセス殿の基地局を自社設備と同列に扱っている。他方で、ソフトバンクモバイル殿の接続約款には、当該接続に係る規定は明示されていない。 (2) イー・アクセス殿がソフトバンクモバイル殿の 3G 網を利用した音声ローミングを提供している。 一方でイー・アクセスは第二種指定電気通信役務を保有する事業者として指定（以下、二種指定）を受けておらず、接続約款の届出・公表や接続会計の整理・公表義務を負っておりません。なお、両社の間では 3 名の取締役が兼任しており、上記の通り、二種指定を受けているソフトバンクモバイルと二種指定を受けていないイー・アクセスが、まさにグループ一体経営を行っております。仮に両者の間で不透明な取引が行われることとなれば、二種指定を受けていないイー・アクセス殿を通じた規制の潜脱に繋がりがねず、公正な競争が歪められる事態になりかねません。従って、透明性確保のためにもイー・アクセス殿を二種指定すべきであると考えます。	モバイル市場においては、電波に有限・希少性があるため一定のルールが必要であるとしても、原則として市場競争に委ね、必要最小限の規制とすべきです。 事業者間の円滑かつ公平な接続を推進する観点で現行の第二種指定電気通信設備制度を継続する場合には、指定事業者と非指定事業者の間で交渉力の不均衡が生じないようにする必要があり、その点で現行の第二種指定電気通信設備制度の指定要件は適切であると考えます。

イー・アクセス	■ 指定基準の現状維持 二種指定制度については、接続協議において強い交渉力を有す事業者による、優位性を背景とした不当な差別的取り扱いを懸念して規定されたことを鑑みれば、二種指定事業者とは事業規模や顧客基盤の異なる当社のような新興事業者を指定対象に追加することは、当該制度の形骸化に繋がると考えます。そのため、指定基準の端末シェア 10% は現状維持が適切であると考えます。	
NTT ドコモ	現状、第二種指定電気通信設備制度は、事業者単位の指定により運用されているところですが、事業体が企業グループ単位でシナジーを生かし、競争上優位な立場に立っていることから、同一市場においては、企業グループ単位での規制に見直すべきと考えます。	個々の事業者は個別にサービス提供や接続協議を行っており、シェアが小さい事業者には接続協議上の交渉力の優位性は存在しません。グループ単位で指定要件を満たすか判断することは適切ではないと考えます。
NTT 西日本	・第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドラインにおいて、「事業者間協議における留意事項」として、「事業者間協議において接続料の水準が争点となった場合には、算定方法と代入すべきデータに議論を峻別した上で、（中略）、後者については、可能な限り情報開示することが適当」と規定され、また、昨年 7 月に制定された事業者間協議ガイドラインにおいても、「音声通話に係る接続のように、各事業者がそれぞれネットワークを構築し、双方の利用者同士が相互に通信を行うためにネットワークと接続する場合には、相互に接続料を支払い合う関係に立つことから、事業者間協議に当たっては、算定根拠に係る情報開示の程度について、両当事者の間で合理的な理由なく差が生じないよう留意することが適当」と規定されているところです。 ・しかしながら、実際には、当社が接続料の算定根拠を詳細に情報開示している一方で、接続料が相対的に割高な一部の接続事業者は、当社と相互に接続料を支払い合う関係に立っているにも関わらず、経営情報に	平成 25 年 8 月 30 日に公表された「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」に係る意見募集結果において総務省の考え方として、「円滑化ガイドラインにおいて示されているとおり、協議における接続事業者の予見可能性を高め事業者間協議の円滑化を図る観点から、携帯電話事業者は接続事業者に対して算定根拠に係る情報を一定程度開示することが望ましいと考えます。ただし、この場合であっても、経営秘密性の高い情報まで無制限に開示することが望ましいわけではなく、その開示の程度や方法は事業者間の協議に委ねられるものである。」と示されたとおり、現在の事業者間協議においては、NTT 西日本が主張しているような合理的な理由なく接続料の算定根拠の開示等に係る不公平が生じている状況にあるとは言えないと考えます。 また、第二種指定電気通信設備制度は、電波の有限希少性等により新規参入が困難なモバイル市場において、一定以上のシェアを有する電気通信事業者が、接続協議における交渉上の優位性を背景に、接続における不当な差別的取扱い等を引き起こすおそれがあることに鑑み、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速化等を担保する観点から非対称規制として設けられたものであり、ボトルネック設備に起因する市場支配力に着目して

	該当する等を理由に一切の情報開示を行っていただけていないため、依然として、当社では当該事業者の接続料の適正性を検証できない状態が続いています。 ・したがって、総務省殿におかれましては、事業者間での接続料協議の実態を調査・把握した上で、相互に接続料を支払い合う関係に立っている事業者間で、接続料の算定根拠の開示等に係る不公平が生じている場合には、速やかに、第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン及び事業者間協議ガイドラインに基づき、「算定根拠に係る情報開示の程度について、当事者間で合理的な理由なく差が生じないよう措置を講じるよう」指導を徹底していただき、それでもなお改善されない場合には、ガイドラインの規定整備に止まらない抜本的な対処を実施いただきたいと考えます。	いる第一種指定電気通信設備制度とは位置付けが異なっていることにも留意すべきです。
ケイ・オプティコム	国民共有の財産である周波数の割当てを受けて事業を営んでいる二種指定事業者は、電気通信市場全体に与える影響力から鑑みてその公益的役割は大きいことから、二種指定事業者には、モバイル市場の競争促進に繋がるさらなる規制があつて然るべきと考えます。 総務省殿においては、二種指定制度の規制対象の見直しや「S I M ロック解除に関するガイドライン」の策定等の措置を講じていただいているところですが、現状、モバイル市場におけるM V N Oの契約者はごく僅か（携帯電話・P H Sの契約数 1 億 4 千万加入に対し、M V N O契約数は5 8 0 万加入）であり、二種指定事業者あるいは二種指定事業者を中心とする企業グループによる寡占状態にあります。こうした実態を踏まえると、二種指定事業者とM V N Oとの間にある競争上の格差は依然として大きく、このままでは、電気通信市場全体の健全な発展が阻害されるとともに、モバイル市場の寡占化が著しく進行するものと危惧します。	第二種指定電気通信設備制度は、電波の有限希少性等により新規参入が困難なモバイル市場において、一定以上のシェアを有する電気通信事業者が、接続協議における交渉上の優位性を背景に、接続における不当な差別的取扱い等を引き起こすおそれがあることに鑑み、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速化等を担保する観点から非対称規制として設けられたものであると理解しています。したがって、ボトルネック設備に起因する市場支配力に着目している第一種指定電気通信設備制度とは位置付けが異なっており、モバイル市場においては原則として市場競争に委ね、必要最小限の規制とすべきと考えます。

	よって、二種指定事業者とMVNOの不公平な競争条件の是正に向けては、接続料に関する適正性・透明性の確保が特に重要であり、次の措置を含め、二種指定制度を一種指定制度並みに厳正化すべきと考えます。 ・接続約款について、現行の届出制から認可制への移行 ・接続料算定における将来原価方式の導入（MVNOの事業予見性の確保） ・接続料算定時期に起因する二種指定事業者とMVNOの原価年度のずれ解消 ・アンバンドル機能の提供義務化・拡大（すべての二種指定事業者における同一の接続メニューの提供） ・二種指定事業者のネットワーク設計値、品質、カバーエリア等について、MVNOに対する情報開示の義務化 加えて、MVNOの参入促進策として、これまでに講じた措置の検証が必要であるとともに、当該措置の遵守状況に関する監視機能を強化する観点から、次の点を含めてさらなる措置を講じていただくことを要望いたします。 ・二種指定事業者に対する「SIMロック解除に関するガイドライン」の厳正化 ・周波数割当申請時に示したMVNOへの提供計画との乖離要因の検証と、当該検証結果の公表	
--	--	--

(3) 禁止行為に関する検証

ア 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制の適用事業者の指定要件に関する検証

意見提出者	該当部分	意見
NTT ドコモ	禁止行為規制の対象となる事業者の指定については、スマートフォンやLTEの普及等によるOTT（Over The Top）主導のグローバル化の進展や、移動・固定の連携サービスにより固定側の合従連衡が移動体市場に影響を与えている状況等を踏まえた見直しが必要であると考えます。 ソフトバンク殿がスプリント・ネクステル殿買収によって売上高で世界第4位の規模となり、端末や通信設備の調達力が大きく向上することや、国内においても当社、KDDI 殿、イー・アクセス殿を含めたソフトバンク殿の3グループの収益シェアが近接していること、さらには当社は昨年度においては二度も月次契約数の純減を経験し、年間の純増数においても第3位に甘んじていることや、前述のOTT（Over The Top）などの様々な上位レイヤーの事業者が提供するプラットフォームサービスが利用者の支持を得ていることを踏まえれば、当社のみ禁止行為規制を課す合理性はなく、指定対象について速やかに見直すべきであると考えます。	禁止行為規制は、市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制として導入されたものであり、市場構造や事業者間の競争状況等を総合的に勘案しても、NTT グループ配下で総合的な事業能力を維持し、市場支配力を有しているNTTドコモのみが禁止行為指定の指定要件を満たしています。 NTTドコモは約6,150万の加入者数（2013年3月末時点）を有し、さらにその規模を伸ばしていることに加え、40%以上の市場シェアを長期に渡って維持していることを踏まえれば、NTTドコモに対する禁止行為規制適用の必要性は変わりません。 このように、シェア1位のNTTドコモが圧倒的に強いことに加え、持株体制下でグループ一体経営を行っているというNTTの組織形態の特殊性等に鑑みれば、NTTドコモとその関係事業者との排他的な提携を通じた特定の者に対する不当な差別的取扱いを禁止すること等、現状の禁止行為規制は、公正競争環境を確保するために引き続き重要です。したがって、現行のNTTドコモに対する禁止行為規制は適切であると考えます。 なお、通信インフラの市場は、国・地域ごとに市場が存在するため、海外事業者との連携等によって、日本におけるNTTドコモの市場支配力が弱まるものではないと考えます。
ケイ・オプティコム	NTTグループは、固定通信・移動通信の両市場において圧倒的なシェアを有するドミナント事業者を抱えることから、NTTグループに対する現行規制については、引き続き維持すべきであり、NTTドコモ殿に対する禁止行為等規制の適用について、「非対称規制として維持していくことが適当」とした昨年の検証結果における総務省殿の考え方に賛同いたします。 ただし、モバイル市場においては、有限希少な電波資源の利用がもたらす市場特性、大規模な売上高、顧客基盤、圧倒的な資金力等をベースとして、上位3社の市場支配力がますます強化しているものと認識しております。加えて、上位3社を含む企業グループは、モバイル市場での売上を原	

	資としてさまざまな事業分野に進出し、情報通信市場全体への影響力を拡大しており、それにより、市場全体の健全な発展が阻害されつつあります。 このような状況が続くことになれば、サービスの多様化や料金の低廉化といったこれまでの競争政策の成果は失われることとなり、お客様の利便性は却って損なわれることになります。 以上のことから、情報通信市場全体での公正競争環境の確保のため、上位３社のモバイル事業者を含む企業グループの総合的な市場支配力やグループドミナンスに対して、厳正かつ包括的に規制することが必要と考えます。	
NTT ドコモ	KDDI 殿の au スマートバリューは、サービス開始後僅か一年余りで 463 万契約（2013 年 7 月 30 日 KDDI 殿決算発表）に拡大し、KDDI 殿のスマートフォン新規の 4 割弱を占めるに至っております（同決算発表）。当社は禁止行為規制により特定の電気通信事業者に対する差別的取扱いが禁止されているほか、料金業務の移管に伴う総務省殿からの要請により移動・固定が連携した割引が否定され、事実上提供できない状況にあります。移動・固定の連携サービスの利用者満足度が高いことを踏まえれば、当社の利用者のみ利便性向上が否定されている状態は速やかに解消されるべきと考えます。	NTT グループ各社は、競争事業者との競争の中で既に低廉な料金で固定やモバイルサービスを提供しており、NTT ユーザの利便性は十分に確保されていると認識しています。現に、NTT 東・西による「思いっきり割」、「光もっともっと割」、「どーんと割」などの固定通信サービスの割引、NTT ドコモによる「キャッシュバック」、「ツートップ戦略」、「月々サポート」などのモバイルサービスの割引が実施されており、更に NTT ファイナンスを介した NTT グループ間の統合請求の実施など、競争事業者との競争の中で NTT 東・西やドコモのユーザにも個別割引の拡充等のメリットが生まれています。 むしろ、固定・モバイルそれぞれの市場でドミナントである NTT 東・西、NTT ドコモが排他的に連携すると、上述のように通信インフラの市場の特殊性から、NTT のシェアはスパイラル的に上昇し、これまで一定程度機能してきた競争政策が無に帰すため、現行の規制を維持・徹底すべきです。
NTT ドコモ	スマートフォンや LTE の普及等により、グローバル化が急激に進展し、OTT（Over The Top）が台頭していることを踏まえれば、国内のネットワークレイヤーだけに着目した規制は見直しが必要であると考えます。海外と比べて突出して厳しい規制は、国内の通信キャリアの競争力のみならず、国	米国においては、市場支配的であった旧 AT&T は地域ごとに資本分割され、欧州では、市場の統合（単一市場創出）に向けて、各国の市場支配的な事業者が国境を越えて相互に参入しています。一方、日本においては、旧国営の NTT が持株体制により固定・モバイルの一体経営を維持しつつ、両市場で圧倒的な市場支配力を有していることから、禁

	内の上位下位レイヤー事業者の競争力をも奪うものであり、OTT（Over The Top）の多くが海外勢であることを踏まえると国際競争力の観点からも、見直しが必要と考えます。	止行為といった非対称規制が課されていると理解しており、国内市場の状況を踏まえれば、現行の規制は適切であると考えます。
--	---	---

イ 指定電気通信設備制度における禁止行為規制の運用状況に関する検証

意見提出者	該当部分	意見
NTT 西日本	当社は、従来より電気通信事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守してきており、平成 23 年 11 月 30 日施行の改正事業法及び同法施行規則についても、以下のとおり措置を講じています。また、総務省殿に報告した「禁止行為規定遵守措置等報告書」（平成 24 年 6 月 29 日）の措置内容については、総務省殿において検証を行い、禁止行為規制に抵触または潜脱する行為が行われることを防止するための一定の措置が講じられていること、第一種指定電気通信設備を当社が自ら利用する場合と他事業者が利用する場合とで一定の同等性が確保されていることを検証いただいている上、昨年度の措置内容についても、検証いただいた措置と同等の措置内容を平成 25 年 6 月 28 日に報告しているところであり、公正競争上の問題は特段生じていないと考えております。 （中略） また、料金業務の NTT ファイナンスへの業務移管に関しては、「電気通信役務の料金等に係る業務を NTT ファイナンス株式会社へ移管すること等に関して講ずべき措置について(要請)」(総基事第 32 号 平成 24 年 3 月 23 日)に基づき、「電気通信役務の料金等に係る業務を NTT ファイナンス株式会社へ移管すること等に関して講ずる措置の報告」（平成 24	電気通信事業法においては、市場支配的な電気通信事業者が市場支配力を濫用することによって、公正な競争環境が損なわれることを防止するため、特定の事業者に対し不当に優先的に取り扱うことを禁止等の禁止行為規制が課されています。 NTT 東・西、NTT ドコモは、固定市場・モバイル市場においてそれぞれ圧倒的な市場支配力を有していることから、その支配力の濫用を防止するために禁止行為規制の厳格な運用が必要です。 総務省においては、NTT グループによる共同的・一体的な市場支配力の行使を抑止するよう、禁止行為規制を維持・強化すべきと考えます。

	年 6 月 8 日) にて総務省殿に報告し、要請の趣旨を満たすための措置が講じられていることを確認していただいております。さらに、昨年度の措置内容を平成 2 5 年 7 月 8 日に報告しているところです。 ・上述の通り、公正競争上の問題は特段生じていないと考えていることから、これ以上の規制強化は必要ないと考えております。	
NTT 西日本	・今日の情報通信市場においては、固定と移動の融合、プレイヤーの多様化、市場のグローバル化が急速に進展する中で、お客様利便の高いサービスの提供に向けて、各事業者が他の事業者との協業も活用し、活発な事業展開を行っているところです。現に、例えば KDDI 殿は、特定の事業者の固定通信を利用した場合にスマートフォンの月額料金を割引くなど固定とモバイルを組み合わせたサービスを提供しており、その相乗効果によって、固定・モバイル双方で契約者数を拡大しています。(KDDI 殿ではスマートフォン新規契約の 3 9 %、F T T H 新規契約の 5 5 %が a u スマートバリューを契約しており、新規契約への貢献は四半期毎に拡大しています。) ・その一方で、NTT 東西に対しては、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制や、往時の競争環境を前提とした累次の公正競争要件などが課せられており、これにより、お客様の利便性の向上に対する要請に機動的かつ柔軟に対応できないとなれば、NTT グループのお客様だけが不利益を被ることとなります。 ・したがって、全ての事業者のお客様が多様なサービスの利便を制約なく享受し、ブロードバンドサービスの利活用の一層の促進を図る観点から、現在の規制のうち時代にそぐわないものは撤廃または緩和していただきたいと考えます。	NTT グループ各社は、競争事業者との競争の中で既に低廉な料金で固定やモバイルサービスを提供しており、NTT ユーザの利便性は十分に確保されていると認識しています。現に、NTT 東・西による「思いっきり割」、「光もっともっと割」、「どーんと割」などの固定通信サービスの割引、NTT ドコモによる「キャッシュバック」、「ツートップ戦略」、「月々サポート」などのモバイルサービスの割引が実施されており、更に NTT ファイナンスを介して NTT グループ間の統合請求の実施など、競争事業者との競争の中で NTT 東・西やドコモのユーザにも個別割引の拡充等のメリットが生まれていると考えます。 通信インフラの市場は、規模の大きな事業者に収斂していく特性があることに加え、もともと NTT グループの前身である日本電信電話公社が独占体制の下、通信インフラや通信サービスを提供してきたところ、利用者利益の保護、国民の利便の確保を図るため、通信自由化により「競争」が導入されたが、持株体制により NTT グループが一体経営を維持されているという特殊な経緯があります。 こうした日本の通信インフラの市場の特殊性から、移動・モバイルそれぞれの市場でドミナントである NTT 東西、NTT ドコモが排他的に連携すると、NTT のシェアはスパイラル的に上昇し、これまで機能してきた競争政策が無に帰すため、現行規制を維持・徹底すべきと考えます。

ソフトバンク BB/ソフトバンクテレコム/ソフトバンクモバイル	(ア) NTT 東西殿の県域等子会社における NTT ドコモ殿の商品の販売 昨年同様、NTT 東西殿の県域等子会社が株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下、「NTT ドコモ」という。）殿の携帯電話等の商品について、ウェブサイト等の広告、取扱いを行っている事象が確認されています（別添資料 1）。NTT 東西殿の県域等子会社において、たとえ NTT 東西殿の委託業務を実施する組織とは別の独立した組織において NTT ドコモ殿の代理店業務を実施していたとしても、NTT 東西殿の県域等子会社において、NTT ドコモ殿の携帯電話等の商品の提供・紹介等を行っていることには変わりなく、また、NTT 東西殿の県域等子会社において、競争事業者の商品が当然取り扱われることはないと容易に推察されます。従って、当該行為は、電気通信事業法第 30 条第 3 項第 2 号に該当する排他的な一体営業を子会社等を通じて潜脱的に実施しているものであることから、総務省殿は、検証結果を「注視する」に留まるのではなく、監督義務を有する NTT 東西殿に対し、問題の是正措置を直ちに求めるべきであると考えます。	NTT 東・西本体から電気通信業務の主たる部分を委託された県域等子会社による NTT ドコモの商品の販売（併売）については、それぞれの情報の目的外利用や内部相互補助が行われたとしても外部から検証することは困難です。このような固定と移動の実質的に排他的な一体営業は、電気通信事業法第 30 条第 3 項第 2 号に該当する排他的な一体営業を潜脱的に実施するものであり、公正な競争環境を阻害するおそれがあるため、県域等子会社による NTT ドコモの商品・サービスの取り扱い（ドコモショップの兼営）は禁止すべきです。
イー・アクセス	「ドコモショップでのフレッツ商品販売」、「県域等子会社でのドコモ携帯電話販売」といった事例は、NTT グループに閉じた排他的な営業連携であり、本来は禁止されるべきですが、これら事象の発生元が県域等子会社や業務委託先といった禁止行為規制の適用対象外となっており、禁止行為規制が NTT 東西殿、及び NTT ドコモ殿の業務実態と乖離していると考えます。 このような NTT 東西殿と NTT ドコモ殿の排他的な営業連携や協業については、共に、指定電気通信設備を持ち、なおかつ、市場シェアが F T T H の 7 2 . 5 %、携帯電話 4 3 . 6 %（※ 1）と高い水準にあることを	

	踏まえれば、競争事業者が追従できない市場支配力の行使となり、競争環境を阻害する虞があると考えます。 なお、NTT 東西殿に対しては、現状、業務委託先子会社等の監督義務が課されているところではありますが、2013年6月28日付で NTT 東西殿より開示された、「禁止行為規定遵守措置等報告書」（以下、禁止行為規定報告書）の別添資料3によれば、実態として、大半の監督対象子会社が業務の再委託を行っています。これでは、再委託先や再々委託先を通じて排他的な連携が行われることも懸念されるため、業務委託先も含めて抑止する体制が必要と考えます。 従って、禁止行為規制については、NTT 東西殿、及び NTT ドコモ殿本体に留まらず、県域等子会社や業務委託先も含めて指定対象とすること並びに、制度的な抜け道を抑止するために実施主体に因らず禁止行為としての該当事例の明確化を図ることが必要と考えます。	
ソフトバンク BB/ソフトバンクテレコム/ソフトバンクモバイル	（イ）「NTTID ログインサービス」、「NTT ネット決済」等、グループ内の排他的業務 「NTTID ログインサービス」や「NTT ネット決済」は、NTT ドコモ殿とエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下、「NTT コミュニケーションズ」という。）殿のID、決済の排他的な連携サービスであり、共同ガイドラインにも事業法第30条第3項第2号の事例として示されている「自己の関係事業者と一体となった排他的業務」に該当する可能性が高い事例であると考えます。 当該行為に対し、NTT ドコモ殿及びNTT コミュニケーションズ殿は、「自己の関係事業者と一体となった排他的業務」に該当する事実はありません」との主張をされていますが、サービス名称の通り、NTT グループ以外の競争事業者がサービス提携を行なうことは実質困難です。また、本サービスの	NTT ドコモが、NTT コミュニケーションズやNTT レゾナントといったグループ内の関係事業者のみと連携してシングルサインオンを提供することは、先般の意見で指摘したとおり、実質的には禁止行為に定める自己の関係事業者と一体となった排他的業務にあたると考えます。さらに固定分野で圧倒的なシェアを有するNTT 東・西が加わった場合、グループドミナンスが行使され、公正競争がより一層阻害される恐れがあります。 総合的な市場支配力を有するNTT グループの一体化が加速度的に進むことはNTT 再編成（分離・分割）の趣旨に反し、公正競争上問題があるため、総務省においては、当該サービス等によってグループ内の排他的業務がなされていないか、検証を十分に行うべきと考えます。

	報道発表資料（2010年5月13日発表）（別添資料2）からも分かるとおり、後述の「NTT おまとめ請求」と同様に NTT 持株殿が主導となり、グループの連携を推進しており、このような連携が益々強まっている状況をも踏まえると、総務省殿においては、電気通信事業法第30条第3項第2号及び「移動体分離の際の公正有効競争条件」（2）を事実上潜脱していないか、当該サービスの検証を十分に行い、公正な競争環境を確保するために必要な措置を講じるべきと考えます。	
ソフトバンク BB/ソフトバンクテレコム/ソフトバンクモバイル	（エ） 「NTT t a b a l ポイント」によるセット割引の恐れ NTT ファイナンス殿が提供する「くらし快適サービス NTT t a b a l 」において、インターネットサービスプロバイダの料金をはじめとした様々なサービスの料金のお支払いを、NTT 東西殿の固定電話やフレッツ、若しくは NTT ドコモ殿の携帯電話の請求にたばねることで、「NTT t a b a l ポイント」が付与されるものとなっています。ポイントは、電話やフレッツ、携帯電話等の料金のお支払いに対しては付与されないことから、直ちにセット割引の実施等、電気通信事業法第30条第3項第2号等に該当するものではありませんが、今後該当することのないよう、引き続き注視すべきと考えます。	NTT ファイナンスが提供している「くらし快適サービス NTT tabal」は、NTT グループの料金請求・回収業務に加え、他社の料金請求・回収業務を手掛けるサービスですが、本サービスは NTT ブランドを前面に出してのお客様訴求となっており、子会社である NTT ファイナンスによる提供であることを明示すべきです。 本サービスで付与される「tabal ポイント」は様々な景品と交換できると案内されていますが、NTT グループ各社によるポイント原資の補助等、実質的に排他的な割引サービスを行っていないか継続して調査を行い、問題が見つければ必要な措置を講じるべきと考えます。
ソフトバンク BB/ソフトバンクテレコム/ソフトバンクモバイル	（オ） NTT 116 窓口におけるフレッツ光の営業 NTT 東西殿の116 窓口において、NTT 東西殿が接続業務で取得している顧客情報を基にし、フレッツ光サービスへの勧誘を行うといった不適切な営業行為（以下、「116 勧誘」という。）については、これまで競争セーフガード制度等において、KDDI 株式会社殿や弊社共が指摘してきたところです。 NTT 東西殿は、116 勧誘の発生を防止するために一定の措置を講じているとしていますが、現に当該事象は継続的に生じており※1、問題は改善さ	NTT 東・西が実施した措置内容の適正性や妥当性を再検証し、必要に応じてさらなる追加措置を講じるべきと考えます。

	れていません。従って、現状の事後チェックとする遵守体制では本事案の防止ができていない以上、過去に実施したとされる設備利用部門からの接続情報の閲覧等を防止するシステム変更についてその実効性を見極める等、問題の発生を防止する措置内容の適正性や妥当性を再検証すべきと考えます。その上で、更なる追加措置を講じることを含め、問題解消に向けて情報遮断等の遵守体制の是正がなされることを要望します。	
--	---	--

ウ 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証

意見提出者	該当部分	意見
イー・アクセス	■ 特定関係事業者制度の指定対象の見直し 特定関係事業者制度は、禁止行為規制の適用による対処のみでは公正競争の確保を十分に担保し得ない場合に、役員兼任の禁止といった厳格なファイアーウォール措置を設けるものであり、現在、NTT コミュニケーションズ殿が NTT 東西殿と業務委託関係があることや、共同営業が行われやすい土壌があることから、指定対象になっていると理解しております。 この点を踏まえると、「ドコモショップにおけるフレッツ商品販売」や、「県域等子会社における NTT ドコモ殿の携帯電話販売」のように、NTT ドコモ殿についても県域等子会社や業務委託先を通じて、NTT 東西殿と営業連携が行われているところであり、これら事例により、公正競争環境を阻害する虞があると考えます。 従って、前述の通り、NTT 東西殿と NTT ドコモ殿の営業連携により、圧倒的な支配力の行使が懸念される点も考慮し、NTT ドコモ殿を特定関係事業者に加えることが必要と考えます。 また、NTT グループの排他的な連携については、「NTT ファイナンスへの	ドコモショップにおけるフレッツ商品の販売や県域等子会社における NTT ドコモの携帯電話販売等の事例は、そもそも NTT 東・西と NTT ドコモの商品・サービスをセットで販売する排他的な一体営業であり、禁止行為に該当する行為と考えます。 さらに、上述のようなグループ連携の事例のように、第一種指定電気通信事業者である NTT 東・西と NTT ドコモとの連携が顕在化していることを踏まえると、現行の禁止行為規制の適用による対処のみならず、NTT 東・西の特定関係事業者に NTT ドコモも指定し、NTT 東・西との間に厳格なファイアーウォールを設けるべきと考えます。 また、NTT ファイナンスによるグループ統合請求についても、電気通信事業法、NTT 法、累次の公正競争要件等の趣旨を確保する観点から、NTT ファイナンスを介して第一種指定電気通信事業者と密接に関係のある事業者が連携して反競争的な行為を未然に防止するために一定の条件が付与されたことを踏まえると、NTT ファイナンスも NTT 東・西の特定関係事業者に指定すべきと考えます。 なお、NTT ファイナンスによる統合請求の事例のように、今後も関係会社等第三者を介したグループ排他的連携が行われる可能性は否定できないことから、電気通信事業法、NTT 法、累次の公正競争要件等の趣旨を予め確保しておく必要があると考えます。そのた

	料金業務の集約」のように、禁止行為規制や特定関係事業者の適用対象外である子会社を通じて、業務の集約化を進める事例も存在し、今後も新たな施策が行われる可能性があります。 これら事例についても、公正競争の担保が必要であることから、NTT グループが新たな業務集約化等を行う場合は、その実施が既成事実化する以前に、実施の適否について議論すると共に、「NTT ファイナンスへの料金業務の集約」の際の 2012 年 3 月 23 日付の総務省殿要請事項のように、禁止行為規制や特定関係事業者制度等の公正競争要件の趣旨を担保する措置（役員兼任・在籍出向の禁止、情報の目的外利用防止に必要なファイアーウォール措置等）を予め整理しておく必要があると考えます。	め、現行の非対称規制を維持・強化することが肝要です。
--	---	-----------------------------------

(4) 業務委託先子会社等監督の運用状況に関する検証／ (5) 機能分離の運用状況に関する検証

意見提出者	該当部分	意見
NTT 西日本	当社は、従来より電気通信事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守してきており、平成23年11月30日施行の改正事業法及び同法施行規則についても、以下のとおり措置を講じています。また、総務省殿に報告した「禁止行為規定遵守措置等報告書」（平成24年6月29日）の措置内容については、総務省殿において検証を行い、禁止行為規制に抵触または潜脱する行為が行われることを防止するための一定の措置が講じられていること、第一種指定電気通信設備を当社が自ら利用する場合と他事業者が利用する場合とで一定の同等性が確保されていることを検証いただいている上、昨年度の措置内容についても、検証いただいた措置と同等の措置内容を平成25年6月28日に報告しているところであり、公正競争上の問題は特段生じていないと考えております。 (1) すべての監督対象子会社において禁止行為に関する規程等を制定し、管理者の配置、研修の実施、点検の実施等の措置を実施。 (2) 接続関連情報等の取り扱いに関する体制の整備等を実施。 ・設備部門の設置、並びに、兼務の禁止、及び、居室の分離。 ・接続関連情報を有するシステムにおける利用権限の管理、ログの記録・保存。 ・接続関連情報の取扱いに関する規程の制定、研修の実施。 ・当社設備部門が第一種指定電気通信設備と他事業者の設備の接続のために実施した手続の実施の経緯等の記録・保存及び当社設備部門が第一種指定電気通信設備を用いた電気通信役	NTT 西日本は、関係法令及びガイドラインを遵守しているため、公正競争上問題は生じておらず、現行の規制は撤廃すべき旨、意見されておりますが、NTT 東・西は、加入光ファイバで72.5%、0 ABJ-IP 電話で62.2%（「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成24年度第4四半期（3月末））」）のシェアを保持し、固定通信市場において圧倒的な市場支配力を有している状況に変わりはないこと、過去、接続情報の目的外利用が発生したことを踏まえると、NTT 東・西に対する現禁止行為規制等の非対称規制は当然維持すべきと考えます。 さらに、NTT ドコモについても、モバイル市場において約6,150万の加入者数（2013年3月末時点）を有し、40%以上の市場シェアを長期に渡って維持していることを踏まれば、NTT ドコモに対する禁止行為規制適用の必要性は変わりません。 むしろ、そのような状況の中、市場支配力を有するNTT 東・西とNTT ドコモが直接又は間接的に連携すると、先述のように通信インフラの市場の特殊性から、NTT 東・西、NTT ドコモのシェアがスパイラル的に上昇し、これまで一定程度機能してきた競争政策が無に帰すこととなります。 したがって、NTT 東・西、NTT ドコモに対する禁止行為規制等の非対称規制は引き続き維持すべきです。 なお、これまで取られた措置等にかかるNTT 東・西からの報告は、先般意見した通り、以下に列記するような課題が残っていると考えられるため、総務省においては、NTT 東・西に対して厳格な調査、検証、及びそれに基づく是正措置を着実に講じるべきです。 ○子会社監督関連 ・監督対象子会社による再委託は、事業法等の規制を潜脱する恐れがあることから再委託先についても監督対象とすべき。

	務を提供するために当社設備部門以外の部門との間で実施した手続の実施の経緯等の記録・保存。 ・設備部門とは独立した監視部門による、他事業者との間において記録された手続の実施の経緯等が接続約款等の規定によるものであること、及び、当社設備部門以外の部門の間において記録された手続の実施の経緯等が接続約款等の規定に準ずるものであることの確認。 ・設備部門とは独立した監視部門による、設備部門における接続関連情報の取扱いに問題がないことの確認。 等 ・また、料金業務の NTT ファイナンスへの業務移管に関しては、「電気通信役務の料金等に係る業務を NTT ファイナンス株式会社へ移管すること等に関して講ずべき措置について(要請)」(総基事第 3 2 号 平成 2 4 年 3 月 2 3 日)に基づき、「電気通信役務の料金等に係る業務を NTT ファイナンス株式会社へ移管すること等に関して講ずる措置の報告」(平成 2 4 年 6 月 8 日)にて総務省殿に報告し、要請の趣旨を満たすための措置が講じられていることを確認していただいております。さらに、昨年度の措置内容を平成 2 5 年 7 月 8 日に報告しているところです。 ・上述の通り、公正競争上の問題は特段生じていないと考えていることから、これ以上の規制強化は必要ないと考えております。 ・今日の情報通信市場においては、固定と移動の融合、プレイヤーの多様化、市場のグローバル化が急速に進展する中で、お客様利便の高いサービスの提供に向けて、各事業者が他の事業者との協業も活用し、活発な事業展開を行っているところです。現に、例えば KDDI 殿は、特定の事業者の固定通信を利用した場合にスマートフォンの月額料金を割引くなど	・監督対象子会社との役員兼任は、事業法等の規制を潜脱する恐れがあることから禁止すべき。 ・再委託先についても NTT 東・西や子会社同様、事業法等の規制を潜脱する恐れがあることから、研修や監査を義務付けるべき。 ○社内体制関連 ・制定された公正競争等に係るマニュアルや実施された教育研修の内容については、公開されていないため、内容が事業法等の趣旨に沿っているのか、また検証が厳格であったのか判断できないことから公表すべき。 ・監査部門は、被監査部門からの独立性が不明であり、検証結果の妥当性が不明瞭であることから、第三者による監査を義務付けるべき。 ・監査にあたっては、実効性を担保するため、書面のみならず、立ち入り検査等も実施すべき。 ・接続関連情報の適切な取扱い等に関する規程が全て「経営上の秘密等の観点から非公表」ということでは、競争事業者では措置の妥当性の判断ができないことから、NDA を結ぶ等の措置を講じるなどして開示すべき。 ・支店長は設備部門と利用部門の兼任が可能となっているが、事業法等の規制を潜脱する恐れがあることから、兼任は禁止すべき。 ○同等性関連 ・申込から開通までの期間（及び開通要員の配置）の同等性、アンバンドル機能の利用条件の同等性等に関する利用部門と競争事業者のデータが、比較可能な形で公表されておらず、同等性が確保されているか判断ができないことから、NTT 東・西利用部門と接続事業者とを比較した様々なデータを検証対象とし、公表すべき。 現状、例えば、回答納期等の手続きについては平均日数を用いて同等性を検証してい
--	--	---

	固定とモバイルを組み合わせたサービスを提供しており、その相乗効果によって、固定・モバイル双方で契約者数を拡大しています。（KDDI 殿ではスマートフォン新規契約の 39%、F T T H 新規契約の 55%が a u スマートバリューを契約しており、新規契約への貢献は四半期毎に拡大しています。） ・その一方で、NTT 東西に対しては、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制や、往時の競争環境を前提とした累次の公正競争要件などが課せられており、これにより、お客様の利便性の向上に対する要請に機動的かつ柔軟に対応できないとなれば、NTT グループのお客様だけが不利益を被ることとなります。 ・したがって、全ての事業者のお客様が多様なサービスの利便を制約なく享受し、ブロードバンドサービスの利活用の一層の促進を図る観点から、現在の規制のうち時代にそぐわないものは撤廃または緩和していただきたいと考えます。	るところ、回答までにかかる日数の分布状況やエリア別等多角的に同等性を検証すべき。 ・コロケーションや中継ダークファイバの利用ルールや設備構築情報の扱い、加入電話番号ポータビリティの運用見直しに関する情報について、同等に情報開示がなされているのか、判断できないことから、当該情報についても検証の対象とすべき。 また、総務省においては、NTT 東・西から総務大臣に毎年度報告される禁止行為遵守措置等報告書に基づき、第一種指定電気通信設備を NTT 東・西利用部門と接続事業者が利用する場合で一定の同等性が確保されているかの検証を行っているところですが、規制対象である NTT 東・西自らの報告をベースに検証している限り十分な透明性や外部検証性が確保できないと考えます。そのため、第三者による監査を導入し、内部の実態を正確に把握した厳格な検証を実施すべきと考えます。
--	---	--

ソフトバンク BB/ソフトバンクテレコム/ソフトバンクモバイル	＜NTT 東西殿の禁止行為規定遵守措置等報告について＞ NTT 東西殿が 2013 年 6 月 28 日に総務大臣殿に提出した、禁止行為規定遵守措置等報告書については、昨年度と比して、各種規程等の内容の充実化、教育研修対象の拡大、接続関連情報を持ち出す場合の明確化等に加え、公表範囲も一部拡大して頂きました。こうした変更は公正競争確保に資するものであり、評価されるべきと考えます。しかしながら、依然として以下の点については問題点が認められます。 従って、総務大臣殿は、当該問題点を踏まえ、NTT 東西殿に対する追加調査を実施したうえで、問題が生じるおそれがあるものについては、必要な措置を講じるべきと考えます。また、現在当該報告書において非公表となっている情報については、すべてが経営情報にあたるものとは考えられないため、可能な限り公表する等その範囲について再度検討が必要と考えます。 1. 電気通信事業法第 31 条第 3 項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項 イ. (3) ・ 監督対象子会社のほぼ全てが再委託となっており、潜脱行為が行われるおそれがある。 ロ. (1) ・ 禁止行為に関する規程や公正競争マニュアルは、その詳細な内容も含め、特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないにも関わらず、実物のみならずその詳細な内容の公開がなされていない。従って、十分な研修内容になっているかの外部検証性が十分に確保されていない。 (2)	
--	--	--

	・ 集合研修、e-ラーニング等の内容は、特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないにも関わらず、研修教材の公開がなされておらず、十分な研修内容になっているかの外部検証性が十分に確保されていない。 2. 電気通信事業法第31条第5項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項 イ. (1) ・ 本来であれば、昨年の時点で公開されているべきであるが、機能分離導入前後でどのように部門変更があったのか不明であり、十分な対処になっているか確認不能。 二. ・ 具体的にどのようなファイアウォールを置いているかを確認するための「接続関連情報の適正な取扱い等に関する規程」は、項目のみの公開にとどまっており、接続関連情報の入手、利用、提供その他の接続関連情報の取扱いについてこれを適正なものとするために十分な内容になっているかの外部検証性が十分に確保されていない。（規程原本を公開した場合、内容の一部を黒塗りにせざる得ない箇所がある可能性は否定できないが、その全てが「特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」ものではないと考える。） ト. 及びチ(1) ・ 本項目においては、「手続の実施の経緯及び当該手続に係る接続の条件」等を求められているのにも係らず、納期にのみ着目したものとなっており、開示情報、手続き手順、使用システム等が報告対象となっていないため、インプットの同等性の検証には不十分で	
--	---	--

	ある。 ・ 納期については平均日数のみしか記載されておらず、異常値が検出された場合、平均値だけでは比較が困難な場合も想定される。 (標準偏差、最大値、最小値、中央値等の開示により、異常値の影響を排除することが可能と考えられる。) ・ 接続事業者が接続を実施する際は、通常「事前相談」、「事前照会」や「事前調査」も必要となることから、こうした事前手続も含めた形で、期間、内容、拒否件数等の比較を行わなければ、開通の同等性の検証はできない(「事前相談」等は、個別のケースに応じてその内容や回答までに要する期間が異なるが、カテゴリ毎に分別する等により、一定程度の検証性を持つものと考えられる。) ・ 別添 10 の加入ダークファイバ、DSL、電話等の比較において、NTT 東西殿の申込日～回答日がすべて 0 日となっており、接続事業者との納期と差異が認められることから、利用システムや申請の手続、申請フォーマット等が NTT 東西殿の利用部門と接続事業者で異なり、同等性が確保できていないおそれがある。 3. 電気通信事業法第 31 条第 2 項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項 イ. (1) ・ 同等性確保の検証のためには、NTT 東西殿の各部門における保有設備を明確にすべきであるが、公表されていない	
--	---	--

イー・アクセス	禁止行為規定報告書については、今年度より、新たにラインシェアリング、ドライカップ、情報開示の手続き等についての平均日数が公表されており、競争事業者がボトルネック設備利用の同等性の状況を把握する上で大変有意義であると考えます。 しかしながら、これらの情報はあくまで一部であり、未だその大半が公表されていないことから、業務委託先子会社等監督、及び機能分離の運用状況や実効性は、競争事業者にて把握出来ない状況です。 従って、透明性担保の観点から、総務省殿においては、引き続き、禁止行為規定報告書の内容の開示を可能な限り推進していただくことや、報告内容の検証結果を公表していただく必要があると考えます。	
イー・アクセス	禁止行為規定報告書別添資料 9 - 2 の「①申込日～回答日」の平均日数を確認すると、ラインシェアリング、ドライカップ（DSL、電話）が 1 日であるのに対して、フレッツ・ADSL（利用回線型、契約者回線型）、加入電話・INS ネット 6 4 は 0 日となっております。 これは、接続事業者が利用する機能と NTT 東西殿の利用する機能にて、リードタイムの同等性が担保出来ない可能性があるため、総務省殿は本事例の原因等について、厳格な検証を行う必要があると考えます。 加えて、禁止行為規定報告書別添資料 1 0 の納期遵守率については、例えば、NTT 西殿の「光回線設備等に係る情報の提供（光回線設備の伝送損失及び経過年数調査）」のように 5 0 % に留まるものも存在するため、遵守率が低い機能についても原因等の調査が必要と考えます。 なお、上記の検証の結果や、本意見書のボトルネック設備利用に係る各社意見の内容を踏まえて、現行の体制に課題があると認められた場合は、同等性を図るための更なる措置（例えば、システムの物理的分離等）の実施を検討すべきと考えます。	

2. 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検討

意見提出者	該当部分	意見
ケイ・オプティコム	①NTT グループ各社の料金の請求・回収業務の統合 NTTファイナンス殿を通じたNTTグループ各社の料金の請求・回収業務の統合は、指定電気通信設備規制や禁止行為規制等の公正競争要件に関する各種規制を形式的にはクリアしつつも、自らの論理によってグループ連携を進めていることが根本的な問題であり、市場におけるNTTシェアの高止まりの主因でもあります。このことは、これまで積み重ねられてきた、移動体通信業務分離やNTT再編の趣旨を逸脱して、なし崩し的にグループの再統合、独占への回帰を図るものです。 真に公正競争環境を確保するためには、NTTグループにおける事業運営上の全ての行為に対して適切かつ抜けのない規制をかけることが必要であり、総務省殿においては、平成26年の包括的な検証を待つことなく、不適切な共同営業行為等がなされることがないよう、適時適切に措置いただく必要があります。 その中で、平成25年7月8日付のNTT東西殿から総務省への報告「電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等に関して講ずる措置の報告について」等が総務省殿のホームページに公開されていますが、総務省殿において分析・検証がなされた形跡はありません。NTTグループ各社の料金の請求・回収業務の統合については、総務省殿における判断基準・検証方法の妥当性についての外部検証性の確保は極めて重要であることから、NTTグループ各社からの毎年度の報告内容の公表に留まらず、NTTグループの措置が永続的に有効であるかどうか継続的に監督いただいた上で、その状況については、審議会・競争政策委員会等を通じて定期的に議論いただくことを要望いたします。	NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズ及びNTTドコモの電気通信役務の料金請求に係る業務をNTTファイナンスへ移管することに関しては、2012年3月23日に総務省より上記事業者に対して消費者保護ルール、料金規制や行為規制等の趣旨を確保するよう要請措置が出されているとおり、条件を付した内容について公正競争上問題がないか引き続き厳格な検証を行う必要があります。本施策によりNTTグループ一体化の動きが既成事実化することは問題であり、今後新たに公正競争上問題のあるNTTグループの統合等に係る施策が実施されることのないよう、公正競争環境確保の観点からより厳格なルール運用を行っていくべきです。

ソフトバンク BB/ソフトバンクテレコム/ソフトバンクモバイル	(イ) NTT グループ統合請求 昨年度より、NTT グループの料金の請求・回収業務等の統合が開始されています。本施策の問題点は、NTT グループの延べ 1 億 3 千万人に上るユーザ、合わせて 8 兆円を超える料金債権が NTT ファイナンス殿へと集約されることであり、また、NTT 持株 殿の元に「ヒト・モノ・カネ・情報」というグループの経営資源が統合され、NTT グループの組織の再統合・独占回帰をより加速させることにあると考えます。 総務省殿においては、「NTT 東西に課されているユニバーサルサービス確保の責務に係る規定、各事業会社に課した累次の公正競争確保のための措置、事業法により各事業会社に課されている料金規制及び消費者保護ルール並びに市場支配的な電気通信事業者に対して課されている行為規制等の趣旨が引き続き確保されるよう、適切な措置を講じ、または NTT ファイナンスに講じさせるとともに、講じた措置の内容について毎年度報告することを要請」しており、NTT グループの組織の再統合・独占回帰に係る懸念は払拭しきれないものの、公正競争環境は一定程度確保されたものの考えます。当該要請に基づき講じた措置の報告については公開し、総務省殿は、競争事業者も同等のサービスが実施できるようになっているか、また不当な競争環境が惹起されてないか等の視点から、十分に報告を検証すべきです。なお、総務省殿の検証については、判断基準・検証方法も公開することで、外部検証性を確保すべきと考えます。	
ケイ・オプティコム	③「活用業務制度」の是非 ボトルネック設備を保有する NTT 東西殿に対する活用業務制度は、NTT 殿の独占部門と競争部門を分離して競争を一層促進し、ひいては国民利便の向上に繋げるという NTT 再編の趣旨をないがしろにするものであることから、本来、同制度については即刻廃止すべきと考えます。	本来、活用業務制度は、事実上独占となっている NTT 東・西の地域網のオープン化を徹底させるための措置を NTT 東・西に自主的に講じさせることにより、地域通信市場における競争を確実に進展させることが、制度導入の条件となっており、その前提として、「お客様利便性の向上」及び「公正な競争確保」のバランスが図られることが必要とされています。しかし、NTT 東・西が固定通信市場において圧倒的なシェアを維持している現状に鑑みれ

	特に、届出制への移行後は、全国サービスである NTT 東日本殿の「オフィスまるごとサポート」をはじめ、NTT 東西殿によるなし崩し的な業務範囲の拡大が進行していることから、個々の活用業務に係る手続きについてより一層の透明性・客観性の確保が求められます。 よって、総務省殿における検証については、サービス開始時や NTT 東西殿からの毎年度の報告時に留まらず、サービス開始以降永続的に実施いただくことが重要であると同時に、当該検証結果については、審議会や競争政策委員会等の公の場で議論いただくことを要望いたします。 活用業務について現行の届出制で進めていくにあたっては、過去の個別の活用業務について、各種措置が適切に講じられているかを永続的に検証し、その状況によってはさらなる措置の実施を指導することが必要です。	ば、公正な競争環境が確保されているとは言えません。 さらに、2011 年 11 月に NTT 東・西における活用業務制度が認可制から届出制へ規制緩和されたことによって、活用業務提供の自由度は増し、今後も活用業務としてサービスを開始することを繰り返すことで、事業領域を着々と拡大し、NTT 法の趣旨を蔑ろにする恐れがあります。 また、現行の運用においては、個々の活用業務に係る届出ごとに、公正競争要件が確保されているかはチェックされていますが、これまでに届出された活用業務が現在の市場にどのような影響を及ぼしているかについては検証されていません。 したがって、総務省においては、同等性の確保やグループドミナンス排除の実効性を担保し、公正競争環境を確保した上で慎重な運用をするとともに、過去に NTT 東・西が届け出た複数の活用業務についても改めて検証して公正競争を阻害していないか確認すべきと考えます。
ソフトバンク BB/ソフトバンクテレコム/ソフトバンクモバイル	(キ) 活用業務・目的達成業務制度について ＜制度全般について＞ そもそも活用業務制度は、「事実上独占となっている東・西 NTT の地域網のオープン化を徹底させるための措置」等を NTT 東西殿に自主的に講じさせることにより、地域通信市場における競争を確実に進展させることが、制度導入の前提条件の一つであったと認識しています。同制度導入後、数年間においては、メタルアクセス回線等の開放政策により、ADSL 市場をはじめとして、一定の競争が進展しました。しかしながら、IP 網や光アクセス回線へのマイグレーションが進展している現状においては、NTT-NGN や光アクセス回線の開放が、メタルアクセス回線等と同等の開放に至っていないことから、これまでメタルアクセス回線上でサービスを提供してきた多くの競争事業者の事業継続が困難なものとなっています。このようにボトルネック設備の開放が不十分な状況下において、業務範囲を拡大させることは、その市場支配力をさらに強化するものとなることから、公正競争上、問題を生じさせるこ	

	とになると考えます。 また 2011 年 11 月末には改正日本電信電話株式会社等に関する法律（以下、「NTT 法」という。）が施行され、NTT 東・西殿による活用業務制度が認可制から届出制へと規制緩和されましたが、同法施行後、2011 年 12 月 21 日に NTT 東日本殿から「インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービス」が申請されたことを皮切りに、平成 25 年 8 月 7 日（現在）までに計 9 件もの届出がなされています。認可制時代は、申請数が年間平均 1.2 件であったことを踏まえると、届出制への移行後は年間平均 5.3 件と、実に 4 倍以上の申請数となっており、届出制への移行をきっかけとして、NTT 東西殿によるなし崩し的な業務範囲拡大が進行し、公正競争上、さらに大きな問題を生じさせることになっていることは明らかです。 また、NTT 東西殿の業務範囲の制限は、公正競争確保のため極めて重要な法的規制であり、子会社を通じさえすれば自由に業務範囲を拡大できるというものではないと考えますが、2012 年 6 月 22 日、NTT の新社長は所信表明において、「NTT 東、西の業務はアクセスビジネスに限定されているが、それ以外は、全くできないわけではない。子会社を通じた形とか、まだやっていける余地はあると思う。」（2012 年 7 月 2 日 通信興業新聞第 1 面）と発言しています。こうした制度を無効化するような行為を示唆していることを踏まえると、活用業務制度自体の見直しの時期に入っていると言わざるを得ません。 従って、活用業務制度についてはその制度自体の見直しを開始し、真の公正競争環境を確保していくため、ボトルネック設備の開放に係る問題及び独占事業体である NTT グループに係る問題を抜本的に解決することが必要と考えます。	
--	--	--

ソフトバンク BB/ソフトバンクテレコム/ソフトバンクモバイル	＜ISP 業務やモバイル業務への進出について＞ 2011 年 11 月 17 日公表の「日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見及びその考え方」において、「ISP 業務やモバイル業務については、電気通信事業の公正な競争の確保に看過し得ない著しい支障をおよぼすおそれのある事態も容易に想定される」と総務省殿の考え方が示されています。この点も踏まえ、現状の法体系の下、NTT 東西殿が ISP 業務やモバイル業務等を活用業務として営むことは想定し得ない事態ではありますが、仮に NTT 東西殿にて同種の業務拡大を企図し、届出がなされたとしても、総務省殿は、すみやかに業務改善命令等により、当該サービスが提供されないよう対処すべきと考えます。	NTT 持株体制下で NTT ドコモや NTT コミュニケーションズなどがモバイル事業、ISP 事業を行っている中、NTT 東・西がモバイル事業、ISP 事業等に進出することは、NTT グループとしての市場支配力をさらに高めることになり、公正な競争環境を阻害することとなります。このような公正競争上支障があることが明白である NTT 東・西による移動体事業や ISP 事業等への参入については当然禁止すべきと考えます。
ソフトバンク BB/ソフトバンクテレコム/ソフトバンクモバイル	(ア) NTT グループの連携強化 NTT グループは上述の「NTTID ログインサービス」、「NTT ネット決済」、「NTT グループカード」や下記で述べている NTT グループ統合請求等を始めとしたグループ連携を強めており、今後、お客様相談窓口、保守対応、営業、CS 等の統合による更なるグループ再統合の動きが加速されていく事態が想定されます。 こうしたグループ統合施策等については、NTT グループ各社は「お客様の利便性向上」のためであることを強調していますが、本来公正競争といった規制は、一事業者の短期的な視点での利便性向上のためにあるのではなく、広く一般消費者が長期的な視点で利益を享受するためにあるものです。2014 年を目途として実施する包括的な検証においては、本施策を含めた各分野での NTT グループの連携強化が競争環境に与える影響等について、総合的に検証を行う必要があると考えます。	NTT グループは、NTT ファイナンスの事例のように請求業務を第三者のグループ会社一本化することによって排他的な連携を実施するなど、今後もこのような排他的なグループ連携が行われる可能性があります。ソフトバンクの意見のとおり、お客様相談窓口、保守対応、営業、CS 等の統合の他、グループ各社が持つ顧客データベースを統合する等して活用し、競争事業者がビジネス上組むことがあり得ないケースでの事実上の排他的な連携等、更なるグループ再統合の動きが加速されていく事態も十分想定されることから、現行の規制の趣旨が損なわれないよう潜脱の恐れを回避するため、総務省と公正取引委員会が共同で策定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」において支配的事業者である NTT 東・西、NTT ドコモが自己の関係事業者を排他的に取り扱わないよう等を規定する等の措置を予め講じるべきと考えます。

ソフトバンク BB/ソフト バンクテレコム/ソフト バンクモバイル	(オ) NTT ブランド使用ルール整備 NTT グループ各社が社名やサービスの一部に「NTT ● ●」のように「NTT」等の名称を用いて営業することは、NTT グループによる一体的なサービス提供を想起させるおそれが高いと想定されます。本意見書でも述べさせて頂いているとおり、「「NTT」IDログインサービス」や「「NTT」グループカード」といったサービス名称や後述のとおり、株式会社オプティキャスト（以下、「オプティキャスト」という。） 殿が提供する「フレッツ・テレビ」のようにサービスに「フレッツ」等の名称を使用する場合は、利用者がサービスの提供主体を正しく認識出来ない恐れがあり、利用者保護及び公正競争確保の観点から問題が生じないよう、「NTT」等のブランド使用に関するガイドライン等を早急に整備すべきと考えます。	県域等子会社やNTT グループ各社は、NTT 法第 8 条によって本来使用が NTT 持株及び NTT 東・西に限定されている「日本電信電話」= NTT ブランドを「NTT 東日本ー○」や「NTT○○」のように社名に冠し、NTT 再編時の趣旨に反して公社時代から継承したブランド力をグループ全体で使用しています。NTT 持株及び NTT 東・西以外の関連会社が、「NTT」や NTT のサービスブランドを軸に訴求することは、ユーザに対して実質的に NTT グループ統一や連携を強く想起させるものであり、総務省においては、法の趣旨を逸脱して「NTT」ブランドが NTT グループ全体で不適切に利用されていないか検証すべきです。
--	---	---

以 上

再意見書

平成25年9月24日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号

540-8511

住所

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんぽちょう ばん こう
大阪府 大阪市 中央区 馬場町 3番 15号

名称及び

にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいは
西日本 電信 電話 株式 会社

代表者の氏名

代表取締役社長 むらお かずとし
村尾 和俊

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する再意見募集」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンク B株式会社・ ソフトバンク テレコム株式 会社・ソフトバ ンクモバイル株 式会社	<現行指定の対象について> 第一種指定電気通信設備を用いた電気通信サービスについては、昨年から競争環境に大きな変化はなく、平成25年6月27日に公表された「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(平成24年度第4四半期(3月末))」によると、NTT東西殿は固定電話で76.5%、FTTHで72.5%、0ABJ-IP電話で62.2%のシェアを占め、引き続き市場支配力を有している状況です。従って、現在指定を受けている第一種指定電気通信設備については、今後も引き続き指定を継続すべきと考えます。	【指定電気通信設備規制に対する基本的な考え方】 ・先般の当社意見で述べた通り、第一種指定電気通信設備制度が導入された当時は、電話の時代であり、他事業者が加入者回線や加入者交換機を自ら設置して、当社と同等のネットワークを自前構築することは実質的に困難であったことから、他事業者がサービスを提供するためには、当社の固定電話網が不可欠であるとして、規制が課されてきました。 ・しかしながら、IP・ブロードバンド時代には、他事業者は、ルータ等の局内装置を自ら設置して独自のIP通信網を構築し、アクセス回線も自ら敷設、あるいは当社がオープン化して提供するダークファイバ等を利用してサービス提供しているところであり、当社のNGNをはじめとするIP通信網に固定電話網のような不可欠性はありません。 ・現に、電力系事業者、KDDI殿、CATV事業者といった固定系の事業者だけでなく、WiMAXやLTE等を用いた移動系の事業者を含め、自ら設備を構築してサービスを提供する事業者間で熾烈な競争が展開されており、平成24年度のNTT東西のフレッツ光の純増数は74万であるのに対し、LTEの純増数は約1,800万、WiMAXの純増数は300万、NTT東西以外のFTTHサービスの純増数は82万となっています。 ・また、NTT東西の加入電話契約者数は、平成10年3月末時点のピーク時に約6,300万でしたが、平成25年3月末時点では約2,900万へと減少しています。一方、フレッツ光のひかり電話契約者数(ch数)は、平成25年3月末時点で約1,500万程度であり、加入電話のピーク時に比べると約1,900万ものお客様が、NTT東西の固定電話以外の他社直収電話やFTTHサービスまたは携帯電話等へ移行し
DSL事業者 協議会	「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(平成24年度第4四半期(3月末))」によれば、NTT東西殿はFTTHで72.5%、0ABJ-IP電話で62.2%のシェアを占めており、市場支配力を維持している状況に変化はありません。市場支配力を行使する可能性がある以上、指定要件及び第一種指定電気通信設備の対象については、今後も引き続き継続して競争環境を維持すべきと考えます。	
KDDI株式 会社	第一種指定電気通信設備の指定の対象は適切と考えます。そのため、現在指定されている第一種指定電気通信設備については指定を継続すべきと考えます。	
イー・アクセ ス株式会社	■ 指定対象の現行維持 現行指定対象となっているNGN、光ファイバ、WDM装置等については、NTT東西殿より概括的展望が公表され、メタル/PSTNから光/NGNへのマイグレーションが進展していることを踏まえれば、利用者、及び競争事業者にとっての不可欠性はさらに高まると考えられるため、指定対象の維持が必要と考えます。	

意見提出者	該当部分	再意見
		たものと想定されます。 ・こうした状況は、お客様ご自身が他社サービスのご利用を自由に選択した結果であり、また、近年の傾向として、スマートフォン等の携帯電話しか持たないお客様も相当数いらっしゃることも踏まえれば、当社のIP通信網は、携帯電話も含め、各事業者が提供する多様なネットワークの選択肢の一つに過ぎないと考えます。 ・したがって、今年度の検証にあたっては、このような市場環境・競争環境を十分に検証し、「不可欠性」のない設備については、早急に第一種指定電気設備の対象から除外していただきたいと思います。 ・なお、昨年度の公正競争レビューの検証結果においては、従来の考え方を踏襲するだけにとどまっていますが、このような市場環境・競争環境を踏まえた検証が必要と考えます。 【NGN、地域IP網及びひかり電話網について】 ・先般の当社意見で述べた通り、当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網（以下、NGN等）については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかなです。 ① 他事業者がIP網を自前で構築する際の素材となる線路敷設基盤やアクセス網は、世界的に最もアンバンドリング／オープン化が進展しており、また、IP網の自前構築に必要なルータ等の電気通信設備は誰でも容易に市中で調達し、自ら設置することが可能であるため、他事業者がこれらの設備を組み合わせることで当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっていること。 ② 現に、他事業者は当社のNGN等に依存することなく、独自のIP網を構築し、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しており、

意見提出者	該当部分	再意見
		当社のNGN等は各事業者が提供する多様なネットワークの選択肢の一つに過ぎないこと。具体的には、固定系ブロードバンドサービス市場で見た場合、当社の契約者数シェア（平成24年度末）は西日本マクロで50.1%、府県別では最小で約38%、FTTH市場での競争が激しい関西エリアでは、2府4県でシェアが約42%に過ぎないこと。 また、純増数シェアをエリア別に見ると、西日本マクロで平成23年度は64.4%であったのに対し、平成24年度では45.7%まで低下しており、特にFTTH市場での競争が激しい近畿圏では平成23年度では約51.9%であったのに対し、平成24年度では39.7%まで低下していること。 更に、移動系ブロードバンドサービスも含めたブロードバンド市場全体で見た場合、NTT東西のシェアはわずか11.1%程度に過ぎないこと。 ③ ひかり電話サービスについて、加入電話と代替的なサービス市場で見た場合、直収電話、OAB～J IP電話、CATV電話、050-I P電話の合計に占めるNTT東西のシェアは約42%程度（平成24年度末）、更に、携帯電話も含めたシェアで見れば8.5%程度（平成24年度末）に過ぎないこと。 加えて、LINEのユーザ数が全世界で2億ユーザ（平成25年7月）を超え、国内だけでも4,500万以上のユーザが存在するなど、コミュニケーション・無料通話アプリケーションによる通信サービスが急拡大する中、従来の電話サービスの代替として、こういったサービスを利用しているお客様が相当数いらっしゃることを踏まえると、ひかり電話の実体的なシェアは更に小さくなるものと想定

意見提出者	該当部分	再意見
		されること。 ④ アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社のNGN等自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がないこと。 ⑤ 主要国において、ブロードバンドサービスのネットワーク部分をアンバンドルし、厳格な提供義務が課せられているのは日本だけであること。 ・上述のとおり、当社のNGN等にボトルネック性がないことは明らかであり、また、IP・ブロードバンド時代は、各事業者がそれぞれネットワークを構築し、お互いのお客様同士が相互に通信しあう、同じ立場での接続形態となっており、当社の固定電話網を中継事業者へアクセス網として貸し出す形態が中心であった電話時代の接続とは大きく異なっていることから、当社のNGN等は、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。 【局内装置類及び局内光ファイバについて】 ・先般の当社意見で述べた通り、イーサネットスイッチ、メディアコンバータ、光信号伝送装置(OLT)、光局内スプリッタ、WDM装置等の局内装置類については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。 ① 他事業者がIP網を自前で構築する際の素材となる線路敷設基盤やアクセス網は、世界的に最もアンバンドリング／オープン化が進

意見提出者	該当部分	再意見
		展しており、IP網の自前構築に必要な当該装置類は誰でも容易に市中で調達し、自ら設置することが可能であるため、他事業者がこれらの設備を組み合わせることで当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっていること。 ② 現に、他事業者は自前の光アクセスと当該装置類を組み合わせ、もしくは、当社の光アクセスと当社のコロケーションを利用して当該装置類を設置し、サービス提供していること。 ③ アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社の当該装置類自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がないこと。 ・なお、当該装置類の全てを第一種指定電気通信設備の対象から除外するのに時間を要する場合には、少なくとも、他事業者がコロケーションできない局舎に設置された局内装置類、中継光ファイバの空きがない区間に設置されたWDM装置等に指定対象を限定していただきたいと考えます。 ・局内光ファイバについては、他事業者による自前敷設が可能であり、また、他事業者が計画的に所定の手続・自前工事を行うことで、当社が局内光ファイバを敷設する場合と同等期間で、当該他事業者も局内光ファイバを自前敷設できることに鑑み、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。 【FTTHサービスの戸建て向け屋内配線について】 ・先般の当社意見で述べた通り、戸建て向け屋内配線は、お客様の宅

意見提出者	該当部分	再意見
		内に設置される設備であり、誰もが自由に設置できる設備です。屋内配線の設置工事は、他事業者も同様に実施することが可能であり、現に実施していることを鑑みれば、ボトルネック性がないことは明らかであり、当社の戸建て向け屋内配線を第一種指定電気通信設備から除外していただきたいと考えます。
ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社	総務省殿は、第一種指定電気通信設備の指定要件について、下記のとおり、これまでの競争セーフガード制度、または、昨年度の「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見及びその考え方」において、特段の事情の変化が認められないとして、ネガティブリスト方式の採用及び端末系伝送路設備の種別（メタル・光）を区別しない第一種指定電気通信設備の指定という、これまでの考え方を踏襲しているところです。 - 昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果では、ネガティブリスト方式の採用がNTT東西殿による迅速なサービス提供等に対し重大な支障となっているという事実は認められないとしたところである。 - この点については、新たに導入する設備は、アクセス回線と一体的に機能する蓋然性は高いものと考えられることに加え、競争セーフガード制度及び本制度において毎年度指定対象設備を検証していることを踏まえると、現行の指定方法は、「必要以上の設備を指定電気通信設備として指定することは回避されなければならない」とする3月答申の趣旨に反しているものではなく、一種指定設備制度の趣旨に照らして妥当である。 - 端末系伝送路設備については、昨年度の競争セーフガード制度	【現行の指定方法の見直しについて】 ・先般の当社意見で述べた通り、殆ど全ての県内設備に事前規制をかける現行の第一種指定電気通信設備の指定方法を継続した場合、健全な競争が繰り広げられているブロードバンド通信市場においても、サービス開始前に接続約款の認可又は告示改正等の行政手続が必要となり、また、認可申請前の事前説明にも一定の時間が必要となるため、お客様に対する新サービスの提供や料金値下げを遅らせる原因となり、当社を他事業者との競争上極めて不利な立場に置くことになるだけでなく、更なるブロードバンド普及に向けたインフラ整備や新規サービス開発の芽を摘むことによって、お客様の利便の向上を妨げることになると考えます。 ・したがって、現行制度の下においては、NTT東西のほぼ全ての県内電気通信設備が、ボトルネック性の有無についての十分な検証がされないままに、ボトルネック性を有するとの蓋然性があるという理由で、原則として全て指定電気通信設備とされるネガティブリスト方式が採用されておりますが、本来、規制の対象となる設備は、行政当局が個別に不可欠性を挙証できた必要最小限のものに限定し、具体的に列挙する方式（ポジティブリスト方式）を採用すべきと考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	に基づく検証結果において、メタル・光の種別を区別せずに一種指定設備として指定することは、①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、③実態として東西殿はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること等に鑑みれば、合理性があると認められるとの考え方を示したところである。 － ボトルネック性の判断に当たり、ブロードバンドに利用されていないCATV回線や高速無線アクセス回線については、利用者からみてメタル回線で提供されるサービスと代替性があるとは必ずしもいえない点で異なることから、これらを含めて判断することは適当でない。 今年度も、例えばFTTH市場について、NTT東西殿の契約数のシェアは平成24年度末において、73.4%と依然として高いこと等に鑑みて、上記考え方を変更すべき特段の状況の変化はみられないことから、引き続き、ネガティブリスト方式の採用と端末系伝送路設備の種別（メタル・光）を区別しない第一種指定電気通信設備の指定を継続すべきです。	【加入光ファイバについて】 ・先般の当社意見で述べた通り、加入光ファイバについては、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと思います。 ① 指定電気通信設備規制（ボトルネック規制）の根幹となる端末系伝送路設備については、電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続の簡素化等により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、他事業者の参入機会の均等性は確保されており、IP・ブロードバンド市場においては、アクセス区間においても現に設備競争が進展していること。 ② 現に、光ファイバについては、電力会社殿が当社の約2倍の電柱を保有しており、電力系事業者殿は相当量の設備を保有する等、当社と健全な設備競争を展開しており、CATV事業者殿も、通信と放送の融合が進む中、電力会社殿や当社の電柱を利用して自前アクセス回線を敷設し、過去10年間で契約数を1.8倍の2,865万世帯（平成25年3月末。登録に係る有線電気通信設備によりサービスを受ける加入世帯数、再送信のみを含む。）に増加させていること。これに関して、平成22年度の「光の道」構想に関する意見募集に際して、ジュピターテレコム殿からも、「ケーブルテレビ事業者は、線路敷設基盤を保有しない状態で、今まで設備競争を行ってきた。体力のある通信大手キャリアと異なり、規模の小さいケーブルテレビ事業者が、一社一社のカバーエリアは狭いながらも業界全体で世帯カバー率88%まで設備を整えられたことは、電気通信業界において、設備競争をより活発に行うことが可能で
イー・アクセス株式会社	■ネガティブリスト方式・端末系伝送路設備の種別（メタル・光）の現行維持 ネガティブリスト方式は、競争事業者がボトルネック設備を用いた新たなサービスを迅速に提供するために必要不可欠であることから、維持することが必要と考えます。 また、端末系伝送路設備の種別（メタル・光）については、昨年度の	

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI株式会社	検証結果における総務省殿の考え方から、特段の状況変化は見られないため、引き続き種別を区別せずに指定することが必要と考えます。 第一種指定電気通信設備の指定は、指定要件に基づき適切に行われていると理解しております。 なお、昨年度の検証において適当とされた考え方(※)についても、変更すべき市場環境の変化は起こっていないと考えます。そのため、現状どおり、ネガティブリスト方式の維持、メタル・光を区別せずに指定することを継続すべきと考えます。 (※)「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成24年度)」(平成25年3月29日)P18参照 URL:http://www.soumu.go.jp/main_content/000215708.pdf	あることの証明であると考える。」といった意見も提出されており、線路敷設基盤を持たなくても、意欲のある事業者であれば、当社や電力会社の線路敷設基盤を利用して自前ネットワークを構築することは十分可能であること。 ③ 主要国において、加入光ファイバをアンバンドルし、厳格な提供義務が課せられているのは日本だけであること。 これに関して、平成22年度の「光の道」構想に関する意見募集に際して、米国電気通信協会殿から、「米国では、高速大容量の光ファイバー網を構造分離・機能分離・オープン化する規制ではなく、規制を軽微に留めて設備ベースの競争を促す方針が一貫して採られています。」「このように、日本においては、更なる規制負担によって高度通信網への設備ベースの投資を阻害するのではなく、現存するオープン化規制などの障壁を取り除くことを検討する必要があると考えられます。米国には、高度通信網のオープン化規制が存在しません。」といった意見も提出されていること。 ・なお、現行の固定系の指定電気通信設備規制は、端末系伝送路設備(メタルと光の区別がない)の50%以上の使用設備シェアを保有する場合には、これと一体として設置される電気通信設備を指定電気通信設備として規制する仕組みとなっていますが、仮に、今回は、加入光ファイバが第一種指定電気通信設備の対象から除外されないことになったとしても、今後に向けては、既に敷設済のメタル回線と、健全な設備競争の下で整備されてきた光ファイバの規制を明確に区分し、個々にそのボトルネック性の有無等の検証を行い、諸外国での規制の状況なども踏まえながら、規制の可否を判断する必要があると考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
		・また、その際には、加入光ファイバのボトルネック性の判断にあたって、設備競争における競争中立性を確保する観点から、通信・放送の融合や移動系ブロードバンドサービスの普及等を踏まえ、CATV回線や高速モバイルアクセス等を含めるよう見直すことについて検討していただきたいと考えます。 ・更に、現行のシェア基準値(50%超)による規制は、事業者間のシェアが50%前後で拮抗する場合でも、50%超か否かで事業者間に規制上の大きな差が生じる仕組みとなっているため、競争中立性を確保する観点から、一定のシェアを有する事業者に対する規制の同等性を確保するよう見直すことについて検討していただきたいと考えます。
BBIX株式会社	〈現行指定の対象について〉 弊社は東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、あわせて「NTT東西殿」という。)のNGN(以下、「NTT-NGN」という。)上におけるVNEとして、IPoE方式によるインターネット接続サービスを提供しています。 IPoE方式は、NTT-NGNにおいて県単位で相互接続点が設置されているPPPoE方式と異なり、東京及び大阪の2拠点でしか相互接続点が設置されていないことから、NTT東西殿の県間網の利用が余儀なくされます。また、VNEとの相互接続点に設置されるゲートウェイルータも同様に利用が必須となっています。 IPoE方式は、PPPoE方式同様にNTT-NGN上で提供されるインターネット接続サービスであり、国民のブロードバンド利用に大きく影響すること等を考慮すれば、IPoE接続方式を提供するために利用が不可欠であるNTT東西殿の県間網及びゲートウェイルータについても、第一種	・IPv6 IPoE方式の提供形態及び費用負担方法については、平成20年の検討当初からISP事業者と何度も協議を重ね、事業者間で整理し合意に至ったものであり、以下の理由から現行の費用負担の考え方を変更する必要はないものと考えます。 ーIPv6 IPoE方式については、ISP事業者からの要望に基づき新たに機能開発を行ったものであることから、そのために必要となるゲートウェイルータの費用については、網改造料として整理することが適切であること。 ーIPv6 IPoE方式で利用する県間網は、PPPoE方式で利用する県間網と同じ設備を利用しており、公平性を確保する観点から、PPPoE方式と同額の利用率をご負担いただいていること。 ・そもそも、当社のNGN自体に不可欠性はなく、第一種指定電気通信設備の対象から除外すべきと考えます。 また、IPv6の実現方式としてIPoE方式とPPPoE方式とで選択可能

意見提出者	該当部分	再意見
	指定電気通信設備として指定し、PPPoE方式と同様の費用負担の考え方を適用することで、円滑な利用を実現すべきと考えます。 ＜相互接続点の分割＞ 前項で申し上げたとおり、現在IPoE方式の相互接続点は東京及び大阪の2拠点のみであり、NTT東西殿の本来の業務区域である県単位での相互接続点は設置されていません。このため、PPPoE方式では可能であった、ユーザの分布やトラヒックに応じた柔軟な網設計やコスト、品質の管理ができない状況となっています。従って、ユーザ利便の観点からもIPoE方式においても、速やかに県ごとの相互接続点を設置すべきと考えます。	になっており、現在、誰もが構築可能で指定設備となっていない県間網についてまで、第一種指定電気通信設備の対象とすることは不適切であると考えます。 ・相互接続点の増設については、ISP事業者と協議を重ね、IPoE方式の提供開始時点では、多大な費用をかけて全国に数多くの相互接続点を設置したとしても低廉なサービス提供に支障が生じかねないことから、最も効率的でコストが安価となるよう東西それぞれ1ヶ所での接続とすることで合意してきたところです。 今後のIPoE方式のユーザ規模の拡大等に伴うトラヒック増加を見据え、集約エリア単位での相互接続点の増設を提案させていただいており、現在、関係事業者と相互接続点の増設数、費用負担について検討しているほか、その他のトラヒック増大への対応方法についても協議を行っているところであり、今後の協議の中で解決していきたいと考えます。
一般社団法人 テレコムサービス協会	NGNのオープン化はほとんど進んでおらず、従来のアンバンドルに関する議論の延長ではNGN上でのブロードバンドの利活用の促進は望めません。新たな枠組みによるNGNのオープン化の議論が必要と考えます。 2008年3月27日付情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」や、2011年12月20日付情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方について」では、NGNのオープン化によるサービス競争の促進のためのアンバンドル化に向けたルールが定められています。しかし、現状では	・当社は、テレコムサービス協会殿からのプラットフォーム機能のオープン化要望に対しては、NGNのサービス開始当初から、ご要望内容を具体化していただくよう、協議を通じて何度もお願いしてきたところです。 また、昨年度より、テレコムサービス協会殿と定期的に意見交換の場を設定し、テレコムサービス協会殿が提供したいサービスを実現する上で当社がご協力できること等についてお伺いしているところですが、現時点、具体的なご要望をいただけていない状況です。 ・当社としては、更なるブロードバンドの普及促進に向けて、大小様々

意見提出者	該当部分	再意見
	NGN上の新たなサービスはほとんど出現しておらず、従来のルールではサービス競争の環境が整わないことが明らかになったと考えます。 したがって、ブロードバンドの利活用を促進する健全な競争環境を整備するためには、より大胆なNGNのオープン化施策など新たな対策が必要と考えます。 機能分離は、ブロードバンドの普及とその利活用を促進するための手段であったはずですが、しかし、NGN上でのブロードバンド利活用は、前項にも示したように必ずしも順調には進んでおらず、以前の「ひかりの道」議論で得られた「機能分離」の方針も含めて、改めて議論が必要と考えます。	なプレイヤーが、多彩なコンテンツ・アプリケーションを自在に提供していくためには、ビジネススペースの自由な取引の下で、通信キャリアを含めた各プレイヤーがお互いの強み・特徴を活かして、より良いサービスを創造していくことが必要であると考えています。このため、当社としては、テレコムサービス協会殿ともそれぞれの強み・特徴を組み合わせた多彩なサービスの創造に努めていきたいと考えておりますので、是非とも、ルールの議論に終始せず、具体的なご要望をいただきたいと思います。
ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社	＜アンバンドルの在り方について＞ 日々進化する技術を導入し、通信基盤を強化・進展させることは、情報通信分野を更に発展させ、国民の生活の更なる利便性向上、経済活性化等を実現するために非常に重要です。NTT殿におかれましては、新しい通信基盤であるNGNに関する研究開発が進められ、世界をリードしていると認識しておりますが、これは日本国内のみならず世界の情報通信の発展に多大な貢献をしているものと考えます。 一方で、新しい技術の導入においては、その利便性や効率性、費用だけでなく、接続事業者の接続性や公正競争を十分に担保していただくことが必要であると考えます。 例えば、現在、次世代加入者系光ネットワークの実現に向け、各所で10Gbps級光アクセスネットワークシステムの研究開発が進んでいるところですが、一方で、現行とは異なる分岐数での導入等、設備更改のタイミングで現行方式のように他事業者との接続を前提としない設備構築がなされ、接続事業者に多大な影響を与える可能性があります。	・当社としても、ブロードバンドを通じた国民生活の利便性向上等に向け、より多くの接続事業者においても当社のNGNをご利用いただき、多彩なサービス等を実現していただくことで、我が国のIP・ブロードバンド市場の活性化に貢献したいと考えております。 ・しかしながら、当社が様々な事業者の要望を事前に想定し開発を行った場合、実際には利用されることのない機能まで開発を行うことになりかねず、徒に検討に係る移動や開発コストが嵩むこととなるため、かえって、低廉なサービスの提供に支障を来すことになり、お客様の利便性を損ねることになると考えます。 ・したがって、当社としては、IP・ブロードバンド市場の活性化を図っていくためには、事業者間で具体的かつ緊密なやりとりを行うことが必要であると考えており、事業者から具体的な要望があれば真摯に対応していく考えですが、更に、よりユーザーニーズに即した多様なサービスを提供していくためには、ビジネススペースの自由な取引の下で、事業者がお互いの強み・特徴を活かしてサービスを創造できる環境を整

意見提出者	該当部分	再意見
	NGNの設備更改においては「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方(答申)」(2011年12月20日)においても記載のあるとおり、「現時点では技術的に可能でない場合であっても、その後の段階的な設備更改を経て対応可能となることがあるという点も留意することが必要」であると考えます。 第一種指定電気通信設備として指定がされているNGNは、競争事業者の接続を前提とした設備とすべきであり、設備更新をする場合は、事前に関係事業者の意見をこれまで以上に聴取し、接続の容易性への配慮や公正競争の担保が必要であると考えます。	えていくことが重要と考えます。 ・なお、「第一種指定電気通信設備として指定がされているNGNは、競争事業者の接続を前提とした設備とすべき」とのご意見については、NGNについては、「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」答申(平成20年3月27日)において、NGNにおけるアンバンドルが必要な機能は、「フレッツサービス(収容局接続)に係る機能」、「IP電話サービス(IGS接続)に係る機能」、「イーサネットサービスに係る機能」、「中継局接続」の4つと整理され、当社は同答申に基づき各アンバンドル機能を設定したにもかかわらず、 - ー一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能 - ー一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能 - ーイーサネットフレーム伝送機能 については、未だ他事業者による利用実績が皆無であり、このことから、アンバンドル機能については、あくまでも他事業者の具体的な要望に基づき設定されるべきものと考えます。
ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社	＜アンバンドルの要件について＞ アンバンドル義務の要件としては、①「具体的な要望があること」、②「技術的に可能であること」、③「過度な経済的負担がないことに留意」の三点が明確に示されています。NGNにおける公正競争環境の発展による、ブロードバンドの普及促進を図る観点から、上記アンバンドルの三つの考え方について、それぞれ以下の観点を踏まえ、NTT東西殿が適切に対応を行っているかどうかの検証を求めます。 ①具体的な要望があること	・当社は、これまでも、他事業者から具体的な要望があれば、適時適切に対応してきたところであり、今後に対応していく考えですが、ソフトバンク殿のアンバンドルの要件に関する意見については、以下のとおり適切ではないと考えます。 【①具体的な要望があること】 ・「サービス内容や実現手段を提示した場合であっても、『具体的ではない』とNTT東西が主張し、協議が年単位で進まない状況が発生」とのご意見が述べられておりますが、当社は、OAB～J IP電

意見提出者	該当部分	再意見
	「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方(答申)」(2011年12月20日)において、「上記機能がアンバンドルされた場合の「利用ニーズ」という意味での「具体的な要望」は競争事業者から示されることが適当である。」とあります。しかしながら、弊社は、複数年より NTT東西殿と「NGN上での0ABJ-IP電話提供」について NTT 東西殿の設備・システム構成等を想定した「具体的な要望」を行っておりますが、弊社が提案した方式での実現が困難である旨の回答は頂けたものの、その具体的かつ詳細な理由についての説明はありません。 このように「具体的な要望」が何か、極めて曖昧であることから、サービス内容や実現手段を提示した場合であっても、「具体的でない」とNTT東西殿が主張し、協議が年単位で進まない状況が発生しています。加えて、実現性のある代替案の提案を行うための NGN の情報開示若しくはNTT 東西殿からの代替案の提示も頂けない状況です。 従って、「具体的な要望」の定義が極めて曖昧であることを考慮すれば、接続事業者から出される要望については全てアンバンドルに関する「具体的な要望」とみなすことが必要と考えます。 仮に、接続事業者からのアンバンドル要望全てを「具体的な要望」の対象と出来ない場合は、NTT東西殿が求める「具体的な要望」を満たすため、NTT 東西殿からの情報開示を義務付ける等の措置が必要です。 ②技術的に可能であること 『「接続の基本的ルールの在り方について(答申)」(1996年12月	話の提供に関する技術検討に着手する上で必要となる要件を確定させるため、当初ソフトバンク殿からご提示いただいた要望の不明確な点について協議等で確認させていただきました。 その後、ソフトバンク殿から当初の要望とは異なる利用帯域や優先クラスの種別の仕様に関する新たな要望を受領したことから、当社において、再度当該要望に関し技術検討に着手する上で必要となる要件を確認させていただいた上で、ネットワーク上での実装可否等について検討してきたところです。 ・また、「提案した方式での実現が困難である旨の回答は頂けたものの、その具体的かつ詳細な理由についての説明はありません」「実現性のある代替案の提案を行うためのNGNの情報開示若しくはNTT東西殿からの代替案の提示も頂けない状況」とのご意見が述べられていますが、ソフトバンク殿からご提案いただいた方式については、上述のように、ご要望内容を確認していく中で、当社ネットワーク等に多大な改修が必要となることが明らかになったため、協議において速やかにその状況をお伝えしております。 また、この回答の際、当社からは、これまでの協議を通じて確認してきた技術仕様等を踏まえ代替案を提示したところであり、現在、今後の協議において検討を進めていく実現方式について、当社より提示した代替案とするのか等、ソフトバンク殿にご検討いただいているところです。 ・このように、当社としては、協議等を通じて技術検討に着手するために必要となる要件の明確化に努めてきたところであり、今回のご要望については、全く新しい案件であったことから、技術的な要件を確定していく上で、繰り返し技術仕様の確認・ネットワーク上での

意見提出者	該当部分	再意見
	19日)』において「なお、特定事業者が技術的に実現不可能であることを一定期間内に示せない場合には、技術的に可能とみなすことが適当である。」との整理がなされた通り、NTT東西殿が技術的に実現不可能であることを具体的かつ明確に示すべきです。仮に技術的に実現不可能であることを示す場合であっても、NTT東西殿は、接続事業者自身が検証し、判断が可能となるように技術仕様書等を利用した説明を行うこととし、代替提案を行う場合については、その代替提案に関する情報提供を行うべきと考えます。 また、接続事業者から要望する代替方式の提案を行った場合には、実現性の検討を行い、その結果として技術仕様書等を利用し説明を行うとともに、接続事業者との協議を持つことも必要です。 ③過度に経済的な負担がないことに留意 アンバンドルを実現するために必要とする費用であったとしても、一律に接続事業者負担とするのではなく、本来、基本機能として具備する機能やNTT東西殿の独自仕様等に起因することで追加発生する費用等については、その費用負担の在り方については、協議をもって解決することが必要と考えます。 また、システム開発の必要性については、その費用対効果、相互の仕様合理性についても、接続事業者側で検証が行えるよう、前もって十分な情報開示を実施するとともに、接続事業者自身が判断し、開発費用等の低減のため提案が行えるよう、NTT東西殿は実現性に必要な協力を積極的に行うべきです。	実装可否の検討に時間を要したものです。また、代替案についても当社から提案しているところであり、ソフトバンク殿からのご指摘は適切でないと考えます。 ・『具体的な要望』の定義が極めて曖昧であることを考慮すれば、接続事業者から出される要望については全てアンバンドルに関する『具体的な要望』とみなすことが必要」とのご意見については、当社としては、 - ーただ漠然と機能のアンバンドルを要望されても、どのような機能をどのように提供すればよいか分からないこと、 - ーまた様々な事業者の要望を当社が想定して開発を行った場合、実際には利用されることのない機能まで開発を行うことになりかねず、徒に検討に係る稼働コストや開発コストが嵩むこととなること、 から、まずは、新たな機能のアンバンドルを要望される事業者が、どのようなサービスを提供するのか、そのためにはどういった接続形態でどのような機能が必要なのか等、ご要望内容を具体化いただくことが不可欠であると考えます。 【②技術的に可能であること】 ・ソフトバンク殿の「NTT東西殿が技術的に実現不可能であることを具体的かつ明確に示すべきです。仮に技術的に実現不可能であることを示す場合であっても、NTT東西殿は、接続事業者自身が検証し、判断が可能となるように技術仕様書等を利用した説明を行うこと」とのご意見については、当社は、接続事業者からの要望に対

意見提出者	該当部分	再意見
		し、現在も、協議の場等において適時適切に技術的な条件等を提示して説明しております。 ・「NTT東西殿は、(略)代替提案を行う場合については、その代替提案に関する情報提供を行うべき」とのご意見については、当社では接続事業者の通信網やシステム等の技術的な仕様を把握できないことから、当社から接続事業者の具体的な要望を満たす代替提案をすることは難しいと考えますが、協議等において、具体的なサービス仕様や技術仕様等の情報をご提供いただければ、代替提案を検討することも可能と考えます。 現に、OAB～J IP電話の提供に関するソフトバンク殿のご要望に対しては、これまでの協議を通じて確認してきた技術仕様等を踏まえ当社から代替提案を提示し、現在、ソフトバンク殿にご検討いただいているところです。 当社としては、今後も、接続事業者から要望があれば、情報提供に応じていく考えであり、接続事業者においても、当社の検討に必要な情報を積極的に提供いただきたいと考えます。 ・「接続事業者から要望する代替方式の提案を行った場合には、実現性の検討を行い、その結果として技術仕様書等を利用し説明を行うとともに、接続事業者との協議を持つこと」とのご意見については、上述のとおり、これまでも、代替提案であるか否かにかかわらず、具体的なご要望をいただければ協議に応じ、実現性の検討を行うとともに、適時適切に技術的な条件等を提示して説明してきたところであり、今後も同様に対応する考えです。

意見提出者	該当部分	再意見
		【③過度に経済的な負担がないことに留意】 ・「(アンバンドルを実現するために必要とする)費用負担のあり方については、協議をもって解決すること」とのご意見をいただいておりますが、費用負担の方法については、これまでも協議を行い合意のうえ負担いただいているところです。なお、個別要望に基づく機能を基本機能として具備することについては、当該機能を利用しない事業者にもコスト負担を強いることとなるため、費用負担の公平性の観点から、当該機能を要望した接続事業者に、その費用の全額を負担していただく必要があると考えます。 ・また、「(システム開発の必要性については)十分な情報開示を実施するとともに、接続事業者自身が判断し、開発費用等の低減のため提案が行えるよう、NTT東西殿は実現性に必要な協力を積極的に行うべき」とのご意見については、当社としては、これまでも接続事業者のみが利用されるシステム開発を行う場合には、接続事業者のご要望をお聞きしながら、その機能や仕様を決定し、それに係る費用及びその負担方法について十分な説明を行ってきたところです。更に、システムの利用に必要な改修内容の説明や情報開示をより充実させる観点から、 －接続事業者のご意見・ご要望を考慮のうえ、システム改修内容を検討するため、年2回、意見交換会を実施すること、 －システムの運用開始予定時期の原則約6ヶ月前までに、運用手続の変更内容についてご案内すること、 の新たな取組みを昨年度より実施しており、計3回(平成24年5月、同11月及び平成25年5月)接続事業者への意見交換会を

意見提出者	該当部分	再意見
		行ったところです。また、今後も同様の取り組みを継続していく考えです。
KDDI株式会社	現行のアンバンドル機能の対象は適切と考えます。 なお、NGNのアンバンドル機能については、設備競争を阻害するようなアクセスに関する機能のアンバンドルは不要と考えます。	・当社のNGN等、イーサネットスイッチ等の局内装置類、局内光ファイバ、加入光ファイバ等については、前述のとおり、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただく必要があると考えますが、仮に引き続き第一種指定電気通信設備の対象とするのであれば、少なくとも他事業者による利用実績や実需要がない機能については、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただく等の対応を行っていただきたいと考えます。 【収容局接続機能及び中継局接続機能のアンバンドルについて】 ・フレッツサービスに係る機能（一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能・特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能）について、特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能の接続料を設定していたものの、平成13年から現在に至るまで12年以上、一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能の接続料を設定していたものの、平成21年から現在に至るまで4年以上、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。 ・中継局接続に係る機能（一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能）についても、接続料を設定したものの、平成21年から現在に至るまで4年以上、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
		【局内装置類に係る機能のアンバンドルについて】 ・光信号伝送装置(OLT)は平成13年より、メディアコンバータ・局内光スプリッタについては平成14年より、当社が接続料を設定していたものの、平成13・14年から現在に至るまで10年ないし11年以上、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと思います。 ・イーサネットスイッチに係る接続料(イーサネットフレーム伝送機能)についても、他事業者からの強い接続要望を受け、平成22年6月に接続料を設定したものの、同年7月、当該他事業者からの接続申込が取り下げられ、また現在に至るまで当該他事業者を含む事業者からの利用要望がないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと思います。 【端末回線伝送機能のうち下部端末回線による伝送を行う機能(柱上VDSLに係る引込み線区間)に係るアンバンドルについて】 ・端末回線伝送機能のうち下部端末回線により伝送を行う機能については、平成22年度より接続約款に規定していたにも関わらず、平成22年度末をもって利用実績はありません。また、現時点、他事業者から当社に対し具体的な接続要望もないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと思います。 【IP電話サービスに係る機能のアンバンドルについて】

意見提出者	該当部分	再意見
		・音声通話に係る接続のように、各事業者がそれぞれネットワークを構築し、双方の利用者同士が相互に通信を行うためにネットワークと接続する場合には、各事業者は相互に接続料を支払い合う関係に立つこととなります。当社のひかり電話網と他事業者網との接続も、このような対等な関係にあるため、当社のひかり電話網のみを第一種指定電気通信設備とすることはもちろん、ひかり電話サービスに係る機能（関門交換機接続ルーティング伝送機能）のみをアンバンドルの対象とすることはバランスを失することとなります。 したがって、当社のひかり電話網については、前述のとおり、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただく必要があると考えますが、仮に引き続き第一種指定電気通信設備の対象とするのであれば、当該機能については、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただく等の対応を行っていただきたいと思います。 また、現在、当社のひかり電話網と接続する他事業者網の接続料の中には、他事業者網の着信ボトルネック性が一因となって、当社よりも高い水準の接続料が設定され、事業者間取引のバランスが損なわれる、いわゆる「逆ザヤ問題」が生じている場合があります。 当社から当該事業者に対し、当該接続料の妥当性を判断すべく、協議等で具体的な算定根拠を提示いただくよう再三求めています。当該事業者には全く応じていただけない状況にあることから、「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」（平成24年7月27日）にあるとおり、当社から求めがあれば、相手方は合理的な理由なく差が生じないよう情報開示を行うべきであり、少なくとも、当社と比べ接続料が高止まりし、その格差が協議事項となっている場合には、当該事業者には当社と同程度の算定根拠を提示いただき、合理的な説明を

意見提出者	該当部分	再意見
		行っていただきたいと思います。 それでもなお、十分な情報開示をいただけない場合には、総務省殿において、こうした事業者の接続料について透明性を確保し、接続料の水準や算定方法の適正性を検証できるよう、算定根拠に係る情報開示の程度を更に高めるために必要な措置を講じていただきたいと思います。
イー・アクセス株式会社	■網改造費用、オペレーションシステム開発費の妥当性の検証 NTT東西殿の網改造費用や、NTT東西殿のオペレーションシステム改修案件の開発費用については、現状、金額の妥当性を検証するスキームがありません。 これらのコストについては、NTT東西殿が網改造料や回線管理運営費にて全て回収可能であることから、コスト削減インセンティブが機能しないことが構造的な問題となっており、その結果、網改造料や回線管理運営費が高止まりし、競争事業者の事業運営に過度な負担を与えることが懸念されます。 従って、IP化に伴いネットワークを構成する機器調達が基本的に市販品にて可能な環境となっている点も踏まえ、例えば、競争事業者のみが利用する設備やシステムの調達は入札制とするなど、コスト削減インセンティブが機能し、なおかつ、コストの妥当性が検証可能となるスキームが必要と考えます。 なお、システム開発費用については、当該システムをNTT東西殿の設備利用部門が利用していないことが、コスト削減インセンティブが機能しない原因の1つとなっているため、例えば、設備利用部門における運用変更やシステム更改の際などに合わせて、可能な限り、競争事業	・当社は、効率的な経営を行う観点から、他事業者の要望に基づく網機能の改修や、オペレーションシステムの改修にあたっては、既存設備やオペレーションシステムとの親和性等も考慮しつつ、必要最小限の開発額に留めるよう努めているところです。 ・加えて、当社は、網機能の改修にあたり、他事業者のご要望に基づき、双方で仕様を確定した後、改修内容、概算費用等の情報を提示し、ご理解を頂いた上で、改修に着手させていただいております。 また、オペレーションシステムの改修にあたっては、意見交換会（年2回開催）等の機会を通じて、開発予定（検討中の案件も含む）の内容について、情報を開示させていただき、他事業者からのご意見・ご要望等をヒアリングさせていただき、ご理解を得ながら改修を実施しており、他事業者が開発内容の妥当性を検証しやすい環境を整えています。 ・したがって、ご意見にあるようなコストの妥当性を検証するための新たなスキームを導入する必要はないと考えます。 ・なお、「競争事業者と共通のオペレーションシステムを利用することも有効な対策になる」とのご意見については、他事業者が利用するオペレーションシステムについて、オペレーションシステム更改等のタイミ

意見提出者	該当部分	再意見
	者と共通のオペレーションシステムを利用することも有効な対策になると考えます。	ングを捉え、当社利用部門とハードウェアを共有する等、可能な限りコスト削減に努めてきているところです。 ・今後も他事業者のご理解が得られるよう、丁寧な説明を行うとともに、コスト削減に努めていく考えです。
KDDI株式会社	第一種指定電気通信設備に関して、以下のような課題があります。 (略) ＜コロケーション、中継DF等のリソース不足の解消＞ 競争事業者がエリア展開や設備更改を行う際、収容局ビルによっては、コロケーションスペースや中継ダークファイバ、電力設備等の空きがない等の理由によって、長期間に渡ってNTT東・西の設備を利用できない問題が生じています。総務省においては、NTT東・西に対し、長期間Dランク(利用不可)となっている収容局ビルについて今後の需要も考慮した上でDランク解消に向けた設備計画を立てさせるよう、措置を講じるべきです。 また、前述のとおり、同等性の観点からNTT東・西の利用部門と接続事業者との間で、全局舎の情報がタイムリーに開示されているか、接続事業者は、NTT東・西利用部門と同じタイミングで同じ情報を取得できているか、といった点についても検証が必要と考えます。	・当社は、これまで、他事業者が必要な設備を設置してサービス提供できるよう、コロケーションリソースや中継ダークファイバの有効活用に向け、過剰なリソースの保留を抑止するためのキャンセルペナルティの導入等、適宜必要な取り組みを実施してきたところです。 ・また、コロケーションリソースや中継ダークファイバの空きがないビルで新たに空きが発生した場合には、速やかに当社ホームページにおいて開示情報を更新するとともに、希望する他事業者にもメール通知を行う等、情報開示を適切に実施しています。 ・加えて、コロケーションリソースや中継ダークファイバの増設を行う際には、増設計画を決定後速やかに当社ホームページにおいて増設予定時期を自主的に開示しており、他事業者の予見性確保に努めております。更に、平成24年の情報開示告示改正を踏まえ、平成25年1月より、設備撤去等によりコロケーションリソースに空きが発生する場合に、空きが発生する予定時期が判明した時点で、速やかに当社ホームページにおいて当該情報を開示する等、更なる予見性確保の取り組みについても実施しています。
ソネット株式会社	■情報公開／情報更新の拡大、ならびに提供情報の精度向上について FTTHアクセスサービスやLTEサービスにおいて、その設備や対応エリア等に関する情報の公開／更新・精度が不足していることによって、自前での工事、マーケティングや営業活動に支障をきたすケースがあり、下記の事項に関する更なる情報公開の拡大および更新情報の 提供、	・当社利用部門と他事業者は、当社ホームページにおいてこれらの情報を入手しているため、情報の内容や取得可能時期に係る同等性は確保されていると考えます。 ・なお、「Dランク(利用不可)となっている収容局ビルについて今後の

意見提出者	該当部分	再意見
	ならびに情報の精度向上についてご対応いただくよう要望いたします。 ・今後の事業展開を計画する上でDランクとなっているコロケーション、中継ダークファイバーなどの設備がいつ増設(解消)されるのか、に関する設備更改情報(予定時期等)の公開	需要も考慮した上でDランク解消に向けた設備計画を立てさせるよう、措置を講じるべき」とのご意見が、仮に、NTT東西へのDランクビルでのコロケーションスペースの増設の義務化の要望であるとした場合、当社は、他事業者に対しコロケーションスペースを増設してまで貸し出す義務は負っていないものと認識しています。この点、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申(平成23年12月20日)においても、「NTT局舎におけるコロケーションスペースの増設を単純に義務化することはコスト増大につながり、結果としてコロケーション料金の上昇として跳ね返る可能性があるため、とるべき措置としては必ずしも適当ではない。」とされています。
イー・アクセス株式会社	■ 定格容量値に基づく電気料契約の見直し 現状、コロケーション電気料は、装置の定格容量値に基づき算定されることから、競争事業者が実際の使用量以上の費用を負担せざるを得ない状況にあり、結果として、本来NTT東西殿が負担すべき金額の一部を競争事業者が実質的に負担する構造になっていると考えられます。 この状況は、競争事業者に対して過度な負担を与えており、メタル/PSTNから光/NGNへのマイグレーションに伴い、ドライカットパ電話事業者やADSL事業者が、コロケーション設備の撤去や集約によるコスト削減効果を効率的に創出するにあたって、支障となっております。 従って、NTT東西殿は利用実績に近い値で電気料を算定する方法を検討すると共に、競争事業者から電気料柔軟化スキームの提案があった場合には、真摯に検討いただく必要があると考えます。	・コロケーションに係る電気料については、電力計を設置いただいた上で、実際の使用電力量に応じた電気料をご負担いただく方法と、仕様書等に記載されている装置の定格容量値に応じた電気料をご負担いただく方法、いずれかの方法から選択いただいているところであり、客観性・公平性の観点で、従来から適正であると考えております。 ・また、他事業者からの電気料柔軟化のご提案については、これまでも、他事業者からの具体的な要望にお応えしてきたところであり、今後も、真摯に検討させていただく考えです。
KDDI株式会	第一種指定電気通信設備に関して、以下のような課題があります。	・現在、当社公開情報ホームページにおいて光配線区画の世帯数情

意見提出者	該当部分	再意見
社	(略) ＜光配線区画の適正化＞ NTT東・西のシェアドアクセスを利用する形態においては、1局外スプリッタあたりの光信号分岐端末回線の収容数向上が、接続事業者の採算性向上に大きく寄与し、ひいては、光ファイバの公正競争を促進させます。 光信号分岐端末回線の収容数向上のためには、1光配線区画あたりの世帯数の適正化が重要な要素であり、平成24年度の加入光ファイバに係る接続料認可の際に、既存の光配線区画とは別に接続事業者向けに新たな光配線区画を設定すること、及び、戸数が過小な光配線区画等既存の光配線区画を適宜見直す方向性が示されたところです。 しかしながら、現時点において、弊社で確認したシェアドアクセスを利用可能な1光配線区画あたりの世帯数は、NTT東日本で約31世帯、NTT西日本で約24世帯程度であり、NTT東・西が主張する平均50世帯、40世帯という水準とはかけ離れた実態となっています。公正な競争環境を確保し、ユーザーの利便性を向上させるため、速やかに1光配線区画あたりの世帯数の適正化を実施し、光信号分岐端末回線の収容数向上を図る必要があります。	報を提供しているところですが、平成25年2月時点での既存の光配線区画あたりの世帯数(※)は37世帯となっています。 また、既存の光配線区画の拡大にあたっては、昨年末より、既存ユーザがなく、カバー範囲が小さな光配線区画について、河川や鉄道を跨いでいる等の地理的条件や地下配線区間になっている等の物理的条件により統合できないケースがあることや、費用対効果等を踏まえ、隣接する光配線区画と統合する見直しを行ってきたところであり、今後も、見直し可能な光配線区画があることが判明した段階で、適宜見直しを行っていく考えです。 なお、当社も接続事業者もこの同じ既存の光配線区画の下でシェアドアクセスを利用してサービス提供しており、公正競争上の問題はないものと考えております。 ・更に、当社は、接続事業者向けの光配線区画について、平成24年5月に関係事業者の方々に対して説明会を開催しており、接続事業者向け光配線区画に係る要望があれば、協議に応じていく考えです。 ・また、光ケーブルの増設時や新規光エリア拡大の際には、新配線方式を採用し、より広い光配線区画を設定するよう、取り組んでいるところです。 (※)光配線区画ごとに、平成18年12月以降における加入電話、ISDN、メタル専用線、メタル宅内保留回線数の合計の最大値としています。
ソフトバンクBB株式会社・	＜ONUの端末設備化＞ 現在、NTT-NGNユーザ宅内に設置される光回線加入者側終端装置	・「独占領域であるONUは、過去10年間に於いて、金額・機能等に大きな発展はありません」とのご意見が述べられていますが、ONUの機

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社	(ONU)はNTT 東西殿の事業用電気通信回線設備としてNTT東西殿が設置し、ユーザへレンタル提供しています。NTT東西殿は、過去、ONUのレンタル代金として月額945円で提供を行っていましたが、独占領域であるONUは、過去10年間に於いて、金額・機能等に大きな発展はありませんでした。ONUの開放の是非については、競争政策や規制・制度と密接に関わる問題であり、事業者間でのみで結論付けることは適当ではないことから、先の「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方答申(平成23年12月20日)」において、「FTTHサービスにおけるONUの開放の是非及びその在り方に関しても、(中略)技術的課題の整理等、必要な検討を行うことが適当である。」とされていることから、速やかにオープンな場で議論を開始すべきと考えます。	能については、お客様利便の向上の観点から、機器の小型化・省電力化を進めるとともに、お客様ご自身で容易に設置ができるよう光コンセント等の周辺機器も含め継続的に改良を加えてきております。また、現在、フレッツ光の料金はONUの利用料を含んだ料金となっておりますが、フレッツ光の料金は、各種割引等により低廉化しているところであり、実質的にONU自体の低廉化も図られているものと考えます。 ・また、(ONUの開放の是非について)「議論を開始すべき」とのご意見については、以下の理由から、ONUを端末設備としてエンドユーザに提供することは適切ではなく、ONUについては引き続き当社にて提供させていただく考えです。
BBIX株式会社	＜ONUの端末設備化＞ 現在、NTT-NGNユーザ宅内に設置される光回線加入者側終端装置(ONU)はNTT東西殿の事業用電気通信回線設備としてNTT東西殿のみが提供しています。また、「ONU一体型ルータ」としてルータ機能やIP電話のTA機能との一体化を行い、エンドユーザへ提供しています。これらの複数の機能を一体で提供できるのはNTT東西殿のみであり、機器メーカーやISP等他社が参入することはできません。先般、総務省で開催された「IPv6によるインターネットの利用高度化に関する研究会」においても、「ONUとHGW一体化の議論を聞いて黒電話を思い出した。一見すると便利であるが、インターネットはレイヤを分け、様々な機能を切り離したことで多様性を確保し発展してきた。一体化の件は逆戻りになるのではないかという懸念を感じた」といった議論がされたこと等からも、ONUやルータ等の一体的な提供がNTT東西殿のみ可能である等といった問題について、議論を開始すべきと考えます。	ーフレッツ光ネクストファミリータイプ等で利用している、1つの芯線を最大32ユーザで共有するPON方式については、当社の局舎内のOSUと各ユーザ宅に設置するONUが協調して動作しています。 ー具体的には、下りの場合、OSUは、同一芯線内の全てのお客様に同一の下り信号を送信し、各ONUにおいて自分宛以外の不要な信号を廃棄することで最大32ユーザでの通信を可能にしています。また、上りの場合は、各ONUからリクエスト信号を送出し、OSU側からの指示に従って各ONUからパケットを送出することで、最大32ユーザでの通信を可能にしています。 ーこのように、ONUは、OSUと協調して動作することで、1芯に複数ユーザのトラヒックを同時に流しても、個々のユーザの通信を正常に機能させるといったネットワーク設備として果たすべき機能を実現しております。

意見提出者	該当部分	再意見
		一仮に、当社以外がONUを提供した場合には、当社は、正常に動作するONUが設置されたか確認することができず、例えば、当該ONUを設置したユーザの通信や同一芯線内の他のユーザの通信が正常に確立しないおそれ、あるいは、あるユーザの通信を同一芯線内の別のユーザが傍受するおそれ等の問題も生じることになります。 ・また、ONUと他事業者装置等との一体化のご要望があれば、協議に応じていく考えです。
株式会社ケイ・オブティコム	ソフトバンク殿の提案に基づくベストエフォート回線を用いたOAB～J番号のIP電話サービスについては、「従来のOAB～J番号とは異なるものであることの利用者への周知の徹底を条件としたもの」とされていますが、安定品質が担保されないため、緊急通報が安定的に確立できない等により、人命および国民の安心・安全が脅かされ、利用者利益が著しく損なわれる可能性があります。 特に、OAB～J番号の品質要件については、内閣府規制改革会議において国際先端テストの対象案件となった「市外局番（OAB～J番号）取得に係る品質要件の見直し」に関して、総務省殿より「規制を維持する必要性」として以下の見解が示されています。 （平成25年5月27日開催 規制改革会議 第7回創造等ワーキング・グループ 資料1～4抜粋） ・我が国の現行制度では、アナログ電話と同等の品質が確保されるIP電話について、アナログ電話と同じ体系の電話番号（OAB～J番号）を割り当てることとしており、その提供のため、各事業者はさまざまな技術を用いて一定の通信品質を維持しているところ	・ソフトバンク殿のベストエフォート回線を用いたOAB～J IP電話サービスについては、情報通信審議会答申（平成24年9月27日）において、安定品質以外の技術基準への適合、定期的な品質測定及び分析の結果の報告を前提に、実施期間及び実施条件を限定した特例措置を付した上で、OAB～J番号の使用を認めることが適当とされ、平成25年5月1日よりサービスの提供が開始されました。 ・しかしながら、当該サービスは、ベストエフォート回線を用いて提供されるサービスであるため、通信パケットのロスが発生すると、現行のOAB～J IP電話の通信品質基準が確保されず、災害時優先通信及び緊急通報呼が繋がらなくなる可能性もあるなど、国民生活に支障を及ぼす課題を抱えています。 ・また、以下のようなユニバーサルサービスとの関係や競争政策上の問題も孕んでおり、こうした観点からの議論を早急に行う必要があると考えます。 （1）ユニバーサルサービスの在り方について

意見提出者	該当部分	再意見
	・仮に、OAB～J番号のIP電話の品質要件を廃止等した場合には、トラフィックの混雑する時間帯や、将来的にトラフィック環境の変化した場合において、IP電話による通信品質が適切に確保されず、支障の生じるおそれがある ・我が国のOAB～J番号のIP電話は、品質、緊急通報の利用、故障又は損壊の対策等の点において、アナログ電話と同等性が確保されており、そのような保証のない050番号のIP電話と明確に区別されている。IP電話の番号による識別性が損なわれた場合には、消費者は提供事業者・提供サービスごとに複雑な判断をしなければならなくなることから、品質要件の廃止等は適切ではない ・あまり知識のないお年寄り等が誤って低い品質のIP電話サービスを選択してしまうといった問題が頻発する また、当該サービスは、昨年の検証結果において、「競争条件を抜本的に変更するものではない」とされていますが、上記総務省殿見解にあるとおり、これまで、さまざまな技術を用いて一定の通信品質を維持するため、相応の設備投資を重ねてきた既存事業者が圧倒的に不利な競争条件を強いられるばかりか、利用者に対して、当該既存事業者による最適なサービスの提供が阻害されることは、固定通信市場の発展が損なわれるものと考えます。 以上のことから、平成26年の包括的な検証に向けて、利用者の利益を著しく損なうことがないか、不公正な競争環境の形成に繋がることがないかという視点にたって、審議会や競争政策委員会等の公の場で議論を尽くしていただくことを要望いたします。	・ソフトバンク殿のサービスは、当社のフレッツ光（ブロードバンドサービス）上で提供することを前提としているため、ユニバーサルサービスには該当しませんが、同様の方式で「電話のみメニュー」が低廉な料金で提供されるようになった場合に、当該メニューがユニバーサルサービスに該当するか否か明確になっていません。 ・仮に、当該メニューがユニバーサルサービスに該当するとされるのであれば、当社もこれからPSTNマイグレーションを控えている中で、IP電話サービスの提供方法を抜本的に見直さざるを得なくなる可能性があると考えます。 ・逆に、当該メニューがユニバーサルサービスに該当せず、ユニバーサルサービスとしては従来どおりの品質を求めるというのであれば、(2)のような競争環境下において、当社はユニバーサルサービス責務を果たすことが困難となる可能性があると考えます。 ・現在、ユニバーサルサービスの維持に係るコストについては、その一部を基金で補填し、大半をNTT東西の内部補填により賄っていますが、他事業者が都市部等の競争エリアにおいて、今回の提案方式によるベストエフォートのOAB～J IP電話サービスを低廉な料金で提供するようになると、都市部等でのPSTNユーザの流出が進み、NTT東西の内部補填によるユニバーサルサービスの維持が困難になることが懸念されます。 (2) ネットワーク利用料の負担の公平性について ・ソフトバンク殿は、当社のNGNとISP接続することで、ルータによる伝送部分のネットワーク利用料を負担することなくOAB～J IP電話サービスを提供されていますが、当社を含む既存のOAB～J電

意見提出者	該当部分	再意見
		話サービス提供事業者は、交換機やルータによる伝送部分のネットワーク利用料(コスト)を負担してサービスを提供しており、同じOAB～J電話サービスでありながら、ネットワーク利用料(コスト)の負担の公平性が図られておりません。 ・当社を含むOAB～J電話サービス提供事業者からすると、当該コストを他の料金で回収するような見直しは現実的に難しい中で、当該コストを負担しないベストエフォートでのOAB～J IP電話サービスの提供を認めることは、これまでのOAB～J電話市場における競争環境を覆し、現行のPSTN並みの品質確保を前提に技術開発・研究・投資を重ねてきた既存事業者に対して圧倒的に不利な競争条件を強いるものであり、同じOAB～J電話でありながらネットワーク利用料の負担の公平性が図れない等の点について、競争政策上の観点から検討する必要があるものと考えます。
株 式 会 社 ケ イ・オプティコ ム	国民共有の財産である周波数の割当てを受けて事業を営んでいる二種指定事業者は、電気通信市場全体に与える影響力から鑑みてその公益的役割は大きいことから、二種指定事業者には、モバイル市場の競争促進に繋がるさらなる規制があつて然るべきと考えます。 総務省殿においては、二種指定制度の規制対象の見直しや「SIMロック解除に関するガイドライン」の策定等の措置を講じていただいているところですが、現状、モバイル市場におけるMVNOの契約者はごく僅か(携帯電話・PHSの契約数 1億4千万加入に対し、MVNO契約数は580万加入)であり、二種指定事業者あるいは二種指定事業者を中心とする企業グループによる寡占状態にあります。こうした実態を踏まえると、二種指定事業者とMVNOとの間にある競争上の格差は依	・「二種指定事業者には、モバイル市場の競争促進に繋がるさらなる規制があつて然るべき」とのご意見がありますが、以下のとおり、第二種指定電気通信設備制度に限らず、現行の硬直的な規制により競争を促進するという考え方は、市場環境の変化に対応しきれないものと考えます。IPブロードバンド市場の更なる発展のためには、電気通信事業者と様々なプレイヤーのビジネススペースの自由な取引により、多彩なサービスを生み出す環境を整えることが重要であると考えます。 ー我が国のIP・ブロードバンド市場を活性化し、グローバル規模のOTTプレイヤーだけでなく、大小様々なプレイヤーが、多彩なコンテンツ・アプリケーションを自在に提供できるようにするには、電気通信事業者と様々なプレイヤーが自由にコラボレーションで

意見提出者	該当部分	再意見
	然として大きく、このままでは、電気通信市場全体の健全な発展が阻害されるとともに、モバイル市場の寡占化が著しく進行するものと危惧します。 よって、二種指定事業者とMVNOの不公平な競争条件の是正に向けては、接続料に関する適正性・透明性の確保が特に重要であり、次の措置を含め、二種指定制度を一種指定制度並みに厳正化すべきと考えます。 ・接続約款について、現行の届出制から認可制への移行 ・接続料算定における将来原価方式の導入(MVNOの事業予見性の確保) ・接続料算定期間に起因する二種指定事業者とMVNOの原価年度のずれ解消 ・アンバンドル機能の提供義務化・拡大(すべての二種指定事業者における同一の接続メニューの提供) ・二種指定事業者のネットワーク設計値、品質、カバーエリア等について、MVNOに対する情報開示の義務化 加えて、MVNOの参入促進策として、これまでに講じた措置の検証が必要であるとともに、当該措置の遵守状況に関する監視機能を強化する観点から、次の点を含めてさらなる措置を講じていただくことを要望いたします。 ・二種指定事業者に対する「SIMロック解除に関するガイドライン」の厳正化 ・周波数割当申請時に示したMVNOへの提供計画との乖離要因の検証と、当該検証結果の公表	きる環境を整えることが重要と考えます。 ーそのためには、電気通信事業者側からも様々なプレイヤーに対し主体的にコラボレーションを働きかけられる仕組みが必要と考えますが、MNOや当社のIPネットワークに課されているような硬直的な料金規制の下では、当該設備を有する電気通信事業者は自らの強み、特徴を活かして柔軟かつ多様な料金等でアプローチすることが難しく、結果として多彩なコンテンツ・アプリケーションの創出の妨げになることから、固定系も含め、事業者間の取引は自由かつ機動的なビジネスベースの取引に委ねられるべきと考えます。 ーなお、諸外国では、こうした市場での事業者間の取引はビジネスベースでの取引となっており、接続料金規制は課せられていません。 ・特に、NTTグループだけに課されている禁止行為規制は、他事業者が移動系サービスと特定の固定系サービスを組み合わせたFMCサービス等を自由に提供できている中、NTTグループだけが柔軟に連携・対応できない状況を生んでおり、NTTグループのお客様だけが不利益を被る等お客様利便の向上を阻害していることから、速やかに見直しまたは撤廃していただきたいと考えます。
KDDI株式会	1992年のNTTドコモ分離や、1999年のNTT再編成時に完全資本分	・先般の当社意見で述べた通り、情報通信市場は、技術のイノベーション

意見提出者	該当部分	再意見
社	離を避け、持株会社体制によるグループ一体経営の下での分離・分割に留まった経緯を踏まえれば、その際にNTTドコモやNTT東・西に課された公正競争要件は極めて厳格に運用される必要があります。さらに、電気通信事業法においては、市場支配的な電気通信事業者が市場支配力を濫用することによって、公正な競争環境が損なわれることを防止するため、特定の事業者に対し不当に優先的に取り扱う等を禁止する禁止行為規制が課されており、固定市場・モバイル市場においてそれぞれ圧倒的な市場支配力を有しているNTT東・西、NTTドコモがその対象となっています。 特に、総務省と公正取引委員会が共同で策定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(以下、「共同ガイドライン」と言う。)において規定されているとおり、支配的事業者であるNTT東・西、NTTドコモが「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供を行うこと」等、自己の関係事業者を排他的に取り扱うことは問題であると考えます。持株会社体制の下では、NTTグループ各社を優先的に取り扱うインセンティブが働くことから、NTT東・西やNTTドコモのいずれか一方が関連するNTTグループ連携は禁止行為規制を潜脱するおそれがあると考えます。 ましてや、禁止行為規制が適用されているNTT東・西とNTTドコモ同士が直接又は第三者を介し相互に連携することは、これまで有効に機能してきた公正競争ルールの趣旨に反し、公正競争を著しく阻害することになるため、当然禁止されるべきと考えます。 そのため、総務省においては、NTTグループによる共同的・一体的な市場支配力の行使を抑止するよう、禁止行為規制を強化すべきです。特に以下の事例について厳格に調査・検証する必要があります。	ンが非常に早く、移動通信の高速ブロードバンド化の進展、FMC市場の拡大、グローバルプレイヤーによる端末とアプリケーションサービスの一体提供等により、市場環境・競争環境の急激なパラダイムシフトが進んでおり、ユーザの選択肢は、固定から移動へ、国内から海外へ、通信サービスからアプリケーションサービスへといった具合に、これまでの垣根を越え、個々の必要に応じてそれらの多様なサービスを自在に使いこなせるようになっていきます。こうした点で、従来のようにサービスを提供する通信事業者がNTT1社しかなく、アプリケーションも音声通信サービスしかなかった電話時代とは大きく状況が変わってきています。 ・こうした状況にありながら、今回の公正競争レビューにあたって、これまでの競争セーフガード制度や接続ルール見直しの議論・答申と同様に、固定通信と移動通信、通信レイヤと上位レイヤといった、ユーザにとっては意味がなくなりつつある区分を前提とした議論を継続し、当社をはじめとするNTTグループに対し、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制を課し続けることになるのであれば、かかる硬直的な規制によってユーザの利便性が損なわれるだけでなく、IP・ブロードバンドサービスの普及拡大にも影響が及び、ひいてはICT利活用の促進や我が国の国際競争力の向上にとっても障害になると考えます。 ・公正競争レビュー制度の目的であるブロードバンド普及促進を図るためには、通信事業者のネットワークサービスのみならず、国内外の様々なプレイヤーが提供するコンテンツ・アプリケーションサービスまで含め、情報通信市場全体を俯瞰した議論がなされるべきであり、当社も含む全てのプレイヤーが他の様々なプレイヤーとの自由なコラボ

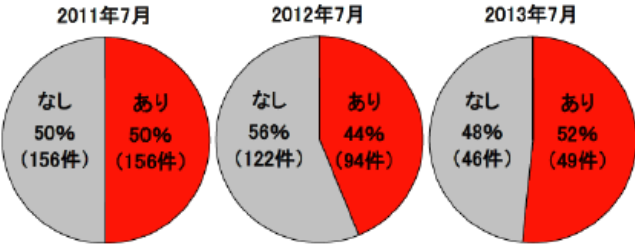
意見提出者	該当部分	再意見
	＜NTT東・西とドコモとの直接的な連携又は第三者を介してのグループ連携＞ NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズ及びNTTドコモの電気通信役務の料金請求に係る業務をNTTファイナンスへ移管することに関しては、2012年3月23日に総務省より上記事業者に対して消費者保護ルール、料金規制や行為規制等の趣旨を確保するよう要請措置が出されているとおり、条件を付した内容について公正競争上問題がないか引き続き厳格な検証を行うことが必要と考えます。本施策によりNTTグループ一体化の動きが既成事実化することは問題であり、今後新たに公正競争上問題のあるNTTグループの統合等に係る施策が実施されることのないよう、公正競争環境確保の観点からより厳格なルール運用を行っていくべきです。 NTTファイナンスの事例は、請求業務を第三者のグループ会社に一本化することによる排他的な連携の一類型であり、今後もこのような第三者を介した排他的なグループ連携が行われる可能性があります。さらに、グループ各社が持つ顧客データベースを統合する等して活用し、競争事業者がビジネス上組むことがあり得ないケースでの事実上の排他的な連携の可能性もあることから、現行の規制の趣旨が損なわれないよう、潜脱の恐れを回避するための措置を予め講じるべきです。	レーション等により、新たなビジネスを迅速に創出できる環境や、多様で低廉なサービスを迅速に提供できる環境を整備するといった視点で検討を進めることが重要であると考えます。こうした、原則自由なマーケットにおいてこそ、イノベーションによって新たなサービスが創造され、ユーザ利便が向上していくと考えます。 ・その上で、当社については、従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っており、また、改正事業法に定められた更なる公正競争環境整備についても、適切な措置を講じており、公正競争上の問題は特段生じないものと考えていることから、上述のとおり、ブロードバンドの普及促進を図るためにも、過去の延長線で今後の競争政策を決定するのではなく、市場環境や競争環境の変化を十分踏まえて、現行の指定電気通信設備規制や禁止行為規制等については、改めてその必要性から検証し、実態にそぐわない不要な規制については速やかに見直しまたは撤廃を行っていただきたいと考えます。
株式会社ケイ・オプティコム	①NTTグループ各社の料金の請求・回収業務の統合 NTTファイナンス殿を通じたNTTグループ各社の料金の請求・回収業務の統合は、指定電気通信設備規制や禁止行為規制等の公正競争要件に関する各種規制を形式的にはクリアしつつも、自らの論理によってグループ連携を進めていることが根本的な問題であり、市場に	

意見提出者	該当部分	再意見
	おけるNTTシェアの高止まりの主因でもあります。このことは、これまで積み重ねられてきた、移動体通信業務分離やNTT再編の趣旨を逸脱して、なし崩し的にグループの再統合、独占への回帰を図るものです。 真に公正競争環境を確保するためには、NTTグループにおける事業運営上の全ての行為に対して適切かつ抜けのない規制をかけることが必要であり、総務省殿においては、平成26年の包括的な検証を待つことなく、不適切な共同営業行為等がなされることがないよう、適時適切に措置いただくことが必要です。	
KDDI株式会社	＜県域等子会社によるドコモショップ兼営＞ NTT東・西本体から電気通信業務の主たる部分を委託された県域等子会社が、NTTドコモからの受託によりNTTドコモの携帯電話の販売を行うこと(併売)は、それぞれの情報の目的外利用や内部相互補助が行われずとも固定と移動の実質的に排他的な一体営業であり、禁止行為に該当する行為と考えます。したがって、県域等子会社によるNTTドコモの商品・サービスの取り扱い(ドコモショップの兼営)は禁止すべきです。	・県域等子会社への業務委託は、経営効率化の観点から実施しているものであり、こうした効率化の努力は、お客様サービスの向上や料金の低廉化を通じ、お客様利便の向上に資するものであると考えております。 ・ドコモショップでのフレッツ商品販売については、ドコモショップを運営する代理店が、NTTドコモ殿との代理店契約とは別に、当社との販売代理店契約に基づきフレッツ光を取扱っているに過ぎず、当社とNTTドコモ殿との間に共同の営業行為はありません。また、当社とNTTドコモ殿との共同営業については、排他的なものでない限り、禁止されるものではないと理解しております。また、当社の県域等子会社によるNTTドコモ殿の代理店業務については、当社からの委託業務を実施する組織とは別の組織において、委託業務とは独立して実施しており、更には、顧客情報及び他事業者情報の適正な取り扱いに係る管理体制の構築を義務付ける等、情報分離のためのファイアウォールを担保するなど、適切な措置を講じていることから、排他的な一体営業にあたる事例が発生することはございません。 ・当社は、業務改善計画(平成22年2月26日)に基づき、接続関連情
イー・アクセス株式会社	■県域等子会社等の禁止行為規制対象への追加 「ドコモショップでのフレッツ商品販売」、「県域等子会社でのドコモ携帯電話販売」といった事例は、NTTグループに閉じた排他的な営業連携であり、本来は禁止されるべきですが、これら事象の発生元が県域等子会社や業務委託先といった禁止行為規制の適用対象外となっており、禁止行為規制がNTT東西殿、及びNTTドコモ殿の業務実態と乖離していると考えます。 このようなNTT東西殿とNTTドコモ殿の排他的な営業連携や協業については、共に、指定電気通信設備を持ち、なおかつ、市場シェアがF	

意見提出者	該当部分	再意見
	TTHの72.5%、携帯電話43.6%(※1)と高い水準にあることを踏まえれば、競争事業者が追随できない市場支配力の行使となり、競争環境を阻害する虞があると考えます。 なお、NTT東西殿に対しては、現状、業務委託先子会社等の監督義務が課されているところではありますが、2013年6月28日付でNTT東西殿より開示された、「禁止行為規定遵守措置等報告書」(以下、禁止行為規定報告書)の別添資料3によれば、実態として、大半の監督対象子会社が業務の再委託を行っています。これでは、再委託先や再々委託先を通じて排他的な連携が行われることも懸念されるため、業務委託先も含めて抑止する体制が必要と考えます。 従って、禁止行為規制については、NTT東西殿、及びNTTドコモ殿本体に留まらず、県域等子会社や業務委託先も含めて指定対象とすること並びに、制度的な抜け道を抑止するために実施主体に因らず禁止行為としての該当事例の明確化を図ることが必要と考えます。	報を不適切に取り扱う可能性を排除する厳格な仕組みを構築し、情報セキュリティの取組みを徹底しているとともに、電気通信事業法の改正に伴い、県域等子会社への業務委託にあたり、禁止行為防止に関する責任者の設置や覚書の締結を行う等、反競争的行為が行われる事が無いよう、適切な監督を実施しております。したがって、県域等子会社を禁止行為規制の対象に追加する必要は無いと考えます。 なお、当社は、監督対象子会社が当社からの受託業務の再委託を行う場合は、再委託先の選定等について、当社の承諾を義務付けるなど、再委託先を通じて反競争的行為が行われないための措置を講じており、再委託先を監督対象に追加すべき等の措置は必要無いと考えます。 ・むしろ、情報通信市場においては、固定と移動の融合が急速に進展する中で、お客様の利便性の高いサービスの提供に向け、各事業者が他の事業者との協業も活用し、活発な事業展開を行っているところであり、現に、例えば他社は、特定の事業者の固定通信を利用した場合にスマートフォンの月額料金を割り引くなど固定とモバイルを組み合わせた新たなサービスを提供している一方で、NTT東西に対しては、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制や、往時の競争環境を前提とした累次の公正競争要件などが課せられており、これにより、お客様の利便性の向上に対する要請に機動的かつ柔軟に対応できないとなれば、NTTグループのお客様だけが不利益を被ることとなります。 ・したがって、すべての事業者のお客様が多様なサービスの利便性を制約無く享受し、ブロードバンドサービスの利活用の一層の促進を図る観点から、現在の規制のうち時代にそぐわないものは撤廃または
ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社	(ア) NTT東西殿の県域等子会社におけるNTTドコモ殿の商品の販売 昨年同様、NTT東西殿の県域等子会社が株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下、「NTTドコモ」という。)殿の携帯電話等の商品について、ウェブサイト等の広告、取扱いを行っている事象が確認されています(別添資料1)。NTT東西殿の県域等子会社において、たとえNTT東西殿の委託業務を実施する組織とは別の独立した組織においてNTTドコモ殿の代理店業務を実施していたとしても、NTT東西殿の県域等子会社において、NTTドコモ殿の携帯電話等の商品の提供・紹介等を行っていることには変わりなく、また、NTT東西殿の県域等子会社におい	

意見提出者	該当部分	再意見
	て、競争事業者の商品が当然取り扱われることはないと容易に推察されます。従って、当該行為は、電気通信事業法第30条第3項第2号に該当する排他的な一体営業を子会社等を通じて潜脱的に実施しているものであることから、総務省殿は、検証結果を「注視する」に留まるのではなく、監督義務を有するNTT東西殿に対し、問題の是正措置を直ちに求めるべきであると考えます。	緩和していただきたいと考えます。
KDDI株式会社	＜ISPを介したNTT東・西とNTTドコモの連携＞ ISPが、NTT東・西のフレッツとNTTドコモの携帯電話の同時加入で、高額のカッシュバックを実施している事例がこれまでも存在していたところですが、これは、NTT東・西とNTTドコモの商品・サービスをセットで販売する排他的な一体営業と考えます。 このような営業活動は、事実上、自己の関係事業者と一体となった排他的業務に該当するものであり、第三者を介して禁止行為規制を潜脱する行為と考えます。そのため、総務省においては、直接的な連携だけでなく第三者を介した間接的な連携についても調査を行い、公正競争上の問題がないか厳格に検証し、実質的な一体営業が行われないように禁止すべきです。	・ISP各社は販売代理店としてフレッツ商品を販売しており、ISPはNTTドコモ殿との代理店契約とは別に、当社との販売代理店契約に基づきフレッツ光を取扱っているに過ぎず、当社とNTTドコモ殿との間に共同の営業行為はありません。また、当社とNTTドコモ殿との共同営業については、排他的なものでない限り、禁止されるものではないと理解しております。 ・過年度の競争セーフガード制度において、本件と同趣旨の意見については、「あくまで販売代理店がNTT東西との代理店契約によって実施しているものであり、これをもって直ちに排他性があるとは言えず」との検証結果が示されているところであり、あらためて検証対象とする必要性は乏しいと考えます。 ・そもそも、販売代理店がどの商品を取り扱うか、どのようなキャンペーンを行うかは代理店自らの営業戦略として実施されるものであり、公正競争上の問題が認められないにもかかわらず、こうした代理店の戦略に結果的に制限をかけることにつながる追加的なルール等は、代理店各社の経済活動の自由を侵害するものであり、問題であると考えます。

意見提出者	該当部分	再意見								
ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社	(オ) NTT 116窓口におけるフレッツ光の営業 NTT東西殿の116窓口において、NTT東西殿が接続業務で取得している顧客情報を基にし、フレッツ光サービスへの勧誘を行うといった不適切な営業行為(以下、「116勧誘」という。)については、これまで競争セーフガード制度等において、KDDI株式会社殿や弊社共が指摘してきたところです。 NTT東西殿は、116勧誘の発生を防止するために一定の措置を講じているとしていますが、現に当該事象は継続的に生じており※1、問題は改善されていません。従って、現状の事後チェックとする遵守体制では本事案の防止ができていない以上、過去に実施したとされる設備利用部門からの接続情報の閲覧等を防止するシステム変更についてその実効性を見極める等、問題の発生を防止する措置内容の適正性や妥当性を再検証すべきと考えます。その上で、更なる追加措置を講じることを含め、問題解消に向けて情報遮断等の遵守体制の是正がなされることを要望します。 ※1 Yahoo!BBサポートセンターへ引越しのご連絡があったユーザに実施したアンケート結果 <table><tr><td>調査時期</td><td>2011年7月</td><td>2012年7月</td><td>2013年7月</td></tr><tr><td>回答総数</td><td>312件</td><td>216件</td><td>95件</td></tr></table> Q:NTTが提供しているインターネットサービス(フレッツ光)についての勧誘を受けましたか？(対象:全アンケート回答者対象者、「不明」回答除く)	調査時期	2011年7月	2012年7月	2013年7月	回答総数	312件	216件	95件	・当社は接続の業務で知り得た情報の目的外利用や、フレッツサービス等の営業活動において加入電話及びINS64の契約に関して得た加入者情報であって他事業者が利用できないものを用いることを厳格に禁じており、研修等により、支店及び県域等子会社の社員等に徹底を図るなど、適切な措置を講じております。 ・また、業務改善計画(平成22年2月26日)に基づき、平成22年5月に顧客情報管理システムの改修及び閲覧規制により、116における他社DSLサービス情報の閲覧を規制するなど、他事業者情報を利用した営業活動を禁止する措置を講じております。 ・このように、指摘のような不適切な営業が行われないための徹底した措置を既に講じていることから、新たな措置は不要であると考えます。 ・なお、フレッツ光等についてお客様からお問合せがあった場合にご説明することがありますが、これはお客様の利便性確保を目的に行っているものであり、公正競争上の問題はないと認識しております。
調査時期	2011年7月	2012年7月	2013年7月							
回答総数	312件	216件	95件							

意見提出者	該当部分	再意見
	 2011年7月 2012年7月 2013年7月 なし あり なし あり なし あり 50% 50% 56% 44% 48% 52% (156件) (156件) (122件) (94件) (46件) (49件)	
ソフトバンクB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社	後述のNTTグループ統合請求等、NTTグループ企業や代理店を介した事業連携が益々進展しています。当該事象等は、NTT再編時の趣旨を形骸化させるものである一方、NTT東西殿に対する禁止行為規制のみでは対処しえない事象であると認識しています。類似の事象を防止するルール策定の他、2014年をめどに実施される予定の包括検証に当たっては、特定関係事業者制度が現状では十分に機能していないことを踏まえ、脱法的なグループ連携を防止する規制整備等の検討も行うことが必要と考えます。	・NTTファイナンス殿による通信サービス等料金の請求・回収業務の実施にあたっては、総務省からの「貴社が提供する電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等に関して講ずべき措置について（要請）」（総基事第32号 平成24年3月23日）を受け、必要な措置を報告し、これに従って適切な業務運営を行っているとともに、本年7月に総務省殿に対し報告した措置の内容をひきつづき徹底し、公正競争の確保について、厳正に対処していく考えであることから 更なる検証は不要と考えます。
イー・アクセス株式会社	■特定関係事業者制度の指定対象の見直し 特定関係事業者制度は、禁止行為規制の適用による対処のみでは公正競争の確保を十分に担保し得ない場合に、役員兼任の禁止といった厳格なファイアーウォール措置を設けるものであり、現在、NTTコミュニケーションズ殿がNTT東西殿と業務委託関係があることや、共同営業が行われやすい土壌があることから、指定対象になっていると理解しております。 この点を踏まえると、「ドコモショップにおけるフレッツ商品販売」や、「県域等子会社におけるNTTドコモ殿の携帯電話販売」のように、NTT	・また、当社は、法令等を遵守した事業活動に向けた措置を既に講じていることから、特定関係事業者の拡大は必要ないと考えます。 ・むしろ、情報通信市場においては、固定と移動の融合が急速に進展する中で、お客様の利便性の高いサービスの提供に向け、各事業者が他の事業者との協業も活用し、活発な事業展開を行っているところであり、現に、例えば他社は、特定の事業者の固定通信を利用した場合にスマートフォンの月額料金を割り引くなど固定とモバイルを組み合わせた新たなサービスを提供している一方で、NTT東西に対しては、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制と

意見提出者	該当部分	再意見
	ドコモ殿についても県域等子会社や業務委託先を通じて、NTT東西殿と営業連携が行われているところであり、これら事例により、公正競争環境を阻害する虞があると考えます。 従って、前述の通り、NTT東西殿とNTTドコモ殿の営業連携により、圧倒的な支配力の行使が懸念される点も考慮し、NTTドコモ殿を特定関係事業者に追加することが必要と考えます。 また、NTTグループの排他的な連携については、「NTTファイナンスへの料金業務の集約」のように、禁止行為規制や特定関係事業者の適用対象外である子会社を通じて、業務の集約化を進める事例も存在し、今後も新たな施策が行われる可能性があります。 これら事例についても、公正競争の担保が必要であることから、NTTグループが新たな業務集約化等を行う場合は、その実施が既成事実化する以前に、実施の適否について議論すると共に、「NTTファイナンスへの料金業務の集約」の際の2012年3月23日付の総務省殿要請事項のように、禁止行為規制や特定関係事業者制度等の公正競争要件の趣旨を担保する措置（役員兼任・在籍出向の禁止、情報の目的外利用防止に必要なファイアーウォール措置等）を予め整理しておく必要があると考えます。	いった非対称規制や、往時の競争環境を前提とした累次の公正競争要件などが課せられており、これにより、お客様の利便性の向上に対する要請に機動的かつ柔軟に対応できないとなれば、NTTグループのお客様だけが不利益を被ることとなります。 したがって、すべての事業者のお客様が多様なサービスの利便性を制約無く享受し、ブロードバンドサービスの利活用の一層の促進を図る観点から、現在の規制のうち時代にそぐわないものは撤廃または緩和していただきたいと思います。
KDDI株式会社	特定関係事業者制度の趣旨は、第一種指定電気通信事業者に対し禁止行為規制の適用による対処のみでは公正競争の確保に十分でないと考えられるものについて、特定関係事業者の指定を行うことにより、厳格なファイアーウォールを設けるものであり、こうした趣旨の下、現在NTTコミュニケーションズが第一種指定電気通信事業者であるNTT東・西の特定関係事業者として指定されていると理解しています。 しかしながら、NTTファイナンスによる統合請求や県域等子会社によ	

意見提出者	該当部分	再意見
	るドコモショップ兼営等NTTグループ間の連携が顕在化しており、第一種指定電気通信事業者と密接に関係がある事業者がこれまで以上に増えている状況にあることを踏まえると、NTTコムのみならず、NTTドコモも特定関係事業者の規定すべきと考えます。 また、NTTファイナンスについては、昨年の検証結果において、「電気通信事業者ではないNTTファイナンス等には、現在の事業法においては、特定関係事業者として指定する対象となるものではない。」との考え方が示されているところですが、NTTファイナンスによる統合請求の事例については、NTT法、累次の公正競争要件、電気通信事業法等の趣旨を確保する観点から、NTTファイナンスを介して第一種指定電気通信事業者と密接に関係のある事業者が連携して反競争的な行為を未然に防止するために一定の条件が付与されたと理解しています。 これに照らせば、NTTファイナンスも第一種指定電気通信事業者と密接に関係していると言えることから、特定関係事業者の規定すべきと考えます。 なお、今後もコスト効率化の観点等の理由によりNTTファイナンスの事例のような非電気通信事業者や関連会社等を活用し第一種指定電気通信事業者であるNTT東・西が関連したグループ連携が行われる可能性があることは否定できないことから、第一種指定電気通信事業者が関連している電気通信事業者以外を活用したNTTグループの連携や業務統合に関係する事業者についても特定関係事業者の対象とすべきと考えます。	
株 式 会 社 エヌ・ティ・ティ・	禁止行為規制の対象となる事業者の指定については、スマートフォンやLTEの普及等によるOTT(Over The Top)主導のグローバル化の	・NTTドコモ殿の意見に賛同します。先般の当社意見で述べた通り、情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、移動通信の高速

意見提出者	該当部分	再意見
ドコモ	進展や、移動・固定の連携サービスにより固定側の合従連衡が移動体市場に影響を与えている状況等を踏まえた見直しが必要であると考えます。 ソフトバンク殿がスプリント・ネクステル殿買収によって売上高で世界第4位の規模となり、端末や通信設備の調達力が大きく向上することや、国内においても当社、KDDI殿、イー・アクセス殿を含めたソフトバンク殿の3グループの収益シェアが近接していること、さらには当社は昨年度においては二度も月次契約数の純減を経験し、年間の純増数においても第3位に甘んじていることや、前述のOTT(Over The Top)などの様々な上位レイヤーの事業者が提供するプラットフォームサービスが利用者の支持を得ていることを踏まえれば、当社のみに禁止行為規制を課す合理性はなく、指定対象について速やかに見直すべきであると考えます。 また、KDDI殿のauスマートバリューは、サービス開始後僅か一年余りで463万契約(2013年7月30日KDDI殿決算発表)に拡大し、KDDI殿のスマートフォン新規の4割弱を占めるに至っております(同決算発表)。当社は禁止行為規制により特定の電気通信事業者に対する差別的取扱いが禁止されているほか、料金業務の移管に伴う総務省殿からの要請により移動・固定が連携した割引が否定され、事実上提供できない状況にあります。移動・固定の連携サービスの利用者満足度が高いことを踏まえれば、当社の利用者のみ利便性向上が否定されている状態は速やかに解消されるべきと考えます。 スマートフォンやLTEの普及等により、グローバル化が急激に進展し、OTT(Over The Top)が台頭していることを踏まえれば、国内のネットワークレイヤーだけに着目した規制は見直しが必要であると考えま	ブロードバンド化の進展、FMC市場の拡大、グローバルプレイヤーによる端末とアプリケーションサービスの一体提供等により、市場環境・競争環境の急激なパラダイムシフトが進んでおり、ユーザの選択肢は、固定から移動へ、国内から海外へ、通信サービスからアプリケーションサービスへとといった具合に、これまでの垣根を越え、個々の必要に応じてそれらの多様なサービスを自在に使いこなせるようになっています。こうした点で、従来のようにサービスを提供する通信事業者がNTT1社しかなく、アプリケーションも音声通信サービスしかなかった電話時代とは大きく状況が変わってきています。 ・こうした状況にありながら、今回の公正競争レビューにあたって、これまでの競争セーフガード制度や接続ルール見直しの議論・答申と同様に、固定通信と移動通信、通信レイヤと上位レイヤといった、ユーザにとっては意味がなくなりつつある区分を前提とした議論を継続し、当社をはじめとするNTTグループに対し、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制を課し続けることになるのであれば、かかる硬直的な規制によってユーザの利便性が損なわれるだけでなく、IP・ブロードバンドサービスの普及拡大にも影響が及び、ひいてはICT利活用の促進や我が国の国際競争力の向上にとっても障害になると考えます。 ・公正競争レビュー制度の目的であるブロードバンド普及促進を図るためには、通信事業者のネットワークサービスのみならず、国内外の様々なプレイヤーが提供するコンテンツ・アプリケーションサービスまで含め、情報通信市場全体を俯瞰した議論がなされるべきであり、当社も含む全てのプレイヤーが他の様々なプレイヤーとの自由なコラボレーション等により、新たなビジネスを迅速に創出できる環境や、多様

意見提出者	該当部分	再意見
	す。海外と比べて突出して厳しい規制は、国内の通信キャリアの競争力のみならず、国内の上位下位レイヤー事業者の競争力をも奪うものであり、OTT(Over The Top)の多くが海外勢であることを踏まえると国際競争力の観点からも、見直しが必要と考えます。	で低廉なサービスを迅速に提供できる環境を整備するといった視点で検討を進めることが重要であると考えます。こうした、原則自由なマーケットにおいてこそ、イノベーションによって新たなサービスが創造され、ユーザ利便が向上していくと考えます。 ・その上で、当社については、従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っており、また、改正事業法に定められた更なる公正競争環境整備についても、適切な措置を講じており、公正競争上の問題は特段生じないものと考えていることから、上述のとおり、ブロードバンドの普及促進を図るためにも、過去の延長線で今後の競争政策を決定するのではなく、市場環境や競争環境の変化を十分踏まえて、現行の指定電気通信設備規制や禁止行為規制等については、改めてその必要性から検証し、実態にそぐわない不要な規制については速やかに見直しまたは撤廃を行っていただきたいと考えます。
KDDI株式会社	＜日本電信電話ユーザ協会（第三者を介したグループ一体営業事例）＞ 1976年の公社時代に設立された日本電信電話ユーザ協会は、事実上、公社時代からの会員基盤をそのまま継承し、NTT再編前の形態のままで運用されています。さらに、NTTグループのOBが同協会の役員に就き、現役のNTT東・西、NTTドコモ、NTTコミュニケーションズの役員・法人部門の長が、同協会の諮問機関である「評議員会」のメンバーとなっている等、NTTグループが協会運営に直接関与しているものと思われます。 また、同協会は、商工会議所や地場企業等の会員に向けて、ブロー	・本件は、「日本電信電話ユーザ協会」の活動に係るものであり、主務官庁による監督等の定められた規範に則って適正に指導・監督されていると認識しています。なお、当社は禁止行為規制に抵触する排他的な共同営業やセット割引は行っておりません。

意見提出者	該当部分	再意見
	ドバンドセミナーや講演会等を開催し、NTTグループ各社の商品・サービスの紹介やNTTグループ各社の商品・サービスに係る割引、地場企業にとって有力な宣伝ツールとなる電話帳（公社時代から継承する顧客基盤を基に作成）の広告割引等を行っており、NTTグループ各社の営業の場となっていることが懸念されます。 このような活動は、自己の関係事業者と一体となった排他的業務に該当するものであり、第三者を介して禁止行為規制を潜脱する行為と考えます。そのため、総務省においては、日本電信電話ユーザ協会の事例のような第三者を介した間接的な連携について調査・検証を行い、実質的な共同営業が行われないようにすべきです。	
ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社	＜NTT東西殿の禁止行為規定遵守措置等報告について＞ NTT東西殿が2013年6月28日に総務大臣殿に提出した、禁止行為規定遵守措置等報告書については、昨年度と比して、各種規程等の内容の充実化、教育研修対象の拡大、接続関連情報を持ち出す場合の明確化等に加え、公表範囲も一部拡大して頂きました。こうした変更は公正競争確保に資するものであり、評価されるべきと考えます。しかしながら、依然として以下の点については問題点が認められます。 従って、総務大臣殿は、当該問題点を踏まえ、NTT東西殿に対する追加調査を実施したうえで、問題が生じるおそれがあるものについては、必要な措置を講じるべきと考えます。また、現在当該報告書において非公表となっている情報については、すべてが経営情報にあたるものとは考えられないため、可能な限り公表する等その範囲について再度検討が必要と考えます。 1. 電気通信事業法第31条第3項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項	・当社は、監督対象子会社が当社からの受託業務の再委託を行う場合は、再委託先の選定等について、当社の承諾を義務付けるなど、再委託先を通じて反競争的行為が行われないための措置を講じており、再委託先を監督対象に追加すべき等の措置は必要無いと考えます。 ・また、委託先子会社に対する監督義務については、他の電気通信事業者に対する規制のバランスや資本関係を通じた指揮命令系統が存在しない場合の監督規制に関する実効性を総合的に勘案し、私企業に対する規制を必要最低限のものとし、禁止行為規制の実効性を担保するという観点から法制化されたものと認識しており、その観点からも、現行以上に対象範囲を拡大する必要はないと考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	イ. (3) ・ 監督対象子会社のほぼ全てが再委託となっており、潜脱行為が行われるおそれがある。	
KDDI株式会社	機能分離及び子会社監督規制の導入により、これまで以上に接続関連情報が厳格に管理され、NTT東・西による接続関連情報を用いた不正営業の防止や、競争事業者の手続きとNTT東・西の利用部門の手続きの同等性の担保、さらには、子会社におけるNTT東・西から受託した業務に係る情報の目的外利用や差別的な取り扱いの防止が徹底され、公正な競争環境が保たれるようになったことは一定の効果があつたと考えます。 しかしながら、公社時代から継承するボトルネック設備や顧客基盤を有するNTT東・西のシェアはFTTH契約者数においては72.5%（電気通信サービスの契約者数及びシェアに関する四半期データ（平成24年度第4四半期（3月末）））と依然として高いシェアを有しているため、機能分離や子会社監督規制の運用を徹底し、公正な競争環境を確保することが必要と考えます。 具体的には、以下に列挙するような項目について、機能分離及び子会社監督の実施にあたって遵守すべき行為として具体的かつ詳細な項目・指標が規定されておらず十分な検証とは言えないため、総務省においては、NTT東・西に対して厳格な調査、検証を実施し、それらに基づく是正措置を着実に講じるべきです。 ○子会社監督関連 ・ 監督対象子会社による再委託は、事業法等の規制を潜脱する恐れがあることから再委託先についても監督対象とすべき。 ・ 再委託先についてもNTT東・西や子会社同様、事業法等の規制を	

意見提出者	該当部分	再意見
	潜脱する恐れがあることから、研修や監査を義務付けるべき。	
KDDI株式会社	機能分離及び子会社監督規制の導入により、これまで以上に接続関連情報が厳格に管理され、NTT東・西による接続関連情報を用いた不正営業の防止や、競争事業者の手続きとNTT東・西の利用部門の手続きの同等性の担保、さらには、子会社におけるNTT東・西から受託した業務に係る情報の目的外利用や差別的な取り扱いの防止が徹底され、公正な競争環境が保たれるようになったことは一定の効果があったと考えます。 しかしながら、公社時代から継承するボトルネック設備や顧客基盤を有するNTT東・西のシェアはFTTH契約者数においては72.5%（電気通信サービスの契約者数及びシェアに関する四半期データ（平成24年度第4四半期（3月末）））と依然として高いシェアを有しているため、機能分離や子会社監督規制の運用を徹底し、公正な競争環境を確保することが必要と考えます。 具体的には、以下に列挙するような項目について、機能分離及び子会社監督の実施にあたって遵守すべき行為として具体的かつ詳細な項目・指標が規定されておらず十分な検証とは言えないため、総務省においては、NTT東・西に対して厳格な調査、検証を実施し、それらに基づく是正措置を着実に講じるべきです。 ○子会社監督関連 ・監督対象子会社との役員兼任は、事業法等の規制を潜脱する恐れがあることから禁止すべき。	・監督対象子会社との役員兼任が規制を潜脱するとの意見の趣旨は必ずしも明確ではありませんが、当社は、子会社への業務委託を通じて、業務の効率化やコスト削減等を実現しており、役員兼任は当該委託業務をNTT西日本として責任を持って遂行するためのマネジメントの一方策として実施しているものです。 ・子会社への業務委託にあたっては、従来より、他事業者情報・お客様情報の適切な取扱いや目的外利用の禁止について業務委託契約に規定する等、適切な措置を講じております。また、電気通信事業法の改正を踏まえ、子会社において反競争的行為が行われる事が無いよう、禁止行為防止に関する責任者の設置、覚書の締結、社内規程の制定、社員研修や点検・監査の実施等、子会社監督のための適切な措置を講じております。 ・支店等においては、設備部門の業務に加え、設備部門以外の部門の業務を実施しており、当該支店等の長は当該支店等の業務全般を統括する必要があります。なお、各支店等では、情報管理責任者の設置、設備部門と他の部門の間での兼務の禁止（支店長を除く）・居室の分離、研修の実施、システム利用権限の管理、接続関連情報の提供管理、委託先管理等の措置を講じていることから、公正競争上の問題はございません。
KDDI株式会社	機能分離及び子会社監督規制の導入により、これまで以上に接続関連情報が厳格に管理され、NTT東・西による接続関連情報を用いた不正営業の防止や、競争事業者の手続きとNTT東・西の利用部門の	

意見提出者	該当部分	再意見
	手続きの同等性の担保、さらには、子会社におけるNTT東・西から受託した業務に係る情報の目的外利用や差別的な取り扱いの防止が徹底され、公正な競争環境が保たれるようになったことは一定の効果があったと考えます。 しかしながら、公社時代から継承するボトルネック設備や顧客基盤を有するNTT東・西のシェアはFTTH契約者数においては72.5%（電気通信サービスの契約者数及びシェアに関する四半期データ（平成24年度第4四半期（3月末）））と依然として高いシェアを有しているため、機能分離や子会社監督規制の運用を徹底し、公正な競争環境を確保することが必要と考えます。 具体的には、以下に列挙するような項目について、機能分離及び子会社監督の実施にあたって遵守すべき行為として具体的かつ詳細な項目・指標が規定されておらず十分な検証とは言えないため、総務省においては、NTT東・西に対して厳格な調査、検証を実施し、それらに基づく是正措置を着実に講じるべきです。 （略） ○社内体制関連 ・支店長は設備部門と利用部門の兼任が可能となっているが、事業法等の規制を潜脱する恐れがあることから、兼任は禁止すべき。	
ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株	＜NTT東西殿の禁止行為規定遵守措置等報告について＞ NTT東西殿が2013年6月28日に総務大臣殿に提出した、禁止行為規定遵守措置等報告書については、昨年度と比して、各種規程等の内容の充実化、教育研修対象の拡大、接続関連情報を持ち出す場合の明確化等に加え、公表範囲も一部拡大して頂きました。こうした変更は公正競争確保に資するものであり、評価されるべきと考えます。しか	・研修については、公正競争確保、禁止行為防止のための基本的知識、遵守すべきポイント等を主な内容とし、具体的事例を含めて受講者の能動的な理解を促進する形式となっているとともに、監督対象子会社において受託業務に従事する全ての社員等に対して研修を実施していることから、監督対象子会社において公正競争条件の遵守が徹底されるために十分な内容となっております。

意見提出者	該当部分	再意見
株式会社	しながら、依然として以下の点については問題点が認められます。 従って、総務大臣殿は、当該問題点を踏まえ、NTT東西殿に対する追加調査を実施したうえで、問題が生じるおそれがあるものについては、必要な措置を講じるべきと考えます。また、現在当該報告書において非公表となっている情報については、すべてが経営情報にあたるものとは考えられないため、可能な限り公表する等その範囲について再度検討が必要と考えます。 (略) □. (1) ・ 禁止行為に関する規程や公正競争マニュアルは、その詳細な内容も含め、特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないにも関わらず、実物のみならずその詳細な内容の公開がなされていない。従って、十分な研修内容になっているかの外部検証性が十分に確保されていない。 (2) ・ 集合研修、e-ラーニング等の内容は、特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないにも関わらず、研修教材の公開がなされておらず、十分な研修内容になっているかの外部検証性が十分に確保されていない。	・マニュアルや研修教材については、当社の業務に係る内容が記載されており、経営上の秘密に属する情報であるため、公開は適切でないと考えます。
KDDI株式会社	機能分離及び子会社監督規制の導入により、これまで以上に接続関連情報が厳格に管理され、NTT東・西による接続関連情報を用いた不正営業の防止や、競争事業者の手続きとNTT東・西の利用部門の手続きの同等性の担保、さらには、子会社におけるNTT東・西から受	

意見提出者	該当部分	再意見
	託した業務に係る情報の目的外利用や差別的な取り扱いの防止が徹底され、公正な競争環境が保たれるようになったことは一定の効果があったと考えます。 しかしながら、公社時代から継承するボトルネック設備や顧客基盤を有するNTT東・西のシェアはFTTH契約者数においては72.5%(電気通信サービスの契約者数及びシェアに関する四半期データ(平成24年度第4四半期(3月末)))と依然として高いシェアを有しているため、機能分離や子会社監督規制の運用を徹底し、公正な競争環境を確保することが必要と考えます。 具体的には、以下に列挙するような項目について、機能分離及び子会社監督の実施にあたって遵守すべき行為として具体的かつ詳細な項目・指標が規定されておらず十分な検証とは言えないため、総務省においては、NTT東・西に対して厳格な調査、検証を実施し、それらに基づく是正措置を着実に講じるべきです。 (略) ○社内体制関連 ・制定された公正競争等に係るマニュアルや実施された教育研修の内容については、公開されていないため、内容が事業法等の趣旨に沿っているのか、また検証が厳格であったのか判断できないことから公表すべき。	
KDDI株式会社	機能分離及び子会社監督規制の導入により、これまで以上に接続関連情報が厳格に管理され、NTT東・西による接続関連情報を用いた不正営業の防止や、競争事業者の手続きとNTT東・西の利用部門の手続きの同等性の担保、さらには、子会社におけるNTT東・西から受託した業務に係る情報の目的外利用や差別的な取り扱いの防止が徹	・点検・監査については、書面、実地の手法を組み合わせ実施しており、網羅性、客観性等に配慮した、公正競争条件の遵守状況のチェックに十分な内容となっております。 ・監査については、第一種指定電気通信設備の設置・管理・運営の業務を行う組織や当社のサービスを販売する業務を行う組織等とは別

意見提出者	該当部分	再意見
	底され、公正な競争環境が保たれるようになったことは一定の効果があったと考えます。 しかしながら、公社時代から継承するボトルネック設備や顧客基盤を有するNTT東・西のシェアはFTTH契約者数においては72.5%（電気通信サービスの契約者数及びシェアに関する四半期データ（平成24年度第4四半期（3月末）））と依然として高いシェアを有しているため、機能分離や子会社監督規制の運用を徹底し、公正な競争環境を確保することが必要と考えます。 具体的には、以下に列挙するような項目について、機能分離及び子会社監督の実施にあたって遵守すべき行為として具体的かつ詳細な項目・指標が規定されておらず十分な検証とは言えないため、総務省においては、NTT東・西に対して厳格な調査、検証を実施し、それらに基づく是正措置を着実に講じるべきです。 （略） ○社内体制関連 （略） ・監査部門は、被監査部門からの独立性が不明であり、検証結果の妥当性が不明瞭であることから、第三者による監査を義務付けるべき。 ・監査にあたっては、実効性を担保するため、書面のみならず、立ち入り検査等も実施すべき。	であって、専ら監査業務を実施する専任の部署により実施しており、その客観性は担保されていることから、第三者による調査等新たな措置は必要ないと考えます。
ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会	＜NTT東西殿の禁止行為規定遵守措置等報告について＞ NTT東西殿が2013年6月28日に総務大臣殿に提出した、禁止行為規定遵守措置等報告書については、昨年度と比して、各種規程等の内容の充実化、教育研修対象の拡大、接続関連情報を持ち出す場合	・設備部門は、本社組織として設備本部（ネットワーク部、サービスマネジメント部、相互接続推進部）があり、別添資料の組織図のとおり、設備部門以外の部門から独立した組織としています。また、支店等組織として地域事業本部及び支店の設備部があります。地域事業本部

意見提出者	該当部分	再意見
社・ソフトバンクモバイル株式会社	の明確化等に加え、公表範囲も一部拡大して頂きました。こうした変更は公正競争確保に資するものであり、評価されるべきと考えます。しかしながら、依然として以下の点については問題点が認められます。 従って、総務大臣殿は、当該問題点を踏まえ、NTT東西殿に対する追加調査を実施したうえで、問題が生じるおそれがあるものについては、必要な措置を講じるべきと考えます。また、現在当該報告書において非公表となっている情報については、すべてが経営情報にあたるものとは考えられないため、可能な限り公表する等その範囲について再度検討が必要と考えます。 (略) 2. 電気通信事業法第31条第5項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項 イ. (1) ・ 本来であれば、昨年の時点で公開されているべきであるが、機能分離導入前後でどのように部門変更があったのか不明であり、十分な対処になっているか確認不能。	の内部組織の基本構成は企画部、設備部、営業部、支店の内部組織の基本構成は企画部、総務部、設備部、営業部、法人営業部であり、設備部門である設備部は、設備部門以外の部門から独立した組織としています。 ・ 上述した設備部門の組織については、従来「第一種指定電気通信設備(これと一体として設置される電気通信設備を含む)の設置、管理及び運営並びにこれらに付随する業務」を実施しているところであり、改正電気通信事業法の施行に伴い組織の変更は実施しておりません。 なお、平成24年6月に組織見直しを行った旨、禁止行為規定報告書に記載していますが、既存の設備部門組織を設備本部の内部組織としたものであり、機能分離に影響が生じるものではございません。
ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社	<NTT東西殿の禁止行為規定遵守措置等報告について> NTT東西殿が2013年6月28日に総務大臣殿に提出した、禁止行為規定遵守措置等報告書については、昨年度と比して、各種規程等の内容の充実化、教育研修対象の拡大、接続関連情報を持ち出す場合の明確化等に加え、公表範囲も一部拡大して頂きました。こうした変更は公正競争確保に資するものであり、評価されるべきと考えます。しかしながら、依然として以下の点については問題点が認められます。 従って、総務大臣殿は、当該問題点を踏まえ、NTT東西殿に対する追加調査を実施したうえで、問題が生じるおそれがあるものについて	・ ファイアーウォールについては、情報管理責任者の設置、設備部門と他の部門の間での兼務の禁止・居室の分離、研修の実施、システム利用権限の管理、接続関連情報の提供管理、委託先管理等の措置を講じており、報告書に記載しております。 ・ 規程については、毎年度総務大臣に報告することとされており、総務省殿において検証可能となっていることや、主な内容を以下のとおり報告書に記載していることから、接続関連情報の取扱いについての措置の妥当性の判断は可能であると考えます。 i 設備部門の範囲

意見提出者	該当部分	再意見
	は、必要な措置を講じるべきと考えます。また、現在当該報告書において非公表となっている情報については、すべてが経営情報にあたるものとは考えられないため、可能な限り公表する等その範囲について再度検討が必要と考えます。 (略) 二. ・ 具体的にどのようなファイアウォールを置いているかを確認するための「接続関連情報の適正な取扱い等に関する規程」は、項目のみの公開にとどまっており、接続関連情報の入手、利用、提供その他の接続関連情報の取扱いについてこれを適正なものとするために十分な内容になっているかの外部検証性が十分に確保されていない。(規程原本を公開した場合、内容の一部を黒塗りにせざる得ない箇所がある可能性は否定できないが、その全てが「特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」ものではないと考える。)	ii 接続関連情報の目的外利用の禁止等 ・社員等の目的外利用の禁止 ・目的外に他の組織の社員等への承認のない提供の禁止 ・委託先への不適正な接続関連情報の提供禁止及び委託先において不適正に流用されないよう指導すること ・社外他者への提供の禁止 iii 接続関連情報を管理するシステムの利用権限の制限、接続関連情報を入手した社員等及び入手日時等の保存 iv 設備部門と設備部門以外の部門との間での兼職禁止 v 情報管理の体制 ・設備部門における接続関連情報の適正な管理の全社的統括管理責任者として「他事業者情報管理責任者」を置くこと ・組織ごとに当該組織の情報管理に責任を有する「情報管理責任者」をはじめ「他事業者情報適正利用監督者」「他事業者情報適正利用推進者」を置くこと vi 他事業者情報管理責任者の責務
KDDI株式会社	機能分離及び子会社監督規制の導入により、これまで以上に接続関連情報が厳格に管理され、NTT東・西による接続関連情報を用いた不正営業の防止や、競争事業者の手続きとNTT東・西の利用部門の手続きの同等性の担保、さらには、子会社におけるNTT東・西から受託した業務に係る情報の目的外利用や差別的な取り扱いの防止が徹底され、公正な競争環境が保たれるようになったことは一定の効果があつたと考えます。 しかしながら、公社時代から継承するボトルネック設備や顧客基盤を有するNTT東・西のシェアはFTTH契約者数においては72.5%(電気通	・設備部門の居室と設備部門以外の部門の居室の分離 ・接続関連情報の適正な利用に関する研修の実施 ・接続関連情報の管理の用に供するシステムの利用権限の管理 ・社員等の指導・監督及びその取扱い状況の点検 ・委託先の適切な指導に関する社員等への指導・監督 vii 接続関連情報の抽出規制 ・顧客情報システムにより、接続関連情報の承認のない抽出の禁止 viii 是正措置等 ・接続関連情報の取扱いについて、違反その他の問題を発見したとき

意見提出者	該当部分	再意見
	信サービスの契約者数及びシェアに関する四半期データ(平成24年度第4四半期(3月末))と依然として高いシェアを有しているため、機能分離や子会社監督規制の運用を徹底し、公正な競争環境を確保することが必要と考えます。 具体的には、以下に列挙するような項目について、機能分離及び子会社監督の実施にあたって遵守すべき行為として具体的かつ詳細な項目・指標が規定されておらず十分な検証とは言えないため、総務省においては、NTT東・西に対して厳格な調査、検証を実施し、それらに基づき是正措置を着実に講じるべきです。 (略) ○社内体制関連 (略) ・接続関連情報の適切な取扱い等に関する規程が全て「経営上の秘密等の観点から非公表」ということでは、競争事業者では措置の妥当性の判断ができないことから、NDAを結ぶ等の措置を講じるなどして開示すべき。	は、速やかに対処すること。 (なお、接続業務の実施状況の監視に関する規程に基づき、監視部門にその事実及び対処等を速やかに報告のこと)
KDDI株式会社	第一種指定電気通信設備に関して、以下のような課題があります。 ＜利用部門と競争事業者とのリードタイム等の同等性確保＞ 2011年11月に施行された改正電気通信事業法において、NTT東・西に対し機能分離の実施や子会社等との一体経営への対応が措置されました。 しかしながら、機能分離の実施にあたって遵守すべき行為について、接続事業者とNTT東・西の利用部門との同等性を確保するための検証項目や指標が充分とは言えないと考えます。	・当社は電気通信事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っており、第一種指定設備に係るアンバンドル化された機能は当社利用部門(自社)、接続事業者(他社)が公平に利用可能であり、電気通信事業法に定められているとおり、設備構築情報の開示や、接続に必要な手続・条件については、接続約款等に規定し、自社と他社を同等に取り扱っております。 ・具体的には、運用面において、納期回答及び工事日予約等を、当社利用部門と接続事業者間で同じ設備管理システム及び予約枠の中で実施しているほか、情報開示においてはコロケーションリソースや中

意見提出者	該当部分	再意見
	同等性の検証について、例えば、回答納期等の手続きは平均日数を用い接続事業者とNTT東・西利用部門との同等性を検証しているところですが、回答までにかかる日数の分布状況やエリア別等、多角的な視点から同等性の検証が必要と考えます。また、手続き面のみならず開通に必要な要員配置の同等性や設備構築情報等開示される情報の内容やタイミングが同等か否かといった運用面での同等性の検証も実施することが必要と考えます。 機能分離及び子会社監督規制の導入により、これまで以上に接続関連情報が厳格に管理され、NTT東・西による接続関連情報を用いた不正営業の防止や、競争事業者の手続きとNTT東・西の利用部門の手続きの同等性の担保、さらには、子会社におけるNTT東・西から受託した業務に係る情報の目的外利用や差別的な取り扱いの防止が徹底され、公正な競争環境が保たれるようになったことは一定の効果があったと考えます。 しかしながら、公社時代から継承するボトルネック設備や顧客基盤を有するNTT東・西のシェアはFTTH契約者数においては72.5%（電気通信サービスの契約者数及びシェアに関する四半期データ（平成24年度第4四半期（3月末）））と依然として高いシェアを有しているため、機能分離や子会社監督規制の運用を徹底し、公正な競争環境を確保することが必要と考えます。 具体的には、以下に列挙するような項目について、機能分離及び子会社監督の実施にあたって遵守すべき行為として具体的かつ詳細な項目・指標が規定されておらず十分な検証とは言えないため、総務省においては、NTT東・西に対して厳格な調査、検証を実施し、それらに	継ダークファイバの空きがないビルで新たに空きが発生した場合には、速やかに開示情報を更新するとともに、希望する事業者にもメール通知を行い、リソース管理や情報開示を適切に実施するなど、当社利用部門と接続事業者の同等性は確保されているものと考えます。 ・当社は、上述の通り、自社と他社を同等に取り扱っておりますが、改正電気通信事業法に則り、事前手続きを含めた接続事業者との間の手続（他社手続）、及び、当社設備部門以外の部門との間の手続（当社手続）に係る申込日、回答日、工事完了日等の全データを記録・保存し、監視部門により、双方の手続とも接続約款等の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認し、総務省に報告しています。 ・また、自社・他社の手続に係る工事完了までの平均日数等のリードタイム及び納期遵守率についても総務省へ報告しており、各メニューとも自社・他社が同等となっております。リードタイム及び納期遵守率が同等であることは、接続約款等に規定された手続・条件等について、自社と他社が同等になっている証左であると考えております。 ・リードタイムの検証方法については、全体の平均日数に差が生じておらず同等になっているものと考えており、これ以上新たな措置は不要と考えます。 ・また、各メニューに関する手続の平均日数等は、当社及び当社から設備を借り受けている他事業者にとって経営情報に当たるものであり、基本的には公表すべきではないと考えます。また、当該情報については、総務省に報告しており、総務省において検証できる状況になっていることから、更なる検証・措置は不要と考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	基づく是正措置を着実に講じるべきです。 (略) ○同等性関連 ・申込から開通までの期間(及び開通要員の配置)の同等性、アンバンドル機能の利用条件の同等性等に関する利用部門と競争事業者のデータが、比較可能な形で公表されておらず、同等性が確保されているか判断ができないことから、NTT東・西利用部門と接続事業者とを比較した様々なデータを検証対象とし、公表すべき。 現状、例えば、回答納期等の手続きについては平均日数を用いて同等性を検証しているところ、回答までにかかる日数の分布状況やエリア別等多角的に同等性を検証すべき。 ・コロケーションや中継ダークファイバの利用ルールや設備構築情報の扱い、加入電話番号ポータビリティの運用見直しに関する情報について、同等に情報開示がなされているのか、判断できないことから、当該情報についても検証の対象とすべき。 また、総務省においては、NTT東・西から総務大臣に毎年度報告される禁止行為遵守措置等報告書に基づき、第一種指定電気通信設備をNTT東・西利用部門と接続事業者が利用する場合で一定の同等性が確保されているかの検証を行っているところですが、規制対象であるNTT東・西自らの報告をベースに検証している限り十分な透明性や外部検証性が確保できないと考えます。そのため、第三者による監査を導入し、内部の実態を正確に把握した厳格な検証を実施すべきと考えます。	
ソフトバンクBB株式会社・	＜NTT東西殿の禁止行為規定遵守措置等報告について＞ NTT東西殿が2013年6月28日に総務大臣殿に提出した、禁止行為	

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社	規定遵守措置等報告書については、昨年度と比して、各種規程等の内容の充実化、教育研修対象の拡大、接続関連情報を持ち出す場合の明確化等に加え、公表範囲も一部拡大して頂きました。こうした変更は公正競争確保に資するものであり、評価されるべきと考えます。しかしながら、依然として以下の点については問題点が認められます。 従って、総務大臣殿は、当該問題点を踏まえ、NTT東西殿に対する追加調査を実施したうえで、問題が生じるおそれがあるものについては、必要な措置を講じるべきと考えます。また、現在当該報告書において非公表となっている情報については、すべてが経営情報にあたるものとは考えられないため、可能な限り公表する等その範囲について再度検討が必要と考えます。 (略) ト. 及びチ(1) ・ 本項目においては、「手続の実施の経緯及び当該手続に係る接続の条件」等を求められているのにも係らず、納期にのみ着目したのとなっており、開示情報、手続き手順、使用システム等が報告対象となっていないため、インプットの同等性の検証には不十分である。 ・ 納期については平均日数のみしか記載されておらず、異常値が検出された場合、平均値だけでは比較が困難な場合も想定される。(標準偏差、最大値、最小値、中央値等の開示により、異常値の影響を排除することが可能と考えられる。) ・ 接続事業者が接続を実施する際は、通常「事前相談」、「事前照会」や「事前調査」も必要となることから、こうした事前手続も含めた形で、期間、内容、拒否件数等の比較を行わなけ	

意見提出者	該当部分	再意見
	れば、開通の同等性の検証はできない(「事前相談」等は、個別のケースに応じてその内容や回答までに要する期間が異なるが、カテゴリ毎に分別する等により、一定程度の検証性を持つものと考えられる。) (略) 3. 電気通信事業法第31条第2項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項 イ. (1) ・ 同等性確保の検証のためには、NTT東西殿の各部門における保有設備を明確にすべきであるが、公表されていない ＜ボトルネック設備利用の同等性＞ 機能分離の趣旨であるボトルネック設備の同等性の確保のためには、「インプットの同等性」についても合わせて確保する必要があると考えます。インプットの同等性については、NTT東西殿自身の内部プロセスに踏み込んで整備する必要があるため、総務省殿においても後述のNTT東西殿の禁止行為規定遵守措置等報告に加え、以下の項目についても、NTT東西殿利用部門と接続事業者との間において、十分に同等性が確保されているべきか検証すべきであると考えます。 ・ プロセスの同等性(リードタイム、手続き、貸出条件、フォーマット等) ・ 情報の同等性(顧客情報、敷設・工事計画、設備更改等) ・ システムの同等性(システム連携のインタフェース等) 等、	
イー・アクセス株式会社	なお、上記の検証の結果や、本意見書のボトルネック設備利用に係る各社意見の内容を踏まえて、現行の体制に課題があると認められた	

意見提出者	該当部分	再意見
	場合は、同等性を図るための更なる措置(例えば、システムの物理的分離等)の実施を検討すべきと考えます。	
ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社	＜NTT東西殿の禁止行為規定遵守措置等報告について＞ NTT東西殿が2013年6月28日に総務大臣殿に提出した、禁止行為規定遵守措置等報告書については、昨年度と比して、各種規程等の内容の充実化、教育研修対象の拡大、接続関連情報を持ち出す場合の明確化等に加え、公表範囲も一部拡大して頂きました。こうした変更は公正競争確保に資するものであり、評価されるべきと考えます。しかしながら、依然として以下の点については問題点が認められます。 従って、総務大臣殿は、当該問題点を踏まえ、NTT東西殿に対する追加調査を実施したうえで、問題が生じるおそれがあるものについては、必要な措置を講じるべきと考えます。また、現在当該報告書において非公表となっている情報については、すべてが経営情報にあたるものとは考えられないため、可能な限り公表する等その範囲について再度検討が必要と考えます。 (略) ト. 及びチ(1) (略) ・ 別添10の加入ダークファイバ、DSL、電話等の比較において、NTT東西殿の申込日～回答日がすべて0日となっており、接続事業者との納期と差異が認められることから、利用システムや申請の手続、申請フォーマット等がNTT東西殿の利用部門と接続事業者で異なり、同等性が確保できていないおそれがある。	・ ラインシェアリングDSL、ドライカップ(DSL、電話)における、他社手続(1日)と自社手続(0日)のリードタイムの差分は、他社手続では申込受付後に設備部門にて名義及び残置メタル有無等の確認作業を実施しているのに対し、自社手続では残置メタル有無確認のみ行っている(名義確認等作業は営業部門が申込時にお客様原簿等により確認を実施)ことによるものです。 ・ 仮に、他社手続において、申込後の名義確認作業を省略する方法について、具体的なお要望があれば、従来から当社よりご提案させていただいた他事業者名義での申込手続の導入等具体的な実現方法や費用等について協議させていただく考えです。 ・ なお、他社手続と当社手続の差については、これらサービスの開通の期間が約2～3週間程度であることを踏まえると、その中の1日の差によって公正な競争が阻害されているとはいえ、同等性は確保されているものと考えております。
イー・アクセス	■リードタイムの同等性の検証	

意見提出者	該当部分	再意見
株式会社	禁止行為規定報告書別添資料9-2の「①申込日～回答日」の平均日数を確認すると、ラインシェアリング、ドライカップ(DSL、電話)が1日であるのに対して、フレッツ・ADSL(利用回線型、契約者回線型)、加入電話・INSネット64は0日となっております。 これは、接続事業者が利用する機能とNTT東西殿の利用する機能にて、リードタイムの同等性が担保出来ていない可能性があるため、総務省殿は本事例の原因等について、厳格な検証を行う必要があると考えます。	
イー・アクセス株式会社	加えて、禁止行為規定報告書別添資料10の納期遵守率については、例えば、NTT西殿の「光回線設備等に係る情報の提供(光回線設備の伝送損失及び経過年数調査)」のように50%に留まるものも存在するため、遵守率が低い機能についても原因等の調査が必要と考えます。	・他社自社手続において、標準納期を超過した理由については、接続事業者から一時的に大量に申込まれたこと等によるものとなっております。 ・なお、例示された手続の遵守率が50%となっているのは、他事業者から回答時期の指定を受けたこと等によるものですが、調査の総件数は8件であり、限られた対象の中での50%という数値のみを取り上げて議論すべきではないと考えます。
イー・アクセス株式会社	■運用状況における外部検証性の確保(以下(5)と共通意見) 禁止行為規定報告書については、今年度より、新たにラインシェアリング、ドライカップ、情報開示の手続き等についての平均日数が公表されており、競争事業者がボトルネック設備利用の同等性の状況を把握する上で大変有意義であると考えます。 しかしながら、これらの情報はあくまで一部であり、未だその大半が公表されていないことから、業務委託先子会社等監督、及び機能分離の運用状況や実効性は、競争事業者にて把握出来ない状況です。 従って、透明性担保の観点から、総務省殿においては、引き続き、	・当社は、従来より電気通信事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守してきており、平成23年11月30日施行の改正事業法及び同法施行規則についても、適切な措置を講じています。また、総務省殿に報告した「禁止行為規定遵守措置等報告書」(平成24年6月29日)の措置内容については、総務省殿において検証を行い、禁止行為規制に抵触または潜脱する行為が行われることを防止するための一定の措置が講じられていること、第一種指定電気通信設備を当社が自ら利用する場合と他事業者が利用する場合とで一定の同等性が確保されていることを検証いただいている上、昨年度の措置内容について

意見提出者	該当部分	再意見
	禁止行為規定報告書の内容の開示を可能な限り推進していただくことや、報告内容の検証結果を公表していただく必要があると考えます	も、検証いただいた措置と同等の措置内容を平成25年6月28日に報告しているところであり、公正競争上の問題は特段生じていないと考えております。 ・なお、禁止行為規定報告書については、経営上の秘密に属する情報等を除き公開されており、検証の客観性は担保されていることから、新たな措置を導入する必要はないと考えます。
イー・アクセス株式会社	■日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の見直し NTTグループについては、①公社時代から線路敷設基盤等のボトルネック設備、及び加入電話の顧客基盤(約2,800万契約)を継承しており、なおかつ、②FTTHの市場シェア72.5%、OABJ光IP電話の市場シェア62.2%、携帯電話の市場シェア43.6%(※2)とEUのSMP規制における市場支配的地位の判断基準(市場シェア40%又は50%)に照らし合わせても、固定・モバイル双方の市場で支配的な地位にあることを踏まえれば、グループ各社の排他的な事業連携により、依然として、競争事業者が追随出来ない巨大な市場支配力が行使されることが懸念されるところです。 そのような中、これまで、公正競争レビュー制度、及び競争セーフカード制度の意見書では、「県域等子会社におけるNTTドコモ販商品の販売」、「ドコモショップにおけるフレッツ商品販売」、「NTTファイナンスへの料金業務の集約」等の事例により、NTTグループの組織や業務形態のストラクチャリング等に伴う、NTTグループに係る累次の公正競争要件の実効性についての課題提起がなされてきております。 これら課題の根本的な問題については、1999年のNTT再編成当時においては、NTTグループが「設備の保守・運用」や、「販売業務」や	・先般の当社意見で述べた通り、情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、移動通信の高速ブロードバンド化の進展、FMC市場の拡大、グローバルプレイヤーによる端末とアプリケーションサービスの一体提供等により、市場環境・競争環境の急激なパラダイムシフトが進んでおり、ユーザの選択肢は、固定から移動へ、国内から海外へ、通信サービスからアプリケーションサービスへといった具合に、これまでの垣根を越え、個々の必要に応じてそれらの多様なサービスを自在に使いこなせるようになっていきます。こうした点で、従来のようにサービスを提供する通信事業者がNTT1社しかなく、アプリケーションも音声通信サービスしかなかった電話時代とは大きく状況が変わってきています。 ・こうした状況にありながら、今回の公正競争レビューにあたって、これまでの競争セーフガード制度や接続ルール見直しの議論・答申と同様に、固定通信と移動通信、通信レイヤと上位レイヤといった、ユーザにとっては意味がなくなりつつある区分を前提とした議論を継続し、当社をはじめとするNTTグループに対し、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制を課し続けることになるのであれば、かかる硬直的な規制によってユーザの利便性が

意見提出者	該当部分	再意見
	「料金収納」といった通信の周辺業務を子会社化し、上記事例のように、事業会社の子会社や業務委託先等を通して、営業連携や業務集約化が行われることを想定していなかったことが挙げられると考えます。 従って、来年度実施される包括的検証の場では、今後の市場環境の変化やNTTグループの業務集約化を見据えた検証を行い、公正競争要件が有効に機能するよう、各種公正競争要件の抵触基準の明確化や、適用範囲をグループ会社や業務委託先子会社等（非電気通信事業者を含む）に拡大するといった見直しを行うことが必要と考えます。 （※2）電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成24年度第4四半期（3月末））	損なわれるだけでなく、IP・ブロードバンドサービスの普及拡大にも影響が及び、ひいてはICT利活用の促進や我が国の国際競争力の向上にとっても障害になると考えます。 ・公正競争レビュー制度の目的であるブロードバンド普及促進を図るためには、通信事業者のネットワークサービスのみならず、国内外の様々なプレイヤーが提供するコンテンツ・アプリケーションサービスまで含め、情報通信市場全体を俯瞰した議論がなされるべきであり、当社も含む全てのプレイヤーが他の様々なプレイヤーとの自由なコラボレーション等により、新たなビジネスを迅速に創出できる環境や、多様で低廉なサービスを迅速に提供できる環境を整備するといった視点で検討を進めることが重要であると考えます。こうした、原則自由なマーケットにおいてこそ、イノベーションによって新たなサービスが創造され、ユーザ利便が向上していくと考えます。 ・その上で、当社については、従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っており、また、改正事業法に定められた更なる公正競争環境整備についても、適切な措置を講じており、公正競争上の問題は特段生じないものと考えていることから、上述のとおり、ブロードバンドの普及促進を図るためにも、過去の延長線で今後の競争政策を決定するのではなく、市場環境や競争環境の変化を十分踏まえて、現行の指定電気通信設備規制や禁止行為規制等については、改めてその必要性から検証し、実態にそぐわない不要な規制については速やかに見直しまたは撤廃を行っていただきたいと考えます。
ソフトバンクB	（ア）NTTグループの連携強化	・先般の当社意見で述べた通り、情報通信市場は、技術のイノベーショ

意見提出者	該当部分	再意見
B株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社	NTTグループは上述の「NTTIDログインサービス」、「NTTネット決済」、「NTTグループカード」や下記で述べているNTTグループ統合請求等を始めとしたグループ連携を強めており、今後、お客様相談窓口、保守対応、営業、CS等の統合による更なるグループ再統合の動きが加速されていく事態が想定されます。 こうしたグループ統合施策等については、NTTグループ各社は「お客様の利便性向上」のためであることを強調していますが、本来公正競争といった規制は、一事業者の短期的な視点での利便性向上のためにあるのではなく、広く一般消費者が長期的な視点で利益を享受するためにあるものです。2014年を目途として実施する包括的な検証においては、本施策を含めた各分野でのNTTグループの連携強化が競争環境に与える影響等について、総合的に検証を行う必要があると考えます。	ンが非常に早く、移動通信の高速ブロードバンド化の進展、FMC市場の拡大、グローバルプレイヤーによる端末とアプリケーションサービスの一体提供等により、市場環境・競争環境の急激なパラダイムシフトが進んでおり、ユーザの選択肢は、固定から移動へ、国内から海外へ、通信サービスからアプリケーションサービスへといった具合に、これまでの垣根を越え、個々の必要に応じてそれらの多様なサービスを自在に使いこなせるようになっていきます。こうした点で、従来のようにサービスを提供する通信事業者がNTT1社しかなく、アプリケーションも音声通信サービスしかなかった電話時代とは大きく状況が変わってきています。 ・こうした状況にありながら、今回の公正競争レビューにあたって、これまでの競争セーフガード制度や接続ルール見直しの議論・答申と同様に、固定通信と移動通信、通信レイヤと上位レイヤといった、ユーザにとっては意味がなくなりつつある区分を前提とした議論を継続し、当社をはじめとするNTTグループに対し、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制を課し続けることになるのであれば、かかる硬直的な規制によってユーザの利便性が損なわれるだけでなく、IP・ブロードバンドサービスの普及拡大にも影響が及び、ひいてはICT利活用の促進や我が国の国際競争力の向上にとっても障害になると考えます。 ・公正競争レビュー制度の目的であるブロードバンド普及促進を図るためには、通信事業者のネットワークサービスのみならず、国内外の様々なプレイヤーが提供するコンテンツ・アプリケーションサービスまで含め、情報通信市場全体を俯瞰した議論がなされるべきであり、当社も含む全てのプレイヤーが他の様々なプレイヤーとの自由なコラボ

意見提出者	該当部分	再意見
		レーション等により、新たなビジネスを迅速に創出できる環境や、多様で低廉なサービスを迅速に提供できる環境を整備するといった視点で検討を進めることが重要であると考えます。こうした、原則自由なマーケットにおいてこそ、イノベーションによって新たなサービスが創造され、ユーザ利便が向上していくと考えます。 ・その上で、当社については、従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っており、また、改正事業法に定められた更なる公正競争環境整備についても、適切な措置を講じており、公正競争上の問題は特段生じないものと考えていることから、上述のとおり、ブロードバンドの普及促進を図るためにも、過去の延長線で今後の競争政策を決定するのではなく、市場環境や競争環境の変化を十分踏まえて、現行の指定電気通信設備規制や禁止行為規制等については、改めてその必要性から検証し、実態にそぐわない不要な規制については速やかに見直しまたは撤廃を行っていただきたいと考えます。
ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社	(イ) NTTグループ統合請求 昨年度より、NTTグループの料金の請求・回収業務等の統合が開始されています。本施策の問題点は、NTTグループの延べ1億3千万人に上るユーザ、合わせて8兆円を超える料金債権がNTTファイナンス殿へと集約されることであり、また、NTT持株 殿の元に「ヒト・モノ・カネ・情報」というグループの経営資源が統合され、NTTグループの組織の再統合・独占回帰をより加速させることにあると考えます。 総務省殿においては、「NTT東西に課されているユニバーサルサービス確保の責務に係る規定、各事業会社に課した累次の公正競争確	・本施策については、現行制度の枠内で、お客様利便の向上と通信サービス料金の請求・回収業務の効率化を目的として業務運営体制を見直したものであり、実施自体問題ないと考えます。 ・また、当社は総務省からの「貴社が提供する電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等に関して講ずべき措置について(要請)」(総基事第32号 平成24年3月23日)を受け、必要な措置を報告し、これに従って適切な業務運営を行っているとともに、本年7月に総務省殿に対し報告した措置の内容をひきつづき徹底し、公正競争の確保について、厳正に対処していく考えで

意見提出者	該当部分	再意見
	保のための措置、事業法により各事業会社に課されている料金規制及び消費者保護ルール並びに市場支配的な電気通信事業者に対して課されている行為規制等の趣旨が引き続き確保されるよう、適切な措置を講じ、またはNTTファイナンスに講じさせるとともに、講じた措置の内容について毎年度報告することを要請」しており、NTTグループの組織の再統合・独占回帰に係る懸念は払拭しきれないものの、公正競争環境は一定程度確保されたものの考えます。当該要請に基づき講じた措置の報告については公開し、総務省殿は、競争事業者も同等のサービスが実施できるようになっているか、また不当な競争環境が惹起されてないか等の視点から、十分に報告を検証すべきです。なお、総務省殿の検証については、判断基準・検証方法も公開することで、外部検証性を確保すべきと考えます。	あることから 更なる検証は不要と考えます。
株式会社ケイ・オプティコム	その中で、平成25年7月8日付のNTT東西殿から総務省への報告「電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等に関して講ずる措置の報告について」等が総務省殿のホームページに公開されていますが、総務省殿において分析・検証がなされた形跡はありません。NTTグループ各社の料金の請求・回収業務の統合については、総務省殿における判断基準・検証方法の妥当性についての外部検証性の確保は極めて重要であることから、NTTグループ各社からの毎年度の報告内容の公表に留まらず、NTTグループの措置が永続的に有効であるかどうか継続的に監督いただいた上で、その状況については、審議会・競争政策委員会等を通じて定期的に議論いただくことを要望いたします。	
ソフトバンクBB株式会社・	(キ) 活用業務・目的達成業務制度について ＜制度全般について＞	・当社はこれまでも、第一種指定電気通信設備規制や、禁止行為規制、指定電気通信役務規制、業務範囲規制のほか、NTT再編成時

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社	そもそも活用業務制度は、「事実上独占となっている東・西NTTの地域網のオープン化を徹底させるための措置」等をNTT東西殿に自主的に講じさせることにより、地域通信市場における競争を確実に進展させることが、制度導入の前提条件の一つであったと認識しています。同制度導入後、数年間においては、メタルアクセス回線等の開放政策により、ADSL市場をはじめとして、一定の競争が進展しました。しかしながら、IP網や光アクセス回線へのマイグレーションが進展している現状においては、NTT-NGNや光アクセス回線の開放が、メタルアクセス回線等と同等の開放に至っていないことから、これまでメタルアクセス回線上でサービスを提供してきた多くの競争事業者の事業継続が困難なものとなっています。このようにボトルネック設備の開放が不十分な状況下において、業務範囲を拡大させることは、その市場支配力をさらに強化するものとなることから、公正競争上、問題を生じさせることになると考えます。 また2011年11月末には改正日本電信電話株式会社等に関する法律（以下、「NTT法」という。）が施行され、NTT東・西殿による活用業務制度が認可制から届出制へと規制緩和されましたが、同法施行後、2011年12月21日にNTT東日本殿から「インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービス」が申請されたことを皮切りに、平成25年8月7日（現在）までに計9件もの届出がなされています。認可制時代は、申請数が年間平均1.2件であったことを踏まえると、届出制への移行後は年間平均5.3件と、実に4倍以上の申請数となっており、届出制への移行をきっかけとして、NTT東西殿による崩壊的な業務範囲拡大が進行し、公正競争上、さらに大きな問題を生じさせることになっていることは明らかなです。	の公正競争要件等の各種法令・ガイドラインを遵守し、公正競争の確保に努めてまいりました。また、活用業務を営むにあたっては、引き続き「NTT東西の業務拡大に係る公正競争ガイドライン」等を遵守し、公正競争の確保に努めていく考えです。 ・この活用業務制度は、平成13年のNTT法改正により、県内／県間の区分のないインターネット時代に対応した低廉で多様なサービスといった技術革新による新しい技術可能性の増大に対応した新たなサービスの提供を可能とする等の観点から制度化され、当社はこれまでIP電話サービスの県間役務等に係る料金設定や、フレッツサービスの県間役務提供等について、認可を得て実施してまいりました。 ・その間において、情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、端末やコンテンツ・アプリケーションの市場拡大と通信との一体的サービス提供が進展するとともに、サービスやプレイヤーのグローバル化が急激に進むなど、活用業務制度の導入時点と比べ、大きなパラダイムシフトが進展してきております。 ・当社は、これまでも光サービスを世界に先駆けて本格展開し、ブロードバンドの普及に全力で取り組んでまいりましたが、ブロードバンドの一層の普及に向けては、広く社会・経済・国民生活の中でICTの利活用を推進していくことが重要であり、そのためには情報通信市場のパラダイム変化を十分踏まえ、従来の電話を前提とした規制等を見直し、IPブロードバンド市場において各事業者が自由に事業展開を行うことができる環境の整備が必要と考えます。 ・したがって、活用業務制度の運用にあたっては、お客様の利便性向上・ICT利活用の促進のためにも、スピーディーかつ安定的なサービ

意見提出者	該当部分	再意見
	また、NTT東西殿の業務範囲の制限は、公正競争確保のため極めて重要な法的規制であり、子会社を通じさえすれば自由に業務範囲を拡大できるというものではないと考えますが、2012年6月22日、NTTの新社長は所信表明において、「NTT東、西の業務はアクセスビジネスに限定されているが、それ以外は、全くできないわけではない。子会社を通じた形とか、まだやっていける余地はあると思う。」(2012年7月2日通信興業新聞第1面)と発言しています。こうした制度を無効化するような行為を示唆していることを踏まえると、活用業務制度自体の見直しの時期に入っていると言わざるを得ません。 従って、活用業務制度についてはその制度自体の見直しを開始し、真の公正競争環境を確保していくため、ボトルネック設備の開放に係る問題及び独占事業体であるNTTグループに係る問題を抜本的に解決することが必要と考えます。	ス提供が可能となるよう運用いただくとともに、これまでの市場の変化を見極めつつ、適宜、柔軟な見直しを実施していただきたいと考えます。
KDDI株式会社	<活用業務> 本来、活用業務制度は、事実上独占となっているNTT東・西の地域網のオープン化を徹底させるための措置をNTT東・西に自主的に講じさせることにより、地域通信市場における競争を確実に進展させることが、制度導入の条件となっており、その前提として、「お客様利便性の向上」及び「公正な競争確保」のバランスが図られることが必要とされています。しかし、NTT東・西が固定通信市場において圧倒的なシェアを維持している現状に鑑みれば、公正な競争環境が確保されているとは言えません。 さらに、2011年11月にNTT東・西における活用業務制度が認可制から届出制へ規制緩和されたことによって、活用業務提供の自由度は増し、制度改定後1年半でNTT東・西で計8件の届出がなされ、今後も活	

意見提出者	該当部分	再意見
	用業務としてサービスを開始することを繰り返すことで、事業領域を着々と拡大する恐れがあります。 また、現行の運用においては、個々の活用業務に係る届出ごとに、公正競争要件が確保されているかはチェックされていますが、これまでに届出された活用業務が現在の市場にどのような影響を及ぼしているかについては検証されていません。 NTT東・西は、競争に与える影響が小さく見える小規模な活用業務を徐々に届け出ること、公社時代から引き継いだ「ボトルネック設備」と「顧客基盤」を用いて他の領域へのレバレッジを利かせる懸念があります。実際に、IP電話サービスの県間伝送等に係る料金設定については、市場規模が小さく、影響が少ないとの判断から法人向けIP電話サービス（平成15年10月）が認可され、その後、集合住宅向けIP電話サービス（平成16年7月）、戸建向けIP電話サービス（平成17年1月）が立て続けに認可された結果、NTT東・西のひかり電話の市場シェアは一時期75%を超えるまでに急激上昇し、公正競争上大きな影響を及ぼした経緯があります。 したがって、総務省においては、同等性の確保やグループドミナンス排除の実効性を担保し、公正競争環境を確保した上で慎重な運用をするとともに、過去にNTT東・西が届け出た複数の活用業務についても改めて検証して公正競争を阻害していないか確認すべきです。	
株式会社株 式会社ケイ・ オプティコム ティコム	③「活用業務制度」の是非 ボトルネック設備を保有するNTT東西殿に対する活用業務制度は、NTT殿の独占部門と競争部門を分離して競争を一層促進し、ひいては国民利便の向上に繋げるというNTT再編の趣旨をないがしろにするものであることから、本来、同制度については即刻廃止すべきと考えま	

意見提出者	該当部分	再意見
	す。 特に、届出制への移行後は、全国サービスであるNTT東日本殿の「オフィスまるごとサポート」をはじめ、NTT東西殿によるなし崩しの業務範囲の拡大が進行していることから、個々の活用業務に係る手続きについてより一層の透明性・客観性の確保が求められます。 よって、総務省殿における検証については、サービス開始時やNTT東西殿からの毎年度の報告時に留まらず、サービス開始以降永続的に実施いただくことが重要であるのと同時に、当該検証結果については、審議会や競争政策委員会等の公の場で議論いただくことを要望いたします。 活用業務について現行の届出制で進めていくにあたっては、過去の個別の活用業務について、各種措置が適切に講じられているかを永続的に検証し、その状況によってはさらなる措置の実施を指導することが必要です。	
ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社	＜ISP業務やモバイル業務への進出について＞ 2011年11月17日公表の「日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見及びその考え方」において、「ISP業務やモバイル業務については、電気通信事業の公正な競争の確保に看過し得ない著しい支障をおよぼすおそれのある事態も容易に想定される」と総務省殿の考え方が示されています。この点も踏まえ、現状の法体系の下、NTT東西殿がISP業務やモバイル業務等を活用業務として営むことは想定し得ない事態ではありますが、仮にNTT東西殿にて同種の業務拡大を企図し、届出がなされたとしても、総務省殿は、すみやかに業務改善命令等により、当該サービスが提供されないよう対処すべきと考えます。	・2011年11月17日公表の「日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見及びその考え方」において、「ISP業務やモバイル業務について、放送業と同様に明確な禁止事項としてガイドラインに明記すべき。」との意見に対し、「ISP業務やモバイル業務について、必ずしも、放送業務と同等に扱うまでの必要はないもの考えられる。(中略)仮に、これらの業務を営むことについての届出があった場合であっても、法改正前と同様に、届出に係る業務がNTT法第2条第5項目に規定する範囲内で営まれることについて、厳格な確認が必要であると考えられる。」との考え方が総務省殿より示されているところです。 ・情報通信市場においては、固定と移動の融合が急速に進展する中

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI株式会社	NTT持株体制下でNTTドコモやNTTコミュニケーションズなどがモバイル事業、ISP事業を行っている中、NTT東・西がモバイル事業、ISP事業等に進出することは、NTTグループとしての市場支配力を高めることになり、競争を阻害するものと考えます。このような公正競争上支障があることが明白であるNTT東・西による移動体事業やISP事業等への参入については当然禁止すべきです。	で、お客様の利便性の高いサービスの提供に向け、各事業者が他の事業者との協業も活用し、活発な事業展開を行っているところであり、現に、例えば他社は、特定の事業者の固定通信を利用した場合にスマートフォンの月額料金を割引くなど固定とモバイルを組み合わせた新たなサービスを提供している一方で、NTT東西に対しては、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制や、往時の競争環境を前提とした累次の公正競争要件などが課せられており、これにより、お客様の利便性の向上に対する要請に機動的かつ柔軟に対応できないとなれば、NTTグループのお客様だけが不利益を被ることとなります。 ・したがって、すべての事業者のお客様が多様なサービスの利便を制約無く享受し、ブロードバンドサービスの利活用の一層の促進を図る観点から、現在の規制のうち時代にそぐわないものは撤廃または緩和していただきたいと思います。
ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社	＜目的達成業務を利用したNTTグループの実質的セット販売について＞ NTT 東西殿は、「情報通信関連商品の販売・保守」として目的達成業務を届け出ることにより、「音声利用 IP 通信網サービス等を用いた音声通話サービス等の利用が可能なスマートフォン（SIM カードを除く）」の販売・保守が可能な状況になっています。しかしながら、SIM カードのないスマートフォンでは通話することが出来ないことから端末単体で販売することは想定されにくく、通常 SIM カードとセットでの販売になると考えます。この際、同じグループ会社の NTT ドコモ殿の紹介や同社との共同営業等、排他的なグループ連携に繋がるおそれも	・「音声利用IP通信網サービス等を用いた音声通話サービス等の利用が可能なスマートフォン（SIMカードを除く）」の販売実績はありませんが、今後当該商品を取り扱う場合においても、特定の電気通信事業者との排他的な連携を行わない等、引き続き禁止行為規制等の公正競争条件を遵守していく考えです。

意見提出者	該当部分	再意見
	考えられます。従って、総務省殿は、公正競争環境を確保するため、特に以下のような観点で、実質的に脱法的な営業行為を許していないか等を検証すべきと考えます。 - 販売機種が特定のキャリアに偏っていないか - 当該目的達成業務として販売したスマートフォンに使用されているSIMカードのキャリアについて偏りがいないか - NTT東西殿の販売員が特定のキャリアを推奨する行為が行われていないか なお、仮に問題が認められた場合においては、徹底した指導等是正措置を実施することを要望します。	
ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社	（オ）NTTブランド使用ルール整備 NTTグループ各社が社名やサービスの一部に「NTT●●」のように「NTT」等の名称を用いて営業することは、NTTグループによる一体的なサービス提供を想起させるおそれが高いと想定されます。本意見書でも述べさせて頂いているとおり、「NTT」IDログインサービスや「NTT」グループカードといったサービス名称や後述のとおり、株式会社オプティキャスト（以下、「オプティキャスト」という。）殿が提供する「フレッツ・テレビ」のようにサービスに「フレッツ」等の名称を使用する場合は、利用者がサービスの提供主体を正しく認識出来ない恐れがあり、利用者保護及び公正競争確保の観点から問題が生じないよう、「NTT」等のブランド使用に関するガイドライン等を早急に整備すべきと考えます。	・ブランドの使用については、「再編成に関する基本方針（平成9年12月4日公表）」においても、一般的な商取引の問題であるとされ、使用について禁止されておらず、ブランドや信頼性は企業としての経営努力の結果として獲得されるものであり、公正競争の観点から問題となるものではありません。 ・「フレッツ・テレビ」の提供にあたっては、広告・CM等については、以下の内容※を掲載し、放送サービスの提供主体を明確にすることで、指摘のような誤解が生じないよう努めております。また、本社に設置した広告審査組織などにおいて、すべての広告物の審査を実施しているところであります。 ※広告物への主な掲載内容 「フレッツ・テレビ」は、NTT 西日本が提供する電気通信サービス「フレッツ・テレビ伝送サービス」の契約と、㈱オプティキャストが提供する放送サービス「オプティキャスト施設利用サービス」の契約によりご利用頂けます。
KDDI株式会社	＜NTTブランドの使用＞ 県域等子会社やNTTグループ各社は、NTT法第8条によって本来使用がNTT持株及びNTT東・西に限定されている「日本電信電話」＝NTTブ	

意見提出者	該当部分	再意見
	ランドを「NTT東日本ー〇〇」や「NTT〇〇」のように社名に冠し、NTT再編時の趣旨に反して公社時代から継承したブランド力をグループ全体で使用しています。また、昨今、NTTドコモが、会社名表記を「株式会社エヌティティドコモ」から「株式会社NTTドコモ」への変更を発表しましたが、このように「NTT」ブランドを軸に訴求することは、ユーザーに対して実質的にNTTグループ統一や連携を強く想起させるものであると考えます。総務省においては、法の趣旨を逸脱して「NTT」ブランドがNTTグループ全体で不適切に利用されていないか検証すべきです。	フレッツ・テレビ月額利用料682. 5円(税込)(オプティキャスト施設利用料210円(税込)／月を含みます。) ※CMでの掲載内容 「フレッツ・テレビ」は地デジ受信方法のひとつであり、「フレッツ光」を利用し、(株)オプティキャストの放送サービス(地上／BS)を受信するサービスです。 フレッツ・テレビ月額利用料682. 5円(税込)(オプティキャスト施設利用料210円(税込)／月を含みます。)
ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社	(カ)「フレッツ」のサービス名称使用 オプティキャスト殿が提供する「フレッツ・テレビ」の広告表示に関しては、2009年2月にNTT東日本殿に対して、放送サービスの提供主体が他社であることを広告に明記するよう行政指導※2が出されていますが、依然としてNTT東日本殿が本サービスを提供しているかのように誤認させる広告宣伝が散見される状況です※3。NTT法で放送業が禁止されていることを踏まえれば、NTT東西殿は「フレッツ・テレビ」の提供主体がオプティキャスト殿であることを利用者が明確に理解できるようにすべきであると考えます。総務省殿においては、当該放送サービスの提供主体について、利用者が正しく認識しているかについてアンケートを実施する等、現状を正確に把握した上、仮に利用者に誤認与えている状況であることが確認できた場合、適切な措置等を講じるべきと考えます。 ※2「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2008年度)」に基づき講じるべき措置について(要請)(2009年2月25日) http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/090225_5.html#bs1 ※3 別添資料3参照	・現在、ブロードバンド市場においては、トリプルプレイに対するお客様ニーズに応えるべく、様々な事業者が自らの経営資源の活用や他社とのアライアンスなどを通じ、映像サービスやIP電話サービスなどを提供し、活発な競争を展開しています。当社も、インターネット以外のフレッツ光の新たな利用シーン・魅力として、フレッツ光と共に提供される各種映像サービスの紹介を通じて、こうしたお客様ニーズに応えていく考えです。

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI株式会社	＜フレッツ光TVの広告表示＞ 「フレッツ・テレビ」は、オプティキャストがサービス提供主体であるにもかかわらず、NTT東・西が本サービスを提供しているかのように誤認させる広告宣伝が見られます。NTT 法において放送業が禁止されていることを踏まえれば、NTT 東・西は「フレッツ・テレビ」の提供主体がオプティキャストであることを利用者が明確に理解できるようにすべきであり、総務省においては、「フレッツ・テレビ」の提供主体を明確に認識できるよう厳格な調査、検証を行うべき。 加えて、当該サービス以外についても、別会社を介してフレッツ上で提供されている事例が散見されますが、NTT東・西が提供主体となっていないサービスについては、「フレッツ」等のNTTブランド使用を禁止する等のルール整備を推進すべきと考えます。	
ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社	(エ) NTTグループ会社間の役員等の人事異動禁止 本年度においても、NTT持株殿を中心としたNTTグループ内における役員の配置転換が複数見受けられます。このような戦略的な人材配置については、なし崩し的なグループの再統合を誘引し、独占への回帰を図る動きと捉えることが可能であり、先述のNTTグループ統合請求事案や、NTT東西殿及びNTTコミュニケーションズ殿の共同営業行為事案に示唆されるように、公正競争環境に著しい悪影響を及ぼす懸念があります。今後、包括的な検証を実施するに当たっては、論点として盛り込むべきと考えます。	・当社における人事については、「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」や「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針」で示されたルールを遵守しており、公正競争上問題ないものと考えます。 ・なお、会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなど、人事交流によって公正競争が阻害されることがないよう、公正競争の遵守に引き続き取り組んでいく考えです。
ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社	(ウ) NTT東西殿及びNTTコミュニケーションズ殿の共同営業行為 NTT東西殿が自社ユーザの新規獲得に当たり、併せてエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下、「NTTコミュニケーションズ」と	・当社はNTTコミュニケーションズ殿とは独立した営業活動を実施しており、また、当社がNTTコミュニケーションズ殿の販売業務を受託する場合の条件、当社がNTTコミュニケーションズ殿に提供する情報は他

意見提出者	該当部分	再意見
レコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社	いう。) 殿のサービスに割引を付すという事例を始め、事業法等で禁止されている共同営業行為と疑われる事例が見受けられます。これらはNTT グループの一体となった営業行為であると考えられ、電気通信事業法第30 条第3項第2号及び「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針」(平成9年郵政省告示第664号)における承継会社への事業の引継ぎに当たって電気通信の分野における公正な競争の確保に関し必要な事項に関する基本的な事項」(八)(九)に実質的に該当するものと考えます。総務省殿においては、覆面調査や立入検査等、踏み込んだ実態の調査等を行ったうえ、是正に向けた措置等を講じて頂きたいと考えます。また、冒頭で述べたとおり、本事例を始めとし、競争事業者が営業やサービスの主管部門における逸脱行為を示す、電話や口頭以外での有形の具体的な証拠を得ることが非常に困難であるため、本制度の検証方法自体を見直す必要があると考えます。 ・NTT東日本殿のフレッツ光ネクスト導入を条件にNTTコミュニケーションズ殿のISP料金の値下げ提案を同一のNTT東日本営業担当者が実施 等	の電気通信事業者との間のものとしており、公正競争上の問題はありません。 ・なお、当社としては、お客様の多様なご要望に基づき実施する他社との共同提案については、利用者利便を確保する観点から制限されるべきでないと考えます。
KDDI株式会社	＜光ポータブル(サービスを介した事実上の移動体との連携事例)＞ NTT東・西は、「光ポータブル」を介して、NTTドコモやNTTドコモ網を利用したMVNOの移動体サービスの販売を、フレッツサービスからのレバレッジを利かせる形で行っており、固定市場とモバイル市場におけるドミナント事業者であるNTT東・西とNTTドコモが実質的に連携している状況を作り出しています。総務省においては、NTTグループ間の直接的なサービス連携にとどまらず、間接的な連携についても公正競争上の問題がないか厳格に調査・検証を行い、実質的なサービス連携が行	・光ポータブルは3Gモバイルデータ通信が利用できるだけでなく、宅内では無線LANルータとして、屋外では公衆無線LANサービスを利用可能とするものであり、フレッツ光の利活用促進に資する通信機器であると認識しています。 ・また、当社の提供する光ポータブルはSIMフリー端末となっており、各社の様々な3Gモバイルデータ通信サービスをご利用いただくことが可能で、NTTドコモ殿の3Gモバイルデータ通信サービスもそのひとつに過ぎません。したがって、NTTドコモ殿との排他的な連携には

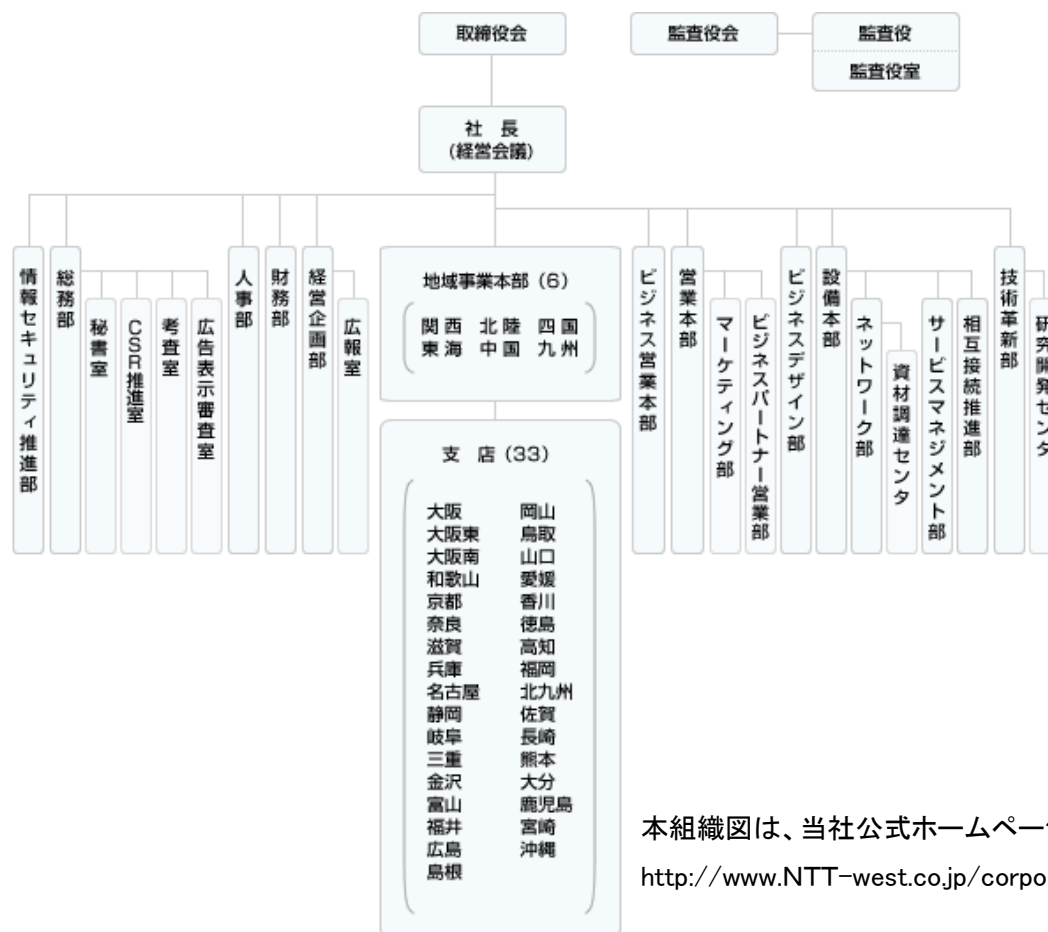
意見提出者	該当部分	再意見
	われないように禁止すべきです。	あたりません。 ・むしろ、情報通信市場においては、固定と移動の融合が急速に進展する中で、お客様の利便性の高いサービスの提供に向け、各事業者が他の事業者との協業も活用し、活発な事業展開を行っているところであり、現に、例えばKDDI殿は、特定の事業者の固定通信を利用した場合にスマートフォンの月額料金を割り引くなど固定とモバイルを組み合わせた新たなサービスを提供している一方で、NTT東西に対しては、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制や、往時の競争環境を前提とした累次の公正競争要件などが課せられており、これにより、お客様の利便性の向上に対する要請に機動的かつ柔軟に対応できないとなれば、NTTグループのお客様だけが不利益を被ることとなります。 ・したがって、すべての事業者のお客様が多様なサービスの利便を制約無く享受し、ブロードバンドサービスの利活用の一層の促進を図る観点から、現在の規制のうち時代にそぐわないものは撤廃または緩和していただきたいと考えます。
DSL事業者協議会	昨年度の「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見募集」において当協会から指摘させていただいたNTTの工事会社と名乗る会社(東日本エリア)から「近日NTTのメタルケーブルを撤去するため、光回線に変えないと電話が使えなくなる」という虚偽の説明により営業を行なっている事例については、「営業マニュアルを策定の上、研修等を通じて適正な営業活動に関して指導徹底するとともに、場合に応じて契約解除を行う規定を設ける等、販売代理店に対して厳格な対応を実施しているとしている。」との報告をい	・当社では営業マニュアルを制定し、代理店名の適正な名乗りや、サービス内容や料金についての正確なご説明を義務付けるとともに、光回線への切り替えが必須であるかのようなお客様誤認を招く営業トークを禁じるなどのルールを定めています。また同マニュアルを活用した研修等を通じて、適正な営業活動に関して指導徹底するとともに、場合に応じて契約解除を行う規定を設けるなど、販売代理店の適正な営業活動について厳格な対応を既に実施していることから、指摘されているような措置は必要無いと考えます。従来に引き続き、販売代理

意見提出者	該当部分	再意見
	ただいておりますが、今年度も同じ虚偽説明と思われる事例がありました。適正な営業活動に関する指導の更なる徹底をお願いするとともに、実施状況の報告など、第三者が検証できる対応を行う必要があると考えます。	店の適正な営業活動に関して指導徹底いたします。
株 式 会 社 ケ イ・オプティコ ム	NTT西日本殿の販売代理店等における不適切な営業活動については、従来から指摘を重ねていますが、NTTグループ体となった共同営業行為や、NTTブランドによる優越的地位を乱用した営業活動がいまだに散見されます。 例えば、NTT西日本殿のフレッツ光サービスの提供料金に関して、同社のテレビCMでは、フレッツ光の単体の料金を大きく訴求し、「プロバイダとの契約・料金が必要」等の説明は、小さく表記するに留まっております。同様に、フレッツ光の訪問販売員から、「ケイ・オプティコム eo光より安い」と説明される中で、ISP料金が含まれていないフレッツ光の単体の料金を提示されるといった事例も見受けられます。 また、Google上で弊社ブランドの「eo光」を検索すると、NTT東西殿の販売代理店によるリスティング広告を用いて、「eoより、お得な光ネット回線」との表記で当該販売代理店のホームページに誘導するケースも見受けられます。なお、そのホームページ上では、料金比較をはじめ、弊社「eo光」に関する記載はありません。 これらのことは、利用者の提供料金を誤認させるのみでなく、公正な競争環境を歪めるものと考えます。 また、上記以外に、次のような事例も見受けられます。 ・お客様がNTT西日本殿の電話窓口において、NTTグループ内のISP(NTTぷらら殿)の提案を受ける	・広告・CM等については、提供主体を明確にすることで、指摘のような誤解が生じないように努めております。また、本社に設置した広告審査組織などにおいて、すべての広告物の審査を実施しているところであります。 ・インターネット接続サービスについて、お客様からお問合せがあった場合にご説明することがありますが、これはお客様の利便性確保を目的に行っているものであり、公正競争上の問題はないと認識しております。当社がNTTぷらら殿の販売業務を受託する場合の取引条件等に関して、NTTぷらら殿等のNTTグループ各社に比して、他の電気通信事業者に不利な取扱いを行っておらず、公正競争上問題ないものと考えます。 ・また、当社は、販売代理店に対して、事実と異なる説明の禁止等、勧奨説明上の禁止事項等について契約書に規定するとともに、営業マニュアル等を用いて指導徹底しており、お客様からの苦情の相談があった場合、改善に向けた個別指導を実施し、改善が見られない場合や悪質な営業活動の再発があった場合等については、契約書等に基づき罰則を適用する等、販売代理店の適正な営業活動について厳格な対応を実施しております。 ・なお、広告表現としてお客様に誤認を与える事案が発見された場合、速やかに是正措置を講じる等、代理店指導を実施しております。

意見提出者	該当部分	再意見
	・訪問販売員から、「eo光は工事の時に必ず穴をあけるが、NTTでは電話配管を使うので綺麗に工事ができる」と説明を受ける 以上のことから、総務省殿においては、NTT西日本殿による不適切な営業活動を防止するための措置が十分であるか継続的に管理監督いただくことに加え、総務省殿主導による厳格な調査・検証を実施すべきと考えます。また、NTT西日本殿が販売代理店等を十分管理監督しているか疑問のあるところであり、不適切な営業活動の早期是正を含めて、NTT西日本殿による販売代理店等の管理監督の徹底を強く要望いたします。	
ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社	<上位レイヤへの進出について> 現行制度においては、NTT東西殿による放送分野への進出が明確に禁止されており、その理由として、「独占的な地域通信網のインフラを通じて通信の隣接分野であるコンテンツ(情報内容)市場へ不当な影響力が行使され、ハード・ソフト両分野にわたる一体的支配のおそれを排除するため」(「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第一次答申～IT時代の競争促進プログラム～」2000年12月21日 電気通信審議会より抜粋)と挙げられています。 今般NTT東西殿においては、活用業務制度を利用したASPサービスやクラウドサービスといった上位レイヤへの進出が目立っていますが、こうした上位レイヤへの進出が進めば、上述のとおり、「通信の隣接分野であるコンテンツ(情報内容)市場へ不当な影響力が行使されるおそれのあるものであり、仮にNTT法第2条第5項の「“電気通信事業”の	・当社はこれまでも、第一種指定電気通信設備規制や、禁止行為規制、指定電気通信役務規制、業務範囲規制のほか、NTT再編成時の公正競争要件等の各種法令・ガイドラインを遵守し、公正競争の確保に努めてまいりました。また、活用業務を営むにあたっては、引き続き「NTT東西の業務拡大に係る公正競争ガイドライン」等を遵守し、公正競争の確保に努めていく考えです。 ・この活用業務制度は、平成13年のNTT法改正により、県内／県間の区分のないインターネット時代に対応した低廉で多様なサービスといった技術革新による新しい技術可能性の増大に対応した新たなサービスの提供を可能とする等の観点から制度化され、当社はこれまでIP電話サービスの県間役務等に係る料金設定や、フレッツサービスの県間役務提供等について、認可を得て実施してまいりました。 ・その間において、情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、端末やコンテンツ・

意見提出者	該当部分	再意見
	公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」がなかったとしても、隣接分野も含めた公正競争を確保する観点から、本来認められるべきではないと考えます。	アプリケーションの市場拡大と通信との一体的サービス提供が進展するとともに、サービスやプレイヤーのグローバル化が急激に進むなど、活用業務制度の導入時点と比べ、大きなパラダイムシフトが進展してきております。 ・当社は、これまでも光サービスを世界に先駆けて本格展開し、ブロードバンドの普及に全力で取り組んでまいりましたが、ブロードバンドの一層の普及に向けては、広く社会・経済・国民生活の中でICTの利活用を推進していくことが重要であり、そのためには情報通信市場のパラダイム変化を十分踏まえ、従来の電話を前提とした規制等を見直し、IPブロードバンド市場において各事業者が自由に事業展開を行うことができる環境の整備が必要と考えます。 ・したがって、活用業務制度の運用にあたっては、お客様の利便性向上・ICT利活用の促進のためにも、スピーディーかつ安定的なサービス提供が可能となるよう運用いただくとともに、これまでの市場の変化を見極めつつ、適宜、柔軟な見直しを実施していただきたいと考えます。

NTT西日本の組織図(平成25年7月1日現在)



本組織図は、当社公式ホームページ上に掲載

<http://www.NTT-west.co.jp/corporate/about/sosikizu.html>

再 意 見 書

平成 25 年 9 月 24 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 163-8019

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにししんじゅく

住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号

(ふりがな) ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

氏 名 東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅之

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する再意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンク B株式会社・ ソフトバンク テレコム株式 会社・ソフトバ ンクモバイル株 式会社	<現行指定の対象について> 第一種指定電気通信設備を用いた電気通信サービスについては、昨年から競争環境に大きな変化はなく、平成25年6月27日に公表された「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(平成24年度第4四半期(3月末))」によると、NTT東西殿は固定電話で76.5%、FTTHで72.5%、0ABJ-IP電話で62.2%のシェアを占め、引き続き市場支配力を有している状況です。従って、現在指定を受けている第一種指定電気通信設備については、今後も引き続き指定を継続すべきと考えます。	【指定電気通信設備規制に対する基本的な考え方】 ・第一種指定電気通信設備(以下、一種指定設備という。)制度が導入された当時は、電話の時代であり、他事業者が加入者回線の敷設や加入者交換機を設置して、当社と同等のネットワークを自ら構築することが実質的に困難であったことから、他事業者がサービスを提供するために当社の固定電話網が不可欠であるとして、規制が課されてきました。 ・しかしながら、IP・ブロードバンド時代においては、他事業者は、ルータ等の局内装置を自ら設置し独自のIP通信網を構築し、アクセス回線も自ら敷設、あるいは当社がオープン化により提供しているダークファイバ等を利用してサービス提供しており、当社のNGNをはじめとするIP通信網に固定電話網のような不可欠性はありません。 ・現に、電力系事業者、KDDI殿、CATV事業者といった固定系の事業者だけでなく、WiMAXやLTE等を用いた移動系の事業者を含め、自ら設備を構築してサービスを提供する事業者間で熾烈な競争が展開されており、平成24年度のNTT東西のフレッツ光の純増数は74万であるのに対し、LTEの純増数は約1,800万、WiMAXの純増数は300万、NTT東西以外のFTTHサービスの純増数は82万となっています。 ・また、NTT東西の加入電話契約者数は、平成10年3月末時点のピーク時に約6,300万でしたが、平成25年3月末時点では約2,900万へと減少しています。一方、フレッツ光のひかり電話契約者数(ch数)は、平成25年3月末時点で約1,500万程度であり、加入電話のピーク時に比べると約1,900万ものお客様が、NTT東西の固定電話以外の他社直収電話やFTTHサービスまたは携帯電話等へ移行し
DSL事業者 協議会	「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(平成24年度第4四半期(3月末))」によれば、NTT東西殿はFTTHで72.5%、0ABJ-IP電話で62.2%のシェアを占めており、市場支配力を維持している状況に変化はありません。市場支配力を行使する可能性がある以上、指定要件及び第一種指定電気通信設備の対象については、今後も引き続き継続して競争環境を維持すべきと考えます。	
KDDI株式 会社	第一種指定電気通信設備の指定の対象は適切と考えます。そのため、現在指定されている第一種指定電気通信設備については指定を継続すべきと考えます。	
イー・アクセ ス株式会社	■ 指定対象の現行維持 現行指定対象となっているNGN、光ファイバ、WDM装置等については、NTT東西殿より概括的展望が公表され、メタル/PSTNから光/NGNへのマイグレーションが進展していることを踏まえれば、利用者、及び競争事業者にとっての不可欠性はさらに高まると考えられるため、指定対象の維持が必要と考えます。	

意見提出者	該当部分	再意見
		たものと想定されます。 ・こうした状況は、お客様ご自身が他社サービスのご利用を自由に選択した結果であり、また、近年の傾向として、スマートフォン等の携帯電話しか持たないお客様も相当数いらっしゃることも踏まえれば、当社のIP通信網は、携帯電話も含め、各事業者が提供する多様なネットワークの選択肢の一つに過ぎないと考えます。 ・したがって、今年度の検証にあたっては、総務省殿においては、従来の検証に留まることなく、上述のような市場環境・競争環境を十分に検証し、「不可欠性」のない設備については、早急に一種指定設備の対象から除外していただきたいと考えます。 ・なお、昨年度の公正競争レビューの検証結果においては、従来の考え方を踏襲するだけにとどまっていますが、このような市場環境・競争環境を踏まえた検証が必要と考えます。 【NGN、地域IP網及びひかり電話網】 ・当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網等のIP通信網については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、一種指定設備の対象から除外していただきたいと考えます。 (1) 世界で最も徹底したオープン化を図ってきた結果、他事業者は当社と同等の条件で独自にIP通信網を構築できる環境が十分整っており、現に他事業者は独自のIP通信網を既に構築していること、また、他事業者は、アクセス回線を自ら敷設、または当社の光ファイバ等を利用してエンドエンドで設備を構築し、サービスを展開していることから、光ファイバ等のアクセス回線のボトルネック性はネットワークとは遮断されており、当社のNGNをはじ

意見提出者	該当部分	再意見
		めとするIP通信網自体にボトルネック性はないこと。 －他事業者が自前の設備を使って独自のIP通信網を構築できるよう、当社は光ファイバやコロケーションといった「素材」や、電柱・管路といった線路敷設基盤を最大限提供しております。 ＜中継光ファイバの提供実績＞ 154事業者、3,950区間、約7.7万芯(平成25年3月末) ＜コロケーションの提供実績＞ 80事業者、2,074ビル、約4.5万架(平成25年3月末) －また、年々多様化する他事業者からの新しい要望等にお応えするため、接続メニューの多様化、手続の迅速化、情報開示の充実等を通じて、市場拡大・サービス競争の促進に寄与しています。 (2)競争が進展しているブロードバンド市場において、当社のIP通信網(NGNを含む)を規制する理由はないこと。 －固定系ブロードバンド市場における、当社の契約数シェア(平成24年度末)は58.1%、特に首都圏では51.6%と熾烈な競争が展開されており、その結果、我が国では、光サービスが世界に先駆けて普及する等、世界で最も低廉で高速なブロードバンドサービス環境が実現しています。 －FTTHサービスだけに市場を限定した場合でも、KDDI殿の本格展開に伴い、当社の純増数シェアは平成23年度では79.7%であったのに対し、直近の平成24年度では48.9%まで低下しています。 更に、純増数シェアをエリア別に見ると、首都圏においても48.3%となっている他、特に、群馬県、長野県、山梨県では純

意見提出者	該当部分	再意見
		増数シェアが3割を下回る状況となっております。 －冒頭で述べたとおり、WiMAXやLTEの契約者数が拡大し、移動通信における超高速ブロードバンド化が急速に進展していることや、スマートフォン等の高度な機能を有する端末の普及に伴い、固定系ブロードバンドは利用せずに移動系ブロードバンドのみを利用するユーザもいることを踏まえると、移動系を含めたブロードバンド市場全体の中の1つのネットワークとして当社のIP通信網(NGNを含む)を捉えることが適当であり、当該市場におけるNTT東西の契約数シェア(平成25年3月末)は11.1%に過ぎません。 (3)加入者光ファイバについて、諸外国で日本のように厳格なアンバンドル規制を課している例はないこと。 －「光の道」構想に関する意見募集(平成22年8月17日)において、米国電気通信協会殿から、 「米国では、高速大容量の光ファイバー網を構造分離・機能分離・オープン化する規制ではなく、規制を軽微に留めて設備ベースの競争を促す方針が一貫して採られています。」 「このように、日本においては、さらなる規制負担によって高度通信網への設備ベースの投資を阻害するのではなく、現存するオープン化規制などの障壁を取り除くことを検討する必要があると考えられます。米国には、高度通信網のオープン化規制が存在しません。」 といった意見が提出されております。 ・なお、昨年度の公正競争レビュー制度に基づく検証結果において示されているNGN、地域IP網及びひかり電話網を一種指定設備とする

意見提出者	該当部分	再意見
		理由については、以下のとおり、合理性はないと考えます。 《NGNの検証結果》 ・昨年度の公正競争レビュー制度に基づく検証結果では、当社のNGNについて、 ①NGNはシェア74%超を占めるFTTHサービスやシェア70%近いひかり電話等に利用されるネットワークであり、他事業者の構築したネットワークを利用してサービス提供を行うビジネスモデルを採用する事業者（FVNO）や固定電話網・IP網などネットワークを自ら構築し保有している事業者（FNO）にとって、利用の公平性が確保された形で自網とNGNを接続可能であることがその事業展開上不可欠であり、かつ、利用者利便の確保の観点からも不可欠であると考えられること、 ②NTT東西のFTTHユーザは、NGNの收容ルータに收容されると、現時点ではコア網として他事業者網を選択できないことから、NGNはメタル回線をアクセス回線とする電話網等よりも他事業者にとっての事業展開上のボトルネック性が一層高いという特性を有しており、これらの状況は現段階においても変わりはないこと、 ③今後我が国の基幹的なコア網としての役割が想定されるNGNにおいて、多様な事業者が、競争的なサービスや多様なコンテンツ・アプリケーションサービスを柔軟に提供できる環境を整備することがこれまで以上に重要となっていること、 から、引き続き一種指定設備に指定することが必要とされています。 ・しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、合理性はないと考え

意見提出者	該当部分	再意見
		ます。 ーシェアについていえば、そもそもシェアは各事業者がエリア展開や営業活動を積極的に展開したか否かの結果に過ぎず、他事業者にとって、事業展開上の不可欠性とは何ら関係のないこと。 ーまた、シェアの見方についていえば、 固定系ブロードバンド市場における、当社の契約数シェア(平成25年3月末)は58.1%、特に首都圏では51.6%と熾烈な競争が展開されていること。 FTTHサービスだけに市場を限定した場合でも、KDDI殿の本格展開に伴い、当社の純増数シェアは平成23年度では79.7%であったのに対し、直近の平成24年度では48.9%まで低下していること。 更に、純増数シェアをエリア別に見ると、首都圏においても48.3%となっている他、特に、群馬県、長野県、山梨県では純増数シェアが3割を下回る状況となっていること。 移動系を含めたブロードバンド市場全体におけるNTT東西の契約数シェア(平成25年3月末)は11.1%に過ぎないこと。 ーFVNOやFNOにとっての不可欠性という観点についていえば、それぞれお客様を抱える独立したネットワーク間の接続は、双方の事業者にとって事業展開上不可欠であり、当社のNGNのみを一種指定設備とする理由とはならないこと。 また、一般収容ルータ接続、一般中継局ルータ接続について、提供開始以降、他事業者との接続の実績はなく、それでも他事業者はブロードバンド事業を展開していることからすれば、当社のNGNが他事業者の事業展開上、不可欠とは言えないこと。

意見提出者	該当部分	再意見
		むしろ、当社のIP網だけを一種指定設備とすることによって、例えば、ひかり電話網との接続において、お互いに接続料を支払う関係にありながら、接続する他事業者の接続料は当社接続料より高額に設定され、事業者間取引のバランスが損なわれる、いわゆる「逆ザヤ問題」といった弊害が生じていること。 －当社のNGNは「他事業者にとっての事業展開上の不可欠性等が一層高まるという特性を有している」「今後我が国の基幹的なコア網としての役割が想定される」とされていることについていえば、IP・ブロードバンド市場においては、他事業者が当社の固定電話網と接続して中継電話サービスを提供していた時代とは異なり、他事業者は当社のNGNに依存することなく、お客様を獲得する競争構造となっていること。加えて、LTEやWiMAXの契約数が、FTTHユーザを超える勢いで急増し、固定系ブロードバンドは利用せずに移動系ブロードバンドのみを利用するユーザもいることも踏まえれば、当社のIP通信網は、携帯電話も含め、各事業者が提供する多様なネットワークの選択肢の一つに過ぎず、当社のNGNは必ずしもPSTNの移行先の基幹的なコア網となるわけではないこと。 －アクセスとネットワークの一体性についていえば、他事業者は、アクセス回線を自ら敷設、もしくは、オープン化された当社の光ファイバ等を利用してエンドエンドで設備を構築し、サービスを展開していることから、光ファイバ等のアクセス回線のボトルネック性はネットワークとは遮断されていること。 －多様なサービス等を柔軟に提供できる環境の整備が重要ということであれば、当社と他事業者との取引条件については、ビジネ

意見提出者	該当部分	再意見
		スペースの取引に委ね、自由かつ機動的な連携・協業を可能とする方が、多様なサービスが進展し、更なるIP・ブロードバンドサービスの普及拡大につながるものと考えられること。 《地域IP網の検証結果》 ・昨年度の公正競争レビュー制度に基づく検証結果では、地域IP網について、 －現時点においてもNTT東西合計で160社のISP事業者が地域IP網に接続している状況等を踏まえれば、地域IP網との接続は引き続き他事業者にとって事業展開上不可欠であり、利用者利便の確保の観点から不可欠である状況に変わりはないと考えられること、 - から、引き続き一種指定設備として指定することが当面必要とされています。 ・しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、合理性はないと考えます。 －当社の場合、ISPフリーのオープン型モデルを採用し、ISP事業者と公平に接続しており、今後もオープンなネットワークとして相互接続性の確保を図っていく考えであること。 －また、ISP事業者は、当社が提供するアクセス網だけでなく、他事業者の提供するアクセス網を利用してサービスを提供されており、自由にアクセス網を選択できる状況にあること。 －今後、地域IP網は、利用が拡大しているフレッツ光では利用する予定がないこと。

意見提出者	該当部分	再意見
		《ひかり電話網の検証結果》 ・昨年度の公正競争レビュー制度に基づく検証結果では、ひかり電話網について、 ①固定電話事業者や携帯電話事業者が、ひかり電話網のひかり電話ユーザに対する着信サービスを提供することは、その事業展開上不可欠であること、 ②OAB～J IP電話市場は引き続き拡大傾向にあり、今後その重要性が高まると考えられる中で、同市場におけるシェアは平成24年12月末時点で63.0%(番号ベース)であること、 から、引き続き一種指定設備に指定することが必要とされています。 ・しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、合理性はないと考えます。 ーそれぞれお客様を抱える独立したネットワーク間の接続は双方の事業者にとって事業展開上不可欠であり、ひかり電話網のみを一種指定設備とする理由とはならないこと。 むしろ、当社のひかり電話網だけを一種指定設備とすることによって、ひかり電話網との接続においてはお互いに接続料を支払う関係にありながら、接続する他事業者の接続料は当社接続料より高額に設定され、事業者間取引のバランスが損なわれる、いわゆる「逆ザヤ問題」といった弊害が生じていること。 ーNTT東西の加入電話・ISDN以外の直収電話、OAB～J IP電話、CATV電話、050－IP電話の合計に占めるNTT東西のOAB～J IP電話シェアは42.1%(平成25年3月末)に過ぎないこと。 また、そもそもシェアは各事業者がエリア展開や営業活動を積極

意見提出者	該当部分	再意見
		的に展開したか否かの結果に過ぎず、他事業者にとって、事業展開上の不可欠性とは何ら関係のないこと。 一更に、携帯電話の契約者数が1.3億(平成25年3月末)を超える中で、NTT東西のひかり電話は約1,500万ch(平成25年3月末)程度であり、加入電話や携帯電話、IP電話等電話サービス全体のシェアで見れば、NTT東西のひかり電話のシェアは8.5%に過ぎないこと。 加えて、LINEのユーザ数が全世界で2億ユーザ(平成25年7月)を超え、国内だけでも4,500万以上のユーザが存在するなど、コミュニケーション・無料通話アプリケーションによる通信サービスが急拡大する中、従来の電話サービスの代替として、こういったサービスを利用しているお客様が相当数いらっしゃることを踏まえると、ひかり電話の実体的なシェアは更に小さくなるものと想定されること。 【局内装置類及び局内光ファイバ】 ・メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類や局内光ファイバについては、以下の観点から、一種指定設備の対象から除外していただきたいと思います。 ーメディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類は、誰でも容易に調達・設置可能であり、現に他事業者はコロケーションを利用して自ら設置しており、メディアコンバータにおいてはこれまで他事業者の利用実績はなく、OLTにおいても長期にわたり他事業者の利用がないこと。 こうした状況は、局内装置類にボトルネック性がないことの証左

意見提出者	該当部分	再意見
		であること。 一局内光ファイバについては、ダークファイバの提供を開始した平成13年当初から他事業者による自前敷設を可能としており、平成15年からは効率的な利用を目的とした中間配線盤の開放等の取組を実施してきた結果、86%が他事業者による自前敷設となっていること。また、他事業者も計画的に自前工事を行えば、当社と同等の期間で敷設が可能となっていること。 自前局内光ファイバの割合：86% (局内光ファイバ総数55.5万芯のうち他事業者の自前局内光ファイバ47.7万芯(平成25年3月末)の割合) ・なお、昨年度の公正競争レビュー制度に基づく検証結果では、局内装置類及び局内光ファイバについて、「加入光ファイバと一体として設置・機能するものであり、加入光ファイバのボトルネック性とは無関係に、装置類だけを切り出して、その市場調達性や一部事業者における自前設置の実績をもって、ボトルネック性の有無を判断することは適当ではない」ことから、一種指定設備の対象外とすることは適当でないとされています。 ・しかしながら、当社の加入者光ファイバは、はじめから競争下で構築されてきており、ボトルネック性はないことに加え、現に、他事業者はオープン化された当社の加入者光ファイバや自ら敷設したアクセス回線と、自ら設置したルータ等の局内装置を組み合わせで独自のIP通信網を構築しております。 ・また、当社のIP通信網も、オープン化された加入者光ファイバと局内装置を組み合わせで構築しているに過ぎず、当社の局内装置類及び局内光ファイバは、加入者光ファイバと既に切り離されていることが

意見提出者	該当部分	再意見
		ら、上記の理由については、合理性はないと考えます。 【イーサネット系サービス等のデータ通信網】 ・イーサネット系サービス等のデータ通信網については、以下の観点から、一種指定設備の対象から除外していただきたいと考えます。 - ーイーサネット系サービスの市場における当社のシェアは、18.3%(平成25年3月末)であり、競争は十分に進展していること。 - ーまた、イーサ装置の価格は1台当たり数十万円から数百万円程度であり、当社または電力系事業者等から光ファイバを借り、自前で装置を当社ビル等にコロケーションすれば、他事業者は同等のサービス提供が可能となっており、現にそれらを利用してサービスを提供していること。 ・なお、昨年度の公正競争レビュー制度に基づく検証結果では、イーサネット系サービス等のデータ通信網について、 ①現状では、その他の専用線等と伝送路を共用しており、設備のボトルネック性という意味においては他の専用線に用いられている設備と異なるものではないこと、 ②イーサネットスイッチはネットワークの一部に過ぎず、これが市場において容易に調達可能であることや、一部の事業者がネットワークを自前構築できることをもって直ちにボトルネック性がないと判断することはできないこと、 から一種指定設備の対象外とすることは適当でないと言われています。 ・しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、合理性はないと考えます。 - ー専用線等と伝送路を共用していることと、設備のボトルネック性と

意見提出者	該当部分	再意見
		は直接関係がないこと。 ー現に他事業者は、当社の中継光ファイバと自ら調達したイーサネットスイッチを組み合わせ、独自のデータ通信網を構築しており、それ自体が当社のイーサネット系サービス等のデータ通信網にボトルネック性がないことの証左であること。 【FTTHサービスの屋内配線】 ・「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(平成21年10月16日)において、戸建て向け光屋内配線については一種指定設備とすることが適当とされ、平成22年3月より接続約款に網使用料等を規定したところですが、当社の光屋内配線には、以下の観点から、ボトルネック性はなく、一種指定設備に該当しないと考えます。 ー屋内配線は、お客様の宅内に設置される設備であり、誰もが自由に設置できる設備であること。 ー現に、FTTHサービス等で利用されている屋内配線には、メタルケーブル、光ケーブル、同軸ケーブル、宅内無線、高速電力線通信(PLC)等、多様な形態があるほか、その設置主体も、お客様ご自身やビル・マンションオーナー、通信事業者、放送事業者(CATV事業者)等、様々であること。 ーまた、屋内配線の設置工事は、工事担任者の資格があれば、誰でも実施可能であり、現に多数の工事会社があること。実際、当社がお客様から依頼された屋内配線工事も工事会社に委託して実施しており、他事業者においても同様に実施することが可能であり、現に実施していること。

意見提出者	該当部分	再意見
		【WDM装置】 ・WDM装置については、市中で調達可能なものであり、他事業者は、当社の中継光ファイバ等と組み合わせて、自ら設置することが可能であることから、当社のWDM装置に不可欠性はなく、一種指定設備の対象から除外すべきであると考えます。
ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社	総務省殿は、第一種指定電気通信設備の指定要件について、下記のとおり、これまでの競争セーフガード制度、または、昨年度の「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見及びその考え方」において、特段の事情の変化が認められないとして、ネガティブリスト方式の採用及び端末系伝送路設備の種別（メタル・光）を区別しない第一種指定電気通信設備の指定という、これまでの考え方を踏襲しているところです。 - 昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果では、ネガティブリスト方式の採用がNTT東西殿による迅速なサービス提供等に対し重大な支障となっているという事実は認められないとしたところである。 - この点については、新たに導入する設備は、アクセス回線と一体的に機能する蓋然性は高いものと考えられることに加え、競争セーフガード制度及び本制度において毎年度指定対象設備を検証していることを踏まえると、現行の指定方法は、「必要以上の設備を指定電気通信設備として指定することは回避されなければならない」とする3月答申の趣旨に反しているものではなく、一種指定設備制度の趣旨に照らして妥当である。	【現行指定告示を「指定する設備を具体的に列挙する方式」に見直し】 ・現行制度の下においては、NTT東西のほぼ全ての県内電気通信設備が、ボトルネック性の有無についての十分な検証がされないままに、ボトルネック性を有するとの蓋然性が高いという理由で、原則として全て一種指定設備とされるネガティブリスト方式が採用されています。 ・しかしながら、本来、規制の対象となる設備は、行政当局が個別に不可欠性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。 ・なお、昨年度の公正競争レビュー制度に基づく検証結果において「ポジティブリスト方式に変更した場合、ボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定されない場合が生じ得るため、電気通信市場の健全な発達が損なわれる可能性がある」とされておりますが、新たに導入する設備が不可欠性を有することになるかどうかは、導入当初では判断できないはずであり、むしろ現に指定されているルータ等の局内装置は、他事業者が自ら設置し、当社の局内装置を利用するケースはほとんど皆無であることを踏まえれば、不可欠性はなく、これらの装置を一種指定設備とすることは、過剰な規制であると

意見提出者	該当部分	再意見
	- 端末系伝送路設備については、昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果において、メタル・光の種別を区別せずに一種指定設備として指定することは、①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、③実態として東西殿はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること等に鑑みれば、合理性があると認められるとの考え方を示したところである。 - ボトルネック性の判断に当たり、ブロードバンドに利用されていないCATV回線や高速無線アクセス回線については、利用者からみてメタル回線で提供されるサービスと代替性があるとは必ずしもいえない点で異なることから、これらを含めて判断することは適当でない。 今年度も、例えばFTTH市場について、NTT東西殿の契約数のシェアは平成24年度末において、73.4%と依然として高いこと等に鑑みて、上記考え方を変更すべき特段の状況の変化はみられないことから、引き続き、ネガティブリスト方式の採用と端末系伝送路設備の種別（メタル・光）を区別しない第一種指定電気通信設備の指定を継続すべきです。	考えます。 ・このように、新たに導入する設備をすべて一種指定設備の対象とする現行の指定方法は、「必要以上の設備を指定電気通信設備として指定することは回避されなければならない」とする「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」答申（平成19年3月30日）の趣旨にも反していると考えます。 ・加えて、昨年度の公正競争レビュー制度に基づく検証結果において「ネガティブリスト方式の採用がNTT東西による迅速なサービス提供等に対し重大な支障となっているという事実は認められない」とされており、熾烈な競争が繰り広げられているブロードバンド市場においては、たとえ「数ヶ月」であっても、サービス開始前に接続約款の認可または告示改正等の行政手続が必要となること、また事実上、認可申請前にも事前説明に一定の時間が必要となることは、当社を競争上極めて不利な立場に置くだけでなく、お客様に対して新サービスの提供や料金値下げが遅れる結果となり、お客様利便を著しく損ねていると考えます。 ・また、昨年度の公正競争レビュー制度に基づく検証結果において「新たに導入する設備は、アクセス回線と一体的に機能する蓋然性は高いものと考えられる」とされており、当社は、光ファイバ等のアクセス回線を当社（利用部門）と同等の条件で他事業者に貸し出しており、現に、他事業者は、オープン化された当社の光ファイバ等を利用してエンドエンドでIP通信網を構築しサービスを展開していることから、アクセスのボトルネック性はネットワークとは遮断されており、こうしたご指摘は当たらないと考えます。 ・したがって、行政当局においては、現行の指定告示の規定方法であ
イー・アクセス株式会社	■ネガティブリスト方式・端末系伝送路設備の種別（メタル・光）の現行維持 ネガティブリスト方式は、競争事業者がボトルネック設備を用いた新たなサービスを迅速に提供するために必要不可欠であることから、維持することが必要と考えます。	

意見提出者	該当部分	再意見
	また、端末系伝送路設備の種別(メタル・光)については、昨年度の検証結果における総務省殿の考え方から、特段の状況変化は見られないため、引き続き種別を区別せずに指定することが必要と考えます。	る「指定しない設備を具体的に列挙する方法」を「指定する設備を具体的に列挙する方法」に見直すとともに、一種指定設備の対象とする具体的な基準を明らかにし、その対象設備は、行政当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。
KDDI株式会社	第一種指定電気通信設備の指定は、指定要件に基づき適切に行われていると理解しております。 なお、昨年度の検証において適当とされた考え方(※)についても、変更すべき市場環境の変化は起こっていないと考えます。そのため、現状どおり、ネガティブリスト方式の維持、メタル・光を区別せずに指定することを継続すべきと考えます。 (※)「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成24年度)」(平成25年3月29日)P18参照 URL:http://www.soumu.go.jp/main_content/000215708.pdf	【加入者光ファイバ】 ・現行の固定系の一種指定設備規制は、メタル回線と光ファイバ回線を区別せず、端末系伝送路設備の1/2以上の使用設備シェアを保有する場合には、これと一体として設置される電気通信設備を一種指定設備として規制する仕組みとなっています。 ・しかしながら、一種指定設備規制(ボトルネック規制)の根幹となる端末系伝送路設備のうち、加入者光ファイバについては、はじめから競争下で構築されてきており、ボトルネック性はなく、既存のメタル回線とは市場環境や競争状況等が以下のとおり異なっていることから、メタル回線と競争下で敷設される光ファイバ回線の規制を区分し、加入者光ファイバについては一種指定設備の対象から除外していただきたいと考えます。 －電柱・管路等の線路敷設基盤は既に開放済であり、他事業者が光ファイバ等を自前敷設できる環境は十分整備されていること。 - また、電柱については、より使い易い高さを利用できるよう改善し、その手続も簡便なものに見直してきており、他事業者が光ファイバを自前設置できる環境は更に整備されてきていること。 －現に他事業者も当該線路敷設基盤を利用して光ファイバ等を自前で敷設しサービスを提供しており、KDDI殿や電力系事業者は

意見提出者	該当部分	再意見
		相当量の設備を保有していること。 －「光の道」構想に関する意見募集(平成22年8月17日)において、ジュピターテレコム殿から「ケーブルテレビ事業者は、線路敷設基盤を保有しない状態で、今まで設備競争を行ってきた。体力のある通信大手キャリアと異なり、規模の小さいケーブルテレビ事業者が、一社一社のカバーエリアは狭いながらも業界全体で世帯カバー率、88%まで設備を整えられたことは、電気通信業界において、設備競争をより活発に行うことが可能であることの証明であると考える」といった意見が提出されているように、線路敷設基盤を持たなくても、意欲のある事業者であれば、当社や電力会社の線路敷設基盤を利用して自前ネットワークを構築することが十分可能であること。 －KDDI殿、ソフトバンク殿が有する財務力、顧客基盤を用いれば、光ファイバを敷設しサービスを提供することは十分可能であること。 －加入者光ファイバについては、諸外国で日本のように厳格なアンバンドル規制を課している例はないこと。 ・なお、昨年度の公正競争レビュー制度に基づく検証結果では、メタル回線と光ファイバ回線は、 ①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、 ②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、 ③実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること、

意見提出者	該当部分	再意見
		から、メタルと光を区別せずに一種指定設備として指定することとされております。 ・しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、合理性はないと考えます。 －メタル回線(DSLサービス)と光ファイバ(光サービス)との間でサービスの代替性があることと、設備のボトルネック性とは直接関係がないこと。 －電柱・管路等の線路敷設基盤は、徹底したオープン化により、他事業者は、構築意欲さえあれば、光ファイバを自前敷設することが可能であること。 －当社は、メタル回線とは別に光ファイバを重畳的に敷設しており、メタル回線を保有していることで他事業者よりも安く光ファイバを敷設できるわけではないため、当社にコスト面での優位性もないこと。 －また、他事業者も計画的に光ファイバを敷設することにより、個々のお客様からの申込に対して当社と同等の期間でサービス提供することは可能となっており、当社に手続面での優位性はないこと。 ・現に、NTT東西の加入電話契約者数は、平成10年3月末時点のピーク時に約6,300万でしたが、平成25年3月末時点では約2,900万へと減少しています。一方、フレッツ光のひかり電話契約者数(ch数)は、平成25年3月末時点で約1,500万程度であり、加入電話のピーク時に比べると約1,900万ものお客様が、NTT東西の固定電話以外の他社直収電話やFTTHサービスまたは携帯電話等へ移行したものと想定されます。

意見提出者	該当部分	再意見
		・こうした状況は、お客様ご自身が自由にサービスを選択した結果であり、更に、スマートフォン等の高度な機能を有する端末の普及に伴い、固定系ブロードバンドは利用せずに移動系ブロードバンドのみを利用するユーザもいることを踏まえると、メタル回線で提供される代替サービスについて、固定系のブロードバンド回線の光ファイバに限定するという考え方は市場実態を反映したものではなく、光ファイバだけを抜き出して一種指定設備とする理由にはならないと考えます。
BBIX株式会社	〈現行指定の対象について〉 弊社は東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿（以下、あわせて「NTT東西殿」という。）のNGN（以下、「NTT-NGN」という。）上におけるVNEとして、IPoE方式によるインターネット接続サービスを提供しています。 IPoE方式は、NTT-NGNにおいて県単位で相互接続点が設置されているPPPoE方式と異なり、東京及び大阪の2拠点でしか相互接続点が設置されていないことから、NTT東西殿の県間網の利用が余儀なくされます。また、VNEとの相互接続点に設置されるゲートウェイルータも同様に利用が必須となっています。 IPoE方式は、PPPoE方式同様にNTT-NGN上で提供されるインターネット接続サービスであり、国民のブロードバンド利用に大きく影響すること等を考慮すれば、IPoE接続方式を提供するために利用が不可欠であるNTT東西殿の県間網及びゲートウェイルータについても、第一種指定電気通信設備として指定し、PPPoE方式と同様の費用負担の考え方を適用することで、円滑な利用を実現すべきと考えます。	・IPv6 IPoE方式の提供形態及び費用負担方法については、平成20年の検討当初からISP事業者と何度も協議を重ね、事業者間で整理し合意に至ったものであり、以下の理由から現行の費用負担の考え方を変更する必要はないものと考えます。 －IPv6 IPoE方式については、ISP事業者からの要望に基づき新たに機能開発を行ったものであることから、そのために必要となるゲートウェイルータの費用については、網改造料として整理することが適切であること。 －IPv6 IPoE方式で利用する県間網は、PPPoE方式で利用する県間網と同じ設備を利用しており、公平性を確保する観点から、PPPoE方式と同額の利用率をご負担いただいていること。 ・そもそも、当社のNGN自体に不可欠性はなく、一種指定設備の対象から除外すべきと考えます。 また、IPv6の実現方式としてIPoE方式とPPPoE方式とで選択可能になっており、現在、誰もが構築可能で指定設備となっていない県間網についてまで、一種指定設備の対象とすることは不適切であると考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	＜相互接続点の分割＞ 前項で申し上げたとおり、現在IPoE方式の相互接続点は東京及び大阪の2拠点のみであり、NTT東西殿の本来の業務区域である県単位での相互接続点は設置されていません。このため、PPPoE方式では可能であった、ユーザの分布やトラヒックに応じた柔軟な網設計やコスト、品質の管理ができない状況となっています。従って、ユーザ利便の観点からもIPoE方式においても、速やかに県ごとの相互接続点を設置すべきと考えます。	・相互接続点の増設については、ISP事業者と協議を重ね、IPoE方式の提供開始時点では、多大な費用をかけて全国に数多くの相互接続点を設置したとしても低廉なサービス提供に支障が生じかねないことから、最も効率的でコストが安価となるよう東西それぞれ1ヶ所での接続とすることで合意してきたところです。 今後のIPoE方式のユーザ規模の拡大等に伴うトラヒック増加を見据え、集約エリア単位での相互接続点の増設を提案させていただいており、現在、関係事業者と相互接続点の増設数、費用負担について検討しているほか、その他のトラヒック増大への対応方法についても協議を行っているところであり、今後の協議の中で解決していきたいと考えます。
一般社団法人 テレコム サービス協会	NGNのオープン化はほとんど進んでおらず、従来のアンバンドルに関する議論の延長ではNGN上でのブロードバンドの利活用の促進は望めません。新たな枠組みによるNGNのオープン化の議論が必要と考えます。 2008年3月27日付情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」や、2011年12月20日付情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方について」では、NGNのオープン化によるサービス競争の促進のためのアンバンドル化に向けたルールが定められています。しかし、現状ではNGN上の新たなサービスはほとんど出現しておらず、従来のルールではサービス競争の環境が整わないことが明らかになったと考えます。したがって、ブロードバンドの利活用を促進する健全な競争環境を整備	・当社は、テレコムサービス協会殿からのプラットフォーム機能のオープン化要望に対しては、NGNのサービス開始当初から、ご要望内容を具体化していただくよう、協議を通じて何度もお願いしてきたところです。 また、昨年度より、テレコムサービス協会殿と定期的に意見交換の場を設定し、SNIサービスの新メニューの内容をご説明しているところですが、その場において、テレコムサービス協会殿が提供したいサービスを実現する上で当社がご協力できること等についてお伺いしているものの、現時点、具体的なご要望をいただけていない状況です。 ・当社としては、更なるブロードバンドの普及促進に向けて、大小様々なプレイヤーが、多彩なコンテンツ・アプリケーションを自在に提供していくためには、ビジネスベースの自由な取引の下で、通信キャリア

意見提出者	該当部分	再意見
	するためには、より大胆なNGNのオープン化施策など新たな対策が必要と考えます。 機能分離は、ブロードバンドの普及とその利活用を促進するための手段であったはずで。しかし、NGN上でのブロードバンド利活用は、前項にも示したように必ずしも順調には進んでおらず、以前の「ひかりの道」議論で得られた「機能分離」の方針も含めて、改めて議論が必要と考えます。	を含めた各プレイヤーがお互いの強み・特徴を活かして、より良いサービスを創造していくことが必要であると考えております。このため、当社としては、テレコムサービス協会殿ともそれぞれの強み・特徴を組み合わせた多彩なサービスの創造に努めていきたいと考えておりますので、是非とも、ルールの議論に終始せず、具体的なご要望をいただきたいと思います。
ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社	＜アンバンドルの在り方について＞ 日々進化する技術を導入し、通信基盤を強化・進展させることは、情報通信分野を更に発展させ、国民の生活の更なる利便性向上、経済活性化等を実現するために非常に重要です。NTT殿におかれましては、新しい通信基盤であるNGNに関する研究開発が進められ、世界をリードしていると認識しておりますが、これは日本国内のみならず世界の情報通信の発展に多大な貢献をしているものと考えます。 一方で、新しい技術の導入においては、その利便性や効率性、費用だけでなく、接続事業者の接続性や公正競争を十分に担保していただくことが必要であると考えます。 例えば、現在、次世代加入者系光ネットワークの実現に向け、各所で10Gbps級光アクセスネットワークシステムの研究開発が進んでいるところですが、一方で、現行とは異なる分岐数での導入等、設備更改のタイミングで現行方式のように他事業者との接続を前提としない設備構築がなされ、接続事業者に多大な影響を与える可能性があります。NGNの設備更改においては「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方(答申)」(2011年12月20日)においても記載のあるとおり、「現時点では技術的に可能でない場合であっても、その後の段階的な	・当社としても、ブロードバンドを通じた国民生活の利便性向上等に向け、より多くの接続事業者においても当社のNGNをご利用いただき、多彩なサービス等を実現していただくことで、我が国のIPブロードバンド市場の活性化に貢献したいと考えております。 ・しかしながら、当社が様々な事業者の要望を事前に想定し開発を行った場合、実際には利用されることのない機能まで開発を行うことになりかねず、徒に検討に係る稼働や開発コストが嵩むこととなるため、かえって、低廉なサービスの提供に支障を来すことになり、お客様の利便性を損ねることになると考えます。 ・したがって、当社としては、IP・ブロードバンド市場の活性化を図っていくためには、事業者間で具体的かつ緊密なやりとりを行うことが必要であると考えており、事業者から具体的な要望があれば真摯に対応していく考えですが、更に、よりユーザニーズに即した多様なサービスを提供していくためには、ビジネスベースの自由な取引の下で、事業者がお互いの強み・特徴を活かしてサービスを創造できる環境を整えていくことが重要と考えます。 ・なお、「第一種指定電気通信設備として指定がされているNGNは、競争事業者の接続を前提とした設備とすべき」とのご意見については、

意見提出者	該当部分	再意見
	設備更改を経て対応可能となる点があるという点も留意することが必要」であると考えます。 第一種指定電気通信設備として指定がされているNGNは、競争事業者の接続を前提とした設備とすべきであり、設備更新をする場合は、事前に関係事業者の意見をこれまで以上に聴取し、接続の容易性への配慮や公正競争の担保が必要であると考えます。	NGNについては、「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」答申(平成20年3月27日)において、NGNにおけるアンバンドルが必要な機能は、「フレッツサービス(收容局接続)に係る機能」、「IP電話サービス(IGS接続)に係る機能」、「イーサネットサービスに係る機能」、「中継局接続」の4つと整理され、当社は同答申に基づき各アンバンドル機能を設定したにもかかわらず、 - ー一般收容ルータ接続ルーティング伝送機能 - ー一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能 - ーイーサネットフレーム伝送機能 については、未だ他事業者による利用実績が皆無であり、このことから、アンバンドル機能については、あくまでも他事業者の具体的な要望に基づき設定されるべきものと考えます。
ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社	＜アンバンドルの要件について＞ アンバンドル義務の要件としては、①「具体的な要望があること」、②「技術的に可能であること」、③「過度な経済的負担がないことに留意」の三点が明確に示されています。NGNにおける公正競争環境の発展による、ブロードバンドの普及促進を図る観点から、上記アンバンドルの三つの考え方について、それぞれ以下の観点を踏まえ、NTT東西殿が適切に対応を行っているかどうかの検証を求めます。 ①具体的な要望があること 「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方(答申)」(2011年12月20日)において、「上記機能がアンバンドルされた場合の「利用ニーズ」という意味での「具体的な要望」は競争事業者から	・当社は、これまでも、他事業者から具体的な要望があれば、適時適切に対応してきたところであり、今後に対応していく考えですが、ソフトバンク殿のアンバンドルの要件に関する意見については、以下のとおり適切ではないと考えます。 【①具体的な要望があること】 ・「サービス内容や実現手段を提示した場合であっても、『具体的ではない』とNTT東西が主張し、協議が年単位で進まない状況が発生」とのご意見が述べられておりますが、当社は、OAB～J IP電話の提供に関する技術検討に着手する上で必要となる要件を確定させるため、当初ソフトバンク殿からご提示いただいた要望の不明確な点について協議等で確認させていただきました。

意見提出者	該当部分	再意見
	示されることが適当である。」とあります。しかしながら、弊社は、複数年前より NTT東西殿と「NGN上での0ABJ-IP電話提供」について NTT 東西殿の設備・システム構成等を想定した「具体的な要望」を行っておりますが、弊社が提案した方式での実現が困難である旨の回答は頂けたものの、その具体的かつ詳細な理由についての説明はありません。 このように「具体的な要望」が何か、極めて曖昧であることから、サービス内容や実現手段を提示した場合であっても、「具体的でない」とNTT東西殿が主張し、協議が年単位で進まない状況が発生しています。加えて、実現性のある代替案の提案を行うための NGN の情報開示若しくはNTT 東西殿からの代替案の提示も頂けない状況です。 従って、「具体的な要望」の定義が極めて曖昧であることを考慮すれば、接続事業者から出される要望については全てアンバンドルに関する「具体的な要望」とみなすことが必要と考えます。 仮に、接続事業者からのアンバンドル要望全てを「具体的な要望」の対象と出来ない場合は、NTT東西殿が求める「具体的な要望」を満たすため、NTT 東西殿からの情報開示を義務付ける等の措置が必要です。 ②技術的に可能であること 『「接続の基本的ルールの在り方について(答申)」(1996年12月19日)』において「なお、特定事業者が技術的に実現不可能であることを一定期間内に示せない場合には、技術的に可能とみなすことが適当である。」との整理がなされた通り、NTT東西殿が技術的に	その後、ソフトバンク殿から当初の要望とは異なる利用帯域や優先クラスの種別の仕様に関する新たな要望を受領したことから、当社において、再度当該要望に関し技術検討に着手する上で必要となる要件を確認させていただいた上で、ネットワーク上での実装可否等について検討してきたところです。 ・また、「提案した方式での実現が困難である旨の回答は頂けたものの、その具体的かつ詳細な理由についての説明はありません」「実現性のある代替案の提案を行うためのNGNの情報開示若しくはNTT東西殿からの代替案の提示も頂けない状況」とのご意見が述べられていますが、ソフトバンク殿からご提案いただいた方式については、上述のように、ご要望内容を確認していく中で、当社ネットワーク等に多大な改修が必要となることが明らかになったため、協議において速やかにその状況をお伝えしております。 また、この回答の際、当社からは、これまでの協議を通じて確認してきた技術仕様等を踏まえ代替案を提示したところであり、現在、今後の協議において検討を進めていく実現方式について、当社より提示した代替案とするのか等、ソフトバンク殿にご検討いただいているところです。 ・このように、当社としては、協議等を通じて技術検討に着手するために必要となる要件の明確化に努めてきたところであり、今回のご要望については、全く新しい案件であったことから、技術的な要件を確定していく上で、繰り返し技術仕様の確認・ネットワーク上での実装可否の検討に時間を要したものです。また、代替案についても当社から提案しているところであり、ソフトバンク殿からのご指摘は適切でないと考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	実現不可能であることを具体的かつ明確に示すべきです。仮に技術的に実現不可能であることを示す場合であっても、NTT東西殿は、接続事業者自身が検証し、判断が可能となるように技術仕様書等を利用した説明を行うこととし、代替提案を行う場合については、その代替提案に関する情報提供を行うべきと考えます。 また、接続事業者から要望する代替方式の提案を行った場合には、実現性の検討を行い、その結果として技術仕様書等を利用し説明を行うとともに、接続事業者との協議を持つことも必要です。 ③過度に経済的な負担がないことに留意 アンバンドルを実現するために必要とする費用であったとしても、一律に接続事業者負担とするのではなく、本来、基本機能として具備する機能やNTT東西殿の独自仕様等に起因することで追加発生する費用等については、その費用負担の在り方については、協議をもって解決することが必要と考えます。 また、システム開発の必要性については、その費用対効果、相互の仕様合理性についても、接続事業者側で検証が行えるよう、前もって十分な情報開示を実施するとともに、接続事業者自身が判断し、開発費用等の低減のため提案が行えるよう、NTT東西殿は実現性に必要な協力を積極的に行うべきです。	・『具体的な要望』の定義が極めて曖昧であることを考慮すれば、接続事業者から出される要望については全てアンバンドルに関する『具体的な要望』とみなすことが必要」とのご意見については、当社としては、 - ーただ漠然と機能のアンバンドルを要望されても、どのような機能をどのように提供すればよいか分からないこと、 - ーまた様々な事業者の要望を当社が想定して開発を行った場合、実際には利用されることのない機能まで開発を行うことになりかねず、徒に検討に係る稼働コストや開発コストが嵩むこととなること、 から、まずは、新たな機能のアンバンドルを要望される事業者が、どのようなサービスを提供するのか、そのためにはどういった接続形態でどのような機能が必要なのか等、ご要望内容を具体化いただくことが不可欠であると考えます。 【②技術的に可能であること】 ・ソフトバンク殿の「NTT東西殿が技術的に実現不可能であることを示す場合であっても、NTT東西殿は、接続事業者自身が検証し、判断が可能となるように技術仕様書等を利用した説明を行うこと」とのご意見については、当社は、接続事業者からの要望に対し、現在も、協議の場等において適時適切に技術的な条件等を提示して説明しております。 ・「NTT東西殿は、(略)代替提案を行う場合については、その代替

意見提出者	該当部分	再意見
		提案に関する情報提供を行うべき」とのご意見については、当社では接続事業者の通信網やシステム等の技術的な仕様を把握できないことから、当社から接続事業者の具体的な要望を満たす代替提案をすることは難しいと考えますが、協議等において、具体的なサービス仕様や技術仕様等の情報をご提供いただければ、代替提案を検討することも可能と考えます。 現に、OAB～J IP電話の提供に関するソフトバンク殿のご要望に対しては、これまでの協議を通じて確認してきた技術仕様等を踏まえ当社から代替提案を提示し、現在、ソフトバンク殿にご検討いただいているところです。 当社としては、今後も、接続事業者から要望があれば、情報提供に応じていく考えであり、接続事業者においても、当社の検討に必要な情報を積極的に提供いただきたいと考えます。 ・「接続事業者から要望する代替方式の提案を行った場合には、実現性の検討を行い、その結果として技術仕様書等を利用し説明を行うとともに、接続事業者との協議を持つこと」とのご意見については、上述のとおり、これまでも、代替提案であるか否かにかかわらず、具体的なご要望をいただければ協議に応じ、実現性の検討を行うとともに、適時適切に技術的な条件等を提示して説明してきたところであり、今後も同様に対応する考えです。 【③過度に経済的な負担がないことに留意】 ・「(アンバンドルを実現するために必要とする)費用負担のあり方については、協議をもって解決すること」とのご意見をいただいております。

意見提出者	該当部分	再意見
		ますが、費用負担の方法については、これまでも協議を行い合意のうえ負担いただいているところです。なお、個別要望に基づく機能を基本機能として具備することについては、当該機能を利用しない事業者にもコスト負担を強いることとなるため、費用負担の公平性の観点から、当該機能を要望した接続事業者に、その費用の全額を負担していただく必要があると考えます。 ・また、「(システム開発の必要性については)十分な情報開示を実施するとともに、接続事業者自身が判断し、開発費用等の低減のため提案が行えるよう、NTT東西殿は実現性に必要な協力を積極的に行うべき」とのご意見については、当社としては、これまでも接続事業者のみが利用されるシステム開発を行う場合には、接続事業者のご要望をお聞きしながら、その機能や仕様を決定し、それに係る費用及びその負担方法について十分な説明を行ってきたところです。更に、システムの利用に必要な改修内容の説明や情報開示をより充実させる観点から、 －接続事業者のご意見・ご要望を考慮のうえ、システム改修内容を検討するため、年2回、意見交換会を実施すること、 －システムの運用開始予定時期の原則約6ヶ月前までに、運用手続の変更内容についてご案内すること、 の新たな取組みを昨年度より実施しており、計3回(平成24年5月、同11月及び平成25年5月)接続事業者への意見交換会を行ったところです。また、今後も同様の取り組みを継続していく考えです。

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI株式会社	現行のアンバンドル機能の対象は適切と考えます。 なお、NGNのアンバンドル機能については、設備競争を阻害するようなアクセスに関する機能のアンバンドルは不要と考えます。	・当社のNGN等については、前述のとおり、一種指定設備の対象から除外していただく必要があると考えますが、仮に、引き続き一種指定設備の対象とするのであれば、少なくとも他事業者による利用実績や現状において利用実態がない機能については、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただく等の対応を行っていただきたいと思います。 ①機能の提供開始以降、他事業者による利用実績がない機能 －一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能 －特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能 －一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能 －イーサネットフレーム伝送機能 －光信号電気信号変換機能(メディアコンバータ) ②現状、他事業者による利用実態のない機能 －光信号多重分離機能(局内光スプリッタ)及び光信号主端末回線収容装置(OSU) －端末回線伝送機能のうち下部端末回線により伝送を行う機能(柱上VDSLに係る引き込み線区間) ・また、IP電話サービスに係る機能のアンバンドルについて、ひかり電話網と他事業者網との接続は、独立したネットワーク同士の接続であり、互いに接続料を支払う関係にあることから、当社のひかり電話網のみを一種指定設備とすることはバランスを失っており、関門交換機接続ルーティング伝送機能については、アンバンドルの対象から除外していただきたいと思います。 ・仮に、当該機能がアンバンドルの対象から除外されない場合には、当社の接続料は他事業者から検証可能であるのに対し、他事業者の接

意見提出者	該当部分	再意見
		続料は当社から検証不可能であるため、公平性に欠けることとなります。 現に、当社は、当社よりも高い接続料を設定する事業者に対し、算定根拠の開示を求めているものの、一切情報が開示されない状況にあります。 ・こうした事業者は、「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」（平成24年7月27日）に示されている通り、当社より求めがあれば、相手方は合理的な理由なく差が生じないよう情報開示をすべきであり、少なくとも、当社と比べ接続料が高止まりし、その格差が協議事項となっている場合、当該事業者は当社と同程度の算定根拠を必ず提示いただき合理的な説明を行っていただきたいと思います。 ・なお、それでも情報開示をいただけない場合は、総務省殿において、こうした事業者の接続料について透明性を確保し、適正性を検証できるよう、算定根拠に係る情報開示の程度を更に高めるための必要な措置を講じていただきたいと思います。
イー・アクセス株式会社	■網改造費用、オペレーションシステム開発費の妥当性の検証 NTT東西殿の網改造費用や、NTT東西殿のオペレーションシステム改修案件の開発費用については、現状、金額の妥当性を検証するスキームがありません。 これらのコストについては、NTT東西殿が網改造料や回線管理運営費にて全て回収可能であることから、コスト削減インセンティブが機能しないことが構造的な問題となっており、その結果、網改造料や回線管理運営費が高止まりし、競争事業者の事業運営に過度な負担を与えることが懸念されます。	・当社は、効率的な経営を行う観点から、他事業者の要望に基づく網機能の改修や、オペレーションシステムの改修にあたっては、既存設備やオペレーションシステムとの親和性等も考慮しつつ、必要最小限の開発額に留めるよう努めているところです。 ・加えて、当社は、網機能の改修にあたり、他事業者のご要望に基づき、双方で仕様を確定した後、改修内容、概算費用等の情報を提示し、ご理解を頂いた上で、改修に着手させていただいております。 また、オペレーションシステムの改修にあたっては、意見交換会（年2回開催）等の機会を通じて、開発予定（検討中の案件も含む）の内容

意見提出者	該当部分	再意見
	従って、IP化に伴いネットワークを構成する機器調達が基本的に市販品にて可能な環境となっている点も踏まえ、例えば、競争事業者のみが利用する設備やシステムの調達は入札制とするなど、コスト削減インセンティブが機能し、なおかつ、コストの妥当性が検証可能となるスキームが必要と考えます。 なお、システム開発費用については、当該システムをNTT東西殿の設備利用部門が利用していないことが、コスト削減インセンティブが機能しない原因の1つとなっているため、例えば、設備利用部門における運用変更やシステム更改の際などに合わせて、可能な限り、競争事業者と共通のオペレーションシステムを利用することも有効な対策になると考えます。	について、情報を開示させていただiki、他事業者からのご意見・ご要望等をヒアリングさせていただiki、ご理解を得ながら改修を実施しており、他事業者が開発内容の妥当性を検証しやすい環境を整えています。 ・したがって、ご意見にあるようなコストの妥当性を検証するための新たなスキームを導入する必要はないと考えます。 ・なお、「競争事業者と共通のオペレーションシステムを利用することも有効な対策になる」とのご意見については、他事業者が利用するオペレーションシステムについて、オペレーションシステム更改等のタイミングを捉え、当社利用部門とハードウェアを共有する等、可能な限りコスト削減に努めてきているところです。 ・今後も他事業者のご理解が得られるよう、丁寧な説明を行うとともに、コスト削減に努めていく考えです。
KDDI株式会社	第一種指定電気通信設備に関して、以下のような課題があります。 (略) ＜コロケーション、中継DF等のリソース不足の解消＞ 競争事業者がエリア展開や設備更改を行う際、収容局ビルによっては、コロケーションスペースや中継ダークファイバ、電力設備等の空きがない等の理由によって、長期間に渡ってNTT東・西の設備を利用できない問題が生じています。総務省においては、NTT東・西に対し、長期間Dランク(利用不可)となっている収容局ビルについて今後の需要も考慮した上でDランク解消に向けた設備計画を立てさせるよう、措置を講じるべきです。 また、前述のとおり、同等性の観点からNTT東・西の利用部門と接	・当社は、これまで、他事業者が必要な設備を設置してサービス提供できるよう、コロケーションリソースや中継ダークファイバの有効活用に向け、過剰なリソースの保留を抑止するためのキャンセルペナルティの導入等、適宜必要な取り組みを実施してきたところです。 ・また、コロケーションリソースや中継ダークファイバの空きがないビルで新たに空きが発生した場合には、速やかに当社ホームページにおいて開示情報を更新するとともに、希望する他事業者にもメール通知を行う等、情報開示を適切に実施しています。 ・加えて、コロケーションリソースや中継ダークファイバの増設を行う際には、増設計画を決定後速やかに当社ホームページにおいて増設予定時期を自主的に開示しており、他事業者の予見性確保に努めてお

意見提出者	該当部分	再意見
	続事業者との間で、全局舎の情報がタイムリーに開示されているか、接続事業者は、NTT東・西利用部門と同じタイミングで同じ情報を取得できているか、といった点についても検証が必要と考えます。	ります。更に、平成24年の情報開示告示改正を踏まえ、平成25年1月より、設備撤去等によりコロケーションリソースに空きが発生する場合に、空きが発生する予定時期が判明した時点で、速やかに当社ホームページにおいて当該情報を開示する等、更なる予見性確保の取り組みについても実施しています。
ソネット株式会社	■情報公開／情報更新の拡大、ならびに提供情報の精度向上について FTTHアクセスサービスやLTEサービスにおいて、その設備や対応エリア等に関する情報の公開／更新・精度が不足していることによって、自前での工事、マーケティングや営業活動に支障をきたすケースがあり、下記の事項に関する更なる情報公開の拡大および更新情報の提供、ならびに情報の精度向上についてご対応いただくよう要望いたします。 ・今後の事業展開を計画する上でDランクとなっているコロケーション、中継ダークファイバーなどの設備がいつ増設(解消)されるのか、に関する設備更改情報(予定時期等)の公開	・当社利用部門と他事業者は、当社ホームページにおいてこれらの情報を入手しているため、情報の内容や取得可能時期に係る同等性は確保されていると考えます。 ・なお、「Dランク(利用不可)となっている収容局ビルについて今後の需要も考慮した上でDランク解消に向けた設備計画を立てさせるよう、措置を講じるべき」とのご意見が、仮に、NTT東西へのDランクビルでのコロケーションスペースの増設の義務化の要望であるとした場合、当社は、他事業者に対しコロケーションスペースを増設してまで貸し出す義務は負っていないものと認識しています。この点、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申(平成23年12月20日)においても、「NTT局舎におけるコロケーションスペースの増設を単純に義務化することはコスト増大につながり、結果としてコロケーション料金の上昇として跳ね返る可能性があるため、とるべき措置としては必ずしも適当ではない。」とされています。
イー・アクセス株式会社	■定格容量値に基づく電気料契約の見直し 現状、コロケーション電気料は、装置の定格容量値に基づき算定されることから、競争事業者が実際の使用量以上の費用を負担せざるを得ない状況にあり、結果として、本来NTT東西殿が負担すべき金額の一部を競争事業者が実質的に負担する構造になっていると考えられま	・コロケーションに係る電気料については、電力計を設置いただいた上で、実際の使用電力量に応じた電気料をご負担いただく方法と、仕様書等に記載されている装置の定格容量値に応じた電気料をご負担いただく方法、いずれかの方法から選択いただいているところであり、客観性・公平性の観点で、従来から適正であると考えております。

意見提出者	該当部分	再意見
	す。 この状況は、競争事業者に対して過度な負担を与えており、メタル/PSTNから光/NGNへのマイグレーションに伴い、ドライカップ電話事業者やADSL事業者が、コロケーション設備の撤去や集約によるコスト削減効果を効率的に創出するにあたって、支障となっております。 従って、NTT東西殿は利用実績に近い値で電気料を算定する方法を検討すると共に、競争事業者から電気料柔軟化スキームの提案があった場合には、真摯に検討いただく必要があると考えます。	・また、他事業者からの電気料柔軟化のご提案については、これまでも、他事業者からの具体的な要望にお応えしてきたところであり、今後も、真摯に検討させていただく考えです。
KDDI株式会社	第一種指定電気通信設備に関して、以下のような課題があります。 (略) ＜光配線区画の適正化＞ NTT東・西のシェアドアクセスを利用する形態においては、1局外スプリッタあたりの光信号分岐端末回線の収容数向上が、接続事業者の採算性向上に大きく寄与し、ひいては、光ファイバの公正競争を促進させます。 光信号分岐端末回線の収容数向上のためには、1光配線区画あたりの世帯数の適正化が重要な要素であり、平成24年度の加入光ファイバに係る接続料認可の際に、既存の光配線区画とは別に接続事業者向けに新たな光配線区画を設定すること、及び、戸数が過小な光配線区画等既存の光配線区画を適宜見直す方向性が示されたところであります。 しかしながら、現時点において、弊社で確認したシェアドアクセスを利用可能な1光配線区画あたりの世帯数は、NTT東日本で約31世帯、NTT西日本で約24世帯程度であり、NTT東・西が主張する平均50世帯、40世帯という水準とはかけ離れた実態となっています。公正	・現在、当社情報Webステーションにおいて光配線区画の世帯数情報を提供しているところですが、平成25年3月末の既存の光配線区画あたりの世帯数(※)は58世帯となっています。 また、既存の光配線区画の拡大にあたっては、昨年末より、既存ユーザがなく、カバー範囲が小さな光配線区画について、河川や鉄道を跨いでいる等の地理的条件や地下配線区間になっている等の物理的条件により統合できないケースがあることや、費用対効果等を踏まえ、隣接する光配線区画と統合する見直しを行ってきたところであり、今後も、見直し可能な光配線区画があることが判明した段階で、適宜見直しを行っていく考えです。 なお、当社も接続事業者もこの同じ既存の光配線区画の下でシェアドアクセスを利用してサービス提供しており、公正競争上の問題はないものと考えております。 ・更に、当社は、接続事業者向けの光配線区画について、平成24年5月に関係事業者の方々に対して説明会を開催し、本年4月中旬よりトライアルを実施しているところであり、既存の光配線区画が使いづらいということであれば、是非トライアルにご参加いただきたいと考えて

意見提出者	該当部分	再意見
	な競争環境を確保し、ユーザーの利便性を向上させるため、速やかに1光配線区画あたりの世帯数の適正化を実施し、光信号分岐端末回線の収容数向上を図る必要があります。	おります。 (※)光配線区画ごとに、平成18年12月以降における加入電話、ISDN、メタル専用線、メタル宅内保留回線数の合計の最大値としています。
ソネット株式会社	■情報公開／情報更新の拡大、ならびに提供情報の精度向上について FTTHアクセスサービスやLTEサービスにおいて、その設備や対応エリア等に関する情報の公開／更新・精度が不足していることによって、自前での工事、マーケティングや営業活動に支障をきたすケースがあり、下記の事項に関する更なる情報公開の拡大および更新情報の提供、ならびに情報の精度向上についてご対応いただくよう要望いたします。 (略) ・有償で購入した収容局ビル単位の光配線区画毎の住所情報につき、明らかに他と異なる住所が含まれている場合や住所情報が詳細でないもの(番地記載なし等)が含まれている場合が存在するため、正確な住所情報の提供	・ご指摘の事象については、当社システム上の住所情報が、行政の区画整理等により最新の情報に更新できていなかったことにより発生したものであり、ソネット殿には、お詫び申し上げるとともに、発生原因及びデータの適正化等についてご説明差し上げたところです。 ・今後も、当社としては、可能な限り住所情報の適正化に努めていく考えです。
ソネット株式会社	■各県域支店での個別ルールが存在と接続約款にて定めるべき事項について NTT各県域支店によって個別ルールが存在し、加入ダークファイバー申込後、支店によって異なった資料提出を要望される事があります。例えば、地図、施工図面などを追加で要望され、再度現地調査を行わなくてはならないなど、利用者の開通時期が遅れる等の影響が出ており、加入ダークファイバー申込に必要な資料や手続き等については、NTT各県域支店で共通化し、接続事業者の開示されるよう要望しま	・当社は、当社ダークファイバに係る貸し出し手続について、接続約款に定めるとともに、具体的な運用に係るマニュアルを作成し、他事業者の開示する等、運用の標準化に取り組んでおります。仮に標準化された運用に当たらない事象がある場合には、具体的な内容をご提示いただければ、協議し、必要に応じ改善する考えです。 ・また、局内光ファイバの廃止に係る手続、運用についても、具体的な事象をご提示いただければ、協議し、検討させていただく考えです。

意見提出者	該当部分	再意見
	す。 また、局内ダークファイバーの廃止対応に関する期日が定義されていないため、同ファイバーの張り替え等を実施したい場合に時間を要しています。この点につき、接続約款上で定めるべき事項として検討していただきたいと思います。	
ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社	＜ONUの端末設備化＞ 現在、NTT-NGNユーザ宅内に設置される光回線加入者側終端装置（ONU）はNTT 東西殿の事業用電気通信回線設備としてNTT東西殿が設置し、ユーザへレンタル提供しています。NTT東西殿は、過去、ONUのレンタル代金として月額945円で提供を行っていましたが、独占領域であるONUは、過去10年間に於いて、金額・機能等に大きな発展はありませんでした。ONUの開放の是非については、競争政策や規制・制度と密接に関わる問題であり、事業者間でのみで結論付けることは適当ではないことから、先の「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方答申（平成23年12月20日）」において、「FTTHサービスにおけるONUの開放の是非及びその在り方に関しても、（中略）技術的課題の整理等、必要な検討を行うことが適当である。」とされていることから、速やかにオープンな場で議論を開始すべきと考えます。	・「独占領域であるONUは、過去10年間に於いて、金額・機能等に大きな発展はありません」とのご意見が述べられていますが、ONUの機能については、お客様利便の向上の観点から、機器の小型化・省電力化を進めるとともに、お客様ご自身で容易に設置ができるよう光コンセント等の周辺機器も含め継続的に改良を加えてきております。また、現在、フレッツ光の料金はONUの利用料を含んだ料金となっておりますが、フレッツ光の料金は、各種割引等により低廉化してきているところであり、実質的にONU自体の低廉化も図られているものと考えます。 ・また、（ONUの開放の是非について）「議論を開始すべき」とのご意見については、以下の理由から、ONUを端末設備としてエンドユーザに提供することは適切ではなく、ONUについては引き続き当社にて提供させていただく考えです。
BBIX株式会社	＜ONUの端末設備化＞ 現在、NTT-NGNユーザ宅内に設置される光回線加入者側終端装置（ONU）はNTT東西殿の事業用電気通信回線設備としてNTT東西殿のみが提供しています。また、「ONU一体型ルータ」としてルータ機能やIP電話のTA機能との一体化を行い、エンドユーザへ提供しています。これらの複数の機能を一体で提供できるのはNTT東西殿のみであり、機器メーカーやISP等他社が参入することはできません。先般、総務省で	ーフレッツ光ネクストファミリータイプ等で利用している、1つの芯線を最大32ユーザで共有するPON方式については、当社の局舎内のOSUと各ユーザ宅に設置するONUが協調して動作しています。 ー具体的には、下りの場合、OSUは、同一芯線内の全てのお客様に同一の下り信号を送信し、各ONUにおいて自分宛以外の不要な信号を廃棄することで最大32ユーザでの通信を可能にして

意見提出者	該当部分	再意見
	開催された「IPv6によるインターネットの利用高度化に関する研究会」においても、「ONUとHGW一体化の議論を聞いて黒電話を思い出した。一見すると便利であるが、インターネットはレイヤを分け、様々な機能を切り離したことで多様性を確保し発展してきた。一体化の件は逆戻りになるのではないかという懸念を感じた」といった議論がされたこと等からも、ONUやルータ等の一体的な提供がNTT東西殿のみ可能である等といった問題について、議論を開始すべきと考えます。	います。また、上りの場合は、各ONUからリクエスト信号を送出し、OSU側からの指示に従って各ONUからパケットを送出することで、最大32ユーザでの通信を可能にしています。 ーこのように、ONUは、OSUと協調して動作することで、1芯に複数ユーザのトラヒックを同時に流しても、個々のユーザの通信を正常に機能させるといったネットワーク設備として果たすべき機能を実現しております。 ー仮に、当社以外がONUを提供した場合には、当社は、正常に動作するONUが設置されたか確認することができず、例えば、当該ONUを設置したユーザの通信や同一芯線内の他のユーザの通信が正常に確立しないおそれ、あるいは、あるユーザの通信を同一芯線内の別のユーザが傍受するおそれ等の問題も生じることになります。 ・また、ONUと他事業者装置等との一体化のご要望があれば、協議に応じていく考えです。
株式会社ケイ・オプティコム	ソフトバンク殿の提案に基づくベストエフォート回線を用いたOAB～J番号のIP電話サービスについては、「従来のOAB～J番号とは異なるものであることの利用者への周知の徹底を条件としたもの」とされていますが、安定品質が担保されないため、緊急通報が安定的に確立できない等により、人命および国民の安心・安全が脅かされ、利用者利益が著しく損なわれる可能性があります。 特に、OAB～J番号の品質要件については、内閣府規制改革会議において国際先端テストの対象案件となった「市外局番（OAB～J番号）取得に係る品質要件の見直し」に関して、総務省殿より「規制を維	・ソフトバンク殿のベストエフォート回線を用いたOAB～J IP電話サービスについては、情報通信審議会答申（平成24年9月27日）において、安定品質以外の技術基準への適合、定期的な品質測定及び分析の結果の報告を前提に、実施期間及び実施条件を限定した特例措置を付した上で、OAB～J番号の使用を認めることが適当とされ、平成25年5月1日よりサービスの提供が開始されました。 ・しかしながら、当該サービスは、ベストエフォート回線を用いて提供されるサービスであるため、通信パケットのロスが発生すると、現行のOAB～J IP電話の通信品質基準が確保されず、災害時優先通信及

意見提出者	該当部分	再意見
	持する必要性」として以下の見解が示されています。 (平成25年5月27日開催 規制改革会議 第7回創造等ワーキング・グループ 資料1-4抜粋) ・我が国の現行制度では、アナログ電話と同等の品質が確保されるIP電話について、アナログ電話と同じ体系の電話番号(OAB-J番号)を割り当てることとしており、その提供のため、各事業者はさまざまな技術を用いて一定の通信品質を維持しているところ ・仮に、OAB-J番号のIP電話の品質要件を廃止等した場合には、トラフィックの混雑する時間帯や、将来的にトラフィック環境の変化した場合において、IP電話による通信品質が適切に確保されず、支障の生じるおそれがある ・我が国のOAB-J番号のIP電話は、品質、緊急通報の利用、故障又は損壊の対策等の点において、アナログ電話と同等性が確保されており、そのような保証のない050番号のIP電話と明確に区別されている。IP電話の番号による識別性が損なわれた場合には、消費者は提供事業者・提供サービスごとに複雑な判断をしなければならなくなることから、品質要件の廃止等は適切ではない ・あまり知識のないお年寄り等が誤って低い品質のIP電話サービスを選択してしまうといった問題が頻発する また、当該サービスは、昨年の検証結果において、「競争条件を抜本的に変更するものではない」とされていますが、上記総務省殿見解にあるとおり、これまで、さまざまな技術を用いて一定の通信品質を維持するため、相応の設備投資を重ねてきた既存事業者が圧倒的に不利な競争条件を強いられるばかりか、利用者に対して、当該既存事業者による最適なサービスの提供が阻害されることは、固定通信市場の	び緊急通報呼が繋がらなくなる可能性もあるなど、国民生活に支障を及ぼす課題を抱えています。 ・また、以下のようなユニバーサルサービスとの関係や競争政策上の問題も孕んでおり、こうした観点からの議論を早急に行う必要があると考えます。 (1)ユニバーサルサービスの在り方について ・ソフトバンク殿のサービスは、当社のフレッツ光(ブロードバンドサービス)上で提供することを前提としているため、ユニバーサルサービスには該当しませんが、同様の方式で「電話のみメニュー」が低廉な料金で提供されるようになった場合に、当該メニューがユニバーサルサービスに該当するか否か明確になっていません。 ・仮に、当該メニューがユニバーサルサービスに該当するとされるのであれば、当社もこれからPSTNマイグレーションを控えている中で、IP電話サービスの提供方法を抜本的に見直さざるを得なくなる可能性があると考えます。 ・逆に、当該メニューがユニバーサルサービスに該当せず、ユニバーサルサービスとしては従来どおりの品質を求めるとするのであれば、(2)のような競争環境下において、当社はユニバーサルサービス責務を果たすことが困難となる可能性があると考えます。 ・現在、ユニバーサルサービスの維持に係るコストについては、その一部を基金で補填し、大半をNTT東西の内部補填により賄っていますが、他事業者が都市部等の競争エリアにおいて、今回の提案方式によるベストエフォートのOAB-J IP電話サービスを低廉な料金で提供するようになると、都市部等でのPSTNユーザの流出

意見提出者	該当部分	再意見
	発展が損なわれるものと考えます。 以上のことから、平成26年の包括的な検証に向けて、利用者の利益を著しく損なうことがないか、不公正な競争環境の形成に繋がることがないかという視点にたつて、審議会や競争政策委員会等の公の場で議論を尽くしていただくことを要望いたします。	が進み、NTT東西の内部補填によるユニバーサルサービスの維持が困難になることが懸念されます。 (2) ネットワーク利用料の負担の公平性について ・ソフトバンク殿は、当社のNGNとISP接続することで、ルータによる伝送部分のネットワーク利用料を負担することなくOAB～J IP電話サービスを提供されていますが、当社を含む既存のOAB～J電話サービス提供事業者は、交換機やルータによる伝送部分のネットワーク利用料(コスト)を負担してサービスを提供しており、同じOAB～J電話サービスでありながら、ネットワーク利用料(コスト)の負担の公平性が図られておりません。 ・当社を含むOAB～J電話サービス提供事業者からすると、当該コストを他の料金で回収するような見直しは現実的に難しい中で、当該コストを負担しないベストエフォートでのOAB～J IP電話サービスの提供を認めることは、これまでのOAB～J電話市場における競争環境を覆し、現行のPSTN並みの品質確保を前提に技術開発・研究・投資を重ねてきた既存事業者に対して圧倒的に不利な競争条件を強いるものであり、同じOAB～J電話でありながらネットワーク利用料の負担の公平性が図れない等の点について、競争政策上の観点から検討する必要があるものと考えます。
株式会社ケイ・オプティコム	国民共有の財産である周波数の割当てを受けて事業を営んでいる二種指定事業者は、電気通信市場全体に与える影響力から鑑みてその公益的役割は大きいことから、二種指定事業者には、モバイル市場の競争促進に繋がるさらなる規制があつて然るべきと考えます。	「二種指定事業者には、モバイル市場の競争促進に繋がるさらなる規制があつて然るべき」とのご意見がありますが、以下のとおり、第二種指定電気通信設備制度に限らず、現行の硬直的な規制により競争を促進するという考え方は、市場環境の変化に対応しきれないものと考え

意見提出者	該当部分	再意見
	総務省殿においては、二種指定制度の規制対象の見直しや「SIMロック解除に関するガイドライン」の策定等の措置を講じていただいているところですが、現状、モバイル市場におけるMVNOの契約者はごく僅か(携帯電話・PHSの契約数 1億4千万加入に対し、MVNO契約数は580万加入)であり、二種指定事業者あるいは二種指定事業者を中心とする企業グループによる寡占状態にあります。こうした実態を踏まえると、二種指定事業者とMVNOとの間にある競争上の格差は依然として大きく、このままでは、電気通信市場全体の健全な発展が阻害されるとともに、モバイル市場の寡占化が著しく進行するものと危惧します。 よって、二種指定事業者とMVNOの不公平な競争条件の是正に向けては、接続料に関する適正性・透明性の確保が特に重要であり、次の措置を含め、二種指定制度を一種指定制度並みに厳正化すべきと考えます。 ・接続約款について、現行の届出制から認可制への移行 ・接続料算定における将来原価方式の導入(MVNOの事業予見性の確保) ・接続料算定期間に起因する二種指定事業者とMVNOの原価年度のずれ解消 ・アンバンドル機能の提供義務化・拡大(すべての二種指定事業者における同一の接続メニューの提供) ・二種指定事業者のネットワーク設計値、品質、カバーエリア等について、MVNOに対する情報開示の義務化 加えて、MVNOの参入促進策として、これまでに講じた措置の検証が必要であるとともに、当該措置の遵守状況に関する監視機能を強化	えます。IPブロードバンド市場の更なる発展のためには、電気通信事業者と様々なプレイヤーのビジネスベースの自由な取引により、多彩なサービスを生み出す環境を整えることが重要であると考えます。 - ー我が国のIPブロードバンド市場を活性化し、グローバル規模のOTTプレイヤーだけでなく、大小様々なプレイヤーが、多彩なコンテンツ・アプリケーションを自在に提供できるようにするには、電気通信事業者と様々なプレイヤーが自由にコラボレーションできる環境を整えることが重要と考えます。 - ーそのためには、電気通信事業者側からも様々なプレイヤーに対し主体的にコラボレーションを働きかけられる仕組みが必要と考えますが、MNOや当社のIPネットワークに課されているような硬直的な料金規制の下では、当該設備を有する電気通信事業者は自らの強み、特徴を活かして柔軟かつ多様な料金等でアプローチすることが難しく、結果として多彩なコンテンツ・アプリケーションの創出の妨げになることから、固定系も含め、事業者間の取引は自由かつ機動的なビジネスベースの取引に委ねられるべきと考えます。 - ーなお、諸外国では、こうした市場での事業者間の取引はビジネスベースでの取引となっており、接続料金規制は課せられていません。 ・特に、NTTグループだけに課されている禁止行為規制は、他事業者が移動系サービスと特定の固定系サービスを組み合わせたFMCサービス等を自由に提供できている中、NTTグループだけが柔軟に連携・対応できない状況を生んでおり、NTTグループのお客様だけが不利益を被る等お客様利便の向上を阻害していることから、速やかに

意見提出者	該当部分	再意見
	する観点から、次の点を含めてさらなる措置を講じていただくことを要望いたします。 ・二種指定事業者に対する「SIMロック解除に関するガイドライン」の厳正化 ・周波数割当申請時に示したMVNOへの提供計画との乖離要因の検証と、当該検証結果の公表	見直しまたは撤廃していただきたいと考えます。
KDDI株式会社	1992年のNTTドコモ分離や、1999年のNTT再編成時に完全資本分離を避け、持株会社体制によるグループ一体経営の下での分離・分割に留まった経緯を踏まえれば、その際にNTTドコモやNTT東・西に課された公正競争要件は極めて厳格に運用される必要があります。さらに、電気通信事業法においては、市場支配的な電気通信事業者が市場支配力を濫用することによって、公正な競争環境が損なわれることを防止するため、特定の事業者に対し不当に優先的に取り扱う等を禁止する禁止行為規制が課されており、固定市場・モバイル市場においてそれぞれ圧倒的な市場支配力を有しているNTT東・西、NTTドコモがその対象となっています。 特に、総務省と公正取引委員会が共同で策定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（以下、「共同ガイドライン」と言う。）において規定されているとおり、支配的事業者であるNTT東・西、NTTドコモが「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供を行うこと」等、自己の関係事業者を排他的に取り扱うことは問題であると考えます。持株会社体制の下では、NTTグループ各社を優先的に取り扱うインセンティブが働くことから、NTT東・西やNTTドコモのいずれか一方が関連するNTTグループ連携は禁止行為規制を潜脱するおそれがあると考えます。	・「禁止行為規制が適用されているNTT東・西とNTTドコモ同士が直接又は第三者を介し相互に連携することは、これまで有効に機能してきた公正競争ルールの趣旨に反し、公正競争を著しく阻害することになるため、当然禁止されるべき」とのご意見については、当社は、従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っており、更に、改正事業法による更なる公正競争環境整備についても、適切な措置を講じており、公正競争上の問題は生じていないものと考えます。 そもそも、 ①IP・ブロードバンドの時代においては、他事業者は、独自のIP通信網を構築し、アクセス回線も自ら設置、あるいは当社がオープン化により提供しているダークファイバ等を利用してサービスを提供しており、電話の時代のように、他事業者にとって当社網は事業展開上不可欠なものにはなっていないこと、 ②NTTグループ以外の他事業者は、例えば移動系サービスと特定の固定系サービスを組み合わせたFMCサービス等を自由に行っている中、NTTグループだけが柔軟に連携・対応できないことは、NTTグループのお客様だけが不利益を被ることとなり、低廉なユーザ料金の実現、様々なビジネスパートナーとの幅広い

意見提出者	該当部分	再意見
	ましてや、禁止行為規制が適用されているNTT東・西とNTTドコモ同士が直接又は第三者を介し相互に連携することは、これまで有効に機能してきた公正競争ルールの趣旨に反し、公正競争を著しく阻害することになるため、当然禁止されるべきと考えます。 そのため、総務省においては、NTTグループによる共同的・一体的な市場支配力の行使を抑止するよう、禁止行為規制を強化すべきです。特に以下の事例について厳格に調査・検証する必要があります。 ＜NTT東・西とドコモとの直接的な連携又は第三者を介してのグループ連携＞ NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズ及びNTTドコモの電気通信役務の料金請求に係る業務をNTTファイナンスへ移管することに関しては、2012年3月23日に総務省より上記事業者に対して消費者保護ルール、料金規制や行為規制等の趣旨を確保するよう要請措置が出されているとおり、条件を付した内容について公正競争上問題がないか引き続き厳格な検証を行うことが必要と考えます。本施策によりNTTグループ一体化の動きが既成事実化することは問題であり、今後新たに公正競争上問題のあるNTTグループの統合等に係る施策が実施されることのないよう、公正競争環境確保の観点からより厳格なルール運用を行っていくべきです。 NTTファイナンスの事例は、請求業務を第三者のグループ会社一本化することによる排他的な連携の一類型であり、今後もこのような第三者を介した排他的なグループ連携が行われる可能性があります。さらに、グループ各社が持つ顧客データベースを統合する等して活用し、競争事業者がビジネス上組むことがあり得ないケースでの事実上の排	提携・協業によるお客様サービスの充実といったお客様利便の向上を阻害すること、 からすれば、現行の禁止行為規制等については、過剰な規制と考えます。 したがって、今回の公正競争レビューの検証にあたっては、昨年度のような従来考え方を踏襲するだけの検証ではなく、上述の市場環境・競争環境の変化を踏まえ、現行の電話時代からの指定電気通信設備規制や禁止行為規制等の必要性を検証し、少なくとも実態にそぐわない不要な規制は見直しまたは撤廃していただきたいと考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	他的な連携の可能性もあることから、現行の規制の趣旨が損なわれないよう、潜脱の恐れを回避するための措置を予め講じるべきです。	
株式会社ケイ・オプティコム	①NTTグループ各社の料金の請求・回収業務の統合 NTTファイナンス殿を通じたNTTグループ各社の料金の請求・回収業務の統合は、指定電気通信設備規制や禁止行為規制等の公正競争要件に関する各種規制を形式的にはクリアしつつも、自らの論理によってグループ連携を進めていることが根本的な問題であり、市場におけるNTTシェアの高止まりの主因でもあります。このことは、これまで積み重ねられてきた、移動体通信業務分離やNTT再編の趣旨を逸脱して、なし崩し的にグループの再統合、独占への回帰を図るものです。 真に公正競争環境を確保するためには、NTTグループにおける事業運営上の全ての行為に対して適切かつ抜けのない規制をかけることが必要であり、総務省殿においては、平成26年の包括的な検証を待つことなく、不適切な共同営業行為等がなされることがないように、適時適切に措置いただく必要があります。	
KDDI株式会社	＜県域等子会社によるドコモショップ兼営＞ NTT東・西本体から電気通信業務の主たる部分を委託された県域等子会社が、NTTドコモからの受託によりNTTドコモの携帯電話の販売を行うこと（併売）は、それぞれの情報の目的外利用や内部相互補助が行われないとしても固定と移動の実質的に排他的な一体営業であり、禁止行為に該当する行為と考えます。したがって、県域等子会社によるNTTドコモの商品・サービスの取り扱い（ドコモショップの兼営）は禁止すべきです。	・県域等子会社によるNTTドコモ殿の携帯電話の販売業務を実施するにあたっては、当社からの受託業務とは組織を分け、当社から受託した業務に係る顧客情報の目的外利用の禁止について業務委託契約に規定する等、公正競争確保のための適切な措置を講じており、公正競争上の問題は特段生じていないことから、更なる措置は不要と考えます。
ソフトバンクBB株式会社・	（ア）NTT東西殿の県域等子会社におけるNTTドコモ殿の商品の販売	

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社	昨年同様、NTT東西殿の県域等子会社が株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下、「NTTドコモ」という。）殿の携帯電話等の商品について、ウェブサイト等の広告、取扱いを行っている事象が確認されています（別添資料1）。NTT東西殿の県域等子会社において、たとえNTT東西殿の委託業務を実施する組織とは別の独立した組織においてNTTドコモ殿の代理店業務を実施していたとしても、NTT東西殿の県域等子会社において、NTTドコモ殿の携帯電話等の商品の提供・紹介等を行っていることには変わりなく、また、NTT東西殿の県域等子会社において、競争事業者の商品が当然取り扱われることはないと容易に推察されます。従って、当該行為は、電気通信事業法第30条第3項第2号に該当する排他的な一体営業を子会社等を通じて潜脱的に実施しているものであることから、総務省殿は、検証結果を「注視する」に留まるのではなく、監督義務を有するNTT東西殿に対し、問題の是正措置を直ちに求めるべきであると考えます。	
イー・アクセス株式会社	■県域等子会社等の禁止行為規制対象への追加 「ドコモショップでのフレッツ商品販売」、「県域等子会社でのドコモ携帯電話販売」といった事例は、NTTグループに閉じた排他的な営業連携であり、本来は禁止されるべきですが、これら事象の発生元が県域等子会社や業務委託先といった禁止行為規制の適用対象外となっており、禁止行為規制がNTT東西殿、及びNTTドコモ殿の業務実態と乖離していると考えます。 このようなNTT東西殿とNTTドコモ殿の排他的な営業連携や協業については、共に、指定電気通信設備を持ち、なおかつ、市場シェアがFTHの72.5%、携帯電話43.6%（※1）と高い水準にあることを踏まえれば、競争事業者が追随できない市場支配力の行使となり、競争	

意見提出者	該当部分	再意見
	環境を阻害する虞があると考えます。	
KDDI株式会社	＜ISPを介したNTT東・西とNTTドコモの連携＞ ISPが、NTT東・西のフレッツとNTTドコモの携帯電話の同時加入で、高額のカッシュバックを実施している事例がこれまでも存在していたところですが、これは、NTT東・西とNTTドコモの商品・サービスをセットで販売する排他的な一体営業と考えます。 このような営業活動は、事実上、自己の関係事業者と一体となった排他的業務に該当するものであり、第三者を介して禁止行為規制を潜脱する行為と考えます。そのため、総務省においては、直接的な連携だけでなく第三者を介した間接的な連携についても調査を行い、公正競争上の問題がないか厳格に検証し、実質的な一体営業が行われないように禁止すべきです。	・ISP等の販売代理店がどのような商品・サービスを取り扱うかは、販売代理店自らの営業戦略に基づくものであり、当社とNTTドコモ殿との排他的な共同営業には当たらないことから、販売代理店の経営の自主性を損ねるような措置は不要であると考えます。
ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社	（オ）NTT 116窓口におけるフレッツ光の営業 NTT東西殿の116窓口において、NTT東西殿が接続業務で取得している顧客情報を基にし、フレッツ光サービスへの勧誘を行うといった不適切な営業行為（以下、「116勧誘」という。）については、これまで競争セーフガード制度等において、KDDI株式会社殿や弊社共が指摘してきたところです。 NTT東西殿は、116勧誘の発生を防止するために一定の措置を講じているとしていますが、現に当該事象は継続的に生じており※1、問題は改善されていません。従って、現状の事後チェックとする遵守体制では本事案の防止ができていない以上、過去に実施したとされる設備利用部門からの接続情報の閲覧等を防止するシステム変更についてその実効性を見極める等、問題の発生を防止する措置内容の適正性や妥当性を再検証すべきと考えます。その上で、更なる追加措置を講じ	・当社は、116窓口において接続関連情報を取り扱うことがないよう、厳格な体制を構築する観点から、平成22年3月に実施計画を策定し、この実施計画の内容に沿って、平成22年5月に顧客情報管理システムにおいて接続関連情報の閲覧規制を実施し、当該措置が適正であることを監査において確認しています。したがって、これを再検証する必要はなく、更なる措置は不要と考えます。 ・なお、当社の116窓口において実施しているフレッツ光サービスの営業活動については、お客様の利便性確保の観点からお客様のお問合せ・ご要望にお応えして実施しているものであることから、公正競争を阻害するものではありません。

意見提出者	該当部分	再意見								
	ることを含め、問題解消に向けて情報遮断等の遵守体制の是正がなされることを要望します。 ※1 Yahoo!BBサポートセンターへ引越しのご連絡があったユーザに実施したアンケート結果 <table><tr><td>調査時期</td><td>2011年7月</td><td>2012年7月</td><td>2013年7月</td></tr><tr><td>回答総数</td><td>312件</td><td>216件</td><td>95件</td></tr></table> Q:NTTが提供しているインターネットサービス(フレッツ光)についての勧誘を受けましたか？（対象:全アンケート回答者対象者、「不明」回答除く） 2011年7月 2012年7月 2013年7月	調査時期	2011年7月	2012年7月	2013年7月	回答総数	312件	216件	95件	
調査時期	2011年7月	2012年7月	2013年7月							
回答総数	312件	216件	95件							
ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社	後述のNTTグループ統合請求等、NTTグループ企業や代理店を介した事業連携が益々進展しています。当該事象等は、NTT再編時の趣旨を形骸化させるものである一方、NTT東西殿に対する禁止行為規制のみでは対処しえない事象であると認識しています。類似の事象を防止するルール策定の他、2014年をめどに実施される予定の包括検証に当たっては、特定関係事業者制度が現状では十分に機能していないことを踏まえ、脱法的なグループ連携を防止する規制整備等の検討	・「第一種指定電気通信事業者が関連している電気通信事業者以外を活用したNTTグループの連携や業務統合に係る事業者についても特定関係事業者の対象とすべき」というご意見については、連携や業務統合によって公正競争上の問題が生じていることが明らかに認められる場合に、公正競争を遵守するための措置を検討すべきと考えます。 そうした事象が生じていないにもかかわらず、あらかじめ特定関係事								

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI株式会社	も行うことが必要と考えます。	業者の対象とすることや、特定関係事業者の対象とすることを前提とした検討を行うことは、低廉なユーザ料金の実現、様々なビジネスパートナーとの幅広い提携・協業によるお客様サービスの充実、コスト削減といった当社の創意工夫や改善努力を必要以上に制限することになります。本来このような取組みに対して、規制は必要最小限であるべきであり、明らかに公正競争を歪めるものでなければ、予め措置を講じることは不要であると考えます。
	特定関係事業者制度の趣旨は、第一種指定電気通信事業者に対し禁止行為規制の適用による対処のみでは公正競争の確保に十分でないと考えられるものについて、特定関係事業者の指定を行うことにより、厳格なファイアーウォールを設けるものであり、こうした趣旨の下、現在NTTコミュニケーションズが第一種指定電気通信事業者であるNTT東・西の特定関係事業者として指定されていると理解しています。 しかしながら、NTTファイナンスによる統合請求や県域等子会社によるドコモショップ兼営等NTTグループ間の連携が顕在化しており、第一種指定電気通信事業者と密接に関係がある事業者がこれまで以上に増えている状況にあることを踏まえると、NTTコムのみならず、NTTドコモも特定関係事業者の規定すべきと考えます。 また、NTTファイナンスについては、昨年の検証結果において、「電気通信事業者ではないNTTファイナンス等には、現在の事業法においては、特定関係事業者として指定する対象となるものではない。」との考え方が示されているところですが、NTTファイナンスによる統合請求の事例については、NTT法、累次の公正競争要件、電気通信事業法等の趣旨を確保する観点から、NTTファイナンスを介して第一種指定電気通信事業者と密接に関係のある事業者が連携して反競争的な行為を未然に防止するために一定の条件が付与されたと理解しています。 これに照らせば、NTTファイナンスも第一種指定電気通信事業者と密接に関係していると言えることから、特定関係事業者の規定すべきと考えます。 なお、今後もコスト効率化の観点等の理由によりNTTファイナンスの事	

意見提出者	該当部分	再意見
	例のような非電気通信事業者や関連会社等を活用し第一種指定電気通信事業者であるNTT東・西が関連したグループ連携が行われる可能性があることは否定できないことから、第一種指定電気通信事業者が関連している電気通信事業者以外を活用したNTTグループの連携や業務統合に係る事業者についても特定関係事業者の対象とすべきと考えます。	
イー・アクセス株式会社	■特定関係事業者制度の指定対象の見直し 特定関係事業者制度は、禁止行為規制の適用による対応のみでは公正競争の確保を十分に担保し得ない場合に、役員兼任の禁止といった厳格なファイアーウォール措置を設けるものであり、現在、NTTコミュニケーションズ殿がNTT東西殿と業務委託関係があることや、共同営業が行われやすい土壌があることから、指定対象になっていると理解しております。 この点を踏まえると、「ドコモショップにおけるフレッツ商品販売」や、「県域等子会社におけるNTTドコモ殿の携帯電話販売」のように、NTTドコモ殿についても県域等子会社や業務委託先を通じて、NTT東西殿と営業連携が行われているところであり、これら事例により、公正競争環境を阻害する虞があると考えます。 従って、前述の通り、NTT東西殿とNTTドコモ殿の営業連携により、圧倒的な支配力の行使が懸念される点も考慮し、NTTドコモ殿を特定関係事業者に追加することが必要と考えます。 また、NTTグループの排他的な連携については、「NTTファイナンスへの料金業務の集約」のように、禁止行為規制や特定関係事業者の適用対象外である子会社を通じて、業務の集約化を進める事例も存在し、今後も新たな施策が行われる可能性があります。	

意見提出者	該当部分	再意見
	これら事例についても、公正競争の担保が必要であることから、NTTグループが新たな業務集約化等を行う場合は、その実施が既成事実化する以前に、実施の適否について議論すると共に、「NTTファイナンスへの料金業務の集約」の際の2012年3月23日付の総務省殿要請事項のように、禁止行為規制や特定関係事業者制度等の公正競争要件の趣旨を担保する措置（役員兼任・在籍出向の禁止、情報の目的外利用防止に必要なファイアーウォール措置等）を予め整理しておく必要があると考えます。	
株 式 会 社 エヌ・ティ・ティ・ドコモ	禁止行為規制の対象となる事業者の指定については、スマートフォンやLTEの普及等によるOTT(Over The Top)主導のグローバル化の進展や、移動・固定の連携サービスにより固定側の合従連衡が移動体市場に影響を与えている状況等を踏まえた見直しが必要であると考えます。 ソフトバンク殿がスプリント・ネクステル殿買収によって売上高で世界第4位の規模となり、端末や通信設備の調達力が大きく向上することや、国内においても当社、KDDI殿、イー・アクセス殿を含めたソフトバンク殿の3グループの収益シェアが近接していること、さらには当社は昨年度においては二度も月次契約数の純減を経験し、年間の純増数においても第3位に甘んじていることや、前述のOTT(Over The Top)などの様々な上位レイヤーの事業者が提供するプラットフォームサービスが利用者の支持を得ていることを踏まえれば、当社のみ禁止行為規制を課す合理性はなく、指定対象について速やかに見直すべきであると考えます。 また、KDDI殿のauスマートバリューは、サービス開始後僅か一年余りで463万契約(2013年7月30日KDDI殿決算発表)に拡大し、KDDI殿の	・NTTドコモ殿の意見に賛同いたします。 そもそも、 ①IP・ブロードバンドの時代においては、他事業者は、独自のIP通信網を構築し、アクセス回線も自ら設置、あるいは当社がオープン化により提供しているダークファイバ等を利用してサービスを提供しており、電話の時代のように、他事業者にとって当社網は事業展開上不可欠なものにはなっていないこと、 ②NTTグループ以外の他事業者は、例えば移動系サービスと特定の固定系サービスを組み合わせたFMCサービス等を自由に行っている中、NTTグループだけが柔軟に連携・対応できないことは、NTTグループのお客様だけが不利益を被ることとなり、低廉なユーザ料金の実現、様々なビジネスパートナーとの幅広い提携・協業によるお客様サービスの充実といったお客様利便の向上を阻害すること、 からすれば、現行の禁止行為規制等については、過剰な規制と考えます。 ・したがって、今回の公正競争レビューの検証にあたっては、昨年度の

意見提出者	該当部分	再意見
	スマートフォン新規の4割弱を占めるに至っております(同決算発表)。 当社は禁止行為規制により特定の電気通信事業者に対する差別的取扱いが禁止されているほか、料金業務の移管に伴う総務省殿からの要請により移動・固定が連携した割引が否定され、事実上提供できない状況にあります。移動・固定の連携サービスの利用者満足度が高いことを踏まえれば、当社の利用者のみ利便性向上が否定されている状態は速やかに解消されるべきと考えます。 スマートフォンやLTEの普及等により、グローバル化が急激に進展し、OTT(Over The Top)が台頭していることを踏まえれば、国内のネットワークレイヤーだけに着目した規制は見直しが必要であると考えます。海外と比べて突出して厳しい規制は、国内の通信キャリアの競争力のみならず、国内の上位下位レイヤー事業者の競争力をも奪うものであり、OTT(Over The Top)の多くが海外勢であることを踏まえると国際競争力の観点からも、見直しが必要と考えます。	ような従来の考え方を踏襲するだけの検証ではなく、上述の市場環境・競争環境の変化を踏まえ、現行の電話時代からの指定電気通信設備規制や禁止行為規制等の必要性を検証し、少なくとも実態にそぐわない不要な規制は見直しまたは撤廃していただきたいと考えます。
KDDI株式会社	＜日本電信電話ユーザ協会(第三者を介したグループ一体営業事例)＞ 1976年の公社時代に設立された日本電信電話ユーザ協会は、事実上、公社時代からの会員基盤をそのまま継承し、NTT再編前の形態のままで運用されています。さらに、NTTグループのOBが同協会の役員に就き、現役のNTT東・西、NTTドコモ、NTTコミュニケーションズの役員・法人部門の長が、同協会の諮問機関である「評議員会」のメンバーとなっている等、NTTグループが協会運営に直接関与しているものと思われます。 また、同協会は、商工会議所や地場企業等の会員に向けて、ブロードバンドセミナーや講演会等を開催し、NTTグループ各社の商品・サー	・本件は、日本電信電話ユーザ協会の活動に係るものであり、主務官庁による監督等の定められた規範に則って適正に指導・監督されていると認識しています。 ・また、NTTグループ各社の商品・サービスの割引等は日本電信電話ユーザ協会の判断で特典として実施しているものであり、日本電信電話ユーザ協会の運営の自主性を損ねるような措置は不要であると考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	ビスの紹介やNTTグループ各社の商品・サービスに係る割引、地場企業にとって有力な宣伝ツールとなる電話帳(公社時代から継承する顧客基盤を基に作成)の広告割引等を行っており、NTTグループ各社の営業の場となっていることが懸念されます。 このような活動は、自己の関係事業者と一体となった排他的業務に該当するものであり、第三者を介して禁止行為規制を潜脱する行為と考えます。そのため、総務省においては、日本電信電話ユーザ協会の事例のような第三者を介した間接的な連携について調査・検証を行い、実質的な共同営業が行われないようにすべきです。	
ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社	＜NTT東西殿の禁止行為規定遵守措置等報告について＞ NTT東西殿が2013年6月28日に総務大臣殿に提出した、禁止行為規定遵守措置等報告書については、昨年度と比して、各種規程等の内容の充実化、教育研修対象の拡大、接続関連情報を持ち出す場合の明確化等に加え、公表範囲も一部拡大して頂きました。こうした変更は公正競争確保に資するものであり、評価されるべきと考えます。しかしながら、依然として以下の点については問題点が認められます。 従って、総務大臣殿は、当該問題点を踏まえ、NTT東西殿に対する追加調査を実施したうえで、問題が生じるおそれがあるものについては、必要な措置を講じるべきと考えます。また、現在当該報告書において非公表となっている情報については、すべてが経営情報にあたるものとは考えられないため、可能な限り公表する等その範囲について再度検討が必要と考えます。 1. 電気通信事業法第31条第3項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項 イ. (3)	・「監督対象子会社からの再委託に関して調査、検証及び措置を講じるべき」、「再委託先を監督対象に追加すべき」とのご意見については、子会社等に業務を委託する場合、当該委託業務については当社がお客様への提供責任を負うことから、委託先会社が業務を再委託する場合においても、子会社を通じて当社が監督の義務を負っています。 ・また、禁止行為規定遵守措置等報告書に記載したとおり、監督対象子会社に対しては再委託先の選定又は変更に際して当社の承諾を義務付け、すべての委託契約について当該承諾を実施していることから、既に現在の委託契約において公正競争は遵守されているものと考えており、更なる調査、検証及び措置並びに監督対象への追加は不要と考えます。 ・なお、改正電気通信事業法第31条第3項の趣旨は、NTT東西の業務の大半が委託されているのが子会社であることから、NTT東西が議決権の過半数を有する子会社を対象として、NTT東西が「電気通信業務又はこれに付随する業務」を委託した子会社において禁止行

意見提出者	該当部分	再意見
	・ 監督対象子会社のほぼ全てが再委託となっており、潜脱行為が行われるおそれがある。	為が行われないう、適切な監督を義務付けられたものと理解しております。
KDDI株式会社	機能分離及び子会社監督規制の導入により、これまで以上に接続関連情報が厳格に管理され、NTT東・西による接続関連情報を用いた不正営業の防止や、競争事業者の手続きとNTT東・西の利用部門の手続きの同等性の担保、さらには、子会社におけるNTT東・西から受託した業務に係る情報の目的外利用や差別的な取り扱いの防止が徹底され、公正な競争環境が保たれるようになったことは一定の効果があったと考えます。 しかしながら、公社時代から継承するボトルネック設備や顧客基盤を有するNTT東・西のシェアはFTTH契約者数においては72.5%（電気通信サービスの契約者数及びシェアに関する四半期データ（平成24年度第4四半期（3月末）））と依然として高いシェアを有しているため、機能分離や子会社監督規制の運用を徹底し、公正な競争環境を確保することが必要と考えます。 具体的には、以下に列挙するような項目について、機能分離及び子会社監督の実施にあたって遵守すべき行為として具体的かつ詳細な項目・指標が規定されておらず十分な検証とは言えないため、総務省においては、NTT東・西に対して厳格な調査、検証を実施し、それらに基づく是正措置を着実に講じるべきです。 ○子会社監督関連 ・ 監督対象子会社による再委託は、事業法等の規制を潜脱する恐れがあることから再委託先についても監督対象とすべき。 ・ 再委託先についてもNTT東・西や子会社同様、事業法等の規制を潜脱する恐れがあることから、研修や監査を義務付けるべき。	・ 当該監督義務は、他の電気通信事業者に対する規制とのバランスや資本関係を通じた指揮命令系統による監督規制の実効性を総合的に勘案し、私企業に対する規制を必要最低限とするとともに、禁止行為規制の実効性を担保するという観点から、法制化されたものと認識しており、現行以上に対象範囲を拡大する必要はないと考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
イー・アクセス株式会社	なお、NTT東西殿に対しては、現状、業務委託先子会社等の監督義務が課されているところではありますが、2013年6月28日付でNTT東西殿より開示された、「禁止行為規定遵守措置等報告書」(以下、禁止行為規定報告書)の別添資料3によれば、実態として、大半の監督対象子会社が業務の再委託を行っています。これでは、再委託先や再々委託先を通じて排他的な連携が行われることも懸念されるため、業務委託先も含めて抑止する体制が必要と考えます。 従って、禁止行為規制については、NTT東西殿、及びNTTドコモ殿本体に留まらず、県域等子会社や業務委託先も含めて指定対象とすること並びに、制度的な抜け道を抑止するために実施主体に因らず禁止行為としての該当事例の明確化を図ることが必要と考えます。 (※1)電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(平成24年度第4四半期(3月末))	
KDDI株式会社	機能分離及び子会社監督規制の導入により、これまで以上に接続関連情報が厳格に管理され、NTT東・西による接続関連情報を用いた不正営業の防止や、競争事業者の手続きとNTT東・西の利用部門の手続きの同等性の担保、さらには、子会社におけるNTT東・西から受託した業務に係る情報の目的外利用や差別的な取り扱いの防止が徹底され、公正な競争環境が保たれるようになったことは一定の効果があつたと考えます。 しかしながら、公社時代から継承するボトルネック設備や顧客基盤を有するNTT東・西のシェアはFTTH契約者数においては72.5%(電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データ(平成24年度第4四半期(3月末)))と依然として高いシェアを有しているため、機能分離や子会社監督規制の運用を徹底し、公正な競争環境を確保する	・「監督対象子会社との役員兼任は、事業法等の規制を潜脱する恐れがあることから禁止すべき」とのご意見については、禁止行為規定遵守措置等報告書に記載しているとおり、当社は当該子会社監督規定を遵守するため、監督対象子会社との間で禁止行為に関する合意書を締結し、当該合意に基づき、禁止行為に関する規程等をすべての監督対象子会社において制定させるとともに、当該規程に定めている措置を履行しているかについて当社監査部門による監査を行う等、監督対象子会社において禁止行為が行われないよう適切に監督をしていることから、監督対象子会社との役員兼任によって公正競争上の問題が生じることはないものと考えます。 ・むしろ、監督対象子会社との役員兼任によって、改正電気通信事業法第31条第3項に規定されている子会社監督の実効性が高まるも

意見提出者	該当部分	再意見
	ことが必要と考えます。 具体的には、以下に列挙するような項目について、機能分離及び子会社監督の実施にあたって遵守すべき行為として具体的かつ詳細な項目・指標が規定されておらず十分な検証とは言えないため、総務省においては、NTT東・西に対して厳格な調査、検証を実施し、それらに基づく是正措置を着実に講じるべきです。 ○子会社監督関連 ・監督対象子会社との役員兼任は、事業法等の規制を潜脱する恐れがあることから禁止すべき。	のと考えます。
KDDI株式会社	機能分離及び子会社監督規制の導入により、これまで以上に接続関連情報が厳格に管理され、NTT東・西による接続関連情報を用いた不正営業の防止や、競争事業者の手続きとNTT東・西の利用部門の手続きの同等性の担保、さらには、子会社におけるNTT東・西から受託した業務に係る情報の目的外利用や差別的な取り扱いの防止が徹底され、公正な競争環境が保たれるようになったことは一定の効果があつたと考えます。 しかしながら、公社時代から継承するボトルネック設備や顧客基盤を有するNTT東・西のシェアはFTTH契約者数においては72.5%(電気通信サービスの契約者数及びシェアに関する四半期データ(平成24年度第4四半期(3月末)))と依然として高いシェアを有しているため、機能分離や子会社監督規制の運用を徹底し、公正な競争環境を確保することが必要と考えます。 具体的には、以下に列挙するような項目について、機能分離及び子会社監督の実施にあたって遵守すべき行為として具体的かつ詳細な項目・指標が規定されておらず十分な検証とは言えないため、総務省	・当社は、お客様利便の向上の観点から、本社とは別に支店等を設置しております。支店等では設備部門の業務だけでなく、設備部門以外の部門の業務も実施し、当該支店等の長は業務全般を統括しておりますが、禁止行為規定遵守措置等報告書に記載しているとおり、設備部門の設置、接続関連情報の目的外利用の禁止等、適切な措置を講じており、公正競争上の問題は特段生じていないことから、更なる措置は不要と考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	においては、NTT東・西に対して厳格な調査、検証を実施し、それらに基づく是正措置を着実に講じるべきです。 (略) ○社内体制関連 ・支店長は設備部門と利用部門の兼任が可能となっているが、事業法等の規制を潜脱する恐れがあることから、兼任は禁止すべき。	
ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社	＜NTT東西殿の禁止行為規定遵守措置等報告について＞ NTT東西殿が2013年6月28日に総務大臣殿に提出した、禁止行為規定遵守措置等報告書については、昨年度と比して、各種規程等の内容の充実化、教育研修対象の拡大、接続関連情報を持ち出す場合の明確化等に加え、公表範囲も一部拡大して頂きました。こうした変更は公正競争確保に資するものであり、評価されるべきと考えます。しかしながら、依然として以下の点については問題点が認められます。 従って、総務大臣殿は、当該問題点を踏まえ、NTT東西殿に対する追加調査を実施したうえで、問題が生じるおそれがあるものについては、必要な措置を講じるべきと考えます。また、現在当該報告書において非公表となっている情報については、すべてが経営情報にあたるものとは考えられないため、可能な限り公表する等その範囲について再度検討が必要と考えます。 (略) □. (1) ・ 禁止行為に関する規程や公正競争マニュアルは、その詳細な内容も含め、特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないにも関わらず、実物のみならずその詳細な内容の公開がなされていない。従っ	・ 禁止行為規定遵守措置等報告書に記載しているとおり、「禁止行為に関する規程」の内容は、以下の通りです。 －電気通信事業法(第30条、第31条)の遵守 －禁止行為管理者の配置 －禁止行為管理者の責務(教育研修、事前確認・事後点検の実施、再委託先の監督) －監督対象子会社における自社監査の実施 －当社が行う監査への対応 －是正措置(問題発生時の報告義務、是正指示への対応) ・ また、「公正競争マニュアル」の内容は、以下の通りです。 －電気通信事業法(第30条、第31条)の遵守 －禁止行為を行わないために、業務運営上、留意すべき具体的ポイントや解説等 なお、公正競争マニュアルについては、社員等が常に参照できる状態にしています。 ・ 監督対象子会社において実施した研修の内容は、「公正競争マニュアル」を踏まえ、公正競争の確保及び禁止行為の防止のための基礎的知識、遵守すべきポイント、具体的事例としています。当該事例については質問形式で回答するような要素を盛り込む等、受講者の理

意見提出者	該当部分	再意見
	て、十分な研修内容になっているかの外部検証性が十分に確保されていない。 (2) ・ 集合研修、e-ラーニング等の内容は、特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないにも関わらず、研修教材の公開がなされておらず、十分な研修内容になっているかの外部検証性が十分に確保されていない。	解が深まるような工夫をこらしたものとしています。当該研修については、禁止行為規定遵守措置等報告書に記載したとおり、監督対象子会社において委託業務に従事する社員等のすべての研修対象者に対して研修を実施させています。 ・これらの規程・研修及び公正競争マニュアルの内容の詳細については、社内における規程・ルール、社員教育等のノウハウを含むものであり、企業として経営上の秘密にあたること、また、当該内容については、総務省の求めに応じて提出し、総務省において確認を実施していることから、これを一般に公開する必要は無いと考えます。
KDDI株式会社	機能分離及び子会社監督規制の導入により、これまで以上に接続関連情報が厳格に管理され、NTT東・西による接続関連情報を用いた不正営業の防止や、競争事業者の手続きとNTT東・西の利用部門の手続きの同等性の担保、さらには、子会社におけるNTT東・西から受託した業務に係る情報の目的外利用や差別的な取り扱いの防止が徹底され、公正な競争環境が保たれるようになったことは一定の効果があったと考えます。 しかしながら、公社時代から継承するボトルネック設備や顧客基盤を有するNTT東・西のシェアはFTTH契約者数においては72.5%(電気通信サービスの契約者数及びシェアに関する四半期データ(平成24年度第4四半期(3月末)))と依然として高いシェアを有しているため、機能分離や子会社監督規制の運用を徹底し、公正な競争環境を確保することが必要と考えます。 具体的には、以下に列挙するような項目について、機能分離及び子会社監督の実施にあたって遵守すべき行為として具体的かつ詳細な項目・指標が規定されておらず十分な検証とは言えないため、総務省においては、NTT東・西に対して厳格な調査、検証を実施し、それらに	

意見提出者	該当部分	再意見
	基づく是正措置を着実に講じるべきです。 (略) ○社内体制関連 ・制定された公正競争等に係るマニュアルや実施された教育研修の内容については、公開されていないため、内容が事業法等の趣旨に沿っているのか、また検証が厳格であったのか判断できないことから公表すべき。	
KDDI株式会社	機能分離及び子会社監督規制の導入により、これまで以上に接続関連情報が厳格に管理され、NTT東・西による接続関連情報を用いた不正営業の防止や、競争事業者の手続きとNTT東・西の利用部門の手続きの同等性の担保、さらには、子会社におけるNTT東・西から受託した業務に係る情報の目的外利用や差別的な取り扱いの防止が徹底され、公正な競争環境が保たれるようになったことは一定の効果があったと考えます。 しかしながら、公社時代から継承するボトルネック設備や顧客基盤を有するNTT東・西のシェアはFTTH契約者数においては72.5%(電気通信サービスの契約者数及びシェアに関する四半期データ(平成24年度第4四半期(3月末)))と依然として高いシェアを有しているため、機能分離や子会社監督規制の運用を徹底し、公正な競争環境を確保することが必要と考えます。 具体的には、以下に列挙するような項目について、機能分離及び子会社監督の実施にあたって遵守すべき行為として具体的かつ詳細な項目・指標が規定されておらず十分な検証とは言えないため、総務省においては、NTT東・西に対して厳格な調査、検証を実施し、それらに基づく是正措置を着実に講じるべきです。	・禁止行為規定遵守措置等報告書に記載したとおり、監督対象子会社に関する監査については、それぞれの監督対象子会社の監査部門による監査、当社の監査部門(業務監査室)による監査の二つを実施しており、当社の「電気通信業務又はこれに付随する業務」に係る委託業務を実施している当事者以外の専ら業務監査を実施している組織により、監査を実施しています。 ・また、当該監査は、監査部門がリスク・マネジメントやガバナンスの有効性について評価する観点から監査対象や方法を定め、書面及び実地(立ち入り)による監査を行っていることから、公正競争を遵守する上で必要な監査体制は確保されており、総務省においても当該措置の徹底について、その状況を注視していくとともに、当社から毎年度報告する禁止行為規定遵守措置等報告書に基づき、引き続き厳格な検証を行っていくこととしており、更なる調査、検証及び措置は不要と考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	(略) ○社内体制関連 (略) ・監査部門は、被監査部門からの独立性が不明であり、検証結果の妥当性が不明瞭であることから、第三者による監査を義務付けるべき。 ・監査にあたっては、実効性を担保するため、書面のみならず、立ち入り検査等も実施すべき。	
ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社	＜NTT東西殿の禁止行為規定遵守措置等報告について＞ NTT東西殿が2013年6月28日に総務大臣殿に提出した、禁止行為規定遵守措置等報告書については、昨年度と比して、各種規程等の内容の充実化、教育研修対象の拡大、接続関連情報を持ち出す場合の明確化等に加え、公表範囲も一部拡大して頂きました。こうした変更は公正競争確保に資するものであり、評価されるべきと考えます。しかしながら、依然として以下の点については問題点が認められます。 従って、総務大臣殿は、当該問題点を踏まえ、NTT東西殿に対する追加調査を実施したうえで、問題が生じるおそれがあるものについては、必要な措置を講じるべきと考えます。また、現在当該報告書において非公表となっている情報については、すべてが経営情報にあたるものとは考えられないため、可能な限り公表する等その範囲について再度検討が必要と考えます。 (略) 2. 電気通信事業法第31条第5項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項 イ. (1)	・禁止行為規定遵守措置等報告書に記載したとおり、電気通信事業法施行規則第22条の7第1号に定める設備部門は、ネットワーク事業推進本部、相互接続推進部、東北復興推進室、及び、支店の設備部としています。別添資料に示す組織図のとおり、NTT東日本本社においては、それ以外にコンシューマ事業推進本部、ビジネス&オフィス事業推進本部、及び、その他12室部があり、これら設備部門以外の部門と設備部門は独立した組織となっています。また、支店においては、内部組織の基本構成は、企画総務部、営業企画部、法人営業部、設備部となっており、設備部門である支店の設備部は設備部門以外の部門と独立した組織となっています(※)。 ・上述した設備部門の組織については、従来「第一種指定電気通信設備(これと一体として設置される電気通信設備を含む)の設置、管理及び運営並びにこれらに付随する業務」を実施していることから、改正電気通信事業法の施行に伴い組織の変更は実施しておらず、当該組織を設備部門として明確化したものです。 ・当社は、実施計画(平成22年3月2日)に基づくとともに、電気通信事業法の改正(平成23年11月30日施行)を踏まえ、抜本的なシステム

意見提出者	該当部分	再意見
	・ 本来であれば、去年の時点で公開されているべきであるが、機能分離導入前後でどのように部門変更があったのか不明であり、十分な対処になっているか確認不能。	対応をはじめとして、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の徹底を図っております。 ・また、禁止行為規定遵守措置等報告書に記載したとおり、設備部門から独立した監視部門が設備部門の体制、設備部門と設備部門以外の部門との間での兼務の禁止、設備部門と設備部門以外の部門の居室の分離等の管理の項目ごとの遵守状況について、当社監視部門が書面及び実地による確認等を実施し、問題ないことを確認しており、また、総務省においても報告書の内容を確認していることから、更なる措置は不要と考えます。 (※)平成25年3月31日現在
ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社	＜NTT東西殿の禁止行為規定遵守措置等報告について＞ NTT東西殿が2013年6月28日に総務大臣殿に提出した、禁止行為規定遵守措置等報告書については、昨年度と比して、各種規程等の内容の充実化、教育研修対象の拡大、接続関連情報を持ち出す場合の明確化等に加え、公表範囲も一部拡大して頂きました。こうした変更は公正競争確保に資するものであり、評価されるべきと考えます。しかしながら、依然として以下の点については問題点が認められます。 従って、総務大臣殿は、当該問題点を踏まえ、NTT東西殿に対する追加調査を実施したうえで、問題が生じるおそれがあるものについては、必要な措置を講じるべきと考えます。また、現在当該報告書において非公表となっている情報については、すべてが経営情報にあたるものとは考えられないため、可能な限り公表する等その範囲について再	・「接続関連情報の適切な取扱い等に関する規程」の内容は、禁止行為規定遵守措置等報告書の「2. 電気通信事業法第31条第5項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項 二. 施行規則第22条の7第6号の規定により作成した規程」に記載しており、 (1)設備部門の範囲 (2)接続関連情報の目的外利用の禁止 (3)設備部門と設備部門以外の部門との間での兼務禁止 (4)設備部門の体制 －設備部門における接続関連情報の適正な管理の責任者として「情報管理責任者」を置き、設備部門の長がこれをつとめること

意見提出者	該当部分	再意見
	度検討が必要と考えます。 (略) 二. ・ 具体的にどのようなファイアウォールを置いているかを確認するための「接続関連情報の適正な取扱い等に関する規程」は、項目のみの公開にとどまっており、接続関連情報の入手、利用、提供その他の接続関連情報の取扱いについてこれを適正なものとするために十分な内容になっているかの外部検証性が十分に確保されていない。(規程原本を公開した場合、内容の一部を黒塗りにせざる得ない箇所がある可能性は否定できないが、その全てが「特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」ものではないと考える。)	－「情報管理責任者」を補佐する役割として「接続関連情報適正利用管理者」及び「接続関連情報適正利用補助者」を設備部門を構成する組織ごとに置くこと (5) 情報管理責任者の責務 － 設備部門の居室と設備部門以外の部門の居室の分離 － 設備部門の業務に従事する全ての社員等に対して、本規程の遵守のために必要な研修の実施 － 接続関連情報の管理の用に供するシステムの利用権限の管理、接続関連情報を入手した者を識別することができる情報及び入手日時等の保存 － 承認のない接続関連情報の抽出禁止 － 承認のない接続関連情報の持ち出し禁止 － 接続関連情報の持ち出し管理
KDDI株式会社	機能分離及び子会社監督規制の導入により、これまで以上に接続関連情報が厳格に管理され、NTT東・西による接続関連情報を用いた不正営業の防止や、競争事業者の手続きとNTT東・西の利用部門の手続きの同等性の担保、さらには、子会社におけるNTT東・西から受託した業務に係る情報の目的外利用や差別的な取り扱いの防止が徹底され、公正な競争環境が保たれるようになったことは一定の効果があつたと考えます。 しかしながら、公社時代から継承するボトルネック設備や顧客基盤を有するNTT東・西のシェアはFTTH契約者数においては72.5%(電気通信サービスの契約者数及びシェアに関する四半期データ(平成24年度第4四半期(3月末)))と依然として高いシェアを有しているため、機能分離や子会社監督規制の運用を徹底し、公正な競争環境を確保する	－ 委託契約における守秘義務等の規定や委託先における接続関連情報の取扱い状況の点検実施等、委託先の管理の実施 － 接続関連情報の適正な取扱い状況の点検 － 監視部門が行う書面若しくは実地による監視への協力 (6) 同等性の確保 (7) 規程違反時の報告 － 接続関連情報の取扱いについて、違反その他の問題を発見したときは、速やかに監視部門にその事実及び対処等を報告 (8) 監視部門の責務等 (9) 監視部門の勧告に基づく是正義務 としています。 ・ 接続関連情報の適正な取扱い等に関する規程には当社の業務ノウ

意見提出者	該当部分	再意見
	ことが必要と考えます。 具体的には、以下に列挙するような項目について、機能分離及び子会社監督の実施にあたって遵守すべき行為として具体的かつ詳細な項目・指標が規定されておらず十分な検証とは言えないため、総務省においては、NTT東・西に対して厳格な調査、検証を実施し、それらに基づく是正措置を着実に講じるべきです。 (略) ○社内体制関連 (略) ・接続関連情報の適切な取扱い等に関する規程が全て「経営上の秘密等の観点から非公表」ということでは、競争事業者では措置の妥当性の判断ができないことから、NDAを結ぶ等の措置を講じるなどして開示すべき。	ハウを含めた情報が含まれており、企業として経営上の秘密にあたること、また、本規程及び管理の内容は、毎年総務大臣に報告しており、総務省において検証を実施するとともに、その主な内容が公表され、外部から客観的な検証可能性が担保できる状況になっていることから、これを開示する必要はないと考えます。
KDDI株式会社	第一種指定電気通信設備に関して、以下のような課題があります。 ＜利用部門と競争事業者とのリードタイム等の同等性確保＞ 2011年11月に施行された改正電気通信事業法において、NTT東・西に対し機能分離の実施や子会社等との一体経営への対応が措置されました。 しかしながら、機能分離の実施にあたって遵守すべき行為について、接続事業者とNTT東・西の利用部門との同等性を確保するための検証項目や指標が充分とは言えないと考えます。 同等性の検証について、例えば、回答納期等の手続きは平均日数を用い接続事業者とNTT東・西利用部門との同等性を検証しているところですが、回答までにかかる日数の分布状況やエリア別等、多角的	・当社は電気通信事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っており、一種指定設備に係るアンバンドル化された機能は当社利用部門(自社)、接続事業者(他社)が公平に利用可能であり、電気通信事業法に定められているとおり、設備構築情報の開示や、接続に必要な手順・条件については、接続約款等に規定し、自社と他社を同等に取り扱っております。 ・具体的には、運用面において、納期回答及び工事日予約等を、当社利用部門と接続事業者間で同じ設備管理システム及び予約枠の中で実施しているほか、情報開示においてはコロケーションリソースや中継ダークファイバの空きがないビルで新たに空きが発生した場合には、速やかに開示情報を更新するとともに、希望する事業者にもメール通知を行い、リソース管理や情報開示を適切に実施するなど、当社利

意見提出者	該当部分	再意見
	な視点から同等性の検証が必要と考えます。また、手続き面のみならず開通に必要な要員配置の同等性や設備構築情報等開示される情報の内容やタイミングが同等か否かといった運用面での同等性の検証も実施することが必要と考えます。 機能分離及び子会社監督規制の導入により、これまで以上に接続関連情報が厳格に管理され、NTT東・西による接続関連情報を用いた不正営業の防止や、競争事業者の手続きとNTT東・西の利用部門の手続きの同等性の担保、さらには、子会社におけるNTT東・西から受託した業務に係る情報の目的外利用や差別的な取り扱いの防止が徹底され、公正な競争環境が保たれるようになったことは一定の効果があったと考えます。 しかしながら、公社時代から継承するボトルネック設備や顧客基盤を有するNTT東・西のシェアはFTTH契約者数においては72.5%（電気通信サービスの契約者数及びシェアに関する四半期データ（平成24年度第4四半期（3月末）））と依然として高いシェアを有しているため、機能分離や子会社監督規制の運用を徹底し、公正な競争環境を確保することが必要と考えます。 具体的には、以下に列挙するような項目について、機能分離及び子会社監督の実施にあたって遵守すべき行為として具体的かつ詳細な項目・指標が規定されておらず十分な検証とは言えないため、総務省においては、NTT東・西に対して厳格な調査、検証を実施し、それらに基づく是正措置を着実に講じるべきです。 （略） ○同等性関連	用部門と接続事業者の同等性は確保されているものと考えます。 ・当社は、上述の通り、自社と他社を同等に取り扱っておりますが、改正電気通信事業法に則り、事前手続きを含めた接続事業者との間の手続き（他社手続）、及び、当社設備部門以外の部門との間の手続（当社手続）に係る申込日、回答日、工事完了日等の全データを記録・保存し、監視部門により、双方の手続とも接続約款等の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認し、総務省に報告しています。 ・また、自社・他社の手続に係る工事完了までの平均日数等のリードタイム及び納期遵守率についても総務省へ報告しており、各メニューとも自社・他社が同等となっております。リードタイム及び納期遵守率が同等であることは、接続約款等に規定された手続・条件等について、自社と他社が同等になっている証左であると考えております。 ・リードタイムの検証方法については、全体の平均日数に差が生じておらず同等になっているものと考えており、これ以上新たな措置は不要と考えます。 ・また、各メニューに関する手続の平均日数等は、当社及び当社から設備を借り受けている他事業者にとって経営情報に当たるものであり、基本的には公表すべきではないと考えます。また、当該情報については、総務省に報告しており、総務省において検証できる状況になっていることから、更なる検証・措置は不要と考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	・申込から開通までの期間(及び開通要員の配置)の同等性、アンバンドル機能の利用条件の同等性等に関する利用部門と競争事業者のデータが、比較可能な形で公表されておらず、同等性が確保されているか判断ができないことから、NTT東・西利用部門と接続事業者とを比較した様々なデータを検証対象とし、公表すべき。 現状、例えば、回答納期等の手続きについては平均日数を用いて同等性を検証しているところ、回答までにかかる日数の分布状況やエリア別等多角的に同等性を検証すべき。 ・コロケーションや中継ダークファイバの利用ルールや設備構築情報の扱い、加入電話番号ポータビリティの運用見直しに関する情報について、同等に情報開示がなされているのか、判断できないことから、当該情報についても検証の対象とすべき。 また、総務省においては、NTT東・西から総務大臣に毎年度報告される禁止行為遵守措置等報告書に基づき、第一種指定電気通信設備をNTT東・西利用部門と接続事業者が利用する場合で一定の同等性が確保されているかの検証を行っているところですが、規制対象であるNTT東・西自らの報告をベースに検証している限り十分な透明性や外部検証性が確保できないと考えます。そのため、第三者による監査を導入し、内部の実態を正確に把握した厳格な検証を実施すべきと考えます。	
ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバン	＜NTT東西殿の禁止行為規定遵守措置等報告について＞ NTT東西殿が2013年6月28日に総務大臣殿に提出した、禁止行為規定遵守措置等報告書については、昨年度と比して、各種規程等の内容の充実化、教育研修対象の拡大、接続関連情報を持ち出す場合の明確化等に加え、公表範囲も一部拡大して頂きました。こうした変更	

意見提出者	該当部分	再意見
クモバイル株式会社	は公正競争確保に資するものであり、評価されるべきと考えます。しかしながら、依然として以下の点については問題点が認められます。 従って、総務大臣殿は、当該問題点を踏まえ、NTT東西殿に対する追加調査を実施したうえで、問題が生じるおそれがあるものについては、必要な措置を講じるべきと考えます。また、現在当該報告書において非公表となっている情報については、すべてが経営情報にあたるものとは考えられないため、可能な限り公表する等その範囲について再度検討が必要と考えます。 (略) ト. 及びチ(1) ・ 本項目においては、「手続の実施の経緯及び当該手続に係る接続の条件」等を求められているのにも係らず、納期にのみ着目したものとなっており、開示情報、手続き手順、使用システム等が報告対象となっていないため、インプットの同等性の検証には不十分である。 ・ 納期については平均日数のみしか記載されておらず、異常値が検出された場合、平均値だけでは比較が困難な場合も想定される。(標準偏差、最大値、最小値、中央値等の開示により、異常値の影響を排除することが可能と考えられる。) ・ 接続事業者が接続を実施する際は、通常「事前相談」、「事前照会」や「事前調査」も必要となることから、こうした事前手続も含めた形で、期間、内容、拒否件数等の比較を行わなければ、開通の同等性の検証はできない(「事前相談」等は、個別のケースに応じてその内容や回答までに要する期間が異なるが、カテゴリ毎に分別する等により、一定程度の検証性	

意見提出者	該当部分	再意見
	を持つものと考えられる。) (略) 3. 電気通信事業法第31条第2項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項 イ. (1) ・ 同等性確保の検証のためには、NTT東西殿の各部門における保有設備を明確にすべきであるが、公表されていない ＜ボトルネック設備利用の同等性＞ 機能分離の趣旨であるボトルネック設備の同等性の確保のためには、「インプットの同等性」についても合わせて確保する必要があると考えます。インプットの同等性については、NTT東西殿自身の内部プロセスに踏み込んで整備する必要があるため、総務省殿においても後述のNTT東西殿の禁止行為規定遵守措置等報告に加え、以下の項目についても、NTT東西殿利用部門と接続事業者との間において、十分に同等性が確保されているべきか検証すべきであると考えます。 ・ プロセスの同等性(リードタイム、手続き、貸出条件、フォーマット等) ・ 情報の同等性(顧客情報、敷設・工事計画、設備更改等) ・ システムの同等性(システム連携のインタフェース等)等、	
イー・アクセス株式会社	なお、上記の検証の結果や、本意見書のボトルネック設備利用に係る各社意見の内容を踏まえて、現行の体制に課題があると認められた場合は、同等性を図るための更なる措置(例えば、システムの物理的分離等)の実施を検討すべきと考えます。	
ソフトバンクB	＜NTT東西殿の禁止行為規定遵守措置等報告について＞	・ラインシェアリングDSL、ドライカップパ(DSL、電話)における、他社手

意見提出者	該当部分	再意見
B株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社	NTT東西殿が2013年6月28日に総務大臣殿に提出した、禁止行為規定遵守措置等報告書については、昨年度と比して、各種規程等の内容の充実化、教育研修対象の拡大、接続関連情報を持ち出す場合の明確化等に加え、公表範囲も一部拡大して頂きました。こうした変更は公正競争確保に資するものであり、評価されるべきと考えます。しかしながら、依然として以下の点については問題点が認められます。 従って、総務大臣殿は、当該問題点を踏まえ、NTT東西殿に対する追加調査を実施したうえで、問題が生じるおそれがあるものについては、必要な措置を講じるべきと考えます。また、現在当該報告書において非公表となっている情報については、すべてが経営情報にあたるものとは考えられないため、可能な限り公表する等その範囲について再度検討が必要と考えます。 (略) ト. 及びチ(1) (略) ・ 別添10の加入ダークファイバ、DSL、電話等の比較において、NTT東西殿の申込日～回答日がすべて0日となっており、接続事業者との納期と差異が認められることから、利用システムや申請の手続、申請フォーマット等がNTT東西殿の利用部門と接続事業者で異なり、同等性が確保できていないおそれがある。	続(1日)と自社手続(0日)のリードタイムの差分は、他社手続では申込受付後に設備部門にて名義及び残置メタル有無等の確認作業を実施しているのに対し、自社手続では残置メタル有無確認のみ行っている(名義確認等作業は営業部門が申込時にお客様原簿等により確認を実施)ことによるものです。 ・ 仮に、他社手続において、申込後の名義確認作業を省略する方法について、具体的なご要望があれば、従来から当社よりご提案させていただいた他事業者名義での申込手続の導入等具体的な実現方法や費用等について協議させていただく考えです。 ・ なお、他社手続と当社手続の差については、これらサービスの開通の期間が約2～3週間程度であることを踏まえると、その中の1日の差によって公正な競争が阻害されているとはいえず、同等性は確保されているものと考えております。
イー・アクセス株式会社	■リードタイムの同等性の検証 禁止行為規定報告書別添資料9-2の「①申込日～回答日」の平均日数を確認すると、ラインシェアリング、ドライカットパ(DSL、電話)が1日であるのに対して、フレッツ・ADSL(利用回線型、契約者回線型)、	

意見提出者	該当部分	再意見
	加入電話・INSネット64は0日となっております。 これは、接続事業者が利用する機能とNTT東西殿の利用する機能にて、リードタイムの同等性が担保出来ていない可能性があるため、総務省殿は本事例の原因等について、厳格な検証を行う必要があると考えます。	
イー・アクセス株式会社	加えて、禁止行為規定報告書別添資料10の納期遵守率については、例えば、NTT西殿の「光回線設備等に係る情報の提供(光回線設備の伝送損失及び経過年数調査)」のように50%に留まるものも存在するため、遵守率が低い機能についても原因等の調査が必要と考えます。	・他社自社手続において、標準納期を超過した理由については、接続事業者から一時的に大量に申込まれたこと等によるものとなっております。
イー・アクセス株式会社	■運用状況における外部検証性の確保(以下(5)と共通意見) 禁止行為規定報告書については、今年度より、新たにラインシェアリング、ドライカップ、情報開示の手続き等についての平均日数が公表されており、競争事業者がボトルネック設備利用の同等性の状況を把握する上で大変有意義であると考えます。 しかしながら、これらの情報はあくまで一部であり、未だその大半が公表されていないことから、業務委託先子会社等監督、及び機能分離の運用状況や実効性は、競争事業者にて把握出来ない状況です。 従って、透明性担保の観点から、総務省殿においては、引き続き、禁止行為規定報告書の内容の開示を可能な限り推進していただくことや、報告内容の検証結果を公表していただく必要があると考えます	・禁止行為規定遵守措置等報告書は、総務省により公表されており、改正電気通信事業法及び同施行規則に基づき、当社が公正競争の確保のために取り組んでいる内容について、接続事業者は確認できるものと考えます。 ・なお、禁止行為に関する規程や公正競争マニュアルの内容、接続関連情報の適正な取扱い等に関する規程等については、社内における規程・ルール、社員教育等のノウハウ等を含むものであり、企業として経営上の秘密にあたること、また、当該内容については、総務省の求めに応じて提出し、総務省において確認を実施していることから、これを一般に公開する必要は無いと考えます。
イー・アクセス株式会社	■日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の見直し NTTグループについては、<u>①公社時代から線路敷設基盤等のボトルネック設備、及び加入電話の顧客基盤(約2,800万契約)を継承しており、なおかつ、②FTTHの市場シェア72.5%、OABJ光IP電話の</u>	・「公正競争要件が有効に機能するよう、各種公正競争要件の抵触基準の明確化や、適用範囲をグループ会社や業務委託先子会社等(非電気通信事業者を含む)に拡大するといった見直しを行うことが必要」とのご意見については、当社は、従来より事業法等の法令及び各種

意見提出者	該当部分	再意見
	市場シェア62.2%、携帯電話の市場シェア43.6%(※2)とEUのSMP規制における市場支配的地位の判断基準(市場シェア40%又は50%)に照らし合わせても、固定・モバイル双方の市場で支配的な地位にあることを踏まえれば、グループ各社の排他的な事業連携により、依然として、競争事業者が追随出来ない巨大な市場支配力が行使されることが懸念されるところです。 そのような中、これまで、公正競争レビュー制度、及び競争セーフカード制度の意見書では、「県域等子会社におけるNTTドコモ販商品の販売」、「ドコモショップにおけるフレッツ商品販売」、「NTTファイナンスへの料金業務の集約」等の事例により、NTTグループの組織や業務形態のリストラクチャリング等に伴う、NTTグループに係る累次の公正競争要件の実効性についての課題提起がなされてきております。 これら課題の根本的な問題については、1999年のNTT再編成当時においては、NTTグループが「設備の保守・運用」や、「販売業務」や「料金収納」といった通信の周辺業務を子会社化し、上記事例のように、事業会社が子会社や業務委託先等を通して、営業連携や業務集約化が行われることを想定していなかったことが挙げられると考えます。 従って、来年度実施される包括的検証の場では、今後の市場環境の変化やNTTグループの業務集約化を見据えた検証を行い、公正競争要件が有効に機能するよう、各種公正競争要件の抵触基準の明確化や、適用範囲をグループ会社や業務委託先子会社等(非電気通信事業者を含む)に拡大するといった見直しを行うことが必要と考えます。	ガイドラインを遵守して事業活動を行っており、更に、改正事業法による更なる公正競争環境整備についても、適切な措置を講じており、公正競争上の問題は生じていないものと考えます。 そもそも、 ①IP・ブロードバンドの時代においては、他事業者は、独自のIP通信網を構築し、アクセス回線も自ら設置、あるいは当社がオープン化により提供しているダークファイバ等を利用してサービスを提供しており、電話の時代のように、他事業者にとって当社網は事業展開上不可欠なものにはなっていないこと、 ②NTTグループ以外の他事業者は、例えば移動系サービスと特定の固定系サービスを組み合わせたFMCサービス等を自由に行っている中、NTTグループだけが柔軟に連携・対応できないことは、NTTグループのお客様だけが不利益を被ることとなり、低廉なユーザ料金の実現、様々なビジネスパートナーとの幅広い提携・協業によるお客様サービスの充実といったお客様利便の向上を阻害すること、 からすれば、現行の禁止行為規制等については、過剰な規制と考えます。 ・したがって、今回の公正競争レビューの検証にあたっては、昨年度のような従来の考え方を踏襲するだけの検証ではなく、上述の市場環境・競争環境の変化を踏まえ、現行の電話時代からの指定電気通信設備規制や禁止行為規制等の必要性を検証し、少なくとも実態にそぐわない不要な規制は見直しまたは撤廃していただきたいと考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	(※2)電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(平成24年度第4四半期(3月末))	
ソフトバンクB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社	(ア) NTTグループの連携強化 NTTグループは上述の「NTTIDログインサービス」、「NTTネット決済」、「NTTグループカード」や下記で述べているNTTグループ統合請求等を始めとしたグループ連携を強めており、今後、お客様相談窓口、保守対応、営業、CS等の統合による更なるグループ再統合の動きが加速されていく事態が想定されます。 こうしたグループ統合施策等については、NTTグループ各社は「お客様の利便性向上」のためであることを強調していますが、本来公正競争といった規制は、一事業者の短期的な視点での利便性向上のためにあるのではなく、広く一般消費者が長期的な視点で利益を享受するためにあるものです。2014年を目途として実施する包括的な検証においては、本施策を含めた各分野でのNTTグループの連携強化が競争環境に与える影響等について、総合的に検証を行う必要があると考えます。	・「2014年を目途として実施する包括的な検証においては、本施策を含めた各分野でのNTTグループの連携強化が競争環境に与える影響等について、総合的に検証を行う必要がある」とのご意見については、当社は、従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っており、更に、改正事業法による更なる公正競争環境整備についても、適切な措置を講じており、公正競争上の問題は生じていないものと考えます。 そもそも、 ①IP・ブロードバンドの時代においては、他事業者は、独自のIP通信網を構築し、アクセス回線も自ら設置、あるいは当社がオープン化により提供しているダークファイバ等を利用してサービスを提供しており、電話の時代のように、他事業者にとって当社網は事業展開上不可欠なものにはなっていないこと、 ②NTTグループ以外の他事業者は、例えば移動系サービスと特定の固定系サービスを組み合わせたFMCサービス等を自由に行っている中、NTTグループだけが柔軟に連携・対応できないことは、NTTグループのお客様だけが不利益を被ることとなり、低廉なユーザ料金の実現、様々なビジネスパートナーとの幅広い提携・協業によるお客様サービスの充実といったお客様利便の向上を阻害すること、 からすれば、現行の禁止行為規制等については、過剰な規制と考えます。 ・したがって、今回の公正競争レビューの検証にあたっては、昨年度の

意見提出者	該当部分	再意見
		ような従来の考え方を踏襲するだけの検証ではなく、上述の市場環境・競争環境の変化を踏まえ、現行の電話時代からの指定電気通信設備規制や禁止行為規制等の必要性を検証し、少なくとも実態にそぐわない不要な規制は見直しまたは撤廃していただきたいと考えます。
ソフトバンク B株式会社・ ソフトバンク テレコム株式 会社・ソフトバ ンクモバイル株 式会社	(イ) NTTグループ統合請求 昨年度より、NTTグループの料金の請求・回収業務等の統合が開始されています。本施策の問題点は、NTTグループの延べ1億3千万人に上るユーザ、合わせて8兆円を超える料金債権がNTTファイナンス殿へと集約されることであり、また、NTT持株 殿の元に「ヒト・モノ・カネ・情報」というグループの経営資源が統合され、NTTグループの組織の再統合・独占回帰をより加速させることにあると考えます。 総務省殿においては、「NTT東西に課されているユニバーサルサービス確保の責務に係る規定、各事業会社に課した累次の公正競争確保のための措置、事業法により各事業会社に課されている料金規制及び消費者保護ルール並びに市場支配的な電気通信事業者に対して課されている行為規制等の趣旨が引き続き確保されるよう、適切な措置を講じ、またはNTTファイナンスに講じさせるとともに、講じた措置の内容について毎年度報告することを要請」しており、NTTグループの組織の再統合・独占回帰に係る懸念は払拭しきれないものの、公正競争環境は一定程度確保されたものの考えます。当該要請に基づき講じた措置の報告については公開し、総務省殿は、競争事業者も同等のサービスが実施できるようになっているか、また不当な競争環境が惹起されてないか等の視点から、十分に報告を検証すべきです。なお、	・当社は総務省からの「貴社が提供する電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等に関して講ずべき措置について(要請)」(総基事第32号 平成24年3月23日)を受け、必要な措置を報告し、これに従って適切な業務運営を行っているとともに、その状況は総務省に毎年度報告し、その報告書は公表されております。 ・また、総務省は、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見及びその考え方」において、当社からの報告について、総務省の考え方を示しており、平成24年度については、報告書の精査や、NTT持株や各事業会社等へのヒアリング(執務室及び顧客管理システム端末等の視認を含む。)を通じ、料金業務のNTTファイナンスへの移管(同年7月1日)までに、報告内容の妥当性等について確認し、直ちに追加の措置が必要とは認められないとしており、更なる措置は不要と考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	総務省殿の検証については、判断基準・検証方法も公開することで、外部検証性を確保すべきと考えます。	
株式会社ケイ・オプティコム	その中で、平成25年7月8日付のNTT東西殿から総務省への報告「電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等に関して講ずる措置の報告について」等が総務省殿のホームページに公開されていますが、総務省殿において分析・検証がなされた形跡はありません。NTTグループ各社の料金の請求・回収業務の統合については、総務省殿における判断基準・検証方法の妥当性についての外部検証性の確保は極めて重要であることから、NTTグループ各社からの毎年度の報告内容の公表に留まらず、NTTグループの措置が永続的に有効であるかどうか継続的に監督いただいた上で、その状況については、審議会・競争政策委員会等を通じて定期的に議論いただくことを要望いたします。	
ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社	(キ) 活用業務・目的達成業務制度について <制度全般について> そもそも活用業務制度は、「事実上独占となっている東・西NTTの地域網のオープン化を徹底させるための措置」等をNTT東西殿に自主的に講じさせることにより、地域通信市場における競争を確実に進展させることが、制度導入の前提条件の一つであったと認識しています。同制度導入後、数年間においては、メタルアクセス回線等の開放政策により、ADSL市場をはじめとして、一定の競争が進展しました。しかしながら、IP網や光アクセス回線へのマイグレーションが進展している現状においては、NTT-NGNや光アクセス回線の開放が、メタルアクセス回線等と同等の開放に至っていないことから、これまでメタルアクセス回線上でサービスを提供してきた多くの競争事業者の事業継続が困難な	・当社はこれまでも、一種指定設備規制や、禁止行為規制、指定電気通信役務規制、業務範囲規制のほか、NTT再編成時の公正競争要件等の各種法令・ガイドラインを遵守し、公正競争の確保に努めてきたところであり、また、活用業務を営むにあたっては、引き続き「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」(平成23年11月17日)等を遵守し、公正競争の確保に努めていく考えです。 ・情報通信市場は、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展するとともに、サービスやプレイヤーのグローバル化が急速に進み、例えばGoogleやApple等の巨大なグローバルプレイヤーやLINE・Skype等のコミュニケーション・無料通話アプリケーションによる通信サービスが急拡大しています。特にLINEは、全世界で2億ユーザ、国内だけでも4,500万以上のユーザが存在し、固定音声契約者数(約5,68

意見提出者	該当部分	再意見
	ものとなっています。このようにボトルネック設備の開放が不十分な状況下において、業務範囲を拡大させることは、その市場支配力をさらに強化するものとなることから、公正競争上、問題を生じさせることになると考えます。 また2011年11月末には改正日本電信電話株式会社等に関する法律(以下、「NTT法」という。)が施行され、NTT東・西殿による活用業務制度が認可制から届出制へと規制緩和されましたが、同法施行後、2011年12月21日にNTT東日本殿から「インターネット接続回線のサーバ設備を利用したアプリケーションサービス」が申請されたことを皮切りに、平成25年8月7日(現在)までに計9件もの届出がなされています。認可制時代は、申請数が年間平均1.2件であったことを踏まえると、届出制への移行後は年間平均5.3件と、実に4倍以上の申請数となっており、届出制への移行をきっかけとして、NTT東西殿によるなし崩し的な業務範囲拡大が進行し、公正競争上、さらに大きな問題を生じさせることになっていることは明らかなです。 また、NTT東西殿の業務範囲の制限は、公正競争確保のため極めて重要な法的規制であり、子会社を通じさえすれば自由に業務範囲を拡大できるというものではないと考えますが、2012年6月22日、NTTの新社長は所信表明において、「NTT東、西の業務はアクセスビジネスに限定されているが、それ以外は、全くできないわけではない。子会社を通じた形とか、まだやっていける余地はあると思う。」(2012年7月2日通信興業新聞第1面)と発言しています。こうした制度を無効化するような行為を示唆していることを踏まえると、活用業務制度自体の見直しの時期に入っていると言わざるを得ません。 従って、活用業務制度についてはその制度自体の見直しを開始し、	0万契約)に迫る勢いとなっております。これらの事業者はタブレットPCやスマートフォン上のアプリケーションにより通信サービス(電話・メール等)を自在に提供するなど、端末やコンテンツ・アプリケーションと通信との一体的なサービス提供が進展し、お客様はその多様なサービス・選択肢を自由に選択・利用できる状態になっている等、活用業務制度の導入時点と比べ、更に加速度的に変化してきております。 ・また、NTTグループ以外の事業者は、市場環境・競争環境の変化に対応し、自社のスマートフォンと自社又は特定の他社のFTTH等を組み合わせた割引サービスの提供を開始する等、柔軟なサービス提供を展開しています。このような中でNTTグループだけが柔軟に連携・対応できないとすると、NTTグループのお客様だけが不利益を被ることになり、IP・ブロードバンドの利活用促進やお客様利便の向上を阻害することになります。 ・したがって、市場環境や競争環境の変化を踏まえ、NTT東西の業務範囲を制限するべきではなく、電話時代の考え方を改め、過去に認可申請した活用業務において課された認可条件等についても、実態にそぐわない不要な規制は見直し又は撤廃していただきたいと考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	真の公正競争環境を確保していくため、ボトルネック設備の開放に係る問題及び独占事業体であるNTTグループに係る問題を抜本的に解決することが必要と考えます。	
KDDI株式会社	＜活用業務＞ 本来、活用業務制度は、事実上独占となっているNTT東・西の地域網のオープン化を徹底させるための措置をNTT東・西に自主的に講じさせることにより、地域通信市場における競争を確実に進展させることが、制度導入の条件となっており、その前提として、「お客様利便性の向上」及び「公正な競争確保」のバランスが図られることが必要とされています。しかし、NTT東・西が固定通信市場において圧倒的なシェアを維持している現状に鑑みれば、公正な競争環境が確保されているとは言えません。 さらに、2011年11月にNTT東・西における活用業務制度が認可制から届出制へ規制緩和されたことによって、活用業務提供の自由度は増し、制度改定後1年半でNTT東・西で計8件の届出がなされ、今後も活用業務としてサービスを開始することを繰り返すことで、事業領域を着々と拡大する恐れがあります。 また、現行の運用においては、個々の活用業務に係る届出ごとに、公正競争要件が確保されているかはチェックされていますが、これまでに届出された活用業務が現在の市場にどのような影響を及ぼしているかについては検証されていません。 NTT東・西は、競争に与える影響が小さく見える小規模な活用業務を徐々に届け出ること、公社時代から引き継いだ「ボトルネック設備」と「顧客基盤」を用いて他の領域へのレバレッジを利かせる懸念があります。実際に、IP電話サービスの県間伝送等に係る料金設定について	・当社は、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」(平成23年11月17日)に則り、活用業務の届出を実施しており、また、総務省においても、当該届出の都度、当該ガイドラインに沿ってその内容を確認しています。更に、活用業務の開始以降も、当社は、当該ガイドラインに則り、公正競争確保に支障のない範囲内で営むために当社が講ずる措置の実施状況等について、毎年、総務省に報告しており、その内容について総務省が当該報告を毎年公表していることから、公正競争上の問題は特段生じておらず、更なる措置は不要と考えます。 ・そもそも、活用業務制度は、平成13年のNTT法改正により、IP・ブロードバンド時代に対応し、多種多様な新たなサービスの提供を可能とする等の観点から制度化されたものですが、こうしたIP・ブロードバンド市場では、電話時代と異なり、県内／県間の区分なく当初から各社が自らネットワークを構築して競争しながらサービスを提供しており、こうした市場に電話時代の「ボトルネック」や「県内／県間区分」といった考え方を持ち込むことは時代の流れや市場の実態にそぐわないものと考えます。 ・なお、当社のIP電話サービスは、他事業者よりも後発で提供しており、熾烈な競争が展開されている中で公正競争を遵守して、シェアを獲得したものであることから、市場シェアのみに着目して公正競争上の問題があるとはいえないと考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	は、市場規模が小さく、影響が少ないとの判断から法人向けIP電話サービス(平成15年10月)が認可され、その後、集合住宅向けIP電話サービス(平成16年7月)、戸建向けIP電話サービス(平成17年1月)が立て続けに認可された結果、NTT東・西のひかり電話の市場シェアは一時期75%を超えるまでに急激上昇し、公正競争上大きな影響を及ぼした経緯があります。 したがって、総務省においては、同等性の確保やグルーパドミナンス排除の実効性を担保し、公正競争環境を確保した上で慎重な運用をするとともに、過去にNTT東・西が届け出た複数の活用業務についても改めて検証して公正競争を阻害していないか確認すべきです。	
株式会社株 式会社ケイ・ オプティコム ティコム	③「活用業務制度」の是非 ボトルネック設備を保有するNTT東西殿に対する活用業務制度は、NTT殿の独占部門と競争部門を分離して競争を一層促進し、ひいては国民利便の向上に繋げるというNTT再編の趣旨をないがしろにするものであることから、本来、同制度については即刻廃止すべきと考えます。 特に、届出制への移行後は、全国サービスであるNTT東日本殿の「オフィスまるごとサポート」をはじめ、NTT東西殿によるなし崩し的な業務範囲の拡大が進行していることから、個々の活用業務に係る手続きについてより一層の透明性・客観性の確保が求められます。 よって、総務省殿における検証については、サービス開始時やNTT東西殿からの毎年度の報告時に留まらず、サービス開始以降永続的に実施いただくことが重要であるのと同時に、当該検証結果については、審議会や競争政策委員会等の公の場で議論いただくことを要望いたします。	

意見提出者	該当部分	再意見
	活用業務について現行の届出制で進めていくにあたっては、過去の個別の活用業務について、各種措置が適切に講じられているかを永続的に検証し、その状況によってはさらなる措置の実施を指導することが必要です。	
ソフトバンクB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社	＜ISP業務やモバイル業務への進出について＞ 2011年11月17日公表の「日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見及びその考え方」において、「ISP業務やモバイル業務については、電気通信事業の公正な競争の確保に看過し得ない著しい支障をおよぼすおそれのある事態も容易に想定される」と総務省殿の考え方が示されています。この点も踏まえ、現状の法体系の下、NTT東西殿がISP業務やモバイル業務等を活用業務として営むことは想定し得ない事態ではありますが、仮にNTT東西殿にて同種の業務拡大を企図し、届出がなされたとしても、総務省殿は、すみやかに業務改善命令等により、当該サービスが提供されないよう対処すべきと考えます。	・「NTT東西殿がISP業務やモバイル業務等を活用業務として営むことは想定し得ない」、「NTT東・西による移動体事業やISP事業等への参入については当然禁止すべき」とのご意見については、平成23年11月17日公表の「日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見及びその考え方」において、総務省は、「ISP業務やモバイル業務について、必ずしも、放送業務と同等に扱うまでの必要はないものと考えられる。」としています。 ・当社は、従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っており、更に、改正事業法による更なる公正競争環境整備についても、適切な措置を講じており、公正競争上の問題は生じておりません。市場環境が大きく変化し、新しいサービスが求められている中で、当社としてもこのようなニーズに対して、お客様の利便性向上の観点から、柔軟かつ機動的に対応していきたいと考えており、ご指摘のような特定の業務・事業を事前に制限するべきではないと考えます。
KDDI株式会社	NTT持株体制下でNTTドコモやNTTコミュニケーションズなどがモバイル事業、ISP事業を行っている中、NTT東・西がモバイル事業、ISP事業等に進出することは、NTTグループとしての市場支配力を高めることになり、競争を阻害するものと考えます。このような公正競争上支障があることが明白であるNTT東・西による移動体事業やISP事業等への参入については当然禁止すべきです。	
ソフトバンクB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社	＜目的達成業務を利用したNTTグループの実質的セット販売について＞ NTT 東西殿は、「情報通信関連商品の販売・保守」として目的達成業務を届け出ることにより、「音声利用 IP 通信網サービス等を用いた	・当社は「音声利用IP通信網サービス等を用いた音声通話サービス等の利用が可能なスマートフォン（SIMカードを除く）」について現時点で販売を開始しておりませんが、仮に今後当該商品を取り扱う場合においても、特定の電気通信事業者との排他的な連携を行わない等、引

意見提出者	該当部分	再意見
社・ソフトバンクモバイル株式会社	音声通話サービス等の利用が可能なスマートフォン（SIM カードを除く）」の販売・保守が可能な状況になっています。しかしながら、SIM カードのないスマートフォンでは通話することが出来ないことから端末単体で販売することは想定されにくく、通常 SIM カードとセットでの販売になると考えます。この際、同じグループ会社の NTT ドコモ殿の紹介や同社との共同営業等、排他的なグループ連携に繋がるおそれも考えられます。従って、総務省殿は、公正競争環境を確保するため、特に以下のような観点で、実質的に脱法的な営業行為を許していないか等を検証すべきと考えます。 - 販売機種が特定のキャリアに偏っていないか - 当該目的達成業務として販売したスマートフォンに使用されているSIMカードのキャリアについて偏りがいないか - NTT東西殿の販売員が特定のキャリアを推奨する行為が行われていないか なお、仮に問題が認められた場合においては、徹底した指導等是正措置を実施することを要望します。	引き続き禁止行為規制等の公正競争条件を遵守していく考えです。
ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社	(カ)「フレッツ」のサービス名称使用 オプティキャスト殿が提供する「フレッツ・テレビ」の広告表示に関しては、2009年2月にNTT東日本殿に対して、放送サービスの提供主体が他社であることを広告に明記するよう行政指導※2が出されていますが、依然としてNTT東日本殿が本サービスを提供しているかのように誤認させる広告宣伝が散見される状況です※3。NTT法で放送業が禁止されていることを踏まえれば、NTT東西殿は「フレッツ・テレビ」の提供主体がオプティキャスト殿であることを利用者が明確に理解できるようにすべきであると考えます。総務省殿においては、当該放送サービス	・フレッツ・テレビにおいて、当社が提供しているのは、電気通信サービス「フレッツ光」及び「フレッツ・テレビ伝送サービス」であり、放送サービスの提供は行っていない。 ・また、当社はフレッツ・テレビの提供において、放送サービスの提供主体がオプティキャストである旨を広告に明記しており、ご指摘のような誤解が生じないように努めているところです。 ・したがって、現に公正競争上の問題は生じておらず、また、放送サービスの提供主体を誤認しないための措置は既に講じていることから、新たな措置を追加する必要は無いと考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	の提供主体について、利用者が正しく認識しているかについてアンケートを実施する等、現状を正確に把握した上、仮に利用者に誤認与えている状況であることが確認できた場合、適切な措置等を講じるべきと考えます。 ※2 「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2008年度)」に基づき講じるべき措置について(要請)(2009年2月25日) http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/090225_5.html#bs1 ※3 別添資料3参照	・当社は今後とも電気通信サービスである「フレッツ光」、「フレッツ・テレビ伝送サービス」等の提供を通じて、インターネットのみならず、映像サービス等ますます多様化してきているお客様のニーズに対して応えていく考えです。 ・ブランドの使用については、「再編成に関する基本方針(平成9年12月4日公表)」においても、一般的な商取引の問題であるとされ、使用について禁止されていないことから、特段の制約は必要無いものと考えます。
KDDI株式会社	＜フレッツ光TVの広告表示＞ 「フレッツ・テレビ」は、オプティキャストがサービス提供主体であるにもかかわらず、NTT東・西が本サービスを提供しているかのように誤認させる広告宣伝が見られます。NTT 法において放送業が禁止されていることを踏まえれば、NTT 東・西は「フレッツ・テレビ」の提供主体がオプティキャストであることを利用者が明確に理解できるようにすべきであり、総務省においては、「フレッツ・テレビ」の提供主体を明確に認識できるよう厳格な調査、検証を行うべき。 加えて、当該サービス以外についても、別会社を介してフレッツ上で提供されている事例が散見されますが、NTT東・西が提供主体となっていないサービスについては、「フレッツ」等のNTTブランド使用を禁止する等のルール整備を推進すべきと考えます。	
ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバン	(オ) NTTブランド使用ルール整備 NTTグループ各社が社名やサービスの一部に「NTT●●」のように「NTT」等の名称を用いて営業することは、NTTグループによる一体的なサービス提供を想起させるおそれが高いと想定されます。本意見書でも述べさせて頂いているとおり、「NTT」IDログインサービスや「N	・ブランドの使用については、「再編成に関する基本方針(平成9年12月4日公表)」においても、一般的な商取引の問題であるとされ、使用について禁止されていないことから、特段の制約は必要無いものと考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
クモバイル株式会社	TT「グループカード」といったサービス名称や後述のとおり、株式会社オプティキャスト（以下、「オプティキャスト」という。）殿が提供する「フレッツ・テレビ」のようにサービスに「フレッツ」等の名称を使用する場合は、利用者がサービスの提供主体を正しく認識出来ない恐れがあり、利用者保護及び公正競争確保の観点から問題が生じないよう、「NTT」等のブランド使用に関するガイドライン等を早急に整備すべきと考えます。	
KDDI株式会社	＜NTTブランドの使用＞ 県域等子会社やNTTグループ各社は、NTT法第8条によって本来使用がNTT持株及びNTT東・西に限定されている「日本電信電話」＝NTTブランドを「NTT東日本－〇〇」や「NTT〇〇」のように社名に冠し、NTT再編時の趣旨に反して公社時代から継承したブランド力をグループ全体で使用しています。また、昨今、NTTドコモが、会社名表記を「株式会社エヌティティドコモ」から「株式会社NTTドコモ」への変更を発表しましたが、このように「NTT」ブランドを軸に訴求することは、ユーザーに対して実質的にNTTグループ統一や連携を強く想起させるものであると考えます。総務省においては、法の趣旨を逸脱して「NTT」ブランドがNTTグループ全体で不適切に利用されていないか検証すべきです。	
ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社	（エ）NTTグループ会社間の役員等の人事異動禁止 本年度においても、NTT持株殿を中心としたNTTグループ内における役員の配置転換が複数見受けられます。このような戦略的な人材配置については、なし崩し的なグループの再統合を誘引し、独占への回帰を図る動きと捉えることが可能であり、先述のNTTグループ統合請求事案や、NTT東西殿及びNTTコミュニケーションズ殿の共同営業行為事案に示唆されるように、公正競争環境に著しい悪影響を及ぼす懸	・再編成後の人事については、NTTの再編成に関する基本方針で示された東西地域会社とNTTコミュニケーションズとの間のルール及び移動体分離の際における公正有効競争条件を遵守しており、新たな規制を追加する必要は無いと考えます。 ・なお、人事交流によって公正競争を阻害することがないよう、会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職（転籍）後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付け

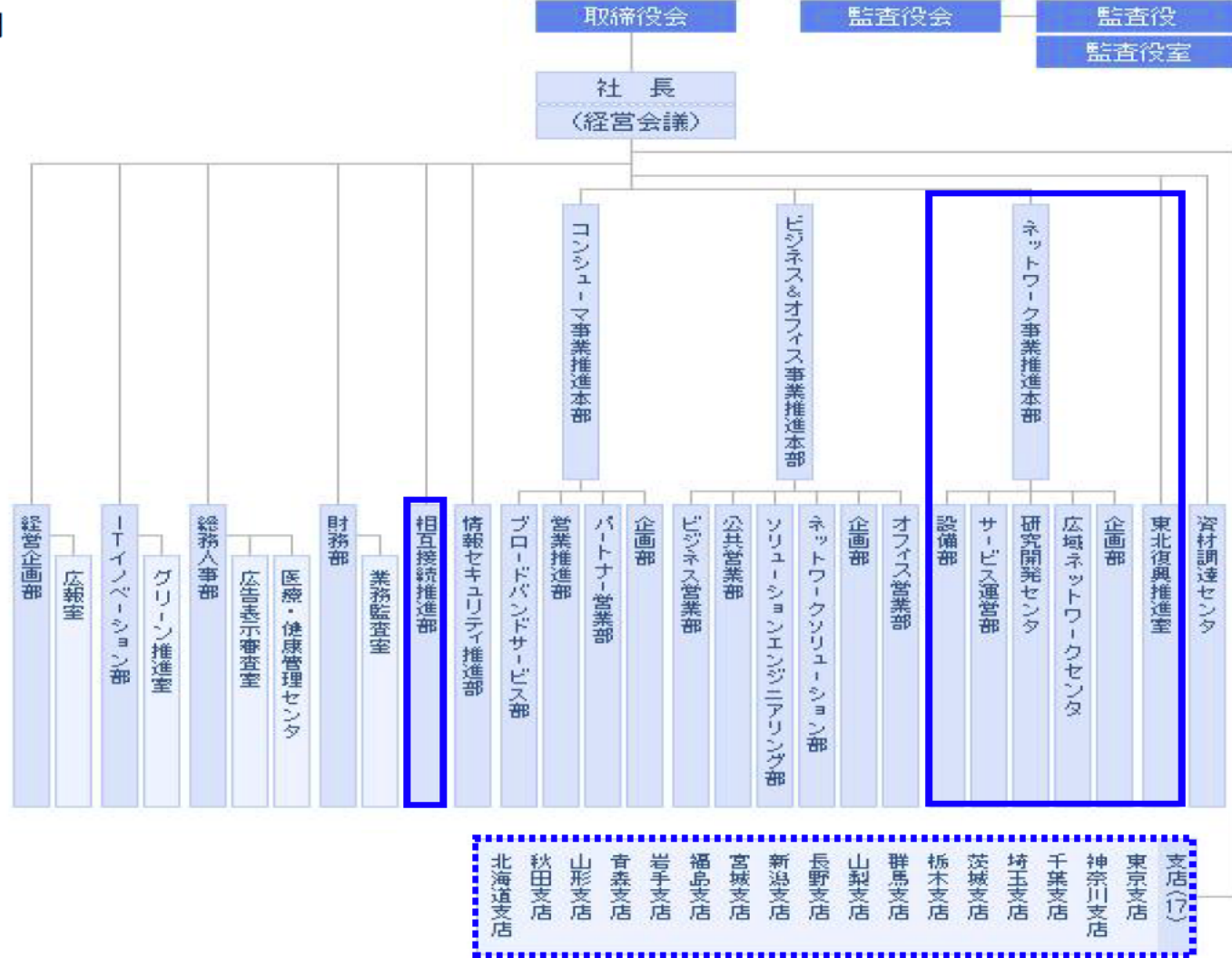
意見提出者	該当部分	再意見
	念があります。今後、包括的な検証を実施するに当たっては、論点として盛り込むべきと考えます。	る等の取り組みを実施しております。
ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社	(ウ) NTT東西殿及びNTTコミュニケーションズ殿の共同営業行為 NTT東西殿が自社ユーザの新規獲得に当たり、併せてエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下、「NTTコミュニケーションズ」という。)殿のサービスに割引を付すという事例を始め、事業法等で禁止されている共同営業行為と疑われる事例が見受けられます。これらはNTTグループの一体となった営業行為であると考えられ、電気通信事業法第30条第3項第2号及び「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針」(平成9年郵政省告示第664号)における承継会社への事業の引継ぎに当たって電気通信の分野における公正な競争の確保に関し必要な事項に関する基本的な事項」(八)(九)に実質的に該当するものと考えます。総務省殿においては、覆面調査や立入検査等、踏み込んだ実態の調査等を行ったうえ、是正に向けた措置等を講じて頂きたいと考えます。また、冒頭で述べたとおり、本事例を始めとし、競争事業者が営業やサービスの主管部門における逸脱行為を示す、電話や口頭以外での有形の具体的な証拠を得ることが非常に困難であるため、本制度の検証方法自体を見直す必要があると考えます。 ・NTT東日本殿のフレッツ光ネクスト導入を条件にNTTコミュニケーションズ殿のISP料金の値下げ提案を同一のNTT東日本営業担当者が実施 等	・電気通信役務の提供に関する取引条件、当社がNTTコミュニケーションズの販売業務を受託する場合の条件、当社がNTTコミュニケーションズに提供する顧客情報その他の情報は、他の電気通信事業者との間のものとしており、公正競争上の問題はありません。 ・なお、当社としては、お客様の多様なご要望に基づき実施する他社との共同提案については、利用者利便を確保する観点から制限されるものではないと考えます。
KDDI株式会社	<光ポータブル(サービスを介した事実上の移動体との連携事例)> NTT東・西は、「光ポータブル」を介して、NTTドコモやNTTドコモ網を利用したMVNOの移動体サービスの販売を、フレッツサービスからのレ	・光ポータブルについては、携帯電話事業者が提供するSIMカードを差し込むことで、3Gモバイルデータ通信が利用可能となるものであり、3Gモバイルデータ通信の役務提供及び料金設定は、携帯電話事

意見提出者	該当部分	再意見
	バレッジを利かせる形で行っており、固定市場とモバイル市場におけるドミナント事業者であるNTT東・西とNTTドコモが実質的に連携している状況を作り出しています。総務省においては、NTTグループ間の直接的なサービス連携にとどまらず、間接的な連携についても公正競争上の問題がないか厳格に調査・検証を行い、実質的なサービス連携が行われないように禁止すべきです。	業者が行っていることから、当社による移動体通信事業への進出ではありません。 ・また、光ポータブルはNTTドコモ社以外のモバイルキャリアに対応する「SIMフリー」機種を提供しており、お客様はモバイルキャリアを選択いただくことが可能であることから、排他的な共同営業にはあたらず、更なる調査、検証及び措置は不要と考えます。 ・むしろ、NTTグループ以外の事業者は、市場環境・競争環境の変化に対応し、自社のスマートフォンと自社又は特定の他社のFTTH等を組み合わせた割引サービスの提供を開始する等、柔軟なサービス提供を展開しています。このような中でNTTグループだけが柔軟に連携・対応できないとすると、NTTグループのお客様だけが不利益を被ることになり、IP・ブロードバンドの利活用促進やお客様利便の向上を阻害することになります。 ・したがって、こうした市場環境や競争環境の変化を踏まえ、電話時代を前提とした非対称規制の必要性から検証し、実態にそぐわない不要な規制は見直し又は撤廃していただきたいと考えます。
DSL事業者協議会	昨年度の「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見募集」において当協会から指摘させていただいたNTTの工事会社と名乗る会社(東日本エリア)から「近日NTTのメタルケーブルを撤去するため、光回線に変えないと電話が使えなくなる」という虚偽の説明により営業を行なっている事例については、「営業マニュアルを策定の上、研修等を通じて適正な営業活動に関して指導徹底をするとともに、場合に応じて契約解除を行う規定を設ける等、販売代理店に対して厳格な対応を実施しているとしている。」との報告をい	・当社との契約に基づき活動している販売代理店については、適正な営業活動について、営業マニュアル等を用いて指導徹底する等、厳格な対応を既に実施しており公正競争上の問題は生じていないと考えております。 当社としては、今後とも営業活動の適正化に努めていく考えです。

意見提出者	該当部分	再意見
	ただいておりますが、今年度も同じ虚偽説明と思われる事例がありました。適正な営業活動に関する指導の更なる徹底をお願いするとともに、実施状況の報告など、第三者が検証できる対応を行う必要があると考えます。	
ソフトバンクB B株式会社・ ソフトバンクテ レコム株式会 社・ソフトバン クモバイル株 式会社	＜上位レイヤへの進出について＞ 現行制度においては、NTT東西殿による放送分野への進出が明確に禁止されており、その理由として、「独占的な地域通信網のインフラを通じて通信の隣接分野であるコンテンツ(情報内容)市場へ不当な影響力が行使され、ハード・ソフト両分野にわたる一体的支配のおそれを排除するため」(「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第一次答申～IT時代の競争促進プログラム～」2000年12月21日 電気通信審議会より抜粋)と挙げられています。 今般NTT東西殿においては、活用業務制度を利用したASPサービスやクラウドサービスといった上位レイヤへの進出が目立っていますが、こうした上位レイヤへの進出が進めば、上述のとおり、「通信の隣接分野であるコンテンツ(情報内容)市場へ不当な影響力が行使され」るおそれのあるものであり、仮にNTT法第2条第5項の「“電気通信事業”の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」がなかったとしても、隣接分野も含めた公正競争を確保する観点から、本来認められるべきではないと考えます。	・ASPサービスやクラウドサービスといった上位レイヤへの進出について、「隣接分野も含めた公正競争を確保する観点から本来認められるべきではない」とのご意見については、当社は、従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っており、適切な措置を講じていることから、当社がASPサービスやクラウドサービスを提供することに関して、更なる措置は不要と考えます。

(別添資料) 設備部門の組織

 設備部門



各支店における設備部を設備部門としています。

平成25年3月31日時点

再 意 見 書

平成 25 年 9 月 24 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん
住 所 東京都港区虎ノ門2-10-1
氏 名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう
代表取締役社長 エリック・ガン

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する再意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

再意見提出者 イー・アクセス株式会社

意見提出者	該当部分	再意見
	総論	
KDDI株式会社	(略) 特に、固定・モバイル両市場において圧倒的な影響力を持つ NTT 東・西と NTT ドコモを中心としたグループ連携が、過去の競争政策に逆行する形で認められた場合、現状の NTT グループのシェアはさらに増大し、結果的に競争事業者が市場から排除されることとなります。これにより、国民にとってサービスや料金の選択肢が狭まるといった利便の低下をまねくおそれがあることから、公正競争ルール of 更なる整備・徹底を図り、禁止行為規制の潜脱防止を強化することが必要です。 総務省においては、競争政策の検証の実施にあたっては、ICT 利活用の基盤となる電気通信分野において公正な競争環境を確保できるよう、上述のような NTT の特殊性や独占性、NTT の市場支配力が市場環境に与える影響を考慮したうえで、競争政策全体の適正性を検証し判断すべきと考えます。	KDDI殿、ソフトバンク殿のご意見の通り、NTTグループは固定・モバイル双方の市場で支配的な地位にあること(市場シェア FTTH:72.5%、OABJ光IP電話:62.2%、携帯電話:43.6%(※1)、及び公社時代からボトルネック設備、及び顧客基盤を継承していることを踏まえれば、排他的な共同営業や業務集約化による実質的なグループ統合により、巨大な市場支配力の行使に繋がることを懸念します。 従って、来年度実施される包括的検証においては、現行のNTTグループに係る累次の公正競争要件が有効に機能するように、見直しを実施することが必要不可欠と考えます。 (※1) 電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データ(2013年3月末)
ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社	(略) 一方、情報通信市場及び関連市場においては、後述しているとおり、日本電信電話株式会社(以下、「NTT 持株」という。)を頂点とする NTT グループによる、グループ共同広告、ドコモショップでのグッズ販売等に加え、グループ各社の料金の請求・回収代行業務等の統合(NTT グループ統合請求)等、実質的なNTTグループ連携が進められています。このような連携を行っている NTT グループは、総資産1兆円を超える事業会社を複数社擁し、情報通信市場又は関連市	

意見提出者	該当部分	再意見
	場において有力な地位を占めていることから、事業支配力が過度に集中する状況が生じております。このような事業支配力が過度に集中する状況において、NTT 持株殿主導の下これらの会社が、グループ連携を強化することは、情報通信分野はもちろんのこと、日本経済全体に大きな影響を与えることであり、その集中度を具体的に検証する必要があると思われます。そこで、2014 年を目途として実施する包括的な検証においては、一事業者の短期的な視点での利便性向上のためにあるのではなく、広く一般消費者が長期的な視点で利益を享受する視点に立った上で、各分野での NTT グループの連携強化が情報通信事業分野やその周辺分野の競争環境に与える影響等について、総合的に検証を行う必要があると考えます。	
	1 指定電気通信設備制度に関する検証	
	(1)第一種指定電気通信設備に関する検証	
	ア 指定要件に関する検証 イ 指定の対象に関する検証 ウ アンバンドル機能の対象に関する検証	

意見提出者	該当部分	再意見
西日本電信電話株式会社	【NGN、地域IP網及びひかり電話網について】 ・当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網（以下、NGN等）については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかです。 (略) ・上述のとおり、当社のNGN等にボトルネック性がないことは明らかであり、また、IP・ブロードバンド時代は、各事業者がそれぞれネットワークを構築し、お互いのお客様同士が相互に通信しあう、同じ立場での接続形態となっており、当社の固定電話網を中継事業者へアクセス網として貸し出す形態が中心であった電話時代の接続とは大きく異なっていること、から、当社のNGN等は、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと思います。	NGN等については、以下の理由から利用者及び接続事業者にとっての不可欠性が高いと考えられるため、引き続き第一種指定電気通信設備(以下、一種指定設備)の対象とすることが必要と考えます。 ① NTT東西殿のFTTHにおける市場シェアは72.5%、OABJIP電話62.2%と依然として独占化傾向にあり、昨年度の総務省殿の考え方から特段の状況変化は無いこと。 ② 2010年11月に、NTT東西殿がPSTNの概括的展望を示し、今まさに、PSTNマイグレーションに係る意識合わせの場にて、IP網同士の接続における接続形態や移行方法について議論されているところであり、今後NGNとの接続の必要性が更に高まると考えられること。 ③ メタル・PSTNから光・NGNへのマイグレーションの進展により、「メタル・PSTNサービス(加入電話、ISDN、ADSL等)におけるNTT東西殿の顧客基盤」及び、「PSTNの廃止に伴いサービス基盤を失う競争事業者によるサービス(マイライン、ドライカップ電話、ADSL等)」にて、NTT東西殿のFTTH、OAB光JIP電話への移行が進み、独占が拡大する虞があること。

意見提出者	該当部分	再意見
西日本電信電話株式会社	【局内装置類及び局内光ファイバについて】 ・イーサネットスイッチ、メディアコンバータ、光信号伝送装置（OLT）、光局内スプリッタ、WDM装置等の局内装置類については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。 (略) ・局内光ファイバについては、他事業者による自前敷設が可能であり、また、他事業者が計画的に所定の手続き・自前工事を行うことで、当社が局内光ファイバを敷設する場合と同等期間で、当該他事業者も局内光ファイバを自前敷設できることに鑑み、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。	局内装置類、局内光ファイバについては、以下の理由から利用者及び競争事業者にとっての不可欠性が高いと考えられるため、引き続き一種指定設備の対象とすることが必要と考えます。 ① 昨年度の総務省殿の考え方にて示されている通り、加入光ファイバと一体的に設置・機能するものであり、加入光ファイバと切り離してボトルネック性を判断することは難しいこと。 ② 2010年11月にNTT東西殿がPSTNの概括的展望を示し、今後IP化の進展が見込まれることを考慮すれば、競争事業者がNGNを利用した創意工夫あるサービスを提供することが期待され、必要性が一層高まると想定されること。 また、WDM装置については、現状WDM空き波長のアンバンドルが、当社をはじめとした接続事業者にとって中継DFの空きが無い際の有効な代替手段となっており、ネットワークを円滑に構築することに寄与しているため、引き続き一種指定設備の対象とすることが必要と考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
西日本電信電話株式会社	【加入光ファイバについて】 ・加入光ファイバについては、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと思います。 (略)	加入光ファイバは、以下の理由から利用者及び競争事業者にとっての不可欠性が高いと考えられるため、引き続き一種指定設備の対象とすることが必要と考えます。 ① FTTHにおけるNTT東西殿の市場シェアは72. 5%、設備シェアは78. 4%(※2)と依然として独占化傾向にあり、加入光ファイバの指定はサービス競争の展開に必要不可欠であること。 ② ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度(以下、本制度)の枠組みで進められているブロードバンドの普及促進においては、FTTH市場におけるサービス競争の促進による料金低廉化や利用者におけるサービス選択制の確保が必要不可欠であること。 ③ メタル/PSTNから光/NGNへのマイグレーションの進展により、「メタル・PSTNサービス(加入電話、ISDN、ADSL等)におけるNTT東西殿の顧客基盤」及び、「PSTNの廃止に伴いサービス基盤を失う競争事業者によるサービス(マイライン、ドライカップ電話、ADSL等)」にて、NTT東西殿のFTTH、OABJ光IP電話への移行が進み、独占が拡大する虞があること。 (※2)平成24年度末における固定端末系伝送路設備の設置状況

意見提出者	該当部分	再意見
西日本電信電話株式会社	【FTTHサービスの戸建て向け屋内配線について】 ・戸建て向け屋内配線は、お客様の宅内に設置される設備であり、誰もが自由に設置できる設備です。屋内配線の設置工事は、他事業者も同様に実施することが可能であり、現に実施していることを鑑みれば、ボトルネック性がないことは明らかであり、当社の戸建て向け屋内配線を第一種指定電気通信設備から除外していただきたいと思います。	戸建て光屋内配線については、FTTH市場におけるNTT東西殿の市場シェアが72.5%と依然として独占化傾向にあり、競争事業者がサービス競争を展開する上で必要不可欠な設備と考えられるため、引き続き一種指定設備の対象とすることが必要と考えます。 7

意見提出者	該当部分	再意見
西日本電信電話株式会社	【現行の指定方法の見直しについて】 (略) ・したがって、現行制度の下においては、NTT東西のほぼ全ての県内電気通信設備が、ボトルネック性の有無についての十分な検証がされないままに、ボトルネック性を有するとの蓋然性があるという理由で、原則として全て指定電気通信設備とされるネガティブリスト方式が採用されておりますが、本来、規制の対象となる設備は、行政当局が個別に不可欠性を挙証できた必要最小限のものに限定し、具体的に列挙する方式（ポジティブリスト方式）を採用すべきと考えます。	ポジティブリスト方式を採用すれば、ボトルネック性を有する設備が一時指定対象とならない場合が生じ、接続事業者が迅速なサービス提供する上で支障を来たすため、引き続き、ネガティブリスト方式を採用する必要があると考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
西日本電信電話株式会社	【収容局接続機能及び中継局接続機能のアンバンドルについて】 ・フレッツサービスに係る機能（一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能・特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能）について、特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能の接続料を設定していたものの、平成13年から現在に至るまで12年以上、一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能の接続料を設定していたものの、平成21年から現在に至るまで4年以上、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。 ・中継局接続に係る機能（一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能）についても、接続料を設定したものの、平成21年から現在に至るまで4年以上、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。	収容局接続機能、及び中継局接続機能については、以下の理由から、引き続きアンバンドル対象とすることが必要と考えます。 ① 2010年11月に、NTT東西殿がPSTNの概括的展望を示し、まさに今、PSTNマイグレーションに係る意識合わせの場にて、IP網同士の接続形態や移行方法について協議しているところであり、今後NGN等のIP網との接続の必要性は更に高まると想定されること。 ② IP化の進展に伴い、競争事業者によるNGNを利用した創意工夫あるサービスの提供が期待され、NGN等のIP網との接続の必要性が更に高まると想定されること。

意見提出者	該当部分	再意見
西日本電信電話株式会社	【局内装置類に係る機能のアンバンドルについて】 ・光信号伝送装置（O L T）は平成１３年より、メディアコンバータ・局内光スプリッタについては平成１４年より、当社が接続料を設定していたものの、平成１３・１４年から現在に至るまで１０年ないし１１年以上、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。 (略)	前述の通り、局内装置類については、今後IP化の進展により、接続の必要性が一層高まることから、引き続きアンバンドルの対象とすることが必要と考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
西日本電信電話株式会社	【ＩＰ電話サービスに係る機能のアンバンドルについて】 (１) 音声通話に係る接続のように、各事業者がそれぞれネットワークを構築し、双方の利用者同士が相互に通信を行うためにネットワークと接続する場合には、各事業者は相互に接続料を支払い合う関係に立つことになります。当社のひかり電話網と他事業者網との接続も、このような対等な関係にあるため、当社のひかり電話網のみを第一種指定電気通信設備とすることはもちろん、ひかり電話サービスに係る機能（関門交換機接続ルーティング伝送機能）のみをアンバンドルの対象とすることはバランスを失することになります。 したがって、当社のひかり電話網については、前述のとおり、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただく必要があると考えますが、仮に引き続き第一種指定電気通信設備の対象とするのであれば、当該機能については、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただく等の対応を行っていただきたいと考えます。 (略)	IGS接続機能については、以下の理由から、引き続きアンバンドル対象とすることが必要と考えます。 ① NTT東西殿は、現在OABJIP電話において市場シェア62.2%（約1,500万契約）を有しており、接続協議において優位な交渉力が働くことが懸念されること。 ② メタル/PSTNから光/NGNへのマイグレーションが進展していることに伴い、今後一層、NTT東西殿のNGN等との音声接続の必要性が増すこと。

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI株式会社	＜利用部門と競争事業者とのリードタイム等の同等性確保＞ 2011 年 11 月に施行された改正電気通信事業法において、NTT 東・西に対し機能分離の実施や子会社等との一体経営への対応が措置されました。しかしながら、機能分離の実施にあたって遵守すべき行為について、接続事業者と NTT 東・西の利用部門との同等性を確保するための検証項目や指標が充分とは言えないと考えます。同等性の検証について、例えば、回答納期等の手続きは平均日数を用い接続事業者と NTT 東・西利用部門との同等性を検証しているところですが、回答までにかかる日数の分布状況やエリア別等、多角的な視点から同等性の検証が必要と考えます。また、手続き面のみならず開通に必要な要員配置の同等性や設備構築情報等開示される情報の内容やタイミングが同等か否かといった運用面での同等性の検証も実施することが必要と考えます。	各社ご意見の通り、ボトルネック設備の同等性を確保するためには、現行の機能分離措置で主に対処されている「ファイアーウォールの構築」に加えて、「インプットの同等性」も確保する必要があることから、包括的検証の場では、これまでの各社意見を踏まえ、現行の機能分離に加えて、リードタイムの同等性やシステムの同等性(手続き、開発コスト)を担保するための措置を導入することを検討すべきと考えます。 なお、リードタイムの同等性の検証については、接続約款上の納期が遵守されていても、納期の範囲内で同等性が担保されないことも懸念されるため、KDDI殿ご意見の通り、納期の平均日数に留まらず、日数の分布、エリア毎の数値等も含めた多角的な検証が必要と考えます。
ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社	＜ボトルネック設備利用の同等性＞ 機能分離の趣旨であるボトルネック設備の同等性の確保のためには、「インプットの同等性」についても合わせて確保する必要があると考えます。インプットの同等性については、NTT東西殿自身の内部プロセスに踏み込んで整備する必要があるため、総務省殿においても後述の NTT 東西殿の禁止行為規定遵守措置等報告に加え、以下の項目についても、NTT 東西殿利用部門と接続事業者との間において、十分に同等性が確保されているべきか検証すべきであると考えます。 ・ プロセスの同等性（リードタイム、手続き、貸出条件、フォーマット等）	

意見提出者	該当部分	再意見
	・ 情報の同等性（顧客情報、敷設・工事計画、設備更改等） ・ システムの同等性（システム連携のインタフェース等） 等、	
KDDI株式会社	＜コロケーション、中継DF等のリソース不足の解消＞ 競争事業者がエリア展開や設備更改を行う際、収容局ビルによっては、コロケーションスペースや中継ダークファイバ、電力設備等の空きがない等の理由によって、長期間に渡ってNTT 東・西の設備を利用できない問題が生じています。総務省においては、NTT 東・西に対し、長期間 D ランク（利用不可）となっている収容局ビルについて今後の需要も考慮した上で D ランク解消に向けた設備計画を立てさせるよう、措置を講じるべきです。 また、前述のとおり、同等性の観点から NTT 東・西の利用部門と接続事業者との間で、全局舎の情報がタイムリーに開示されているか、接続事業者は、NTT東・西利用部門と同じタイミングで同じ情報を取得できているか、といった点についても検証が必要と考えます。	各社ご意見の通り、コロケーションスペース・電力や中継ダークファイバにて空きが無い場合は、競争事業者の円滑なネットワーク構築に影響を及ぼすため、昨年開示が開始された「コロケーションスペースの空きが生じる場合の予定時期」に加え、例えば、「設備増設予定の有無」といった、競争事業者の予見性を高めるために必要な情報を積極的に開示することが必要と考えます。
ソネット株式会社	■情報公開／情報更新の拡大、ならびに提供情報の精度向上について (略) ・ 今後の事業展開を計画する上でDランクとなっているコロケーション、中継ダークファイバーなどの設備がいつ増設（解消）されるのか、に関する設備更改情報（予定時期等）の公開 (略)	

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンクB B株式会社、 ソフトバンクテ レコム株式会 社、ソフトバン クモバイル株 式会社	＜アンバンドルの在り方について＞ (略) 第一種指定電気通信設備として指定がされているNGNは、競争事業者の接続を前提とした設備とすべきであり、設備更新をする場合は、事前に関係事業者の意見をこれまで以上に聴取し、接続の容易性への配慮や公正競争の担保が必要であると考えます。 ＜アンバンドルの要件について＞ アンバンドル義務の要件としては、①「具体的な要望があること」、②「技術的に可能であること」、③「過度な経済的負担がないことに留意」の三点が明確に示されています。NGNにおける公正競争環境の発展による、ブロードバンドの普及促進を図る観点から、上記アンバンドルの三つの考え方について、それぞれ以下の観点を踏まえ、NTT 東西殿が適切に対応を行っているかどうかの検証を求めます。 (略)	IP化の進展に伴い、今後、競争事業者のIP網とNGNの接続が必要不可欠となり、なおかつ、競争事業者がNGNを利用した創意工夫あるサービスを提供することが想定されるところです。 このような状況において、アンバンドルが不十分であることにより、競争事業者の事業展開を制限し、結果として、ブロードバンド普及、ICT利活用の阻害に繋がることは避けるべきであるため、ソフトバンク殿が指摘している3要件を満たす機能については、基本的に競争事業者の要望を踏まえて実現すべきと考えます。 また、NGNについては、NTT独自仕様や機器調達を起因として、競争事業者の接続やサービス提供に支障を来した事例もこれまで見受けられているため(加入光ファイバ分岐単位接続、フォールバック問題 等)、今後、NGNに新たな設備を実装する際や設備更改の際には、アンバンドルを前提とした技術仕様とすべきであり、この点についてNTT東西殿が適切な対応を取っているか総務省殿にて検証すべきと考えます。
	(2)第二種指定電気通信設備に関する検証	
	ア 指定要件に関する検証	
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	(略) 一方でイー・アクセスは第二種指定電気通信役務を保有する事業者として指定(以下、二種指定)を受けておらず、接続約款の届出・公表や接続会計の整理・公表義務を負っておりません。なお、両社の間では3名の取締役が兼任しており、上記の通り、二種指定を受けているソフトバンクモバイルと二種指定を受けていないイー・アクセスが、まさにグループ一体経営を行っております。仮に両者	二種指定制度の指定基準については、寡占的な状況を構成している上位3社が、接続協議における不当な差別的取扱いや接続協議の長期化等を引き起こす交渉上の地位の優位性があることを考慮して(※3)、端末シェア:10%に見直された背景を踏まえれば、前回当社意見の通り、指定事業者とは事業規模が異なる当社を指定対象とすることは適切ではないと考えます。 (※3) 電気通信事業法施行規則の一部改正 省令案概要(平成24年5月29日)

意見提出者	該当部分	再意見
	の間で不透明な取引が行われることとなれば、二種指定を受けていないイー・アクセス殿を通じた規制の潜脱に繋がりがかねず、公正な競争が歪められる事態になりかねません。従って、透明性確保のためにもイー・アクセス殿を二種指定すべきであると考えます。また、指定するまでの間はソフトバンクモバイル殿とイー・アクセス殿との間で不透明な取引が行われていないか、審議会等の公の場において検証すべきであると考えます。 従って、透明性確保のためにもイー・アクセス殿を二種指定すべきであると考えます。また、指定するまでの間はソフトバンクモバイル殿とイー・アクセス殿との間で不透明な取引が行われていないか、審議会等の公の場において検証すべきであると考えます。 また、現状、第二種指定電気通信設備制度は、事業者単位の指定により運用されているところですが、事業体が企業グループ単位でシナジーを生かし、競争上優位な立場に立っていることから、同一市場においては、企業グループ単位での規制に見直すべきと考えます。	○指定の基準値の見直し (略) 二種指定設備制度による規律が、接続約款の作成・公表・届出義務等を通じて、接続協議における二種指定事業者の交渉の自由度を制限することから、二種指定事業者の交渉力を低下させ、結果として相対的に非指定事業者の交渉力を高める効果があると考えられる。これを踏まえると、交渉上の地位の優劣の差がほとんど認められない寡占的な状態を構成する上位3事業者間において、当該規律の存否が非指定事業者の交渉力を相対的に優位にする形で不均衡を惹起するおそれがある 以上の状況に対応し、公正な競争の確保を通じて利用者利便を増進させる観点からは、寡占的な状態を構成する上位3位までの事業者に二種指定設備制度の規律を課すことが適当である。具体的な指定の基準値については、上位3事業者を指定可能な、現行より低い基準値に見直すことが適当である。 なお、NTTドコモ殿からは、当社とソフトバンクモバイル殿の間で、不透明な取引が行われる懸念があることを根拠に、当社を指定対象に追加するよう主張されておりますが、このご意見のような規制基準を採用した場合には、制度としての予見性や透明性に欠けるため、政策面からみても適切ではないと考えます。
KDDI株式会社	(略) 事業者間の円滑かつ公平な接続を推進する観点で現行の第二種指定電気通信設備制度を継続する場合には、指定事業者と非指定事業者の間で交渉力の不均衡が生じないようにする必要があり、その点で現行の指定の基準値は適切であると考えます。	
	イ 指定の対象に関する検証	
	(3) 禁止行為に関する検証	
	ア 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制の適用事業者の指定要件に関する検証	

意見提出者	該当部分	再意見
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	(略) また、KDDI 殿の au スマートバリューは、サービス開始後僅か一年余りで 463 万契約(2013 年 7 月30日KDDI殿決算発表)に拡大し、KDDI殿のスマートフォン新規の4割弱を占めるに至っております(同決算発表)。当社は禁止行為規制により特定の電気通信事業者に対する差別的取扱いが禁止されているほか、料金業務の移管に伴う総務省殿からの要請により移動・固定が連携した割引が否定され、事実上提供できない状況にあります。移動・固定の連携サービスの利用者満足度が高いことを踏まえれば、当社の利用者のみ利便性向上が否定されている状態は速やかに解消されるべきと考えます。 (略)	NTTドコモ殿のご意見「NTTドコモ殿の利用者のみ利便性向上が否定されている状態は速やかに解消されるべき」については、NTTドコモ殿がNTT東西殿等と固定・モバイルのグループ連携サービスを提供することを目的として、NTTドコモ殿を禁止行為規制の対象から除外することが趣旨と理解します。 しかしながら、現状、NTTドコモ殿とNTT東西殿のグループ連携が禁じられているのは、当時、独占的な地位にあったNTTを分社化することにより、電気通信市場の競争を創出して料金低廉化、サービス多様化を図ったことが背景であることを踏まえれば、NTTドコモ殿の主張する競合他社との比較におけるお客様利便性に関わることだけをもって、本公正競争レビュー制度の中で制度見直しを求める左記ご意見は適切ではないと考えます。
	イ 禁止行為規制の運用状況に関する検証	

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI株式会社	＜NTT 東・西とドコモとの直接的な連携又は第三者を介してのグループ連携＞ (略) NTTファイナンスの事例は、請求業務を第三者のグループ会社に一本化することによる排他的な連携の一類型であり、今後もこのような第三者を介した排他的なグループ連携が行われる可能性があります。さらに、グループ各社が持つ顧客データベースを統合する等して活用し、競争事業者がビジネス上組むことがあり得ないケースでの事実上の排他的な連携の可能性もあることから、現行の規制の趣旨が損なわれないよう、潜脱の恐れを回避するための措置を予め講じるべきです。 ＜県域等子会社によるドコモショップ兼営＞ NTT東・西本体から電気通信業務の主たる部分を委託された県域等子会社が、NTT ドコモからの受託により NTT ドコモの携帯電話の販売を行うこと(併売)は、それぞれの情報の目的外利用や内部相互補助が行われないとしても固定と移動の実質的に排他的な一体営業であり、禁止行為に該当する行為と考えます。したがって、県域等子会社による NTT ドコモの商品・サービスの取り扱い(ドコモショップの兼営)は禁止すべきです。	KDDI殿、ソフトバンク殿ご意見の通り、「NTTファイナンスへの料金業務の集約」や「県域等子会社でのドコモ携帯電話販売」といった事例は、排他的なグループ共同営業、業務集約化であり、本来は禁止行為に該当する事例が、潜脱的に実施されているものと考えます。 今後も、新たなグループ共同営業、業務集約化施策の実施が想定されることを踏まえ、禁止行為規制を実効的に機能させるためには、例えば、現状本制度の検証結果で「注視事項」とされている事例等に関し、抵触基準(共同ガイドライン等)の更なる明確化を図ると共に、指定対象の見直し(県域等子会社や業務委託先等を指定対象に追加等)を行うことが必要と考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンクB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社	(ア) NTT東西殿の県域等子会社におけるNTTドコモ殿の商品の販売 (略) 従って、当該行為は、電気通信事業法第30条第3項第2号に該当する排他的な一体営業を子会社等を通じて潜脱的に実施しているものであることから、総務省殿は、検証結果を「注視する」に留まるのではなく、監督義務を有する NTT 東西殿に対し、問題の是正措置を直ちに求めるべきであると考えます。	
	ウ 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証	
KDDI株式会社	(略) しかしながら、NTT ファイナンスによる統合請求や県域等子会社によるドコモショップ兼営等NTTグループ間の連携が顕在化しており、第一種指定電気通信事業者と密接に関係がある事業者がこれまで以上に増えている状況にあることを踏まえると、NTT コムのみならず、NTT ドコモも特定関係事業者に規定すべきと考えます。 (略) また、NTTファイナンスについては、昨年の検証結果において、「電気通信事業者ではない NTT ファイナンス等には、現在の事業法においては、特定関係事業者として指定する対象となるものではない。」との考え方が示されているところですが、NTT ファイナンスによる統合請求の事例については、NTT 法、累次の公正競争要件、電気通信事業法等の趣旨を確保する観点から、NTT ファイナンスを介して第一種指定電気通信事業者と密接に関係のある事業者が連携して反競争的な行為を未然に防止するために一定の条件が付与されたと理解しています。	KDDI殿ご意見の通り、NTT東西殿と特に密接な関係にあるNTTドコモ殿は、「県域等子会社におけるドコモ携帯電話販売」の事例に見られるように、排他的な共同営業行為が発生しやすい状況にあることから、特定関係事業者に指定すべきと考えます。 また、KDDI殿、ソフトバンク殿ご意見の通り、NTTグループは今後の市場環境の変化により、新たな営業連携、業務統合施策を行うことが想定されるため、新たな施策の実施が想定される子会社、業務委託先を予め特定関係事業者に指定することや、前回意見書にて当社が主張したように、施策の実施が公になる前に公正競争要件の趣旨を担保する措置(役員兼任・在籍出向の禁止、情報の目的外利用防止に必要なファイアーウォール措置 等)を要請するといった対応(ルール)が必要と考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	これに照らせば、NTT ファイナンスも第一種指定電気通信事業者と密接に関係していると言えることから、特定関係事業者に規定すべきと考えます。 (略) なお、今後もコスト効率化の観点等の理由により NTT ファイナンスの事例のような非電気通信事業者や関連会社等を活用し第一種指定電気通信事業者であるNTT 東・西が関連したグループ連携が行われる可能性があることは否定できないことから、第一種指定電気通信事業者が関連している電気通信事業者以外を活用した NTT グループの連携や業務統合に関係する事業者についても特定関係事業者の対象とすべきと考えます。	
ソフトバンクB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社	後述のNTT グループ統合請求等、NTT グループ企業や代理店を介した事業連携が益々進展しています。当該事象等は、NTT 再編時の趣旨を形骸化させるものである一方、NTT 東西殿に対する禁止行為規制のみでは対処しえない事象であると認識しています。類似の事象を防止するルール策定の他、2014 年を目処に実施される予定の包括検証に当たっては、特定関係事業者制度が現状では十分に機能していないことを踏まえ、脱法的なグループ連携を防止する規制整備等の検討等を行うことが必要と考えます。	
	(4)業務委託先子会社等監督の運用状況に関する検証 (5)機能分離の運用状況に関する検証	
KDDI株式会社	○子会社監督関連 ・監督対象子会社による再委託は、事業法等の規制を潜脱する恐れがあることから再委託先についても監督対象とすべき。	KDDI殿、ソフトバンク殿ご意見の通り、「禁止行為規定遵守措置等報告書(以下、禁止行為規定報告書)」の別添資料3を確認する限り、大半の監督対象子会社が再委託を行っていることから、監督対象外である再委託先等で反競争的行為が行

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンクB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社	1. 電気通信事業法第 31 条第 3 項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項 イ. (3) ・ 監督対象子会社のほぼ全てが再委託となっており、潜脱行為が行われるおそれがある。	われる虞が否定出来ないため、業務委託先子会社の再委託先も監督対象に含めることが必要と考えます。
KDDI株式会社	○社内体制関連 ・ 制定された公正競争等に係るマニュアルや実施された教育研修の内容については、公開されていないため、内容が事業法等の趣旨に沿っているのか、また検証が厳格であったのか判断できないことから公表すべき。 ・ 監査部門は、被監査部門からの独立性が不明であり、検証結果の妥当性が不明瞭であることから、第三者による監査を義務付けるべき。 ・ 監査にあたっては、実効性を担保するため、書面のみならず、立ち入り検査等も実施すべき。 ・ 接続関連情報の適切な取扱い等に関する規程が全て「経営上の秘密等の観点から非公表」ということでは、競争事業者では措置の妥当性の判断ができないことから、NDA を結ぶ等の措置を講じるなどして開示すべき。 ○同等性関連 ・ 申込から開通までの期間(及び開通要員の配置)の同等性、アンバンドル機能の利用条件の同等性等に関する利用部門と競争事業者のデータが、比較可能な形で公表されておらず、同等性が確	KDDI殿、ソフトバンク殿ご意見の通り、禁止行為規定報告書の内容については、一部が公表されておらず、競争事業者側からNTT東西殿が実施した措置の適正性や実効性が把握出来ない点があるため、報告書の内容は可能な限り開示すると共に、総務省殿の検証結果についても合わせて公表する必要があると考えます。 なお、競争事業者がNTT東西殿の措置内容の適正性や実効性を把握するに当たって、必要な情報の開示が不十分な場合には、第三者機関による監査や総務省殿による立入調査を実施し、結果を公表することも視野に入れるべきと考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	保されているか判断ができないことから、NTT 東・西利用部門と接続事業者とを比較した様々なデータを検証対象とし、公表すべき。 現状、例えば、回答納期等の手続きについては平均日数を用いて同等性を検証しているところ、回答までにかかる日数の分布状況やエリア別等多角的に同等性を検証すべき。 ・コロケーションや中継ダークファイバの利用ルールや設備構築情報の扱い、加入電話番号ポータビリティの運用見直しに関する情報について、同等に情報開示がなされているのか、判断できないことから、当該情報についても検証の対象とすべき。	
ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社	<NTT 東西殿の禁止行為規定遵守措置等報告について> (略) また、現在当該報告書において非公表となっている情報については、すべてが経営情報にあたるものとは考えられないため、可能な限り公表する等その範囲について再度検討が必要と考えます。 (略)	
	2 日本電信電話株式会社に係る公正競争要件の検証	
	(1)検証の対象	
KDDI株式会社	<NTT 東・西とドコモとの直接的な連携又は第三者を介してのグループ連携> (略) 本施策により NTT グループ一体化の動きが既成事実化することは問題であり、今後新たに公正競争上問題のある NTT グループの統合等に係る施策が実施されることのないよう、公正競争環境確保の観点からより厳格なルール運用を行っていくべきです。 (略)	「NTTファイナンスへの料金業務の集約」については、NTTグループ各社が制度上の整理が不透明なまま利用者周知等の準備を進め、施策の実施が既成事実化したことが問題であり、今後も同様に、NTTグループ各社がなし崩し的に業務統合や、共同営業を実現することにより、各社が指摘する通り、事実上のNTTグループの再統合を招くことが懸念されます。 今後も、新たなグループ共同営業、業務集約化施策の実施が想定されることを踏まえ、移動分離要件、NTT再編成等の累次の公正競争要件の実効性が担保されるよう見直すことが必要であり、包括的検証においては、将来的な市場環境の変化や

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンクB B株式会社、 ソフトバンクテ レコム株式会 社、ソフトバン クモバイル株 式会社	(イ) NTT グループ統合請求 昨年度より、NTT グループの料金の請求・回収業務等の統合が開始されています。本施策の問題点は、NTT グループの延べ 1 億 3 千万人に上るユーザ、合わせて 8 兆円を超える料金債権が NTT ファイナンス殿へと集約されることであり、また、NTT 持株殿の元に「ヒト・モノ・カネ・情報」というグループの経営資源が統合され、NTT グループの組織の再統合・独占回帰をより加速させることにあると考えます。 (略)	NTTグループの業務形態を見据えた検証を行い(例えば、今後想定される業務統合、営業連携の洗い出しを行うなど)、その上で各種公正競争要件の抵触基準の明確化や、適用対象の見直し(子会社や業務委託先等の追加)を実施する必要があると考えます。
株式会社ケ イ・オプティコ ム	① NTTグループ各社の料金の請求・回収業務の統合 NTTファイナンス殿を通じたNTTグループ各社の料金の請求・回収業務の統合は、指定電気通信設備規制や禁止行為規制等の公正競争要件に関する各種規制を形式的にはクリアしつつも、自らの論理によってグループ連携を進めていることが根本的な問題であり、市場におけるNTTシェアの高止まりの主因でもあります。このことは、これまで積み重ねられてきた、移動体通信業務分離やNTT再編の趣旨を逸脱して、なし崩し的にグループの再統合、独占への回帰を図るものです。 (略)	
	その他	
DSL事業者 協議会	昨年度の「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見募集」において当協会から指摘させていただいたNTTの工事会社と名乗る会社(東日本エリア)から「近日NTTのメタルケーブルを撤去するため、光回線に変えないと電話が使えなくなる」という虚偽の説明により営業を行なっている事例については、「営業マニュアルを策定の上、研修等を通じて適正な営業活動	DSL事業者協議会殿が指摘する事例が事実である場合、明らかに第一種指定制度の対象であるNTT東殿による反競争的な行為であると考えます。 特に、NTT東殿が上述のような反競争的行為により、接続事業者のDSLユーザを自社のFTTHへ乗せ替えることを進めることは、DSL事業者にとって、今後の経営に多大な影響を及ぼすと共に独占回帰をもたらすため、極めて問題視すべき事例と考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	に関して指導徹底をするとともに、場合に応じて契約解除を行う規定を設ける等、販売代理店に対して厳格な対応を実施しているとしている。」との報告をいただいておりますが、今年度も同じ虚偽説明と思われる事例がありました。適正な営業活動に関する指導の更なる徹底をお願いするとともに、実施状況の報告など、第三者が検証できる対応を行う必要があると考えます。	従って、総務省殿は本事象について、NTT東殿の報告内容の検証に留まらず、徹底的に実態調査を行い、事実である場合には厳格な改善措置を講じる必要があると考えます。

以上

意見書

平成25年9月24日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 100-0005
東京都千代田区丸の内1-8-1
住所
氏名 株式会社 ジュピターテレコム
代表取締役社長 森 修一

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する再意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

株式会社ジュピターテレコム

意見提出者	該当部分	意見
西日本電信電話株式会社殿 (以下「NTT 西日本」殿とい います)	【加入光ファイバについて】 ・加入光ファイバについては、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。 ① <略> ② 現に、光ファイバについては、電力会社殿が当社の約2倍の電柱を保有しており、電力系事業者殿は相当量の設備を保有する等、当社と健全な設備競争を展開しており、CATV事業者殿も、通信と放送の融合が進む中、電力会社殿や当社の電柱を利用して自前アクセス回線を敷設し、過去10年間で契約数を1.8倍の 2,865万世帯(平成25年3月末。登録に係る有線電気通信設備によりサービスを受ける加入世帯数、再送信のみを含む。)に増加させていること。これに関して、平成22年度の「光の道」構想に関する意見募集に際して、ジュピターテレコム殿からも、「ケーブルテレビ事業者は、線路敷設基盤を保有しない状態で、今まで設備競争を行ってきた。体力のある通信大手キャリアと異なり、規模の小さいケーブルテレビ事業者が、一社一社	左に転記のとおり、NTT 西日本殿は、弊社が平成22年度の「光の道」構想に関する意見募集の際に応募した意見の一部を抜粋され、「加入光ファイバについては、ボトルネック性がないこと」を証明する根拠の1つにしておられます。 NTT 西日本殿が抜粋された記述は、確かに当時弊社が述べた意見の一部ですが、この意見は、前後の文脈はもとより当時の意見書の背景を含めて引用いただくべきものと考えます。即ち、設備競争に対し消極的な意見がある中での議論において、弊社が申し述べたのは『公正な設備競争を軸とし、適切なサービス競争を組み合わせ実現すべきである』という意見です。 抜粋された記述の前後では、『なお、設備競争と両輪であるサービス競争については、公正競争促進の観点から、ボトルネック設備所有事業者の影響抑制のためのドミナント規制の堅持及び強化(活用業務や目的達成業務の見直しなど)、総合的な市場支配力への対応の検討が必要と考える。』 『当社としては、設備競争促進としての設備競争への通信事業者の参入の呼び水となるような各種施策の充実(線路敷設基盤の借用の簡略化など)や、サービス競争促進としてのレバレッジの抑止も

	のカバーエリアは狭いながらも業界全体で世帯カバー率88%まで設備を整えられたことは、電気通信業界において、設備競争をより活発に行うことが可能であることの証明であると考える。」といった意見も提出されており、線路敷設基盤を持たなくても、意欲のある事業者であれば、当社や電力会社の線路敷設基盤を利用して自前ネットワークを構築することは十分可能であること。	含めたドミナント規制の強化及び総合的な市場支配力への対応検討など、効果的な政策の検討を改めて要望する。』と申し述べております。 そもそも弊社は、当該意見書の中で、『サービス基盤未整備エリアの基盤整備については、採算性等の問題から、民による整備は困難であるため、総務省主導による「ブロードバンドゼロ地域解消」にて実績があり、実現可能性の高い「公設民営」等の検討・導入を要望する』等とも述べており、自前でのネットワーク構築が全ての場合において可能であるとの立場は取っておりません。また、（一社）日本ケーブルテレビ連盟殿等も、線路敷設権や電柱・管路の利用については意見を申し述べており、設備競争が対等な状況で行われているとは必ずしも言えません。 以上のとおり、今回の NTT 西日本殿の抜粋は、弊社が当時申し述べた意見の本旨を正確に反映したものではないと感じておりますので、弊社意見を根拠とされることには違和感を禁じえません。
--	---	---